

上下に横たはりたる木有りて、絲の懸る可き所有るを以てなり、人の業に力を盡す事を稼ぐと云ふなども物に係列ふ謂にて皆同言なり、然る時は此作持は右等の具の如く稻の末に掛くる料に作る事なりけり、持之は其加世比より承けて加世具と云ふ事次に其縁語以て云へる例是なり、此字續紀天平七年に持槍と有るには、弄字の如く訓めるを、名義抄に搦持の三字を擧げて下に俗弄字と注し、母氏阿會夫とも、比佐久流とも、佐豆久とも、那具流とも、氏字知麻布又氏字都又氏須流とも、美自加志とも、久陀久とも訓みて、此に其の訓無しと雖も加世具は其の蝗を棒以て掛けて取り散らすを云ふなりけり、以其葉掃之は、後拾遺集に、六月被を詠める和泉式部、「思ふこと皆盡きねとて麻葉を、切に切りても被ひつるかな」と有りて、解除に麻葉を用ふると事は別にして拂ふ意は同じきなり、以天押草押之は、本草和名又和名抄に玄參一名重臺（和名於之久佐）と有る是なり、以烏扇扇之は、右同書に射干一名烏扇云云、和名加良須阿布岐と見えたり、右の如くにて一は掛け一は掃ひ一は押し一は扇ぎて其蝗を出去らしむるにて、此は同じく禁厭の一種なる事、後に傳二十七に注せるを以て明らかき者なり、（故に今も然物爲たらむには決めて其驗なむ有るべかりけるを、人心狡意に成り竟てければ、此にても其蝗の亡るや亡ざるや疑有りて物爲たらむには、如何なる神方奇術たりとも其應驗無かる可きを、唯邊僻の老農などならでは出来まじき事なり、今世にも此傳の遺れる國有るや、甚床しき事なり、）如此不出去者とは、上なる四の事を成して必ず正に徵驗有るに究まりたる事なる故に若字を上置き置くなり、然して、以牛穴置溝口と云ふは、稻莖に已に喰ひ入りたるは打ちても掃ひても押しても扇ぎても盡す可からざるなり、此を以て

此神策を設けさせ給へるにて、牛穴を以て溝口に置くは、其膏を水と共に流し入れて蝗を殺し盡させ給はむとの御事と聞ゆ、今は蝗の時に當りては鯨油を少か濯ぎ入れて其油氣の水に浮ぶ時は必ず其氣の稻莖へも深互りて死盡ると云へるに思ひ合す可し、然れば此事も術にして上なる例なるにこそ有らめ、次に作男莖形加之と有るは、牛穴は全く蝗を殺す事なるを、此は下に是所以厭其意也と注せるを以て思ふに、其の心と云ふは御歳神の御心なる可し、元來此蝗はしも其の御怒に由りて起れるものなりければ、其を治め給ふ神も御年神より外に在ならむを、其神をしも和まする所作にて、天鈿女命の掛出胸乳、裳緒忍垂於富登也と云ふと其意必ず相似たる可し、然れば此は上件蝗を拂ひ殺すとは異にて、今も其放てる神の有るを笑ひ和ませ奉りて除き去らしむるを云ふ事右の注文を以て知るべし、以葦子蜀椒吳桃葉及鹽班置其畔と有るは、此物共は甚く蝗には害有りて年穀の爲に大に利用を成す物なる可き事、下文に見合せて曉る可し、葦子を古語以葦曰都須は、本草和名に葦苳子、和名都之太末と見え、和名抄には葦以一名芋珠（和名豆之太萬）と有る是なり、然れば都須とも都之とも云ひけるなり、蜀椒は本草和名に蜀椒、和名布佐波之加美と有る是なるが、其を那流波之加美と云へる、共に草根の生薑に別けて房薑又生薑とも云ひて其實を以て云ふ稱なり、吳桃葉は同書に胡桃、和名久留美と有る是なり、班置其畔は、上なる牛穴には男莖形を加へて一に溝口に置くべし、此なる四種物は處々に班ちて其畔に置くべしとなり、如此く大地主神の御田を營らしむ時、一度過またせ給ひて田人に牛穴を令食給へるより、御歳神其御怒を成し給ひ、其御怒に依りては奉謝る道定まり、其に就きては其蝗を除きて全稔を得べき神教を此に得

させ給ひて、天下に示し後世に傳へさせ給へるなむ甚も々々辱く尊き御事なりける、(楮右に作_二男莖形_一加之と云ふ事に就きて國々に然る事もや有ると尋ね見るに、今も出羽國莊内の邊にては男莖形を石にて造れるを田畔に立て置く所此彼見たりき、土俗に問ふに其故を知らずして唯梵天を云ひて祭るめり、其は印度にて此天を祀るに男莖形を造り立て神體と爲る由佛祖統記などに見えたり、其を取りて僧徒の號けたる者にして云ふにも足らざれども、土俗の其を田畔に立て祭り來れるは此の故事に由有りて最尙ぶ可き事なり、又其國には大物忌神社御在し坐す、是豐受大神に渡らせ給ふ事傳十二卷に注せるが如し、然るに例年二月九日に其神の石礎を降らせ給ふとて人皆山に入る事を憚りて物爲さる事なるが、山にも限らず人家にても其の蜀椒木に多く立て有る事なるは此に由有りげなる事なれども、未だ思得ずと雖も此山頂に蝗穴と云ふ有りて大なる巖窟の有るに、其所在は四時共に雪の中なるに其蝗の集き居る事甚奇しきを、六月七月には人も登る事なるに、其穴に蝗の多かる年は里に少くて全稔を得るを、山に少き時は決めて里には蝗多くて凶年なりと云へり、所以に近國の百姓共多く詣て年穀を祈り、其蝗穴にては紙を小さく割て唾にて粘付くれば大いに其禁厭と成る事なりと誰も知りて爲る事なるは、必ず其大神と此神とは御力を合せさせ御在し坐す由縁有りての御事なるにこそ、是今神祇官以_二白猪白馬白鷄_一祭_二御歲神_一之縁也と有るは、祈年祭の起源此に始まれる事を明せる文なり、其は四時祭式に、神祇祭神七百三十七座(中略)右神祇官所祭幣帛一依_二前件_一云々、太神宮度會宮各加_二馬一疋(籠頭料庸布一段)御歲社加_二白馬白猪白鷄各一(下略)と有りて、伊勢神宮に亞ては神名式に謂ゆる大和國葛上郡葛木御歲神社(名神大、月次新嘗)と有る、此社

の幣帛の事を沙汰し申させ給ひ、祝詞式には其祈年祭詞有りて、此神に申す詞をしも皇祖天神の甚止事無く御在し坐すよりは其先に引き出で擧げられたるも、其祈年の年は此の大年、御年、若年三神の皇御孫尊に依し奉り給ふ年を祈はせ給へる由なれば、此神に就きて起れる祭なる事申すも更なり、故に其始はしも此に大地主神の定めさせ給ふ所なるが、國避の御時にこそは皇祖天神の御許に聞えさせ御在し坐したりけらし、其詞に、高天原_神留坐、皇陸神漏伎命神漏彌命以、天社國社_神稱辭竟奉、皇神等_能前_爾白久、今年二月_爾御年初將賜_登爲而云云と有るを、其辭別の中に、故皇吾陸、神漏伎命神漏彌命_登皇御孫命_能宇豆乃幣帛_乎稱辭竟奉_久登宣と有りて、此にては高天原より行ひ定めて事依し奉らせ給へる趣なり、故に思ふに崇神天皇六年御紀に、先是天照太神倭大國魂二神并_祭於天皇同殿之内と所見たるは、傳二十七に注せる如く、右の注進狀に以_二八握嚴稻_一爲_二神體_一と有る神體も、共に天上より天降らせ給へる任に天皇の御許に御在し坐しけるを、其主神の御名をのみ擧げられて從祀の方は漏らされたりけむ事、右に天照太神と申すも八咫鏡、草薙劍にて御在し坐すに等しく、此大倭大神も國避の時に奉らせ給へる謂ゆる瑞八坂瓊と廣矛との二種なるに、大地主神の當昔御田を營らせ給ひし時に、彼の御歲神を奉謝らせ給へる其田に得させ給へりし八握嚴稻を神體と定め、又其祭の式をも其故事を述べて奏させ給へりけむを、皇祖天神の御許より天璽の三種神寶に取り副へて天降し奉らせ給へりけむと、其有りつる事實を約て然なむ思ひ取らるゝなる、神名式に大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座(並名神大、月次相嘗新嘗)と有る是なり、然れども、此にては御年神は相殿神にて渡らせ給ふが故に、此大地主神の定めさせ給ふ所の神祭其外凡ての事共

は葛木に御在し坐す方にて上古より執り行はせさせ給ひけり、(先には天孫降臨章第二一書に、天照太神勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒と有る穗ならむと思ひしかども、其は天上より持ち降らせ御在し坐して始めて此天津神種をしも播殖せしめ給ひ、大八洲の國內悉に瑞穂國と成し給へるなれば、今天下に在らゆる稲穂の祖穗なりと思ひければ、右の御年神の神體なるとは異なる可し、農人袋と云ふ物に「昔二柱の御神に天兒屋根命附添ひ給ひて、三神天より日向國高千穂の女岳男岳に降らせ給ひ田を開き稻を植始給ふ、男神の開かせ給ふ稻田をば神田と云ひ、女神の開かせ給ふ田を新田と云ひ、天兒屋根命の開かせ給ふ田を眞田マコダと云ふ、此地は水甚遠かりしかば三神御劔にて岩角を突き給へば、清水涌き出て井と成れる、其水を引きて植ゑ始め給ふに依りて三田井村と云ふ、日向國臼杵郡高千穂に在り、云々」と有る、此二神を二柱御祖神の御事に云へるは本より誤なる事論を待たず、此男女二神は瓊々杵尊、木華開耶姬命二神の御事に御在し坐すべし、本宮は謂ゆる諸縣郡の高千穂宮なれども、此處に行幸して御田を佃始めさせ御在し坐しける古傳の此に在りて云へるなる可ければ、右件は唯土人の傳ふる所と雖も據有る事にて甚謬かりければ因に云ふのみ、) 神名式に大和國葛上郡葛木御歲神社(名神大、月次新嘗)と有は、右に引ける四時祭祀に謂ゆる御歲社はなり、名神祭條に葛木御歲神社一座と有れども、大年神、若年神なども同じ御功用に御在し坐すと云ひ、御父子の御間に御在し坐せば共に鎮り坐す御事と見えて、其祈年祭詞に御年皇神等前前白久、皇神等能依依志奉者、奥津御年乎、手手拔水沫畫垂、向股泥畫寄氏、取作奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依依志奉者、初穗乎渡千穎八百穎爾奉置氏、甕間高知甕腹滿雙氏、

汗爾母穎爾稱辭竟奉者、大野原爾生物者甘菜辛菜、青海原住物者、鱈能廣物鱈能狹物、奥津藻菜邊津藻菜爾至氏爾、御服者、明妙照妙和妙荒妙爾稱辭竟奉者、御年皇神能前前白馬白猪白鷄、種々色物乎備奉氏、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と所見たる、是を以て幾座も並び御在し坐す事を明らかめ奉る可し、記傳十二(三十八丁)に「上文に御年皇神等前前白久と有るは、祈年祭に預り給ふ諸社を都て云ひ、下文に御年皇神前前と云ふは、御年神一社を云ふなり」と云はれたれども然らず、佗處に祀れるをも此社に於て祭らせ給ふと云ふ事は例無き事也、故に此上文に皇神等と有るは、其の大年、御年、若年等の三神に年を祈り給ふが故に此を合せて申し、下文に御年皇神と云ふは右に引ける古語拾遺の故事は唯一神に係れるを以て皇神等とは申さざるなり、文を讀み下して辨ふべし、神階の御事は文徳天皇實錄に、仁壽二年夏四月丁酉庚申、加大和國御歲神從二位と有るを見れば、其以前に已に其御事の御在し坐しつるを略き載せられざるなれり、同年冬十月癸亥朔甲子、加大和國御歲神正二位と見え、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國正二位葛木御歲神從一位と有り、大倭神社注進狀に、新國史曰、寬平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社各位一階と有る、此員に加はらせ給へらむには此時正一位の極位には進ませ給へるなり、其貞觀八年二月十二日己未神祇官奏言、大和國三歲神由無神主而新置之、致崇答實由之、仍更停止焉と云ふ事所見たり、此に説有り、傳二十八三歲祝の下に云ふべし、又神名式に同國高市郡御歲神社(銀鞞)と見えたる、此は其別社などにこそ、(諸右の葛木御歲神社は大和志に在持田村東と云へり、或は森脇村なりとも云へれども、其地に御在し坐すは謂ゆる葛木坐一

言主神社にて別なり、予三四度詣奉りて見奉るに、實に持田村東に立たせ給へるぞ今も御歲大明神と稱へ奉りて御社は北向にや有らむ、後には山有りて樹木神さび、前には小川流れて水甚清らかにして神境とも謂ひつ可き宮處の狀なり、又村名を持田と云ふは大地主神の御田營らし、由などに依りて貴田と云ふ義には非ざるか、其は地神本紀大己貴神兒味鉏高彥根神の下に、坐倭國葛上郡高鴨社、云捨篠社と有る、捨篠は彼の篠竹如るを捨て給へるかとも思ゆればなり、上に注せる和泉國和泉郡聖神社は此神と同神と思しきを、信太社に坐すも篠田と聞ゆるなど考へ合す可し、如何にしても此の葛木御歲神社は中古より祀へる者とも見えず、正しく神代の御迹にて大地主神の始めて祭らせ給へりける御社とこそ甚尊く可畏く所思ゆる御事なりけれ、又記傳に云はく、「同紀に妹高照光姫大神坐倭國葛上郡御歲神社」と云へるは、式に鴨都波八重事代主命神社、次に葛木御歲神社と竝べる故に、事代主命の御妹神を推し當てに當てたる者にて例の妄事なり、努々迷はさるゝ事勿れ」と云はれたるは實に然る事なりと雖も、其神を御歲神と申すには非ず、其御歲神社にも從祀として御在し坐すと云ふ可ければ、必ず見るべき心得有るべき事なりかし、次を見よ、又神名式に、飛驒國大野郡水無神社、大同類聚方に、飛太藥、大野郡水無神社御歲祝之所傳云云、大己貴命所授也と所見たる、是其祭神御歲神に御在し坐す證なり、且傳二十八に注せるが如く、姓氏錄(未定雜姓大和國)に、三歲祝、大物主神五世孫、意富太多根子命之後者と有れば、右の御歲祝も本より同族なりければ、大己貴神の神方を傳へけむは然も有りぬべき事なるにこそ、楮水無をば本に美豆那志と訓み附けたれども、美那志にて實生と云へる社號にや有らむ、飛驒は山中幽僻の地にして今だ

に稻穀は少き國にし有りければ、上古に大己貴神と相共に御在し坐して稼穡を其國に始め給へるなどには非じか、一宮記に大己貴命兒御歲神也と有れども、此神は大年神の御子にこそは御在し坐しけれ、右の飛太藥などの傳記を惡しく思ひ違へたりけるにこそ、神名帳頭注には、大己貴命女高照光姫命、母高津姫、大和國葛上郡御歲神社同之と云へれども、其は地神本紀に依りて誤れる者なり、但下照姫命に亦名飯豐命と申す御名御在し坐すは、傳二十八に注せるが如く飯田を饒かに爲させ給へるにて國作の謂なれば、必ず御歲神に從ひ奉らせ御在し坐して、何方にても其從祀と成り給ふ御事なるが故に、右の如き混れ共は有るなりけらし、抑此御歲神はしも上に古語拾遺を引きて注せるが如く大地主神の祭らせ給へりし神にこそ御在し坐しけれ、其神の御子と申すは甚當らざる事なり、清和天皇實錄に、貞觀九年十月五日授飛驒國正六位上大歲神從五位下と有るも由有りて聞ゆるをば如何に爲む、但大己貴神も此國に由有る事は、和名抄鄉名に大野郡三枝(佐以久佐)阿拜(阿波)と有るは、神名式に大和國添上郡率川坐大神御子神社三座率川阿波神社見えたるを、大三輪神三社鎮座次第に率川社を春日三枝神社と書し、大倭神社注進狀には阿波社を三枝御子社と有るをも思ひ合す可し、又其率川社には狹井神(大己貴命荒魂大國魂命)も御在し坐す由、上韓神の下に已に註せるを、同書に倭大國魂神亦曰大地主神と有れば、愈其水無神社に坐すは大年神の御子御年神に御在し坐せる證とは成れる者なりかし、又三代實錄に、貞觀十五年八月四日丙申授飛驒國從六位上氣多若宮神從五位下、同十七年十二月五日授飛驒國正六位上木母國津神劍緒神并從五位下、元慶五年十月九日甲申授飛驒國從五位下氣多若宮神從五位上、正六位上賀茂若宮神從五位下と有りて、

此度は水無神と共に預り給へるは其從祀などにやらむ、若て此氣多神は大己貴神に坐し、國津神も決めて同神に渡らせ命ふ可き事傳二十七に云へるが如く、又其賀茂神は事代主神に坐すなど、上件云へる事共に思ひ合す可くなむ、若て水無神の神階は三代實錄に、貞觀九年十月五日授_三飛驒國從五位下水無神從五位上、同十年七月二十七日戊午授_三飛驒國從五位上水無神正五位下、同十三年十一月十日授_三飛驒國正五位下水無神正五位上、同十五年四月五日己卯授_三飛驒國正五位上水無神從四位下、元慶五年十月九日甲申授_三飛驒國從四位下水無神從四位上、と所見たり、斯れば御年神を齋奉る神社の中には、右の葛木御歲神社に次ぎて尊きは此水無神社になむ御在し坐しける、(斯れば此御年神をしも地神本紀に謂ゆる高照光姫命と思ひ誤る事は、上古より率川神阿波神等の御在し座せる因に其女神も御在し坐せるを以て、女を刀自と云ふを一に混らして即ち其神と傳へたりし者なめり、此御社今も大野郡位山の麓に立たせ御在し坐せる、其地を宮村と云ひ其川を水無瀬川と云ふを又宮川とも云へる、其川邊に御社有りて位山に向へりと云へり、倭國造本紀に、斐陀國造志賀高穴穗朝御世尾張連祖瀛津世襲命孫大八埵命定_三賜國造と有るに、續紀に、天平感寶元年閏五月癸丑飛驒國大野郡大領外正七位下飛驒國造高市麻呂授_三外從五位下と有りて、此郡に土著せる人なるに、天孫本紀に玉勝山代根古命山代水主雀部祖と有りて、其大八埵命の父彥與會命の兄なり、和名抄郷名に山城國久世郡水主と有るを、今は乙訓郡に入りて水無瀬と云へる是なり、此を以て見る時は、其國造の初めて任國に赴かれし時に山城國の地名を移せりとも云はゞ云はる可き狀なれども、其は水主と水無と似たる事の一に集れるにこそ有りけれ、此は必ず御年神の御在し坐すに因れる地名と聞ゆ

れば然は云はるまじき狀なり、) ○天知迦流美豆比賣は必ず大年神の后神には御在し坐さずして外より事の混れたりし者と所見たり、其故は大年神の御子に御年神坐せり、下に所見たる若年神も其徳を亞ぐ時は必ず御年神の御子に御在し坐すは得有るまじき理なるに陀神の御子と有り、又上に引ける古語拾遺に御歲神之子と云ふ文有るに、古事記は更なり地神本紀にも共に其神の后神を載せられず、又其御子神を擧げられざる事甚々不審しきに就きて思ふに、下に羽山戸神娶_三大氣都比賣神生子若山咋神、次若年神、次妹若沙那賣神次彌豆麻岐神、次高津日神、亦名夏之賣神、次秋毘賣神、次久々年神、次久々紀若室葛根神と見えたる、此羽山戸神の御子等の御名を説き見るに、御年神の一年を所知看す御功用を春夏秋冬の四に割みて各持ち別けさせ御在し坐す狀にして、如何に見ても御年神ならぬ神の御子としては甚似著はしからざる事なり、故其若山咋神は大山咋神に對へるにて、大國魂神、稚國玉神の例も有れば此は大山咋神の御子なる可し、若年神は本より此御年神に對へる神にして、次々の例を以て云ふ時は后若沙那賣神と共に春を司る神なり、次に彌豆麻岐神は田に水を引_引する神にて、后神夏之賣神と共に夏を司る神なり、秋毘賣神は稻の熟_熟らめる事を知りて秋を司る神なり、久々年神は地神本紀には多年神と有るに依らば晚稻は冬に至りて成熟る者なれば其事を司る神と聞え、久々紀若室葛根神は家を結ぶ葛藤の神なり、此は冬に至りて取り收めて年中に用ふる者なれば、此二神を合せて冬を司る神と云ふとも強説には非じかし、如此く稻穀の成り始まるより成り終る間の季節に當りたる神をしも陀神の御子とは思はれざる事なるに、心を定めて此を考ふるに、羽山戸神の山戸は上の大香山戸臣神の下に注せるが如く山區にて、青垣山隠れる國秀を云ふ

稱にして、其國秀とは田地の多くて稼穡の繁き處の事なりければ自然に御年神の義にも適へるを以て見る時は、羽山戸神は此御年神にして右の羽山戸神の御子神等は古語拾遺に謂ゆる御歲神之子と云ふ是なりけり、(又其の羽山戸神の後神に大氣都比賣神と申す、其は保食神の亦の御名にも有りて、謂ゆる大御饌都神に坐すが、其と御同名の神に娶給へるも御年神にして甚祥はしき事なり、此に就きて思ひ出けらくは、予が本生國にて正月に常に祀る御年様と云ふは、元日より十五日迄棚上にて祀れるにて、其九日に神籬を立て祀るを殊更に山年様と云ふ事なるに合せて、越後、出羽の國にて春二日の頃田神祭と云ふを物して家毎に祝ふ事なるが、土人の云へるは、山神と田神とは一にて春に至れば山神は田神と成り給ふと云ひ、又冬に至りて田地を刈り畢れば十月の頃又其祭を爲して祝ふ事春に同じきを、今度は田神が山神に成り給ふと云ひて春は迎へ冬は送る事なる中に、田神と山神とは一神にて時節を以て其所在を易へ命ふ由なるも、此に又少か思ひ合されてなむ所思ゆる、) 偕天知迦流美豆比賣神は其羽山戸神に御母ならざる上は大年神にも后神ならぬを、何れよりか混れ來つらむと情思ふに、此に生み坐すと云ふ大山咋神はしも下に論め定むるが如く大己貴神の御子事代主神の御事なるが、此の第六、一書に謂ゆる三島溝咋姫と申すは大山祇神の御女にして、其御母は大山罪御祖命亦名高靈神に御在し坐す事、已に傳八、九、廿一に註せるが如し、偕此の天知は記傳の訓の如く阿米志流なるは然る事にて此は雨知の義なり、迦流美豆は驅水にて宇宙の水を驅り聚めて雲と成し雨と降らせ給ふ由なり、此言を説き得て見る時は、四神出生章第六、一書に靈此云於箇美と有るは大驅水の義にて、萬葉二(十二丁)に天皇の吾里爾大雪落有、大原乃、古爾之鄉爾、落卷

者後と詠ませ給へる大御歌に和へ進らせられて、夫人の吾崗之、於可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武と詠ませ給へる如く、此神は雨を掌る神にて御在し坐す義に大いに合へる者なり、此を以て此の女神をしも此に取らざる事なり、此彼と引合へる事共に思ひ合さば思ひ半に過ぎなむかし、(記傳に「天知は彼の天飛雁と云ふ意以て地名の輕の枕詞に天飛やと置けると同意にて、輕は大和國高市郡輕に因れる名にや、然らば美豆は稱名にて美豆々々しき意なる可し云々」と云はれつれども、此に甚く混れ有るに未だ思ひ及ばれざりし説にて叶はず、凡て上古の神等は其行事を以てこそ御名には負はし給へりけれ、地名を以て御名と爲るは大物主神の疫氣を鎮め給ふ御靈を大和國添上郡に祀りて世に名高き故に會富理神と申せる如きは、後に云ふ伊勢神、出雲神の如くにて、其は御名に非ずして其所在を指して申せる者なり) ○奥津日子神奥津比賣命の奥は宅内の奥是なり、津は例の之に通ふ是なるが、予が常に云ふ處の義なり、家にも奥と邊とを云ふは、海宮遊行章第八、一書に、乃設三床請入、於是天孫於邊床則拭其兩足、於中床則據其兩手、於内床則寬坐於眞床覆衾之上と見えたる、此内床即奥床の事なるは、萬葉十三(二十五丁)に、奥床仁、母者睡有、外床丹、父者寢有と有るを以て知るべし、偕竈神に宅の奥を云ふは古も今も然る事にて、人の出入する南面の端方に置く物ならざればなり、四神出生章第六、一書に吾已滄泉之竈矣と申し給へる事有るも、其奥まり處に竈は有る物なればなり、推古天皇の大御名を豐御食炊屋姫尊と申し奉れるも御食を炊ぐ處を以て稱へ奉れるが、其も奥深き處の稱ならずは女帝の御名には似氣無きを思ふ可し、次に此者諸人以拜竈神者也と有る竈神と申すは、其物を直に指し附けて云ふ稱なるを、此は其竈を宅

内に居え置く所を以て御名に負はせ奉れるなりけり、神名式に能登國鳳至郡奥津比咩神社邊津比咩神社有れども、其は謂ゆる瀛津島姫命、邊津島姫命の御事にして、海の瀛と邊と其相對へたる御名にして、此とは別神に御在し坐す事傳十三に云へる如くなれば、此に竈神を宅の奥を以て稱へ奉れるとは本より同じからざる者なり、(又記傳に、「奥津は地名か、古今集に、貫之が和泉國に侍りける時に倭より越詣で來て詠みて遣しける、藤原忠房、君を思ひ沖津の濱に鳴く鶴の云々沖津濱、或書に和泉郡に在りとも日根郡に在りとも云へり、是か、和名抄に彼の國和泉郡輕部郷有るも御母の名に由有り、云々」と云はれたる事なれども、此程の神名は行事を以てこそは負はせ奉れ、地名を用ふる例無ければ然は云ふべからざるなり、予先に思へらくは、古今集物名於伎比を、「流れ出づる方だに見えぬ泪川、沖干む時や底は知られむ」と詠める於伎比は煨火と云ふ事なるが、説文に煨盆中火也と注せる如くにて煨を主り給ふ由ならむかとも思へりしかども、竈は柴薪を以て焼くこそは常なりけれ、煨火を用ふる事無ければ甚く強説にて有りけりと今なむ恥づる事なりける。) ○大戸比賣神女神にのみ此御名を負ひ給ふ可き由無ければ男神にも大戸日子神と申す御名も御在しけむが脱けたる可き事、右に奥津日子神次奥津比賣命と相并びて同じ御名なるを唯日子比賣を以て別てるに思ひ合す可し、記傳十二(三十九丁)に「戸は濁音に幣と訓むべし、幣は竈の事なり、和名抄河内國河内郡に大戸郷有り、姓氏錄(河内國皇別)大戸首の下に河内國日下大戸村と有るは此郷の事ならむ」と云はれたるは、大戸を意富幣と訓むべき證例なり、又其六(七丁)黃泉戸喫の下に「書紀に塗泉之竈此云譽母都俳遇比」と有り、閑とは即ち竈の事なり、戸字を書くは竈を本にて民戸をも然云ふ故なり」と云はれたる、是戸は竈なる證據なるなり、播磨風土記に安栗郡飯戸阜大神占國之時、炊於此處、故曰飯戸阜、阜形亦似糟箕竈等」と有る戸も竈なる事、次に炊此處の文にて知らる、偕其より轉りて物を煮炊ぐ器をも閑と云へるにや、神武天皇己未御紀に天皇嘗其嚴釜之糧」と有るも、嚴釜にて齋ひ炊きたる糧を聞食し、由なる事、出雲神賀詞に、伊豆能眞屋爾龜草乎伊豆能席登刈敷支天伊都閑黒釜之と有るは、清淨なる兩阿に龜草を敷きて忌み隠り居て嚴釜の尻の焦げ黒み勝る迄日敷を重ねる由なるに思合す可し、後釋に「奈閑は魚菜釜也、古へ魚をも菜をも奈と云へる、其を煮る器を云へり」と云はれたる如くにて、播磨風土記揖保郡條に、厨人以初荷食具等物、於是初折荷落、所以奈閑落處、即號黒戸津前云々と見え、和名抄金器類に鼎和名阿之賀奈閑と有るは足金釜なり、釜和名加奈閑、一云末路賀奈倍と有るは金釜又丸金釜なるにて、上古は多くは土器なりしに別ち云ふなり、鑊子和名比良賀奈倍と有るも平金釜にて丸金釜の對なり、又仲哀天皇御紀に御甌此云弘那陪と有るは御魚菜釜にて、此は金器にも土器にも拘はらずして其用を云ふなり、同抄に銚子和名佐之奈閑、鎗和名阿之奈倍、鍋和名賀奈々閑と有るは何れも魚菜の釜なる由なり、(此に就きて思ふに、天孫降臨章第六、一書に若熨火而喧響之と有る、同じ事を出雲神賀詞に夜波如火釜光神在利と有るを、祝詞考に「火釜は釜の内にて焼く猛火の光を云ふ」と云はれき、然れども釜の内にて猛火を古何に用に焼るぞや、此説恐らくは當らざる可し、今考ふるに古物を煮るに金器を用ひざりしかば、皆土器にて謂ゆる素焼の釜なりしかば、物を煮炊ぐ毎に赤く焼け光りて見ゆるを譬にして、謂ゆる邪神姦鬼の妖を成せる狀右の火にて焼く釜の如く丸く光を放ちて空中を飛び巡

り」と云はれたる、是戸は竈なる證據なるなり、播磨風土記に安栗郡飯戸阜大神占國之時、炊於此處、故曰飯戸阜、阜形亦似糟箕竈等」と有る戸も竈なる事、次に炊此處の文にて知らる、偕其より轉りて物を煮炊ぐ器をも閑と云へるにや、神武天皇己未御紀に天皇嘗其嚴釜之糧」と有るも、嚴釜にて齋ひ炊きたる糧を聞食し、由なる事、出雲神賀詞に、伊豆能眞屋爾龜草乎伊豆能席登刈敷支天伊都閑黒釜之と有るは、清淨なる兩阿に龜草を敷きて忌み隠り居て嚴釜の尻の焦げ黒み勝る迄日敷を重ねる由なるに思合す可し、後釋に「奈閑は魚菜釜也、古へ魚をも菜をも奈と云へる、其を煮る器を云へり」と云はれたる如くにて、播磨風土記揖保郡條に、厨人以初荷食具等物、於是初折荷落、所以奈閑落處、即號黒戸津前云々と見え、和名抄金器類に鼎和名阿之賀奈閑と有るは足金釜なり、釜和名加奈閑、一云末路賀奈倍と有るは金釜又丸金釜なるにて、上古は多くは土器なりしに別ち云ふなり、鑊子和名比良賀奈倍と有るも平金釜にて丸金釜の對なり、又仲哀天皇御紀に御甌此云弘那陪と有るは御魚菜釜にて、此は金器にも土器にも拘はらずして其用を云ふなり、同抄に銚子和名佐之奈閑、鎗和名阿之奈倍、鍋和名賀奈々閑と有るは何れも魚菜の釜なる由なり、(此に就きて思ふに、天孫降臨章第六、一書に若熨火而喧響之と有る、同じ事を出雲神賀詞に夜波如火釜光神在利と有るを、祝詞考に「火釜は釜の内にて焼く猛火の光を云ふ」と云はれき、然れども釜の内にて猛火を古何に用に焼るぞや、此説恐らくは當らざる可し、今考ふるに古物を煮るに金器を用ひざりしかば、皆土器にて謂ゆる素焼の釜なりしかば、物を煮炊ぐ毎に赤く焼け光りて見ゆるを譬にして、謂ゆる邪神姦鬼の妖を成せる狀右の火にて焼く釜の如く丸く光を放ちて空中を飛び巡

れりしを云ふなる可し、然れば燂火の字は當らずと見ゆ。神名式に大膳職坐神三座(并小)と有る中に高倍神社御在し坐せるを、大膳職式に誓院高倍神一座竈神四座と有るは、高倍神は高竈と云ふ事にて是又竈を倍と云へる上の例なり、此事委しくは次に云ふべし、借古本神樂歌竈殿遊歌本に、止與戸川比、美安所比須良之、比左可太能、安萬能可波渡良耳、比左乃古惠須留、比左能古惠須留、比佐能古惠須留、末に比左可太乃、安萬能可波良仁、止與へ津比、美安會比須良之毛、比左能古惠須留、比左乃古惠須留など有りて、竈殿を閏都比抒能と云ひて酒殿と相並べり、又竈を閏都比と云へる事常なり、下に注せる西宮記に、内膳御竈奉遷_ニ佗所_ニ事(中略)納言一人辨外記史以下歩行供奉と見え、禁祕御抄に、竈神行幸佗所之時、中納言以下供奉(中略)と有る、此は天皇の行幸にも限らず后宫の行啓にも必ず供奉せらるゝ事と見えて、清少納言枕草紙に「後の晝の行啓、御産屋宮始の騒がしく狛大障子など持ち参りて御帳の上に補理らひ居る、内膳御閏都比渡し奉りなど爲たる(下略)」と有り、右の御竈を閏都比とは申せる也、木工頭爲忠朝臣家百首に、神祭を親隆、檜柏其八平手を手折りつゝ、宿の閏都比に備へつる哉。但し右の閏都比は本竈とのみ云へりけむを都比の言の从はれるなり、今も俗には閏都比とも火處とも云へれば、唯閏のみぞ竈の本名なるにて竈之方と云ふ事にや有るらむ、(若く此く雅言には中々に其正格を亡なひて、俗語の方には右の唱の任に云ひ傳ふるは如何と云ふに、凡て書典に記す事は我も人も然にて、各其心に得たる所を是として書く物なる故に却りて人の惑と成る事多し、殊に我が皇學などは猶更なる事にて、諸國の風俗を知り方言に傳ふる所をも取り合せて考へざれば古を熟らに見る事能はざる者なり、右に云ふ竈處を火處と云ふ

は我が淡路國の方言にして、神代に火處燒など云ふにも思ひ合され侍り、因に云ふ今俗に納屋又部屋の稱有り、老牛餘喘と云ふ物に「納屋は魚をも菜をも皆那と云へる、其類を畜ふる所なる故に稱け、部屋は落窪物語、宇治拾遺等に出でたり、嚴竈、火竈、釣竈、魚竈の竈なり、此を本として諸の什器を收むる屋なるを以て竈屋と云へるなり」と云へるは然る言なり、落窪物語一に、「此所の部屋に籠りてよ云々」、「樞戸の庇二間有る部屋の酔酒魚など正無く爲たる部屋の疊一枚、口の許に打ち敷きて云々」空穗祭使に、「光劣つる夕は草村の螢を聚め、冬は雪を集へ云々と部屋に集へたる事年重りぬ」宇治拾遺二に、「膳部なる男が云ふやう、已に部屋に入り居て聞きつれば云々」と有り、今も人の局を部屋と云ふは邊屋の義なるが如しと雖も、元は家傍に贅を入るゝ屋を作り添へて、爾閉屋と云ひつる爾を省き閉屋と云へるを、佗の事にも用ふる可し、好忠集、「閉作が垣根の雪を佗所人は、鶴の上毛と思ふらむやぞ」又「閉作に知らせずもがな難波江の、葦間を分けて遊ぶ鶴の子」と有る閉作は決く贅作の略なり、其贅と云ふは煮釜にて物を作り煮るに依れる稱なりけり、又右に引ける記傳の「戸字を書くは竈を本にて民戸をも然云ふ故なり」と有る細書に、「漢國にて民家を戸と云ふ故に此方にては民家を閉と云ふに此の字を用ふるなり、借竈を以て民家を呼ぶ事今世の言にも幾竈とも竈數とも云ひ、又竈が絶ゆるなども云ふめり、又民戸幾畑と云ふも此の意なり」と云はれたるは實に其如くにて、下に竈神をしも家神と稱へ祭れるにも思ひ合す可き事なりけり、崇神天皇七年御紀に仍定天社國社及神地神戸と有る神戸の戸是なり、仁賢天皇八年御紀戸口滋殖焉の戸口は戸數口數の事なるが、此をば百姓と訓を同じくし、繼體天皇三年御紀百姓

浮逃絶^{タビ}買^ヘと有る貫を戸也と傍注し、欽明天皇御紀元年に、諸蕃投化者、安置國郡、徧^{ツラヌク}貫^ヘ戸^ノ籍^ニ、秦人^ヘ戸^ノ數^ヲ總^{ナシ}七千五百三十三戸、同三十年に、依^レ詔^ニ定^メ籍^ヲ、果成^ニ田^ノ戸^ノ、又孝德天皇御紀大化元年に、宜^ク造^ル戸^ノ籍^ヲ并^ニ按^テ田^ノ畝^ヲ（謂^フ檢覆墾田^ノ頃^ノ畝^ノ及^ニ民戸^ノ口^ノ年^ノ紀^ヲ）二年に、初造^ル戸^ノ籍^ヲ計帳班田收授之法^ヲ、凡^ソ五十戸爲^レ里、每^レ里置^ル長^{一人}、其^ノ白雉三年に、凡^ソ戸^ノ主^皆以^テ家長^爲之、凡^ソ戸^ノ者^五家相保、一人爲^レ長、持統天皇五年御紀に、隨^ニ其^ノ戸^ノ口^ノ其^ノ上^戸一町、中戸半町、下戸四分の一など猶其餘にも多く在り、如^ク此^ノ西戎より未だ往來ひ參り來ざりし以前にも以後にも竈を以て戸數を計へさせ給ふ古法を易へさせ給はざるにて、皆此の神代の故事に依らせ給へる者なり、又上に引ける姓氏錄（河内國皇別）に、大戸首（中略）謚安閑御世、河内國日下大戸村、造^立御宅、爲^レ首^仕奉行、仍賜^ニ大戸首^姓と有るを解き見るに、其^ノ日^下の地に御屯倉を造れるに、其^ノ御屯倉の民の戸數多く殖たりし故を以て大戸首と姓を賜へるにて、大戸村と云ふも其^ノ戸數の多きに因りて後に出來れる名なりけり、此を以て考ふるに、故此大戸比賣神と申すは、其^ノ日^子神と共に、遍^ねく天下の人の戸を掌らせ御在し坐す謂を以て號け奉れるなりけり、人家を計ふるに此戸を以て云ひ來るなど、凡^テ火食の事に就きては少縁ならぬ神に坐せり、次に此者諸人以拜竈神者也と有るに係て其大戸と申す故をも心得べくこそ、（上件大年神より以下の神々の御功用を今迄説き奉れる如く、先づ其大年神はしも亦名を宇迦之御魂神とも申し奉りて、總ての御魂神に御在し坐せば、其は別にして其^ノ后伊努比賣命は稻生^{イナフヒ}姫命の義なり、其^ノ御子向日神は向飯なり、聖神は飯領なり、大香山戸臣命は山區なる國秀なる地を定めて禾稼を廣むる方に御功坐し、御年神は御足神にて禾穀を司り給ひ、奥津日子奥津比賣二神は竈神

なり、亦名を大戸と申し奉るは天下の戸を普ねく守りて人民を滋からしめ給ふ御功坐す神と聞えて、何れも甚止事無き大神等には御在し坐しけらし、○諸人は、萬葉二（三十四丁）に、諸人之、協流麻低爾（一云聞惑麻低）五（十六丁）に、母呂比得波、家布能阿比太波、又（十八丁）毛呂比登能、阿蘇夫遠美禮婆、十八（二十丁）に、毛呂比登乎、伊射奈比多麻比と有り、御紀に諸神又衆神又群神を母呂迦微と訓めるに同じ、○以拜は、記傳十二（三十九丁）に「母知伊都久と訓むべし、上に阿曇連等之祖神以伊都久神也、又胸形君等之以伊都久三前大神者也、中卷伊邪河宮段に近淡海之御上祝伊都玖天之御影神云々、玉垣宮段に若坐^ニ出雲之石祠之會宮^ニ葦原色許男大神以伊都玖之祝大延乎などと有ると同じ狀なればなり、又御天降段の拜^ニ祭佐久久斯侶伊須受能宮^ヲをも伊都伎麻都流と訓むべきなり」（補意）と有るが如し、猶拜字を伊都久と訓める例は、明文抄に載する大倭本記に、今伊勢國磯宮崇^{イサノミヤ}敬拜大神也、又今卷向穴師社宮所坐^{イサノミヤ}拜祭大神也と有る是なり、（但し右の崇敬拜も拜祭も外に訓むべき言有るが如しと雖も、今一の朝夕之食向夜護日護齋奉大神と有る齋奉は伊都伎麻都流と訓むより外無きを以て擬らへ知るべし、）○竈神は禁祕御抄に謂ゆる竈神の御事なり、此に諸人以拜竈神者也と有るは、右に擧げたる阿曇連等之祖神以伊都久神也、胸形君等之以伊都久三前大神者也と有る如きは、其志加海神社又宗像神社など社の有りて氏人の仕へ奉れるなれば事は限りて有るなるを、此に諸人以拜と云ふは、上は朝廷より始め奉り下庶人に至る迄家毎に此を齋き奉れるを以て廣く諸人とは云ふなり、朝廷の御事は申し奉るも更なり、江次第なる關白家正月元旦の四方拜にも此神を拜まるゝ由見え、其庶人儀にも竈神を拜む事の有るを以て此に合へるを知るべき者なり

り、記傳十二(四十丁)に「竈は加麻と訓むべし、和名抄燈火器に竈(窓附)四聲字苑云竈(則到反、與躁同、和名加萬)炊爨處也、文字集略云窓、(七經反、和名久度)竈後穿也、人居宅具に唐韻云窓(音遙、楊氏漢語抄云加波良加萬)燒瓦竈也、字鏡には窓(羊招反、平燒瓦竈也、又作陶、須惠加萬)と有ればなり、又加麻度とも云ふは竈處なり、萬葉五(三十丁)に、可麻度柔播、火氣布伎多耳受と有り、又閉都比と云ふも古し、神樂竈殿遊歌に止與戸川比と見え、枕草紙に御閉都比と有り、又竈を久度と云ふは誤なり、和名抄に窓竈後穿也と見え、竹取物語に「竈を三重に爲隠て云云、久度を穿て」と有り、然れば古の竈は後に穴を開けて其を久度とは云ひしなり、諸窓字は字書に見えず、若くは窓の誤か、窓は窓と同じ竈突也と注せり、又大膳職式に窓神と云ふ有れば其と同じくて窓の誤か(採要)と云はれたり、下久度神の事を説けるを見合すべし、(又云はく「今俗に釜をも加麻と云ふ故に竈を加麻と云ふは釜より出でたる名と思ふ人有れど然に非ず、古釜を加麻と云へる事無し、釜は賀奈閉又末路賀奈倍と有り、思ひ混ふ可からず」と云はれたる、實に然る言なり、但し同書に「式に筑前國御等郡竈門神社名神大、藤原經衡歌の端詞に竈門の明神と有り新續古今集に見ゆ、百練抄には宰府竈門宮と有り、竈門山の歌拾遺集に見ゆ、又紀伊國名草郡に竈山有りて竈山神社も式に見ゆ、此神なるにや」と云はれたれども、此二社共に然らず、右の竈門神社は、傳十三卷に注せるが如く其祭神は玉依姬命に渡らせ給へれば由無く、又紀伊國なるも五瀬命に御在し坐すと所思しければ、更に此神に故有るには非ずして竈門竈山共に唯地名なめり、)又記傳にも引かれたる續紀に、天平三年春正月庚戌朔乙亥、神祇官奏、庭火御竈四時祭祀永爲常例、と有る庭火

御竈二神は大炊寮内膳司に坐す神々なり、文德天皇實錄に、齊衡二年十二月丙子朔、大炊寮大八島竈神齋火武主比神、庭火皇神、竝授從五位下と有りて、即ち齋火神と共に御在し坐すなるを、庭火神は内膳司の神なれば上に三字有りけむが脱けたる可し、此は天智天皇十年御紀に大炊寮有八鼎と有る是にて、竹取物語に「大炊寮の飯炊く屋の云云、八島の鼎は」と有れば、右の御竈神と申すは足鼎にて御在し坐すなりけり、同錄に、天安元年夏四月戊辰朔癸酉、有勅、大炊寮大八島竈神、内膳司忌庭火神、竝授從五位下と有る此の神階二度共に同じきと、忌火神を内膳司に屬けたるとは疑ひ有れども、此にて庭火神を内膳司にも其神を祭れる事は知られたり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大膳職從五位下火雷神、大炊寮從五位下大八島竈神八前齋火武主比神、内膳司從五位下庭火皇神、從五位上と見え、同九年正月廿六日丁卯、授内膳司從五位上庭火皇神從四位下、陽成天皇實錄に、元慶二年七月八日辛丑、授内膳司從四位下庭火神從四位上と有り、然るに下に引ける中右記に内膳司御竈神三所也と有れば、其庭火皇神と申すも御竈に御在し坐せるを、此は足鼎にては御在し坐さず尋常の御竈と聞えたり、然れば同じ御竈にては御在し坐せども、大炊寮に御在し坐す御名を大八島竈神と稱へ奉り、内膳司に御在し坐す御名を庭火皇神と稱へ奉りて、兩所共に忌火神と相並び鎮り坐せるにぞ有りける、但し右は何れも式外なり、又大膳職式に、御膳神八座(中略)饗院高部神一座(中略)竈神四座(中略)菓餅所火雷神一座(中略)窓神四座(下略)石四祭奉料依前件、秋亦准此、但御膳神二月十一月上酉日祭之と有る、此は神名式に大膳職坐神三座(竝小)御食津神社、火雷神社、高倍神社と見えたるが、此にても竈神四座窓神四座

は式外にて其職にて被_レ祭るのみにて神祇官よりは預らぬ事なる可し、此の高倍神と申すは上に注せるが如く高
登神と申す事にて、次なる竈神、竈神の尋常なるよりは高き御竈を申すなる可し、楮下に委しく云ひてむを、此
の竈神は右に引ける記傳に「和名抄に竈(和名久度)竈後穿也と有る竈は竈の誤か」と云はれたるが如く實に然に
て、久度神と訓み奉る可き所なり、中右記内膳司御竈神三所也の下に一所平野件奏御祭奉仕之神也と有るを、式
に謂ゆる山城國葛野郡平野祭神社四座(竝名神大、月次新嘗)と有るを、注式に今木神、久度神、古開神、比賣神
と有れば其第二殿に此の神を祭れる事知るべし、然る時は、此も尋常の御竈ながら其後に穴を開けたるを名とし
て久度神とは稱へ奉れるなり、其事委しくは祝詞講義に已に注せりき、(其の高倍神の御事は下の庭高津日神の
所に又も注し奉る可し、楮右の竈字は類聚名義抄に竈寤音教、下俗地室、都知久良と有れば二字共に同じく教音
なるに、下なる寤字は地室と云ふ義なる由なり、字鏡集には竈塔同と有りて牟須加牟又都知久良と有る、牟須加
牟は蒸糲と云ふ事と聞ゆれば、此は謂ゆる麴室にて醬院の料なる可ければ、都知牟呂と訓みて久度とは別なるに
や、然れども御竈に久度神と申す御名の御在し坐す事は、右に云へるが如く違ひ無き事にて、今も淡路國など
ては床上なるを閑都比とも比杼古とも云へる事上に注せるが如く、庭中に在るを久度と云ふ事常なるは、後の穴
に依るは然る者から、久度は又凹處なるらむも知るべからざるなり、然れども、庭中に地を堀りて築たる久度は
地室とも云ひつ可き狀なりければ、其竈字をば竈と同じく久度と訓まむも強ひたりとは云はれじかし、) 又記傳
に、「臨時祭式に御竈祭云云、御井井御竈祭云云、中宮御竈祭(東宮准此)云云、鎮竈鳴祭云云など有り、

此等は大膳職式等に所見たるとは異なり、楮竈神は如此く公家にも祭り給ひ、又古より諸民迄も各祭りし事此記
文にても知るべく、江家次第正月元旦四方拜條庶人儀に竈神をも拜む事見ゆ」と云はれき、楮此より立ち返りて
右の天智天皇御紀に大炊寮八島鼎と書され、其を後の御紀共に大八島竈神と稱へ奉らせ給へる神名の御在し坐し
て、掛まくも恐き天神御子の大神食國と所知看す此の大八洲國の號を冠ふらせ奉る事は、高橋氏文に豐日連乎令
火鑽天此乎忌火止爲天伊波比由麻閑天供御食、并大八洲神像天、八乎止古八乎止呼定天、神齋大嘗等仕奉始支と
有る意味にて甚々深き所縁有る御事と所見たり、楮古の大御世には御竈神の御祭をば甚止事無き御政と爲させ給
へるは、天下の貧福に就きて其の著明きものは炊烟なるを以て、其の炊烟の高く立ち升ることをなむ無上き愛き
例とは成せりける、故に此の天御饗段に、是我所_レ燧火者、於_三高天原_二者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝
烟之八拳垂摩且燒舉、地下者於_三底津石根_二燒凝而と有る是にて、即ち皆竈に係れる事なり、故に仁德天皇御紀四
年に、朕登_三高臺_二以遠望_レ之、烟氣不起_三於城中_二、以爲百姓已貧而家無_二炊者_一、同七年に、天皇居_三臺上_二而遠望_レ之、
烟氣多起(中略)百姓自富歟と有る二度の詔勅も、炊烟の多少を以て民戸の貧富を所知看させ給へる趣にて、古の
天皇等は時々巡狩の御事御在し坐して、其御迹をぞ學ばせ御在し坐しけらし、萬葉一(七丁)に、天皇登_三香具
山_二望_レ國之時御製歌、山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、騰立、國見乎爲者、國原波、煙立籠、海原波、
加萬目立多都、何恰國會、蜻島、八間跡能國者と有るも、上なる仁德天皇と同じ御心掟の大御政に御在し坐す御
事をなむ見奉り知るべかりける、其五なる貧窮問答歌に、可麻度柔播、火氣布伎多豆受、許之伎爾波、久毛能須

可伎且、飯炊、事毛和須禮提と有るは、甚々貧しき事の極みなるを以て、竈神の御恩頼の大なる事を知るべし、(此に就きて又思ふに、景行天皇十二年御紀に、熊襲反之不朝貢、八月乙未朔己酉幸筑紫、九月甲子朔戊辰到周芳婆磨時、天皇南望之、詔群卿曰、於南方烟氣多起、必賊將_レ在、則留之先遣云云令_レ察其狀と有るは、其烟を望ませ御在し坐して人家此に在らむと詔り給へるならむを、其を賊と云ふは前文に不朝貢と有るに對へて書れたる物なり、其朝貢せざるには國の貧しき由などを申し掠めたりけむを、此に於て其烟氣の多に起れるを以て其事を判断せさせ給へるにて、事こそは異なりけれ烟を見行はして國の貧富を御心中に定めさせ給へる事は右の例共に同じ、) 借又朝廷にて此の御竈神を祭らせ給ふ恒例の御政は、四時祭式六月十二月祭に忌火庭火祭(中宮准_レ此)云云、右大殿祭畢、宮主於_レ内膳司_レ行事と有る、此の神今食に就きて被行るるなり、十一月祭に、忌火炊殿祭(中略)右新嘗祭時、先新造炊殿、依_レ件鎮祭(下略)、次に、供_レ新嘗_レ料(中略)右依_レ前件_レ其御贖大殿忌火庭火等祭料、竝准_レ神今食と有る、其忌火炊殿は次なる齋宮なるに忌火庭火神有るに合せて彼の大八島竈神思ふ可し、又毎月朔日忌火庭火祭(中宮東宮庭火准_レ此但忌火不_レ祭)右宮主於_レ内膳司_レ行事、但東宮於_レ主膳監_レ行_レ之と有る、右等の庭火神も即ち竈神に御在し坐す事已に上に注せりき、又齋宮寮式に、忌火庭火御竈井神祭(遷_レ入野宮_レ之初所_レ祭、毎月朔日祭_二竈_一料准_レ之)云云、又朔日庭火祭(野宮齋宮准_レ此)云云、又新造炊殿忌火庭火祭(中略)ト_二戸座一人(取_二山城國愛宕郡鴨縣主氏童子_一)_二火炬二人(取_二同國葛野郡秦氏童女_一)と見えて大抵は朝廷の御式に同じく、齋院司式にも忌火竈神祭料(中略)右神祇官直移_レ所司_レ請取、令_二宮主祭_一など有る、此を

以て此に諸人以拜竈神者也と云ふは上朝廷より始め奉りて下萬民に係る事を明らむ可し、日吉神道祕密記に、大宮竈殿奥津彦神是也、大年神御兒也、諸人家々竈殿神是也と有るも右の事を云ふなり、若て又明月記建久十年四月卅日條に、今夜家神祭(中略)件竈神日來座防門、去二十七日渡_二此宿所坤方_一と見ゆ、上に家神祭と云ふ其を承けて件竈神と云へるなり、此を以て當昔其竈神を指して家神と云ふを知るべし、然るは上大戸比賣神の下に注せるが如く、民戸を閉と云ひ戸敷を竈敷と云へる如き、皆此の竈を以て人家の稱と爲る事なれば、實に竈神をしも家神とは謂つ可き者なりかし、貴嶺問答には宅神と書きて夜加都神と訓める、即ち家津神の義なり、土御門院御集に、「柏木の森の下葉を折り敷きて、宅神をば祭る頃哉」と詠ませ給へるは決く右の竈神祭なり、木工頭爲忠朝臣家百首に、神祭を、親隆、「檜柏其の八平手を手折りつゝ、宿の閉都比に供へつる哉」と詠み、忠見集に、四月家の神祭る、「年毎に祭らむ敷は伎禰ぞ見む、戴く髮の白くる迄に」と有れば其の宅神にて、謂ゆる竈神を祭るは必ず四日の中に吉日を取りて行ふ定まりと見えたり、(拾芥抄に祭_二宅神_一吉日と有れども何月と云ふ事を書さず、但し右の證共有りて慥なる事にし有れば四月なる事論を待たず、又古歌に四月を神祭る月と云ひて卯花又は新樹などを詠み合せたり、思ふに四時祭式四月祭に大忌祭、風神祭以下の諸祭有りて、實に諸社の祭事は此の月に在る事なれども其は限の有りに狭きを、宅神祭はしも天下舉りての事なる可ければ、其の事に就きての稱なるらむも亦知る可からざるなり、猶下なる庭津日神、阿須波神、波比岐神の下にも注す可からむを考へ合す可し。) ○大山咋神、此神の御事此に大年神の御子と爲るは全く傳の誤なり、已に傳十、十三に注せるが如く大己

貴神の御子事代主神の御事にして、御祖は謂ゆる胸形中都大神に御在し坐して松尾日吉賀茂三處に鎮り御在し坐すが、此の松尾の御事は二十二社注式に一座大山咋神（本社也）一座胸形中都大神（市杵島姫也、素戔鳴御子）と有る是なり、日吉にては小比叡神と申し奉りて、御父大己貴神を大比叡神と稱へて其は大宮に坐し、此の神は二宮に御在し、御祖は三宮に渡らせ給ふ、賀茂にては神名式に謂ゆる山城國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名若雷、名神大、月次相嘗新嘗）に御在し坐して、其賀茂御祖神社二座（并名神大、月次相嘗新嘗）に御祖玉依姫命（即胸形神）御父大己貴神と共に御在し坐して、右の如く松尾、日吉、賀茂の三社に御在し坐せるが、松尾にては大山咋神、日吉にては山末之大主神、賀茂にては別雷神と申し奉り來る故に皆別なる神の如く思ひ誤り來るを以て、此の三社の御事に於ては古より一人として正しき説をなむ得ざりける、先づ別雷神大山咋神は同神なる事より明らかめて後其説に及ぶ可し、先づ注式賀茂條に鴨（號三下社）御祖神（玉依日咩別雷御母、大己貴神別雷御父）賀茂（號三上社）別雷神一座として、次に素戔鳴尊大己貴神大山咋神と云ふ神系の事に及べり、其は此の古事記、舊事紀を知らざるに非ず、又山城風土記を下に擧げながら打ち替りて別雷神大山咋神を大己貴神の御子と爲る事、必ず承くる所無くては全に云はれざる事共なれば中々に古傳なる證なり、二十二社注（考信閣本）に、賀茂下社御祖命（別雷神御父）上社大山咋神松尾日吉同體と有るも右に同じ、紹運錄に大山咋神（別雷神）八百萬神系圖に大山咋神別雷神松尾神也、又神系圖に大山咋神（別雷神山王二宮山城松尾大明神）と見え、又神社考詳節に松尾大寶元年秦都理始立松尾神殿、號曰大山咋神、是比叡山日吉之同體也と有るを、一宮記に賀茂別雷神社を大山咋

神也と有るをも参考ふ可し、神名式なる上野國山田郡賀茂神社を頭注に大山咋神と有るも社傳の古説なる可き事云ふも更なり、是右に云へる三社同體の據是れなり、然して和漢三才圖會に山城國松尾大山咋神（大己貴命之子）と有る、是胸形中都大神と相並び御在し坐すに合ひ、神社啓蒙に引ける神系圖に素戔鳴尊孫大國御魂命兒大山咋神（松尾大明神是也）と見え、神佛冥應編に大己貴命及其子大山咋命并祭也と有るなど、何れも古記の趣とは相違ひて、此の大山咋神はしも正しく大年神の御子と有るを知りながら大己貴神の御子と書せるには必ず然る可き所由無からむや、必ず其の受くる所なむ正に有るべき事なりける、（但し氏成私記と云ふ物に松尾大神別雷苗裔神也と有るは誤れり、備此の別雷神の御事に就きては山城風土記に甚紛らはしき事なむ有りける、然るは建角身命丹波國神伊賀夜比賣に娶て生み給へる御子二柱坐せる、兄を玉依日古、次を玉依日賣と云へる、其玉依日賣命石河瀬見小川に遊びける時、丹塗矢川上より流れ下れる、其を床邊に置きたりしかば美男子と成れるに娶て生み給へる御子坐せり、其御子屋の蓑を穿ちて天に上り御在し坐し、を以て別雷神と書せる事には有れども、其は舊記に山本坐天神御子と申せるにて、神名帳に謂ゆる片山御子神社是なるを、古より上社の別雷神の御事と誤り來れるなり、此の大山咋神を別雷神と申すは其雷字などは似てしも著かぬ別の事なり、思ひ混ぶ可からずなむ、）若て其の大山咋神、別雷神共に事代主神に御在し坐す證は、神社本記（四條殿御本）に「松尾大山咋神事代主命社家傳曰一座と云ひて事代主命を合祭する事極秘也」と云へれども、極秘には有るべからず、其の所由の知られざるにこそは有りけめ、右の二神は同神に御在し坐るながら、其の大山咋神と申す御靈と事代主命と申す御靈と

御功用の上に異なる所御在し坐すを以て二柱に并び祭れるなれど、其神に異り無きが故に一座とは祀へる由なり
けり、是れ松尾は事代主神に御在し坐す證なり、日吉は洞院公定公の尊卑分脈に事代主命近江國日吉二宮、號
小比叡大明神と有るは、右に引ける神系圖に大山咋神（別雷神山王二宮云々）と有るに合ひて、即ち日吉は事
代主神に御在し坐して松尾と同じき證なり、賀茂は元曆奏上記に、自神代所鎮、上社事代主命、下社大己貴
命而已、故有別巖土山之名也（中略）顯言則上社事代主命、下社大己貴命而已（中略）風土記載丹塗矢、是皆大
己貴命之故事而已、以松尾社共預酉祭者、大山咋神而大國御魂命之子（下略）と見え、異本舊事紀に味耜高彥
根命（針間室神社山代鴨上宮同神）と見え、出雲大社小縁起に山城國賀茂大明神當社第一王子阿式大明神也と有
る、當社は大己貴命に坐し、阿式大明神は味耜高彥根神の御事なり、又若狹國神名帳に遠敷郡正一位賀茂大明神
と有りて此の賀茂社司より祀る社なるを、社記に事代主命と云へり、是賀茂に事代主神とも味耜高彥根神とも申
し傳へたるにて、上件松尾日吉と異ならざる確證是なり、如く彼此其の事實の打合ひて少かも違ふ所無き上
は、大山咋神はしも愈事代主神の御事にして、御父は大己貴神、御祖は胸形中都大神にして、即ち市杵島姫命に
御在し坐す事實に正しき者なりけり、（又神佛冥應徧に一説を擧げたるに上賀茂宮味耜高彥根神、中宮大己貴神、
下賀茂宮宗像姫神也とも云ひて右に擧げたる傳に合ひ、又攝津國比賣許會神社記に雀宮神社祭神二座、別雷命飯
豐命下照媛別稱也、勸請奥州白河郡仙谷郷矣と有る、此の下照媛命と相並べる別雷命も味耜高彥根神か事代主
命にて坐さずは叶はざるを思ふ可し、此の御神の御事は傳八卷、十三卷に注せるが如く御本名は味耜高彥根神と

申し奉り、事代主神一言主神と申すは其和魂荒魂神に御在し坐せば、此の大山咋神亦名別雷神をしも味耜高彥根
神と申さむも事代主神と申さむも共に違へるには非ず、（諸別雷神又大山咋神と聞ゆる其別雷は、山城志に賀茂
山一名分土山又神山と云ひ、又松尾山一名別雷山と云ひ、又或書に別雷峰云本殿戊亥十町計山上、此所有巖、此
即當社神降臨所也とも有りて、此は次に云へる如く此の神の山を分け水を通して丹波國を作り給ひし御功用に依
れる御名なり、大山咋の咋は景行天皇五十五年御紀に謂ゆる春日穴咋邑の咋も穴の通れるを云ふと聞え、又機字
を久比と訓むも地を穿ちて水を通す意、又物を食ふと云ふも喉内に通し入るゝを云へり、傳二十八溝榘耳神の所
に此義を委しく説くべき者なり、然れば此も其時に龜山嵐山を割分けて水理を通し給へりし御所爲に因れる御名
なる者なり、傳廿八に至つて委しく注すべし、丹波國請田社傳記に、遠古世丹波國湖也、大山咋神決其水、涸
而後爲家郷及田地於是尊崇此神德、祠之以稱桑田浮田明神、以鋤爲神體と云ひ、山城名勝志に以鋤爲
神體、社坐丹波國保津邑、浮田明神と有るは正しき傳にして、即ち神名式に、丹波國桑田郡松尾神社、今保津
村に御在し坐せる此の浮田社の御事なるなり、神代系圖傳に大山咋神決丹波國湖水、涸而成土矣、以鋤爲神
體者、山城國松尾大神也と見え、又一本に丹波國浮田明神者大山咋神也、遠古世丹波國皆湖也、其水赤、故云
丹波、大山咋神鋤其湖水、水涸成國矣、是以用其鋤爲神之靈體、此神者即松尾大神同體也と見え、羅山
文集にも又有浮田明神祠、世傳、遠古之世、丹波國皆湖也、其水赤、故曰丹波、大山咋神穿浮田決其湖、於
是丹波水枯成土、乃建祠而祀之、以鋤爲神之主、此神即是松尾大神也とも記せる、其水赤故云丹波こそ

は字に就きて設けたる言にて信られね、凡ては甚愛たき古傳なり、又同郡歛山神社の社傳、出雲洲大己貴神巡行始到此洲、爲此洲也、鴻水懷山濁浪排空、故神領八神、南方到黑柄嶽、視水脈、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見山狹可通水、而鑿山劈磬、順流決之、神始取鋤、成此洲里給、依之崇奉號歛山大神、と有るも然り、予友小泉康敬、其兩社の古傳及松尾社記と桑田郡の土俗に傳ふる所の古説を纂めて文を成して昔大己貴神領大山咋神及諸神、而行丹波國、此國者鴻水懷山、濁浪排空、故大己貴神及大山咋神、南方登黑柄嶽、視水脈、地勢逆水西下矣、今水戸峠是也、大山咋神又東方見山狹可通、鑿山劈磬、順流決之、亦穿浮田爲家郷、於是水枯爲土、田地始豐饒也、是時此神等自取鋤歛以成此功給、依之崇奉號歛山大神、又以鋤爲神之主、祠大山咋神、而稱桑田請田神、故其所鑿山者葛野之荒子山松尾是也、又其片端者即龜尾山是也、又其所通之水者即大堰川是也、又其松尾山別稱分土山、此之緣也、故其大山咋神者即坐松尾山也、と書せり、其傳ふる任に此彼參考へて書き取りたる故に文こそは拙かりけれ、其事實に於ては甚目易くて宜し、右等の傳々の如く實に古は湖水にて有りし故に、船井郡に今も水戸峠と云ふ有りて、今の如く山城國には流れずして天田郡を経て丹後國由良川に落ちたりし也、其黒柄嶽は今氷上郡に黒井と云ひて神名式に謂ゆる兵主神社此に立たせ給へるを、俗に藥師の神社と申して甚神々しくて御在し坐せる是なる可し、若て山城と丹波の堺に在る山を穿ちて水を通し給へる、是即ち大井川にして、其水源なる桑田郡に大井神社御在し坐すも其松尾神なりと云へり、此より始めて丹波國は出來、又山城河内攝津も其に就きて水理相通ひて大いに田園の墾開けむ事申すも更

なれば、大山咋神と申し奉る名義は、右に注せるが如く山を割き分けて水を通はし給へる御功を以て稱へ奉れる者なりけり、(又歛を神體として歛山大神と稱へ奉れるをも思ひ合す可き者ぞかし、但し此は近き丹波國なる故に然る古事も傳はり神社も尊く祭られ給ふにこそは有りけれ、其外にも諸國にても斯る類の御事は何千萬か御在し坐しけむ、此の一事に限りたる御事と努々思ふ可からず、此の神の水理の事に就きて功を成し給ふ所由已に傳九卷末に云へりき) ○山末之大主神、記傳十二(四十二丁)に、「山に末と云ふは麓を山本と云ふに對ひて上方の事なり、大被詞に、國津神波高山之末短山末爾上坐、高山之伊穗理短山之伊穗理乎、搔別所聞食武、云云、高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支都、速川能云云、萬葉十三(二丁)に、三諸者、人之守山、本邊者、馬醉木花開、末邊者、椿花開、浦妙山曾泣兒守山、濱松中納言物語に、何を頼み所にてかは甚如此便宜無う佗しき山の末には過す可からむと云云など有り、但し此の山末は地名にても有らむかし、式に伊勢國度會郡山末神社有り(補意)と云はれき、但し地名には非ず、山麓を萬葉九(廿一丁)に、射行相乃、坂上之踏本爾と有る、其踏本と作る即ち其正字にして、或は山本と云ひ又は坂本と云へる、其本に對ひて其峰を云ひて此の神の敷坐す所と宮定め御在し坐す日枝山の峰即ち是なり、日吉神道祕密記に山末琴御館宇志丸神位是也、上古大宮廻廊内御殿東建社と云ひ、又宇志丸御遷宮、依神感御詠哥、吾妻より琴御館に誘はれて此の山末に留る松風、依御詠哥、琴御館神位號山末大明神、社壇大宮東脇建之など有るは、此山末社は二宮に御在し坐す大山咋神の亦名に渡らせ給へるが、此は大宮に鎮り御在し坐す、大己貴神の御社の傍にも其御靈を別に祀祭れるならむが、此に一の論有り、

右に琴御館宇志丸神位是也と有る此人は、其始に當社氏始也と書して初めて當社を祀れる事に時々云へる其事より及て誤れるにぞ有るべき、此の山末之大主神はしも神代より御在し坐して實に當社の始なるを、社氏の始めて取り違へて終に此の山末社をしも氏人の靈社とは成しける者と所見たり、其の祕密記に七社の神階を云へる次に山末社正一位と有るを以ても少縁ならぬ神なるを知るべし、然れば此の山末之大主神の御在し坐す祕區は此山頂に在りて其御靈は即ち此の山末社にてこそ有りけらし、(猶思ひ合す可きは其山末社の事を云へる次に、廣田社東向西方立之、山末神前々天申之字掌内書之祈念事云々、本社建立之初、祭禮之始、當社與利起也と云へるは廣田社の事なれ共、其社を本社建立の神とも祭禮の始は是より起れりと云はむ事甚其謂れ無き事なるは、右の山末神の事に就きて云ふ事なるを、其山末社の傳を失ひて終に其隣れる廣田社に附きたるならめど、此も却りて山末神の此に其始めて鎮り坐せる證には成りぬ可き事なり、但し二十二社注式廣田神社條に住吉廣田八幡南宮八祖神と有る、其南宮の下に松尾大山咋神南宮嚴島明神宗像明神と書して、此の大山咋神の其社に御在し坐すを思へば、此にも山末社に近き由緒無きにしは非ざれども、建立祭禮の始を此にて廣田社に係けて云ふは、右の山末社の事を僻心得爲たりし者とこそ、)大主神と申すは字の如くにて日枝山の大神と申し奉る義なる可し、其は右の祕密記に二宮の御事を地主大明神天神第一尊神天地初之神是也とも、又二宮天神第一國常立尊地主權現小比叡大明神天地開闢之神諸神總大祖神是也と有る、地主大明神は大宮は御父神に坐せども後に鎮り坐せるにて、神代より此山に御在し坐して此地に地主と申せるは、唯此大山咋神のみ御在し坐すを以て然稱へ奉れるなり、但し天神

第一尊神云々、天地開闢之神云々と云ひ、國常立尊と申す妄説は此地主と云ふに就きて起れる者なれば、却りて此地主神は大山咋神なる事を徴す種とは成れりけり、日吉行幸記に「二宮權現と申すは云々、荒金の地を領じ給ひて萬物を生育し、神代の當昔より此宮に住み給ひて波母山の主と成り給ふ、故に地主權現とは申す也」と有るも、國常立尊にして書かれたるながら、此も上と同じく大山咋神の此に地主たる證とも成るべき也、平家物語に山僧が神輿を振り奉る時の言に、醫王山王と云へる醫王は大宮の神に坐し、山王は此山末之大主神に當るべからむを、此は地主神の御事なる故に其山王と云ひて、凡て日吉神社の事に成れるなめり、又日本風土記と云ふ或書に、貴船奥御前所祭事代主命也、本朝地主神と有るは甚謂れ有る事にて、諸神鎮座記に、日枝神社在近江國滋賀郡坂本村、日枝神社者大國主大神也(大己貴大神別名也)自神代見大山咋大神化遊此處、以此山爲六合本柱、至豐浦宮天皇時、大神辭之、返父大神、替栖以葛野爲鎮祠、山城國松尾神祠是也と有るは、神代より此處に御在し坐して、此山を以て國中の鎮めと成させ御在し坐せる由にて、即ち本朝地主神と申す所以此に在り、又山末之大主神と申し奉る所以も此に在る事なり、神名祕抄に山末御玉命一名大山咋命又山末大神是也と有り、然れば別に山末御玉命と申す御名も亦御在し坐しけるにこそ、(但し山末之大主神と申したればとて其山神と申すには非ず、山末に御在し坐して其處より及ぼして地上の事を主宰らせ給ふ由なり、又山末御玉命と申すも其山靈と申すには非ず、其山末に御在し坐して四方に御靈を幸はせ給ふ神に坐す謂なり、偕或説に山末とは山の尾の垂れたる狀したる地を云ひて、尾崎など云ふに同じかるべしと云へるは、古の大被詞などの語の續きをだ

に味はひ知らざるなれば、其は云ふにも足らず、○近淡海國、記傳十二(四十三丁)に「和名抄に近江知加津阿不三と有り、遠江に對へて近淡海と云へども、古も今も常には阿布美とのみ云へり、故に師は此記に近字有るは後人の加へたるかと云はれたり」と見ゆ、然れども唯に阿布美とのみ云ふは其土人の唱ふる所にして、其遠江止保太阿不三と云ふなども、佗國よりこそは其遠近の言を加へざれば分き難かりけれ、此も其國にては遠字をば加へざりつと見えて、神名式に遠江國磐田郡淡海國玉神社と有りて遠淡海と書かざるは、其國にて云ふと佗より云ふとの差別は必ず有りつる者と所見たり、故に佗國よりして其國々を指しては、必ず知加都、登富都と云ひ別くべき事ながら、近江の海は外に並無くして甚大^{イトカ}かりしかば、打任せて阿布美と云へば其國の事と人皆心得る事とは成れるなれば、此記の近字は後人の加へたる者とは得なむ云ふまじかりける、○坐日枝山は、地神本紀には坐比叡山に作り、神名式に近江國滋賀郡日吉神社(名神大)と有る是なり、臨時祭式には日吉神社一座(比叡神同)と所見て官より祭らせ給ふは一座なれども、記傳にも引かれたる三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申奉^レ授^ニ近江國從二位勳一等比叡神正二位、從五位下小比叡神從五位上、又元慶四年五月十九日壬申奉^レ授^ニ正二位勳一等大比叡神正一位、從五位上小比叡神從四位上と有れば、古より祭る所は如此く二神にて御在し坐せども、其祭りを一座として行ひ給へるにて佗に例多き事なり、偕大比叡と云ふは世に云ふ比叡山是なり、小比叡と云ふは釋書便蒙に、或云小比叡者謂^ニ曲塔横川之中間也と云へる是なり、偕日枝は懷風藻に神叡に作り、小右記にも比叡御社と有りて其唱比叡なる事、伊勢物語に「比叡の山を二十許り重ねたらむ様にて云々、」大和物語

に「何許り深くも非ず、尋常の比叡を外山と見る許なり、」古今六帖に「昔吾が言出^{コトデ}に爲てし比叡の山、心弱くも歸る物かは」會丹集に「大比叡や小比叡の山も秋暮れて、遠目も見えず霧の箇に」躬恒集に「比叡の山苗ならぬ草取返し、植ゑし田に比延の止ますも生にける哉」と有るを始として猶此彼有り、記傳十二(四十三丁)に「拾遺集に『比叡社にて詠侍ける、願ぎ掛くる日枝の社の木綿繩、草の片葉も言止めて聞け』偕後世には比叡山と云へば延曆寺の事と心得、日吉をば比余志と唱へて別なるが如くに成れり、古は日吉と書けるも比叡にて比余志と云ふ事は更に無し、住吉も古は須美能延にて須美余志と云ふ事は無かりしと同じ事なり、又最澄僧此山に佛寺を建て、此神をも其寺の守神の如くに成して山王と云ふ名をさへ負せ奉りつれば、今世に至りては其比余志と云ふ名さへ隠れて唯山王とのみ申すめり、」と甚く慷慨^{イカガ}みて歎息の意を述べられたるは實に然る言なり、或書に引ける山門堂舎記に載せたる延喜十二年五月五日牒^ニ延曆寺符に、右爲^ニ地主山王一切神祇と見え、百練抄長和元年六月條に山王御崇と云ふ事も有りて古き事なるが、此稱はしも此山末之大主神はしも神代より以降此の日枝山の地主に御在し坐すを以て、本は山主など申けむを、字を換へて山王^{サンノウ}とは申し來れるなめり、注式に山王號之事、五十二代嵯峨天皇弘仁十年始崇^ニ敬之と云へれども、恐らくは杜撰なる可き者なり、平家物語なる山僧が言に醫王山王と云へるを思ふに、大宮大己貴神はしも藥師神に渡らせ給へれば醫王と申し奉り、二宮大山咋神はしも亦名を山末之大主神と申し奉れ、ば山王とは申し習ひけむを、何時しかと此地主神の御事より廣ごりて、大宮をも併せて山王とは唱へ來る事とは成れりけむかし、(又或書に、釋最澄入唐歸朝、創^ニ建延曆寺於比叡山、擬^ニ異邦之天

奉れるなりけり、本より彼の徒の預る可き神社ならざれども、其因みに彼の徒をして作らしめ給ひけむより自らに山僧が物の如く成れるを、終には圓珍に至りて右の如く佛場の狀には成り竟へたりける、山家要略記に、大比叡大明神奉_レ名_二大宮、小比叡大明神奉_レ名_二二宮と有る、其二宮の下に雷神と云ふ名の有るは、別雷神の御名の略りたるにて大山咋神の御事なるを、此に就きても大宮は其大嶽より、二宮は横川より移し奉れる證は、右に引ける釋書便蒙に、小比叡者謂_二曲塔横川之中間と有るは更なり、山王耀天記と云へる貞應の頃の事を書ける物に、二宮三番事條と云ふ有りて、口傳云、往昔二宮横川小比叡に御在し坐しける時、天狗群集して法會を修したる作法を移す云々など云ふを以ても、其横川の地なむ小比叡なるにて、大山咋神は其地に御在し坐しけるなりけり、(其は山門堂舎記に仁和四年二月比叡山横川なる根本觀音堂燒亡、材木運上の條に、賀茂禰宜相催社領人夫多以運上と云ふ事有るは、其始二宮の御神はしも横川なる謂ゆる小比叡に御在し坐しける程に、賀茂の氏人の仕へ奉れりし迹を逐ひて最澄が延暦年中に坂本に遷し奉れる後も、其本地堂とか何とか云ふに欺かれて其役夫に使はれたりし者なりけり、其は本朝月令に引ける秦氏本系帳に鴨下上松尾の事を云ひて、是以秦氏奉_レ祭_三所大明神、而鴨氏人爲_二秦氏之聲_一也、爲_二愛聲_一以_二鴨祭_一讓_二與_一之と云ふ事の有りて、古は賀茂の神事も松尾の秦氏より主とれるが如く、此小比叡神の神事も賀茂氏人より仕へ奉れりし者なる可し、又賀茂には葵祭と云ふ事有りて其紋所葵なるを、山王二宮の神輿にて葵を紋に著くるなど、皆其の由緒なる可く所思えたり、猶下なる二宮の所考へ合す可し、) 偕其大比叡神と申すは、右に引ける諸神鎮座記に、日枝神社者大國主大神也、(大日貴大神別名也) 自_二

神代_二兒大山咋大神化_三遊此處_一、以_二此山_一爲_二六合本柱_一、至_二豐浦宮天皇時_一、大神辭_レ之、返_二父大神_一替_レ栖、以_二葛野_一爲_二鎮祠_一と有るを思ふに、上代より以降大山咋神の主領き坐し、地なるを、推古天皇御世に至りて大山咋神は松尾に移り給ひ、大國主神を以て此の主神と爲し奉れるより、大山咋神を其の從祀と成し奉る謂と聞えたり、然れば大比叡神、小比叡神と申し奉るも其より出で來れる稱にて、此に山主之大主神、此神者坐_二近淡海國日枝山_一と云ふは、其より上れる世の傳にてぞ有りぬ可き、山家要略記に大比叡大明神奉_レ名_二大宮と有る是にて、十二社注式に扶桑明月集云、大比叡明神(俗形老翁之體) 人皇卅代磯城島金刺宮欽明天皇即位元年(庚申) 大和國城上郡大三輪神天降、第三十九代天智天皇大津宮即位元年(壬戌) 大比叡大明神顯_二御日吉_一、與_二三輪大物主神_一此國地主也と云ひ、豐葦原卜定記にも先大宮止_二波_一三諸乃神止同秦和と書し、日吉神道祕密記にも、大比叡大明神三輪與利御臨幸(中略) 早知_二小比叡社_一、爲_レ我_レ可_レ建_二寶殿_一と有りて、御託宣の趣なるを上件に通はして思ふに、其欽明天皇元年に大比叡山に遷らせ給へるを、推古天皇御世に大山咋神は松尾の主祭とし、此には從祀と爲られて、大比叡神、小比叡神と稱へ別くる事とは成れるなるを、天智天皇即位元年顯御と云へるは、同記に大宮建立、此社頭之最初也、二宮八王子早介禮共社者無_レ之、琴御館社頭建立之初也、天智天皇御宇是也と云へるが如く、社壇を此に定められたるは、其御世に大津に都を遷されてより大宮近き神にて御在し坐すを以て、殊に崇め奉らせ給ひ、賀茂縣主系圖に建角身命十三世孫大伊乃伎の二男伊多足尼九世孫宇志丸、大津朝祝仕奉而、庚午年籍負_二祝部姓_一爲_二山王最初社司_一と有るのみの事にして、此に初めて祝部をも附け奉らせ給へる事なるを、其に就きて種

種の妄説を後より作り添へたる事共多かれども、皆僧徒の手に成れる者にて云ふにも足らざる事共なれば今擧げず、又其要略記に引ける相應和尚祕記に、大比叡神殿内納大坪終坪、又高屏風下有雙枕と云へる、終坪は結坪の誤ならむが、此に依る時は夫婦二柱共に御在し坐す御事と所見たり、又其日吉神道祕密記に、大宮大國主神又大國作神(中略)俗形著冠但非普通御冠如寶冠、御笏持左右御手合給笏、御袍薄朱衣、表袴、御鬚面方撫給、御齡四十歳餘、於唐崎琴御館禮拜之給、御形作之(下略)と有るは、如此き御形を造りて神體と成し奉れる由にて、天智天皇の當昔の貴服の状と見ゆ、(右に琴御館と云へるは、祝部宇志丸が亭にて初めて大宮の御神を祀へる所を云ふなり、偕其宇志丸は加茂縣主系圖に建玉依彥命十一世孫大伊乃伎命の子阿波伎命の子伊多足尼命の子伊賀多足尼の子鴨縣主賀且と云ふ人有り、其下に此人五世孫鴨縣主宇志、大津朝廷祝仕奉而、庚午年籍負祝部姓と云へる此人の事なり、又一本には、伊賀多足尼五世孫宇志丸、大津朝祝仕奉而庚午年籍負祝姓、爲山王最初社司とも云へり、耀天記に、宇志丸御館者任祝職所隨神事也、抑鴨縣主與祝部宿禰同事也とも、天智天皇御宇云々仰云、汝姓鴨縣主改可云祝部子孫々可召仕也、永爲氏人云々と云ふ神託の事も見えたるなど、鴨縣主同流にして仕奉る事、全く地主二宮神は大山咋神に坐して賀茂上社別雷神と同體異名なる事、次に注すが如き所以有るを以てなり、此大宮の御事に就きて祕密記に建立寶殿、尊像有刻彫、奉成御遷宮、其時御詠歌、「東より琴御館に誘はれて、此山末に留る松風」宇志丸承知之、重而有懇祈神號御形、其時於闇夜空中如日輪光明爲照耀、而日輪之内有大文字、依之奉稱大宮、就日輪之驗、日吉大宮權現崇

レ之給、御形再拜懇祈、刻大文字現形、故號大宮と書して大宮を加多知能美夜と訓めり、是大なる偽なり、大宮とは小比叡神に對ひて大比叡神と稱し奉れると等しく、此は其凡ての本社なる事佗社の例にても知るべし、已くより僧徒の爲に奪はれたる故に斯る妄説のみぞ多かりける、小比叡神は山家要略記に小比叡大明神奉名二宮と云ひて、其下に亦雷神と云ふ事の見えたるは即ち賀茂松尾にて、大山咋神を別雷神とも稱へ奉る、其御名を心得誤りて雷神と心得僻めたるながら、却りて國常立尊と申し掠めたるには勝れり、山王耀天記に「大宮御事大宮と申すは即ち鳴鑄明神と申すなり、是賀茂社下宮の夫神にて坐しますなり、下賀茂と申すは松尾明神の御女也、云々」と有るは事違ひたれども、山王事條に「二宮を鳴鑄明神とも申す」と有るは、彼大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐近淡海之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鑄神者也と有るに甚能く符合へる者なりかし、又耀天記に二宮第三王子者惡王子也と有るを、祕密記に惡王子愛染明王童形と有るは、彼の玉依比咩命の丹塗矢に婚て生み坐し、天神御子と聞ゆるなど考へ合す可し、注式に載せたる扶桑明月集に、大比叡明神の次に小比叡明神(俗形)と有るは此二宮に當り、又耀天記に大宮をば大比叡山王と申し、二宮をば小比叡山王とも申すなりと見え、右の祕密記にも二宮を地主權現小比叡大明神天地開闢の神諸神惣大祖神是也と云ひ、又地主大明神と云へるは、上にも云へるが如く、山末之大主神、此神者坐近淡海國日枝山と有る是なるが、其天地開闢之神と云へるは、此大山咋神はしも御父大國主大神に従ひ奉りて、山を穿ち水を通して國土を作り給ひし御事の御在し坐すを以て、例の國常立尊と偽る種子とは成れるながら、其據は右の事より出でたるなり、同記に若宮小比叡大明神

勸請、依之號比叡社と云ふ事有り、國常立尊をしも若宮と申すべき謂無ければ、此も大宮大國主神に對へて其御兒神なる慥なる證にて、神名を偽るとは爲れども如此く覆ひ隠されぬ所有るは、實に神の御靈となむ甚可畏くぞ所思えたる、又上に考徴せる如く、別雷神大山咋神山末之大主神共に異名同神にて、松尾賀茂兩社の御神と等しく御在し坐すなるに、尊卑分脈に、事代主命、近江國日吉二宮、號小比叡大明神と記され、神系圖に大山咋神の御名を擧げて、下に別雷神、山王二宮、山城國松尾大明神と有りて共に符合ひ、又白河故事考と云ふ物に、八溝嶺神社黃金神也、今所祭二座山王大已貴命日本事代主命と有るは、混れざりし以前の説を傳へたりし者にて、二宮を事代主神と云ふ傍證には成るべき者なり、又右に引ける諸神鎮坐記に、日枝神社(上略)自神代兒大山咋大神化遊此處、以此山爲六合本柱、至豐浦宮天皇時、大神辭之、返父大神替栖、以葛野爲鎮祠、山城國松尾神祠是也と有るも、其地主大明神と聞ゆる此小比叡神の御事なるを思ふ可き者なり、新古今集賀茂祭の午日よめる、「大和かも海に嵐の西吹けば何方の浦に御船繋がん」と有るに、其耀天記を見れば大宮御事條に三輪明神かと思ゆる也、其故は大和國より滋賀浦に來る事決定なり、其旨見大宮日記、其上御歌と申して御祭時於寶殿前社司詠哥云、「大和は海に西より風吹かば何れの浦に御舟繋がむ云々」と見え、祭日儀式事の下に御取物事云々、大宮云々、次橋祝、此間大津村人等參、次讀定文、次御哥三返と有りて、右の哥を唱ふるも大和かも辭を大和はと喚びたるのみなるも決めて近き由有るが故也、又御戸開御供五前進内陣事大宮大神宮賀茂上下松尾、如此子細在之不委云々と有る大神は、大三輪本社、御靈を祭りけむを、伊勢の御事に混りたるべし、

此にも賀茂松尾を共に祀る事、此本文に云る所以有る爲なりけらし、又公事根源賀茂祭條に、今日人々葵桂の臺を懸くるなり、賀茂松尾の社司前日より然る可き處々へ奉る」と有て此を葵祭と云ふは世に名高き事なるに、祕密記に大宮の御神の事ながら、尊神携持給御杖差此地給、早生付爲桂木青葉萌出と云ふ、又桂木神木之隨一也、御杖差置給御垂跡之始也、故祭禮申日内陣桂進上、則社家中一枚宛冠角差之、禁裡進獻云々と有るに合せて、橋經亮主の香果備忘に、無名古寫本抄出と記されたる中に、「卯月中申日比叡の祭にて其日過ぐれば桂の枝を賀茂へ參らせ給ふ、次酉日賀茂の御阿禮過ぐれば葵を日吉へ參らせ給ふ、桂の枝參る時には葵と臺にして諸臺とて懸くるなり、比叡の祭の延引の年は桂の枝參らず、故に諸臺を懸けぬなり、六花説夏部に見ゆ」と有り或書に云へり、(但し耀天記に村上天皇御時、第二禰宜從六位上安國、康保二年正月二十二日任祝、此御時大宮南門樓前有三大橋、依先例祭祠日取三件桂、令持下部、春連獻松尾社、自彼社獻鴨社、往昔例如此、雖然件木顛倒後絕畢此事禰宜安國時迄不絶云々と有れば、中古よりは行はれざりし事にや、何に在れ賀茂、松尾、日吉と三社に分れさせ給へども其本一なる由を知るに足れりと云ふべし、又祭日の儀式を云へるに、桂御酒進、宮主勤此役、土瓶御土器に桂葉一葉を入れて、人別吞之と云ふ事も見えたり、今も賀茂社の紋と此二宮の紋と共に葵なるなど共に其同神に御在し坐すを以て萬に相同じき者なり、又上にも引ける山門堂舍記に、仁和四年二月比叡山横川なる根本觀音堂燒亡材木運上の條に、賀茂禰宜相催社領人夫多以運上と有りて、其の氏人の然る忌はしき堂塔の事に係はると云ふも、元來其地に小比叡社有りし由縁に因れるをも思ふ可し、楮右に云へる如く此

の神は小比叡神と申して神代より其横川の地に御在し坐し、事、右に云へる如くなるを、祕密記に、大宮建立、此社頭之最初也、二宮八王子早禰禮共社無之と有れば、上古より其小比叡山に御在し坐し、かども、社壇の出來れるは遙に後の事なるを、彼の最澄が爲に山下に下され給へるなる可し、又山王本社建立之次第、初大宮、次二宮云々と有る如くにて、横川にても其御社の定まれるは天智天皇御世の事と所見たり、諸神記に二宮號小比叡と有りて、下に二宮正一位壽永三と有るを、或書に「其は百練抄に壽永三年三月二十七日日吉并北野神位記請印云々、日吉神位記行神祇官畢と有る度の事なり」と云へり、次に云ふを見合す可きなり、此事を祕密記七社位階條には二宮正一位、後白河院御宇皆同勅裁と有り、(其の小比叡神の本御在し坐し、横川の地は古波母山と云ひけるにや、同記に「波母山小比叡杣鎮座御詠歌、日本開闢以前也、波母山や小比叡の杉の獨居は、嵐も寒し問ふ人も無し」大比叡大明神波母山臨幸御歌「何事か御在し坐すらむ瑞籬の、久しく成りぬ見奉らで」此御返事波母山之御歌也と有るは云ふにも足らぬ事ながら、當昔小比叡神は其山に御在し坐しける御事の有りしに依りて然る妄歌をも作れるならめど又一證には備ふべきものなり、日吉行幸記に「二宮權現と申すは荒金の地を領じ給ひて萬物を生育し、神代の當昔より此の宮に住給ひて波母山の主と成りたまふ、故に地主權現とは申せり」とも有り、今思ふに波母山と云ひて義を成さず、元は賀茂山なりけむを、字を彼母山と書けるが彼を波と誤れるなる可し、此神の御在し坐す地を賀茂と云ふ事例有りて盡しも得難き程の事なれば、其は今云ふ限に非ずと雖も、右に云へる如く賀茂、松尾、日吉の三社は相共に云ふまじき由縁の御在し坐る御事を思ひ合す可し、此地主神と

申す事は傳廿七大地主神の下に云べし、) 故此日吉神社は往古より祭り來る所、大比叡神小比叡神二神に御在し坐すを官よりは一座の御會釋なりし事、此條の初に云へるが如し、祕密記に社頭者上下兩祖之神威之事、兩神與初者大宮二宮兩神也云云、酉日神事皆以三兩社計也云云と有るは、其初は唯大宮と二宮と二社のみ世に聞え給へるを、其二社の外に又五社を合せて山王七社と云ふ事とは成れり、山家要略記日吉七社降臨垂跡時代事、扶桑明月集云(大江匡房記、匡房在世之時號三隴月集、歿後改名明月集)と有る此書に、大比叡明神、小比叡明神聖眞子八王子客人十禪師三宮と次第たる是なり、上の二社は上古よりの本社なるにて、次の五社は各其兩社に屬きたる攝社なりつらむを、上し奉りて並べ奉られしなりけり、夫木集に經信卿、「日吉山七坐す神の跡垂れて、疊らぬ影は世を照らすらむ」と有るなど、中古より以降山王七社と普く世に申し習へる事なるが故なり、又祕密記に、山王本社建立之次第、初大宮次二宮次聖眞子次八王子(皆宇志丸作始奈利)後十禪師又三宮又客人と有りて次に御影禰初中後有、初二宮小比叡大明神、日本以前與利波母山來至給利、次八王子者(中略)第十代崇神天皇御宇也、是迄者社頭建立無之、第三度目大宮建立(中略)天智天皇御宇是也、第四聖眞子大宮與利十年後也と云へるは、右に宇志丸作始と云へる是也、第五十禪師延曆二年御影禰第六三宮、同三年御影禰、第七客人宮天安二年建立と有れば、七社と云ふ稱は已く當昔より在りし稱なりけり、故に此を上七社と云へるに、其後に作り加へて中七社有り、後又作り加へて下七社と云ひて、都てを俗に山王二十一社と云ふ是なり、同記に七社位階と有るに、大宮正一位最初正三位、次二位、二宮正一位、聖眞子正一位、八王子正一位、客人正一位、十禪師正一位、三宮

正一位、以上後白河院御宇皆勅裁と有るは、百練抄に、壽永二年九月十五日上皇御幸日吉社、去七月二十四日御登山之間有御願之旨云云、被奉増神位と有りて、同三年三月二十七日に日吉神位記行神祇官畢と見えたる是を云ふなり、(但し耀天記に二宮を従一位、聖眞子を正二位として承安二年三月二日に進られたるに、或記云五月二日宣下と有り、八王子は同時に従二位壽永二年十月九日、正二位客人は承安に従二位壽永に正二位従一位と有り、十禪師も右に同じく、三宮は壽永に従二位より正二位に進ませ給へる趣なり、又注式には大宮人皇五十七代陽成院元慶四年正一位、二宮第八十一代安徳天皇壽永二年正一位と有りて上件に合へるを、聖眞子八王子客人十禪師三宮第八十八代後深草院建長二年正一位と有りて右と合はず、今孰れか是なる事を知らず、此より以前にも安貞二年十月二十四日日吉社聖眞子八王子客人十禪師三宮等可奉授一階之由被宣下と云ふ事有り、諸右の祕密記に山末社正一位と有り、此は謂ゆる下七社と云ふ中なるに、神位の然拙き出させ給へるは山末之大主神にして、即ち二宮とは同神に渡らせ給へれども、上に云へるが如く此地主神に御在し坐すから、大宮を建立の初より其傍に勸請る程の御事にし有りければ、然る佛地とは成れるながらに猶古義の遺りて、殊に此社の崇敬厚かりしが故なめり、)若て七社の第三は聖眞子也、豊葦原卜定記に、聖眞子波吾勝尊奈利と云へるは然る言なり、此の字は上聖神の下に引ける仁明天皇御紀に、四十の寶算を奉賀る長歌に、瓢葛乃天照國乃日宮乃聖之御子會と有る聖之御子の意を以て書きたる可きが、此は二宮の御神に由有りて此に御在し坐すなる可し、其は元曆奏上記に、賀茂別雷皇大神宮(上社)四座中所祭正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、左高皇產靈尊、右武祇命後事代主命

也(中略)欽明天皇二十八年四月(中西)自大和葛木鴨逢日村社、本所祭三座見神皇見神以味耜高彥根命陪之地、依神宣遷山代別雷山、遺味耜高彥根命、止葛木鴨、吾勝尊與見神至祭於山代、以皇見神(忍穗耳尊)祭上社、以見神(素戔嗚尊)祭下社と見えたる、意は其間に自神代所鎮上社事代主命、下社大己貴命而已と有る其上社の事なるが、神宣有りて葛木鴨社にして味耜高彥根命の陪らせ給ふ素戔嗚尊忍穗耳尊を迎へ奉りて、素戔嗚尊を下社に、忍穗耳尊を上社に併せ祭らしめ給へりし者なり、其所由は傳十三に注せるが如し、此にても二宮は事代主神に御在し坐すから迎へ取り奉りて、上賀茂の狀に成させ奉り給へるなる可し、祕密記にも、聖眞子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊是也、天照太神第一御子、地神第二番尊神(中略)第四十代天武帝御宇白鳳十年御影向と有り、然るに注式に、人皇十六代應神天皇輕島明宮御代天降、第三十代欽明天皇三十二年(辛卯)鎮西豐前國宇佐郡八幡顯坐と云ふ事有るは心得ず、神名式に謂ゆる豐前國田川郡忍骨命神社即ち彦山の御事に御在し坐せば、其より勸請られし事などの有りつらむを、然云ひ誤りたる者なりけり、然れども此を以ても當社の吾勝尊にて渡らせ給ふと云ふは、僞にては有るべからぬ事を知るに足れりと云ふべくなむ、(但し右に引ける注式に鎮西豐前國宇佐郡八幡顯坐と有るに合せて、祕密記にも第十代天武天皇御宇白鳳十年御影向尊御出生、應神天皇後八幡宮現形と云へるは例の慢事ながら、傳十六卷に注せるが如く、宇佐にて比賣神と申すは三女神の御事に渡らせ給へれば、此の大比叡神には后神に御在し坐し、小比叡神には御祖神にて御在し坐せば、此の御神も日神と素戔嗚尊の御子に御在し坐すを以て、日和之御子とも申すまじきに非ざれば、然る御事にやとも云はる可き狀

なれども、其より後に祭られさせ給へるながら、三宮は正しく三女神と聞ゆれば、此の考は捨てき、八王子の御事は、明月集に天神第二國狹槌尊、第十代崇神天皇即位元年(甲申)近江國滋賀郡小比叡東山金大巖傍天降、八人皇子引率天降、故謂八王子(神祇宣令曰、言八王子者天照太神所生之五男三女等八王子也)と有れ共、國狹槌尊は二宮を國常立尊と申す類にて更に由無き事なり、又五男三女神と云ふも八王子と云ふに叶ひて尤と聞ゆる物から其も亦推量の説なりけり、祕密記にも八王子者八十萬神引率而天降金大巖、時代第十代崇神天皇御宇也、是迄者社頭無之、大宮建立、此社頭之最初也、二宮八王子早禰禮共社無之と有るは、元より御在し坐す神ながら、其御社は大宮と共に天智天皇御世に初めて建てられし趣なり、其下八王子宮の所にも、東方石有號天磐船、明神乘之御臨幸也と云ひ、又八王子の下にも、諸國在々所々御影嚮悉號八王子、以御神力諸人信敬事と有り、右に天降金大巖と云ひ、又天磐船と云へるは、其社を建てずして其石を神體として祭る由なるが、諸國在々所々御影嚮と云へるは、傳十に注せる如く岐神の御事になむ御在し坐しける、志陽略志と云ふ物に、彼の志摩國に八皇子社と云へる四十五所有る中に、答志郡鳥羽縣八皇子神社靈形船座と云ふも、右の天磐船と同じく岐神に坐す、故に船を以て神體と爲る由なり、神名式に河内國大縣郡常世岐姬神社今稱八王子と志に云へるも證と爲べし、今も諸國の辻社に石を建て八王子と稱し奉るは、道饗祭詞に謂ゆる八衢比古八衢比賣久那斗の三神に御在し坐すを、伊勢などにて此を饗土と云へるは即ち饗處の事なる其にて、此の比叡の山道を守り給ふ手向神にて御在し坐しよかば、當昔社を建つる事は無くて、右の金大巖又天磐船を以て神體と爲て往古より祭り來れる者と見ゆ、

祕密記に金大巖八三兩社御間是也、奥長石也、巖上又靈石有之と有るも、下八王子の天磐船に相似たり、又八王子伏拜殿有靈石、則八王子御神と有りて、伏拜處と雖も唯拜殿のみにして靈石を以て神體に祀へるなど、餘の六社の例とは異なるにも心を著けて考ふ可き事になむ、(然れば、此の三宮を以て國狹槌尊に當てたるは、我が神を強て尊く爲むと爲る妖僧の妄意に出でたる可く、八王子を五男三女と云ふは、何の辨へも無き神人の手に出て共に誤なる事云ふも更なり、祕密記に八王子俗形束帶赤袍帶大刀と云へるは、後に作れる神體にして更に據に足らず、諸岐神の大國主神に由有る事は、天孫降臨章第二一書に、大己貴神云々、乃薦神於二神曰、是當代我而奉從也と申させ給へる事有れども、此は然る所以に因れるには非ず、此の地の道祖神に御在し坐しけるを社を建て祀祭れるなり、)客人宮は明月集に、客人(女形)第五十代桓武天皇即位延暦元年、天降八王子麓、白山菊理比咩神也と見え、祕密記には、客人宮女形、日本開闢神伊弉册尊是也、白山妙理大權現御影向有我子也、栢木上有御影嚮、但社壇無之、相應和尚於横川坂御對面、依之建社、天安二年六月十八日有御遷宮、小白山大己貴兩神有同社後建社と云へり、然れば、延暦元年八王子麓に勸請れる栢木を神木として祀り、未だ社壇は有らざりけるを、後に天安二年に初めて社を定め奉れるなり、新古今集に、日吉の客人宮に詣でて左京大夫顯輔、「年經とも越の白山忘れずは頭の雪を哀とは見よ」續古今集に、客人かに奉りける後京極攝政前太政大臣、「此に又光を分けて宿す哉越の白嶺や雪の故郷」と云ふ歌も見えたれば、此は決く菊理媛神にて御在し坐しけり、此御神の御事は已に傳十一にも説ける如く、亦名を泉守道者とも申して岐神の御事にて、右の八王子

と同體の神にて渡らせ給へれば、其地に樹る栢木を御座として別に社壇を設けざりしにて、此も謂ゆる饗土の神に御在し坐しつるなめり、(客人宮と云ふ事は、祕密記に北陸白山與利來臨所、女體登山之砌、於横川坂布袋邊、相應和尙御對談之刻、女體登何不審之、御返答客人御名乗故也と云ふは例の偽なる可し、抑此神は黄泉國に成り坐して其黄泉神を壓へ給ふ神に渡らせ給へる故に此顯國にも御在し坐して、疎び荒び來る物を防ぎ給ふ神には坐せども、元來顯國の神にて御在し坐さざれば、此國神に對へて客人神と申けむを取り掠めて問答の時の御名乗と偽りたる可し、) 十禪師の御事明月集に十禪子(童子形)桓武天皇延曆二年(癸亥)正月十六日天降地主宮前と云へり、豐葦原卜定記に、十禪師天津彦彦火瓊杵尊也、十禪師止申奉渡、十止渡七代天神地神乃三瓊々杵尊也、天十也禪止渡讓利天加護乃義有利と云へる是實に然る可し、祕密記にも十禪師御齡二十有餘、天津彦彦火瓊々杵尊也、地神第三尊神延曆二年御影向と有り、一説に賀茂別雷神社の相殿に此瓊々杵尊も御在し坐すと云へれば、中昔にも然る説の有りて、此二宮の御神に就きて祀れるにも有るべくや、(但し元曆奏上記には此御神の御事見えす、楮又祕密記に、延曆四年七月二十四日、於山上御見形而傳教大師御拜敬と云へるは例の妄言なり、何ぞ彼の神地を穢し掠め奉る妖僧に見えさせ給ふ事の御在し坐さむ、又十禪師と云ふ事も然る妖僧共の號け奉れるにて、右の天七地三の御事を云へるなどは非ぬ私事ながら、古くより云ひ來れるを如何に爲む、) 三宮の御事は、明月集に桓武天皇延曆六年(丁卯)八王子金大巖傍天降、天照太神與素戔嗚尊誓給所生五男三女中三女也、故名三宮と有り、要略記に、檢封記云、女體坐像、御衣唐裝束、御髮結頂上金天冠、兩方御袖持唐打羽、

御齡二十餘と云へるは、俗に云ふ辨財天と云ふ狀に御體を其時に設け作りし者なる可し、祕密記にも三宮女形三體、御質女唐女持團子依三女之形嚮、奉稱三宮、乘紫雲自東方來臨給と所見たり、此三女神はしも傳十三より始めて委しく注し奉れるが如く三柱に別れて成り出でさせ御在し坐し、か共、御身を合せて須勢理毘賣命とも玉依姬命とも由良比女命とも申し奉りて、此大宮に御在し坐す大國主大神には后神に御在し坐し、二宮に御在し坐す大山咋大神には御母神にて渡らせ給へば、松尾にても大山咋神胸形中都大神共に相並ばせ給ひ、賀茂にても御祖神社は其別雷神の御母神たるを以て、此三前大神を立て被祀る例にて、此にも必ず右の兩社に擬ひて奉齋らる可き御事申すも更なり、然るに大宮の御鎮座は天智天皇元年なり、此の御鎮座は延曆六年なり、凡百二十六年許り後れさせ給へり、故に思ふに、山家要略記に載せたる相應和尙祕記と云ふ物に、大比叡神殿内納大坪終坪、又高屏風下有雙枕と云へるは事實にて、例のには有るまじかりければ、此の大宮にこそは彼の頸懸りして今に至る迄相配ひ鎮り坐すらめと思ひ成し奉らるゝ事にて、此の三宮の御方は後に其御靈を分けて祀られし者とこそは所思えたれ、(故に思ふに、此の三宮は彼の八王子並ばせ給ひて其中間謂ゆる金大巖有る事なるが、上なる八王子にも此にも金大巖傍に天降らせ御在し坐しける由云へるに就きて、八王子は謂ゆる道饗神なる可き由云へり、此も然にて、彼の三神を饗土に祭れるを以て三宮と云ひけむを、其傳を失ひて八王子を五男三女神に、此を三女神に當て傳へたるから、後に三女神の宮と實に成れる者なる可し、故に此の七社の中にて八王子三宮客人宮の三所共に謂ゆる此の比叡山の饗土神にして、手向神に御在し坐すに始まりて、後に種々の神とは成

れるにてぞ有ける、○葛野は記傳十二(四十三丁)に、「加豆怒と訓むべし、中卷明宮段大御歌に、知婆能加豆怒
袁美禮婆と見ゆ、書紀垂仁天皇御卷に、唯竹野媛者因_レ形姿醜、返_ニ於本土、則差_ニ其見返、到_ニ葛野、自墮_レ輿而
死之、故號_ニ其地_一謂_ニ墮國、今謂_ニ弟國_一訛也と有るを思へば、古は乙訓郡邊迄係けて泛く葛野と云ひしなり、和
名抄に、山城國葛野加止乃、又葛野郷も見ゆ、加豆に葛字を用ひたるは久豆を加豆とも云ひしなり、字音を取れ
るには非ず、後に加籽野と云ふは加豆の轉れるなり、下總の葛飾は音を取れる例異なり」(補意)と見ゆ、此葛野
に就きて予別に説有り、傳十二に云へりき、○松尾は記傳十二(四十四丁)に、「山城國葛野郡松尾神社二座(並
名神大、月次相嘗新嘗)是れなり、此御社は古より佛沙汰の混らぬ故に今に至る迄大山咋神と詳かに申せり」と云
はれき、此の大神の御事は上に其御名を説き奉れる所に委しく注せるが如く賀茂にては別雷神と申し、日吉にて
は山末之大主神と申し奉りて、正身は事代主神に渡らせ給ふ御事なり、今一座は注式に胸形中都大神(市杵島姫
也素戔鳴御子)と有る是なり、玉葉建久二年十二月七日條に、松尾行幸神寶御覽、寶殿二所云々、一所金銀幣一
具、無_ニ御鏡_一、是男體之故也、又女體之御鏡不_レ附_ニ平緒_一と有る、此男體は大山咋神女體は市杵島姫命御母子にて
二座に渡らせ給へり、東寺藏古文書の中に、元久元年三月五日、左辨官下_ニ山城國松尾社_一(中略)當社者鴨御祖
社之御同體、朝家第四之靈社也(中略)大史小槻宿禰と有るを、鴨氏人記に御祖神社を姫大神と書し神佛冥應編に
下賀茂宮宗像姫也と有るに合へり、然るは姫大神と申し奉るは八幡にて三女神を申す御名にて宗像姫神と申すに
同じき所由、已に傳十三、十六に注せるが如し、本朝月令に松尾社、秦氏本系帳云、正一位勳一等松尾大神御社

者、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日天_ニ下_一坐松崎日尾(又云日崎岑)大寶元年川邊腹男秦忌寸都理、自_ニ
日崎岑_一更奉_レ請_ニ松尾_一、又田口腹女秦忌寸知麻留女、始立_ニ御阿禮_一、知麻留女之子秦忌寸都駕布、自_ニ戊午年_一爲
_レ祀、子孫相承祈_ニ祭大神_一、自_ニ其以降_一至于元慶三年二百三十四年と有り、此にて宗像大神の大山咋神と御母子
共に此に御在し坐す御事明らかなり、或書に引ける筑前宗像社家の藏する古文書に、山城國松尾社當時既神事等
及_ニ退轉_一候由、被_ニ歎思食_一者也、然者筑前國宗像社者、爲_ニ當社一體之事_一候間、彼社家中別而勵_ニ興隆之志_一、相_ニ
勸國中_一、奉加等令_ニ運送於本社_一者可_レ爲_ニ神妙_一候由可_レ令_ニ下知_一給_ニ者_一、天氣如_レ此、仍執達如_レ件、天正五年十月
二十四日、謹上伯中將殿、左中辨(花押)と有るは、後の物ながら證と爲べき者なり、(但筑前國にては今其傳を
亡ひて宗像中津宮の方には更に其所由も知られざりけるに、邊津宮には其鳥居の外に松尾社とて攝社の立たせ御
在し坐すは、右の天正度よりの事にや今詳ならず、或人右の本系帳の年紀を考へて云く、自_ニ其以降_一と有るは秦
忌寸都駕布自_ニ戊午年_一爲_レ祝と有る時より以降と云へる文にて、其戊午は大寶元年より後十八年、養老二年なる
可きを、然ては百十二年なれば年數合はず、又本の任に二百三十四年を推し上せて算ふれば大化二年丙午に當り
て、大寶元年と有るより五十年前なれば此も叶はず、故に熟考ふるに、三代實錄に元慶五年三月二十六日甲戌
制令_ニ五畿七道諸國神社祝部氏人本系帳三年一進_一と見えたる度に、此の本系帳を進れる者なる可し、然れば元慶
三年と有る三は五の誤寫にて五年と爲すべし、備養老二年戊午より元慶五年迄の年數百六十四年なるを、本に二
百三十四年と有るは合はず、故に考ふるに其二百の二字は衍なり、其衍れる由は此原本に至_ニ元慶三年二百云

云年と書きたりし助假名を誤りて本文の百字の上へ混へ寫したる者なり、又三十四年の三字は六の誤なり、如く此く訂して至_二于元慶五年_一百六十四年と爲る時は總て事實符ひて聞ゆ、又上文に戊辰年と云へるは其大寶の以前には天智天皇の七年に在り、此年頃を云へるなる可し」と云へり、(楮松尾神社は東向にして南北に二社並び給へり、其北間は大山咋神にして南間は胸形中都大神に坐すと云へり、注式廣田社五座の中の第四を南宮と書して、細書に松尾大山咋神南宮巖島明神宗像明神と有れば、松尾本社に對へて南宮と申せるなりけり、但し此文本に八祖神の下に在るは誤なり、今訂して引けり、若て右の本系帳に云ふ所は此南宮の御事にして、其大山咋神はしも神代に已に此國を作り給ひしより以降其日埼岑に御在し坐しけるなりけり、或書に別雷峰云_二松尾本殿戊亥十町許山上_一、此所有_レ巖、此即當社神降臨所也、相傳神詠云、山城乃別雷山爾宮居士亭、天降古登神代與利佐幾と所見たれば、上代より此の岑に其磐座を御座として御在し坐しけるなり、今地理を考ふるに正に嵐山此に當る可し、其筑紫胸形中都大神戊辰年三月三日天下_二下坐松崎日尾_一(又云日埼岑)と有る戊辰は、或人天智天皇七年に當る可しと云へるは然る説にて、上に書せるが如く日吉神社の御鎮座も其元年なれば必ず其前後に在るべき事なり、天_二下坐松崎日尾_一と云ふ地は其嵐山の麓にて、松尾七社の中なる櫛谷、宗像兩社御在し坐せる其始を云ふなる可し、其櫛谷社には大山咋神を祀らる、其神體は上に云へる丹波國歛山神社より移せりと云ふは此時の事とこそ所思ゆれ、拾芥略要抄に有_二行幸并勅使_一起と云ふ件に、宗像本社筑前國と有るは當社の御事なるを思ふに、此時筑紫より勸請りて右の櫛谷社と相並び坐せる此事を右に天下坐とは書せるなり、大寶元年に自_二日埼岑_一更奉_レ請_二松

尾_一と云ふは、右の嵐山麓なる櫛谷宗像兩社より今の松尾に移し奉れるを云ふなり、(若ても其地に猶御靈を留められて神名式に葛野郡櫛谷神社坐せり、宗像神社は式外にて二社相並び給ひて渡月橋の西嵐山の麓に立たせ給へり、此二社の御事下に云ふべし、御社は東向にて北方に櫛谷、南方に宗像兩社相並び給へる狀も松尾神社に異ならざるなり、) 楮其大寶元年御鎮座の御事は色葉字類抄の松尾社條に、本朝文集云、大寶元年秦都理始_二立神殿_一、立_二阿禮_一居_二齋子_一供奉天平二年預_二大社_一と云ひ、諸神記注式共に文武天皇大寶元年秦都理奉_レ勸_二請松尾_一始造_二立神殿_一、聖武天皇二年預_二大社_一と有りて何れも合へり、然らば天智天皇七年戊辰より此年迄凡三十四年、右の日埼に御在し坐して此に鎮り坐せる大寶元年より三十年の後天平二年初めて大社の列には預らせ給へるなり、但し大中臣定好松尾鎮座記云、元明帝和銅二年四月十一日、山城國山田莊荒子山於_二賀茂_一初奉_レ傳云々と云へるは、秦氏は賀茂に住居たるが此に始めて移り住めるなる可き事、上に引ける文に爲_二守護_一留矣と有るにて知るべし、楮右の本系帳に自_二戊午年_一爲_レ祝、子孫相承祈_二祭大神_一と有る戊午は養老二年に當れ_レば、其頃より官にも已に祀らせ給ふ御事なる故に始めて祝部を此に置かせ給へる者なり、但し鎮座記には、和銅二年四月十一日秦良兼同正光、荒子山松尾爲_二鎮護_一留矣と有り、其立_二御阿禮_一と云ふ事は本より賀茂社にて執り行ふ祭事なるを、此にても仕へ奉る事とは成れるなり、然るは賀茂祭の事も秦氏本系帳に鴨下上松尾の奉_レ祭_二三所大明神_一、而鴨氏人爲_二秦氏之聲_一也、秦氏爲_二愛_一諱_二以_レ鴨祭_一讓_二與之_一と有れば、其れも秦氏にて世々に掌りし事なれば、此にても必ず行ふ可き事なるが、此に由緒有り、下に云ふべし、其御阿禮の事は色葉字類抄に、本朝文集云、御祖多々須玉

依媛命、始遊川上時、有美箭流來依身、即取之挿床下、夜化美男、相副既知任身、遂生男子、不知其父、於是爲知其父、乃造宇氣比酒令子持坏酒供父、此子持酒盃振上於天雲而云、吾天神御子、乃上天也、于時御祖神等戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將逢吾、造天羽衣天羽裳炬火祭鉾待之、又飭走馬取奥山賢木立阿禮、悉種々綠色、又造葵楓蘊嚴饒待之、云吾將來、御祖神即隨夢教令彼神祭用走馬并葵蘊楓蘊、此之縁と有る此故事を云へる也、記傳十二(四十四丁)に云はく、「續紀に延暦三年十一月戊辰朔丁巳、遣兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚、叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也と有り、此遷都は長岡宮に遷り坐すを云ふ、乙丑遣使修理賀茂上下二社及松尾乙訓社と有るも其御事に因りてなり、同五年十二月辛巳叙從五位下松尾神從四位下と見ゆ、此事日本紀略には同十三年十月鴨松尾神加階、以遷都也と有り、此遷都は今の平安宮に移り坐すを申せり、續後紀に承和十二年五月丁未朔庚午奉授從四位上勳二等松尾神正四位下、餘如故、同十四年七月甲子朔己丑奉授正四位下勳二等松尾大神從三位、餘如故と有るは、此以前に同年六月甲午朔丙申大風發屋折木、雨亦降、入夜彌猛、丁酉遣使奉幣於松尾大神祈之、甲寅霖雨止息、先是左相撲司代葛野郡家前槻樹作大鼓有崇、由是奉幣及鼓於松尾大神、以祈謝(用鼓牛皮十二張一面六張)と有りし此御事に由れるなる可し、嘉祥二年二月丙戌朔壬辰勅、從三位松尾大神社禰宜祝等、預把笏之例と有りて、此頃の事に松尾大神と書かれたるは此程より公家の御崇敬愈勝らせ給へるなり、文德天皇實錄に、仁壽二年五月丁卯朔甲戌加山城國松尾神正二位、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申奉授山城國正二位勳二

等松尾神從一位同八年十一月三十日進山城國從一位勳二等松尾神階加正一位と見ゆ、後拾遺集に一條院御時始めて松尾の行幸侍りけるに、謠ふ可き歌仕う奉りけるに、源兼澄、千石破松尾山の陰見れば、今日ぞ千年の始なりける(補意)と有り、然して此大神は神代より松崎、日尾に故有りて御靈を留めさせ御在し坐しけるに、文武天皇御世より宮柱仕へ奉られけるに後に、平安宮同じ域内に出來りて其近守神と崇かれさせ御在し坐す御事、實に幽契有りて奇しとも妙なる御事なるは、皇御孫尊の御尾前として賀茂松尾日吉の三所より守り奉らせ御在し坐す御事にて、天壤と無窮き寶祚の御上に於て甚なむ頼もしき御事なりける、吉記に或古記云、平安京者百王不易之都也、東有嚴神、西仰猛靈、嚴神者賀茂大神宮、猛靈者松尾靈社是也、依二神之鎮護、期萬代之平安と有るは、實に其謂有る御事になむ、若て其秦忌寸は元正天皇養老二年戊午に祝と爲て仕へ奉れるを、仁明天皇嘉祥二年に至りて把笏の例に預り奉れる也、偕此秦氏は本系帳の一説に又云、初秦氏女子出葛野河澗濯衣裳、時有一矢、自上流下、女子取之云々と云ひて、此の玉依日賣の故事を其氏の女子の事と爲り、姓氏錄(山城國諸蕃)に秦忌寸太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也と有りて、此は應神天神御世に歸化の蕃種なるを知らながら、遠き神代の故事を其氏人の女子の事に云ひ成せるは、松尾社家の秦忌寸は其とは別種なるにて、同錄(山城國神別天神)に秦忌寸神饒速日命之後也と有る是なるにや、然れども其の玉依日賣命は賀茂建角身命の女にして、母は丹波神野神伊可古夜日女命に坐せば、其神は饒速日命の御女などなりし、其由緒に依りて其伊可古夜日女命に由有る秦忌寸と、建角身命の裔なる賀茂縣主と二氏其國に在りしなり、此事に就て説有り、猶下に云ふべ

し、(夫木集三十四卷に「久安百首神祇安藝、千石破君が千年を松尾に掛りて咲ける藤白の神」と有る、此藤白神更に考ふる便宜無し、紀伊國在田郡鈴木家系を見るに櫛玉饒速命藤白王子權現熊野一之鳥居と云ふ事有り、此にては藤白王子權現は秦忌寸にも祖神にて渡らせ給ふ饒速日命に坐すを以て、右歌は其事を詠めるにても有るべくや、如何にも由有りげなる事共なり、又神名式に山城國葛野郡木島坐天照御魂神社、名神大、月次新嘗、此も其神に御在し坐す由已に傳十九卷に云へるが如し、然れば松尾の秦忌寸は正しき神別にて蕃種には非ざりけり、)右に引ける仁明天皇御紀の御祟の御事、委しくは本朝月令に、國史云、承和十四年六月霖雨止息、先是左相撲司伐葛野郡々家前槻樹、作大鼓、有祟由是、奉幣及鼓於松尾大神、以祈禱、(用鼓牛皮十二張一面六張)口傳云、松尾社禰宜秦眞足祝秦興主、依犯用大鼓輪鐵解却見任、興主男一人大膳職掌、一人沙彌、住神宮寺也、眞足無子、初深草天皇之御時、伐葛野郡家前槻木作相撲司之大鼓、明神忿怒、託宣云、此樹者我時々來遊之木也、而伐取不可然云々、其伐木國人多死去也、行事官人墜馬傷身也、時人云、嘉祥元年洪水爲流、彼材所出來也、神明之祟猶不止、奉爲公家數々有現、遂率彼鼓進神社、其鼓經年破損、眞足興主竊取彼鐵輪、作雜釘馬繫等、宛賣買料、于時神明示祟、公家仍勘發、解却禰宜祝之職、又右大臣源多卿、爲奉幣參神社、見此鼓管無皮、意得將張此鼓可善、後日大臣病患之時、令占祟由、陰陽寮告曰有神明之祟、心中反覆是尤鼓事也、將張無輪、因以針張之、張鼓之後音樂之奏百倍佗時云云と有り、神威の可畏く御在し坐す御事を見奉る可し、或説に「公卿補任を考ふるに、從二位右大臣源多公は仁明天皇(即深草天皇)

の御子にて、仁和四年十月十八日五十八の齡にて薨じ給へり、偕此文を考ふるに、彼の鼓は承和十四年に此御社に奉り、其鼓經年破損と有るを、其本系帳を奉れる元慶五年の頃と見る時は、多公五十歳の時なり、右に謂ゆる秦眞足秦興主は其時の人にして、其帳を進れる世に在りし人なり」と云へり、(元亨釋書に、建久七年七月、雷折松尾祠後大杉、其木覆神殿、欲伐之、其材大難制、恐厭神殿、若不伐、異時小風雨、人自壓倒、神官與僧延朗議、朗曰、莫慮、早伐又杉中有奇事耳、已而加斧、其杉如相避、仆殿側、於是手杉中忽逆出一漆塔、其中又有銅塔、盛舍利、神官見之益信朗言、便於祠之南、建三層塔安之と云ふ事を書せり、妖僧の愚人を誑かす許り世に恐ろしきは非ざりけり、其大杉の雷に折らるゝ程なれば年経たりし木にて中は空に成りけむを見附けて其塔を挿し置けるなり、莫慮早伐、又杉中有奇事と云へるは、其塔を早く示せて信を愚巫愚祝に取り、其神地を犯して胡神を祭らむと爲る奸謀なり、阿々奸なる哉、愚なる哉、)社説に、所傳松尾七座、名松尾社月讀社櫟谷社三宮宗像社衣手社四大神と神社啓蒙に云へり、其一は松尾本社なり、其二月讀社なり、此御事は已に傳八、十二に注し奉れりき、其三は櫟谷にて、此は神名式に葛野郡櫟谷神社と有る是なり、頭注に櫟谷松尾末社と云へり、此地は右に引ける本系帳に謂ゆる松崎日尾にして、其始大山咋大神の胸形中都大神と共に始めて鎮り坐しける本宮なるを、大寶元年に今の松尾に移し奉られたる後も猶其迹を遺して櫟谷、宗像兩社共に其遙宮として祀らるゝなる可し、此に一の考有り、上に云るが如く、松尾の本社と有る丹波國鉾山神社は、其國作の御鋤を以て神體と成し奉り、鉾山大神と齋き奉り、浮田明神は其御鋤を以て神體と成し奉れるを、其御鋤

を移し奉れる即ち松尾大神に御在し坐せるに就きて考ふるに、櫛谷神社には其鋤柄を祀れるには非ざるにや、然るは播磨風土記に、佐容郡整柄川神日子命之整柄令採此山故其山之川號曰整柄川と有る此神日子命は、即ち味耜高彥根神の御事にて、此大山咋神に御在し坐すが、此に整柄を云ふ事も又由有りて思ゆるに、太神宮式に凡操營神田銀鑿柄者、毎年二月先祭山口及木下、然後採之と有る、此事を皇太神宮儀式帳に、始禰宜内人等鑿山向物忌子湯鋤山爾參登時被云云、山口神祭、然到櫛木本即木本祭然其木本乎山向物忌令以忌餘互切始互、然即禰宜内人等加戸人夫等令切互湯鋤仁造持互云云と有る、此櫛は樺木の種類にして堅き物なるを以て、鋤鋤柄に作ると所見たり、建久行事記其鋤山伊賀利神事條には各以堅木鋤作と有り、此を以て考ふるに始め其鋤を納め奉れる所を鋤山と云ひ桑田と云へる准らひに、今又其鋤柄を齎きて櫛谷とは云ふにぞ有らむ、續後紀に、嘉祥元年十一月丁巳朔戊午奉授山城國無位櫛谷神從五位下、清和天皇實錄に、貞觀十年閏十二月十日己亥授山城國從五位下櫛谷神正五位下、同十二年十月十七日近松葛野鑿錢所宗像櫛谷清水堰小社五年、奉鑿錢所新鑿錢と有りて、此時には告文有り、百練抄に、仁治二年八月七日今夜丑刻櫛谷宗像兩社燒亡、御體同燒亡了、是松尾末社也と云ふ事も所見たり、宗像社の御體の事は知られ給はざれども、此社の御體若神代の舊物ならむには甚々可惜しき御事なるにこそ、(爲家卿貞應三年の百首に、「大井川時雨の秋の櫛谷、山や嵐の色を借すらむ」と嵐字を立入りて詠めるは此地嵐山の麓の尾崎に在ればなり、即ち右の松崎日尾是なり、此御事傳二十八卷に委しく注す可し、三宮は其第四なり、松尾の南に在りとぞ、右に云へる如く、日吉神社の三宮の例な

らば此御社も亦三女神に渡らせ給ふ可し、其は本殿には胸形中都大神と申して市杵島姫命を立て祀る故に、此は其三女神を合せて別に齎き奉れるなる可し、其第五は上にも云へる宗像社にて櫛谷社と並び立たせる是なり、秦氏本系帳に、筑紫胸形坐中都大神戊辰年天下坐松崎日尾(又云日崎岑)大寶元年川邊腹男秦忌寸都理自日崎岑更奉請松尾と有るは、拾芥略要抄有行幸并勅使起と有る條に、宗像本社筑前國と有るは此に引合ふべき事なるにて、筑紫より初めて勸請れりし宮處なるを、松尾に移し祀はれたる後も其迹を遺して祭らる事、上の櫛谷社と同じ例なりと聞えたり、右に引ける清和天皇實錄に、貞觀十二年十月十七日鑿錢所新錢を被奉るも宗像櫛谷兩社相并ばし給ひ、又百練抄に見えたる仁治二年八月七日にも、櫛谷、宗像兩社燒亡と有るも同所に相并ばせ給へるを以てなり、又寛元二年云云、松尾社司註進、去正月二十七日辰時、近邊山類落大井川、塞消之間、末社宗像社鏡石類落と云ふ事も見ゆ、第六には衣手社、本社の南に東向に在り、此御事次に云ふべし、其第七には四大神社在本殿郭對壁外北山下と云り、相考ふ可きは稻荷五社の中にも四大神と申す御在し坐しけり、其は神名式に謂ゆる紀伊郡御諸神社是なり、傳廿五に注すべし、然れば此は大和國城上郡大神大物主神社(名神大、月次相嘗新嘗)此山を御諸山と云へる其とは別神に御在し坐するにて、大山咋神には御伯父、市杵島姫命には御兄弟にて渡らせ給へれば由有りて思ゆかし、若て其衣手社は更に傳無きを、上より次々に攻て云へるが如く、月讀社は御祖父に渡らせ給ひ、四大神は御伯父神に御在し坐し、三宮、宗像兩社は御祖神に坐し、櫛谷社は大神の別社なり、如此く六社共に神縁甚詳かなるに、此衣手社に於ては更に考ふ可らずと雖も、今此を推す時は其後神に

て渡らせ給ふ可き理なり、松尾社説に、「此社昔は本社の東の山足に在り、衣手森と云ふも有りしに、洪水に流されて社地悉く荒れたるに依て、本社の南側の同じ山上なる今の地に移し祭れり」と云へり、後拾遺集に藤原顯輔、「秋毎に誰れか染むらむ主知らぬ、韓紅の衣手の森」と詠めるも此地なり、(堀河後百首に、「秋も未だ立ち來ぬ前に衣手の杜の下には彷彿にけり」夫木集に、「來て見えむ事を頼まむ身にし有れば、立ぞ佗ぬる衣手の杜」又「衣手の杜の雫に立つ鹿の、心寂しきは曉の聲」又「春は花秋は紅葉と誘はれて、人も立寄る衣手の森」又「今も亦涙や誘ふ時鳥、我が衣手の杜に啼くなり」と詠めるも此地にて古に名高き名所なり、) 諸此松尾大神を世に酒神と齋き奉るは所以有る御事にて有りけり、神名式に謂ゆる丹波國桑田郡大井神社所祭酒彌豆男命酒美豆女命の由、社傳に「上古に松尾の御神鯉に乗りて大井川を浜り來り坐して鎮まり給ふ、所以に此並河村の民鯉を喰はず、若此を犯す時は現罰有りと云へり、右の二神は造酒司坐酒殿神社二座(井小)酒彌豆男神酒彌豆女神と式に所見たるを松尾大神と云へる事甚奇らかなるに就きて聞くに、松尾神社にも松尾大日尾の楯を以て桶に作り、山田の米を以て、御手洗の水に浸して酒を醸し給ふ」と云へり、抑、此酒はしも傳十七に注せる如く天にては豐宇加能寶命に始まり、顯國にては素戔嗚大神彼の八醞酒は醸らせ給へるを、大物主神をも少彥名神をも酒神と稱へ奉れるを、世に此事を専ら弘めさせ給へるは此事代主神にこそ御在し坐しけらし、大和志に、高市郡飛鳥酒殿在岡村上方一大石、縦一丈五尺横五尺、石面彫刻槽七道、相傳昔沃溜神酒於此」と有るも、上世に此地にして此神の酒を醸し給ひし跡處なる狀なるを思ひ合せ考ふ可き御事なりかし、今は天下に酒神とだに云へば此御神の

御事と誰しも然心得、又現に其御守護の著明く御在し坐すなむ然る神代の故事に起れりける、(右の日尾は本系帳に謂ゆる松崎日尾にして、上世に此神の御在し坐しきと云ふ別雷峰の麓にて、謂ゆる櫛谷、宗像兩社の立たせ給ふ所是なり、山田は大中臣定好松尾鎮座記に、山城國山田莊荒子山と云へる是にて今嵐山の傍なり、御手洗の所在は未だ考得ずと雖も、必ず其近傍にて有るべきなりかし、) ○鳴鏑は、次に引ける山城風土記に丹塗矢にて下に所謂丹塗矢者乙訓郡社坐火雷命在と有る是なり、記傳十(四十一丁)に「字鏡に鏑奈利加夫良と有るに依りて訓むべし、名義は鳴神夫理夜なり、天智天皇前紀に有細響、如鳴鏑」と有る如くにて、射れば空を鳴り行くが雷に似たればなり、蔓菁根の形に似たる故の名と云ふは僻事なり、其は返て此鏑に似たるから彼根をも加夫良とは云ふなり、諸此矢記中に往々見えたり、古専ら用ひし物と見ゆ、書紀に八目鳴鏑と云ふも有り、八目とは其鏑に鏑の何許も有るを云ふ、和名抄に日本紀私記云八目鏑、夜豆女加夫良と有り、雷を唯神とも云へば鳴鏑をも加夫良とのみも云ふべし、萬葉九(九丁)に響矢とも詠めり、此響矢を今本の訓には加夫良と有り、袖中抄には那流夜と有り(取意)と云はれき、然れば鳴神夫理夜を切て鳴鏑と云ひ、上を略きて鏑矢と云ひ、下を略きて鳴矢とは云へるなりけり、(又記傳に云はく、「鏑字は並ての鏑の事にて、分けて加夫良と訓むべき義は見えず、此は漢籍に鳴鏑と云ふ物此方の那理加夫良に似たる故に此字を當てたるなれば、鏑の一字を訓めるも鳴鏑より轉れるなり、史記匈奴傳云、冒頓乃作爲鳴鏑、注韋昭曰、矢鏑飛則鳴と有り」と云はれたり、) ○用は古史第七十四段徵に都加比多麻多比志と訓めるは實に然る可し、仁德天皇六十五年御紀に、左右佩劍、四手並用弓矢と有りて、

用字を都加布と訓める是なり、其六十二年にも如何亦奚用焉ナニカツカフとも云へり、偕此に用鳴籥ナニカツカフと云ふ其用ひ主は、此に謂ゆる大山咋神に御在し坐して、其矢はしも火雷神の御靈の如何にしてか此に託御在し坐しけるなる事次に云へるが如し、其は記傳十二(四十五丁)に引かれたる山城風土記に、賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊可古夜日女、生子名曰玉依日子、次曰玉依日賣、玉依日賣於石川瀬見小川之邊爲遊時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置置床邊、遂孕、生男子、至成人時、外祖父建角身命、造八尋屋、堅八戸扉、釀八腹酒、而神集々而、七日七夜樂遊、然與子語言、汝父將思人命飲此酒、即舉酒杯向天爲祭、分穿屋簷而升於天、乃因外祖父之名號可茂別雷命、所謂丹塗矢者乙訓郡社坐火雷神、在可茂建角身命也、丹波神伊可古夜日賣也、三柱神者蓼倉里三井社坐、妹玉依日子者今賀茂縣主等遠祖也と有る、右の文と此の次大山咋神(中略)亦坐葛野之松尾、用鳴籥神者也と有ると正しく合せ説きて互みに明かなる事多かり、(記傳に「用字は成又化などの誤か、若然らば鳴籥爾那理坐流神那裡と訓むべし、又は丹字の誤にて阿加伎鳴籥にや」と云はれき、其は右の風土記の文の外に秦氏本系帳に、又云、鴨上社號別雷社、下社號御祖、戸上矢者松尾大明神是也と有るに依りて、右の丹塗矢は大山咋神の化り給へる者と思ひ誤られたりし者なりけり、此事を書せる地神本紀は更なり、年中行事秘抄に其書を引けるにも此と同じく用鳴籥と有る者をや、)右の賀茂建角身命の娶り給ひし丹波國神野神伊可古夜日女命の神野は、神名式に丹波國桑田郡神野神社氷上郡神野神社、頭註に建角身命婦伊賀古彌日賣命也と有る是なり、伊可古夜は伊は發語か、又は五十の義か、可古夜は謂ゆる鹿古矢にて、此の鳴籥の事に縁有りて聞えたり、

其は右に云へる秦氏本系帳の一説に、此伊可古夜日女命の御女玉依日賣命の御事を、又云、初秦氏女子出葛野河、澣濯衣裳時、有一矢、自上流下、女子取之、還來刺置於戸上と云ふは本より誤りたる傳ながら、太秦同祖の秦忌寸は蕃種なれば、神代の事に係て云ふべきに非ざれば、松尾の秦氏は姓氏錄(山城國神別天神)に秦忌寸神饒速日命之後也と有る是なる可し、如此く考へ定め置きて其縁を覓むるに、神名式に天田郡天照玉神社、氷上郡高座神社有り、饒速日命なり、高倉下命なり、此を以て見れば伊可古夜日女命は其饒速日命の御女などなりけむを、其兄弟なりける人即ち秦忌寸の祖なる事、彼の玉依日子と玉依日賣と兄弟有りて、兄は賀茂縣主の祖と成り、次は丹塗矢の化れる神に娶られ奉ると事は同じかる可し、偕其本系帳に右の故事を書して、終に、故鴨上社號別雷神、鴨下社號御祖神也、戸上矢者松尾大明神是也、是以秦氏奉祭三所大明神而、鴨氏人爲秦氏之禪也、秦氏爲愛禪以鴨祭讓與之、故今鴨氏爲禰宜奉祭、此其縁也と有りて、此文の如くは鴨下上松尾共に秦氏の仕へ奉る所なり、偕神名式に葛野坐天照御魂神社(名神大、月次相嘗新嘗)と有る此地を本紀と云ひて、賀茂の糺は此より移せる由社傳なり、俗説なり、其傳ふる事久しきを、右の玉依日賣命の事を色葉字類抄に本朝文集云、御祖多々須玉依媛命云々と云へるも、木島の糺の事と爲る時は此地にて生み坐せるなりけり、其由縁に由りて又秦忌寸の祖なりける人は世々に此地に住ひて有りけるなり、然れども建角身命の御妻と成り給ひては其女神は蓼倉里に住み給ふ可き事申すも更なり、是本糺と今の糺と有る所以なり、若して其秦忌寸は元秦氏には非ず其國の華胄なりけむを、後に其地に蕃種の太秦氏の住み著きてより、終に其下風に押れて賀茂の地に退

きて其三大明神を世々に祀れりけむを、大中臣定好松尾鎮座記に、元明帝和銅二年四月十一日、山城國山田莊荒子山、於賀茂初奉傳云云と有る、是彼の松崎日尾より今地に松尾大神を移し奉れる程の事にて、右の秦忌寸都理が賀茂より松尾に住み替へて祝と成りて傳づき奉る時なり、然れば秦氏爲愛掣以鴨祭讓與之と云へるは、此時に相傳へて秦氏は賀茂下上の神事には全に拘はらず成れりし者になむ、古には秦氏の三大明神の祭事を主どると云ひ、後にも右の如く松尾一社の禰宜祝と爲て仕へ奉ると云ひ、豈異類蕃種の輩を以て定むる事有りなむや、必ず神代の故事に本著ける可き者なりかし、然れば秦氏賀茂氏共に賀茂松尾の御神等共に去るまじき所以有る氏人共になむ有りける、(猶又神野神社の饒速日命に渡らせ給へる證は、神名式に越後國磐船郡磐船神社は此饒速日命に御在し坐す事、大同類聚方に毛乃々倍藥、物部臣等之家傳、天磐船神社云々と有るにて知らる、然るに予が門人小泉氏計が越後志に云へるは、磐船神社今其地を磐船と云ふ事なれども、其は木舟社と云ふにて眞の磐船神社の舊地は其よりは近在にて神野村と云ふ地是なりと云へり、其神野と丹波の神野と同名にして共に饒速日命に由有るをも思ひ合す可し、中右記に元永二年十二月五日、右中辨惟兼來云、鴨社今度遷宮件、御服裝束事、被問本社司之所、申云、以丹波御厨一年一度所調供來也、而自故禰宜惟季時被立加美乃御厨之間、一季調進之と有る加美乃を或人此神野也と云へり、又下鴨古文書に氷上郡三和莊と云ふも有り、又和名抄郷名に賀茂も有りて、何れにしても賀茂には大いに由有る事共なり、)次に玉依日賣於石川瀨見小川之邊爲遊時、丹塗矢自川上流下と云へる、此地は同記に建角身命の葛野河與加茂河所會至坐、迥見賀茂

川而言、雖狹少然石川清川在、仍名曰石川瀨見小川と有る是にて、葛野河と云ふは謂ゆる大井川の流にして、葛野にて葛野川と云ひ、桂に至りて桂川と云ふなり、其所會と云ふは今主殿村と云ひて川俣と成れる處是なり、此故事は右の如く賀茂河の末にて有りし事なるを、秦氏本系帳には其を葛野河とも傳へたりしなるは、其地の相近きに依りて誤れるなり、次に爲遊を賀茂大神舊記に始遊川上一時と有り、本系帳には澣濯衣裳と見ゆ、次に丹塗矢自川上流下と云へるは、舊記に有美箭流來依身と有るは殊に委しき者なり、偕此丹塗矢と云ひ美箭と云へるは即ち此に謂ゆる鳴鏑の事にして、松尾大神大山咋神の放たせ給へりし御矢なるに、其物に火雷神の御靈の添ひて御在し坐す物とも何とも思ほさずして放ち棄させ給へるが、川上より流れ下らせ給へるなり、右の舊記に依身と云ふ事本朝文集にも同文にて有り、件の丹塗矢は然る靈物なりし故に、素より其少女に娶ひ坐さむとして依し來り給へるなれば、其川遊する少女の陰處に立など爲ける事を云ふにや、古事記白檮原宮段の故事はしも却りて此玉依日賣命の事を傳へ誤れる者なるが、其にも美和之大物主神見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢自其爲大便之時溝流下、突其美人之富登と有ると依身と云ふとは全同じ事なるを、顯に云ふと云はざるとの違有るのみなる可くぞ所思えたる、(古事記の右の故事も此傳に同じき由傳十卷に云へるが如し、右に美人の廁に入れる由なるは、上代には流川に木を架して其上に屋を作れば、川上より流れ下りて陰處には立けるなり、然れども此は右に云へる如く流來依身と云ふ事を然も傳はりし者なりけり、此は即ち此第六一書に、事代主神化爲八尋熊罴、通三島溝織姬と有る、下に傳二十八卷に其本文を擧げて注せるに互み

に見合す可きなり、乃取挿置床邊、遂孕生男子と云ふは、舊記文集共に即取之挿床下、夜化美男相副、既知妊身、遂生男子と見え、本系帳には女子取之、還來刺置於戸上、於是女子無夫妊、既而生男子也と有り、古事記なるには乃將來其矢置於床邊、忽成麗壯夫、即娶其美人生子云々と有りて、共に同じき有り異なる有り、精しきも粗きも有れども、本より相似たりける事なる者なれば今通はして説くべきなり、乃取と云ふは其美箭の流れ寄りて身に副へるを奇らしく思ひて取れるなり、其鳴鏑に丹土を以て彩色れるが如何にも美麗はしかりけむに、愛でて打も棄てず、人知れず床邊に秘し置きたりしなる可し、偕床と云ふは其臥房を云ひて常に神床など云ふとは異なり、化美男と云ひ成麗壯夫と云へるは其丹塗矢に託け給へりし火雷神の御靈の顯身と現はれさせ御在し坐して、其玉依日賣命を娶りて相副し給へるなり、然れども外より通ひ坐すと云ふにも非ず唯其矢の化れるなれば、少女は其夫神の御名をだに得知り奉らず、固より其少女に夫有りと云ふ事は父母の神を始として絶えて知る者更に無かりけるなり、故に自然に妊むと思ひ、夫無くして子持てりき、人皆不審し思ひける事と所見たり、此男子は即ち舊記文集等に謂ゆる山本坐天神御子と申す是にて、神名式に謂ゆる愛宕郡片山御子神社即片岡の御神の御事なるを、下文にも右の二書にも彼の別雷神と爲るは全く傳の誤なる事、已に上大山咋神の下に注す事共を見て曉る可し、(此事昔より誰も思ひ誤る事なり、然るは古今に此文の正きに至りて深く心を用ひざるが故なめり、或人瀬見小川と題して此風土記の事をも注したりしかども、其神系の係る根元より正し辨へざる故に、謂ゆる杳を隔てたる者にして大いに予が意とは異なり、殊に秦氏本系帳に戸上矢者松尾大明

神是也と云ふは、此に取りては殊更に甚じき僻傳なるを其に泥みけるにや、「此丹塗矢は大山咋神の玉依日賣に逢ひ給はむ料に御靈を託けて用ひ給へる物實なり」と云へるは笑ふ可し、松尾も賀茂も同じ山城にて殊に境を接へたりとも云ふ程の事なり、又其女に娶給はむには現身をこそは通はし給ひてめ、殊更に丹塗矢などに化らせ給ふは何の用ぞや、其上に生み坐せる御子の言に天神御子とさへに名乗らせ給へるを何とかは思ふ、至成人時は其御子の老すげて物の心をも知り給ふ程に成らせ給へる御時を云ふなり、舊記文集共に遂生男子不知其父と有る如くにて、其父を知る者更に無かりしなり、次に外祖父建角身命造八尋屋、堅八戸扉、釀八腹酒而七日七夜樂遊と有るは、舊記文集共に於是爲知其父、乃造宇氣比酒と有る此事の委しきなるが、右に云ふ宇氣比酒は甚奇らしき事なり、此神功皇后十三年御紀に釀待酒と云ふ稱有るが如く、其は人を待請くる料なるに依りて號け、此は誓ひて其父を知らむとして釀る故に宇氣比酒とは云ふめり、作八尋屋、堅八戸扉と云ふは其集へに集はする神等の中に其父神は御在さむを、其宇氣比酒を令吞て終に其顯はれ出で來坐す事の有らむを見てむとなり、此地は今の御蔭山なめり、或書に「御蔭山一名御生山と云ひ、花鳥餘情に玉依姫の別雷神を生み給ひし所なり、御生とも御形とも」と有るは更なり、小右記寛仁二年十一月二十五日條に、昨日下社司久清進解文、尋舊記、皇太神初天降給小野郷大原御蔭山也と有るは、御祖社を其玉依日賣命を取り違へたる誤傳を承けたるには有れども、其初め天降り給と云ふは此にて其玉依日賣命の男御子を生み給へりし事を事替りたる状にて傳へたりし者なりけり、偕其御蔭と云ふは推古天皇二十年御紀歌に阿摩能椰蘇訶礙と有るは天之八十蔭と云

ふ事にて、天之八十殿と云ふ事なるを以て思ふに、此地に初玉依日賣命の産屋を建て給ひて御子生み坐しゝに依りて御生山の稱有り、又其後に八尋屋を造りて宇氣比酒を醸し、諸神を集へて七日七夜宴樂を爲し給へりし故を以て御蔭山とは云へるにて、本其八尋屋に起りて御蔭山とは云ふなりけり、（先には御蔭山と云ふは賀茂御祖神社の荒御魂を祀れるならむ、和名抄神靈類に、靈、日本紀云美太萬、一云美加介と有るに、臨時祭式に、凡住吉社長門國封租穀者令封戸係夫運送云々、但豊浦郡封戸係夫者便留充御蔭社と有る御蔭社は、神名式に謂ゆる住吉荒魂神社の御事なる由、傳八卷に注せるが如し、然る時は此の御蔭社も然る例にもやと思ひしかども、已に御生山の名有る上は然は云ひ難し、正治百首に、「御生山何代の雲は霧隠て、知らぬ昔の今日も逢ふらむ」風雅集に、「久方の天磐船漕寄せし、神代の浦や今の御生野」夫木集に、「御生河賀茂の御刀代引替へて、今將年の神を祈らむ」など山をも野をも河をも云へり、此社比叡山の西麓に在り、所祭神二座神祭祕也と云へれども、此故事に依る時は玉依日賣命と御子神と二柱なる可し、夫木集に、「葵草採るや御蔭の山邊には、月の桂も殊に所見けり」又「當昔の御蔭の山の諸葉草、長き代係て我や頼まむ」此歌を現存六帖に同じ人の詠めるに、上句當昔の日蔭の山の諸葉草云々と有りて、御蔭と日蔭と相通はし云へり、然與子語言、汝父將思人令飲此酒は、舊記文集共に乃造宇氣比酒令子持坏酒供父と有るが如く、無心なる兒に坏酒を持たしめ、其何氣無き子心に父と思ひ指て其飲ましむる神を以て即ち其實の父神と定め給はむとの御設なり、播磨風土記にも此と類たる故事有りて、其子の父を知らむ爲に釀盟酒と云ふ事有りて、次に諸神を集へて酒を捧げしめたる事見えたり、共に

是其酒の宇氣比酒なる所以なり、秦氏本系帳に於是女子無夫姪、既而生男子也、父母惟之責問、爰女子答曰、不知、再三詰問、雖經日月遂云不知、父母以謂、雖然無夫而無生子之理也、我家往來近親眷族隣里鄉黨之中、其夫應在、因茲辨備大饗、招集諸人、令彼兒執盃、祖父母命云、父止思人爾可獻之と見ゆ、此時の狀實に如此くなる可し、古事記水垣宮段にも此と似たる事の有るに、其美人姪身、爾父母怪其姪身之事、問其女曰、汝者自姪、無夫何由姪身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來供住之間自然懷姪、是以其父母欲知其人、誨其女曰云云と有るが如く、此にても始は父母其女を問ひ糺し、其男子を生める後に已に成人ては其母子共に其夫を隠し父を顯はさざる事と思ひて問も糺しも爲たりけめども愈其實に知らざる事を知り得て、今度は其宇氣比酒の事には及びたりし者なりけり、（但し右に引ける古事記の故事も此の傳より誤りて其白檮原宮段なると二に分れたりし者なり、其は傳二十〇卷に云ひてむを、其所に就て辨ふ可き者なりかし、世人は然る正しも何も無きなむ拙き事なりける、）即舉酒坏向天爲祭、分穿屋囊而升於天と有る迄は古文なり、次に乃因外祖父之名號可茂別雷命と有るは大いなる譌なり、次に云ふべし、舊記文集共に此子持酒盃、振上於天雲而云、吾天神御子、乃上天也と見え、本系帳にも于時此兒不指衆人一、仰觀行指戸上之矢、即爲雷公拆破屋棟升天而去と有りて大抵同じ、今此を一にして云はむには、上に言々汝父將思人令飲此酒と有るには、本系帳の于時此兒不指衆人一、仰觀行指戸上之矢と有る文此に次ぐべし、其宇氣比酒を父と思ひて飲ましむ可き神なむ非ざりければ、其美男と化りて逢ひ給へりし丹塗矢を始は床邊に置きたりしを、

後には戸上に挿し置けりし其矢を仰ぎ觀て此こそ父と指し給へるなり、次に向て天爲祭は其矢の方を指して祭を爲し給へるにて、豫ては其御祖より彼の矢の化れる神に逢ひ給へりし事を聞き置けりしかば、宇氣比酒は其戸上の矢に向ひて奉り給ふ可き事なり、公事根源に「此矢を取りて我家の屋根に挿む」と有るを考ふ可し、若て舊記又文集に此子持酒盃振上於天雲と有るは此事を形容りて云へるなり、分穿屋蓋而升於天は其戸上の矢に向ひて宇氣比酒を捧げて宇氣比申させむを、其丹塗矢の御靈に御在し坐す火雷神聞食して、其御子の父不知にて世に漂よはしく御在し坐すを御心苦しく所思して、彼の火産靈神の御心一速く荒び坐す御靈をや更に添へ給へりけむ、今迄御子と思ひしには引き替へて忽に大なる御稜威の加はらせ御在し坐して、御父大神の神積り御在し坐す高天原の方に天雲の五百重搔き別けて飛び上り去り給へるなりけり、故に注式に此文を日本書紀一書曰とて引けるには、兒云吾父有天也、穿屋蓋而即登天と有るも、今迄其御父を知らせ給はざりし御子の、俄に吾父有天と申し給ひて事打替りたるを見るべし、本系帳には即爲雷公、拆破屋棟升天而去とは云へり、然れども其雷公と云ふは其屋蓋を分穿ち拆破りて上り坐し、御稜威の一速く御在し坐すに依りて然申し成せるにこそは有りけれ、實の雷には非ざる事申すも更なり、此に就きて別雷神と申す事に心得たるは實に古人の附會にて、此御子即ち片山御子神にて渡らせ給へる御事を忘れ果たる者になむ、(御父大神を火雷神と申し奉る雷も右に同じ、記傳五卷建御雷之男神の下に「美迦は伊迦に通ふ言なり、其伊迦は嚴矛重日伊賀志御世、又伊迦米志伊迦志などの伊迦なり、其美迦と通ふ例は祝詞に此神を健雷命と有り、又嚴きを美迦と云へる例は仁德天皇御卷の歌に彌箇

始報と有るは嚴めしき潮なり、又甕星は嚴きを云ひ、甕粟も嚴栗なり、都知は津持なり」と云はれたる是にて、其實の雷には非ざるを思ひ合す可し、又右の宇氣比酒と云ふ事は外にも有りて、播磨風土記詫賀郡の文に、賀負里荒田村云々、此處有神、名道主日女命、无父而生兒、爲之釀盟酒、作田七町、七日七夜之間稻生熟竟、乃釀酒集諸神、遣其子捧酒而令養之、於是其子向天目一命而奉之、乃知御父云々と有るも此故事と相似たる事にて、其にも盟酒と出でたる是なり、猶日本靈異記下に、諸樂宮廿五年治天下、勝寶應眞聖武太上天皇、召於大納言藤原朝臣仲麻呂而御前居詔之、朕子阿部内親王與道祖親王二人以之令治天下、欲云何、是語宜受不也、仲丸答曰、甚勝能御語受白之時、天皇祈御酒、令飲令誓而詔、若朕遠勅失之者、天地相懷被大厲、汝今可誓、時仲丸誓曰、若我後世違勅語、天神地祇懷嗔而被大災、破身滅命、如是令誓、酒令飲禱已訖、然而後天皇崩之後、如彼遠勅、以道祖親王爲儲君云々と有るを、後に此誓に違はせ給へるに依りて大なる災有りしなり、然して祈禱を有介比と注せり、偕此の祈酒と云ふは右の如く神祇を祭祀り誓言を云ひて盃結を爲る料なりと見えたり、猶播磨風土記の事は傳二十八卷に云ふべし、乃因外祖父之名號可茂別雷命は、上に謂ゆる賀茂建角身命はしも玉依日賣命の御父に坐せば、即ち此片山御子神の御爲には外祖父に御在し坐すが故に其御名に冠ぶらせ申する賀茂の言を添へて此にも可茂別雷神と申す由なるが、其賀茂の事は然も有るべき事ながら、此に別雷神を其御子の御名と爲るは、本系帳に故鴨上社號別雷神、鴨下社號御祖神と云へる共に甚じき誤なり、其の別雷神と申すは上に注せるが如く大山咋神と同神に御在し坐して、即ち事代主神の御事なるが

古丹波國の湖なりし時國體を見行はし御坐し坐して、山を劈き土を分けて大井川を通じて國作り爲し給へりし御功用に依りて負ひ坐せる御名にて、即ち分土の義に御在し坐せる、其嚴しき御徳を稱へて別雷神と申し奉り、又下社を御祖神と申し奉れるも、其神の御父母大己貴命玉依姬命同名異神にして、此御子の御祖の玉依日賣命とは本より異なるを、其御子の屋蓋を分穿ち拆破りて天に上り坐し、を以て爲_レ雷公_一と有るを一にして上社は其神なりと思ひ僻め、其御祖の玉依日賣命と事代主神の御祖の玉依姬命と御名の同じきから、下社をも其神と思ひ違へたりし者なり、故に風土記の下文に、可茂建角身命也、丹波神伊可古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者蓼倉里三井社坐と云ふ慥なる證文有る上は右の本系帳の説は難_レ立_レく、又風土記に其御子を可茂別雷神と云ふも立つべからざる者なり、舊記又文集等に、此子持_レ酒盃_一振_レ上_レ於_レ天雲_一而云_レ吾天神御子、乃上_レ天也と有るなむ其正しきを得たりける、又其結文に因_レ之山本坐天神御子稱_レ別雷神_一と有る稱_レ別雷神_一の四字は、佗傳に依りて混れたる者なり、年中行事秘抄一本に引けるには右の十三字を分注と爲せり、因_レ之と云ふは後人の注せる事にして古傳に非ざれば、右の二書に其天神御子を稱_レ別雷神_一と云ふ事は無かりつる者なり、然れども其山本坐天神御子と申せるにて、神名式に謂ゆる愛宕郡片山御子神社(大、月次相嘗新嘗)の御神に御在し坐す御事なむ知られたりける、文德天皇實錄に、齊衡三年五月丙午朔戊辰山城國片山神列_レ於_レ官社_一、兼預_レ相嘗祀_一、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日奉_レ授_レ山城國從五位下片山神從五位上_一と有る是なり、左經記寛仁元年十二月一日條に、太閤云、行幸日河合片岡貴布禰三坐明神可_レ奉_レ增_レ神階_一云々、同三日條に、大外記文義云、河合片山貴布禰被_レ奉_レ增_レ正二

位_一と有る、是れ即ち片岡神に御在し坐す證なり、楮袖中抄に「中賀茂とは片岡社なり」と云ひ、詞林採要にも「片岡社をば中賀茂と申す」と云へるは、賀茂別雷神社を上賀茂と申し、賀茂御祖神社をば下賀茂と申し奉るに並べたるにて、實に少縁ならぬ御神に御在し坐すを以てなり、(神祇靈應記に、上賀茂_一別雷神止_一申奈利、下鴨_一母奈利、中賀茂_一御子奈利と云ひて、下鴨の御子と云ふは誤ながら其三井社に坐す玉依日賣命の生み坐せる神なる由の傳と有るを云へるにて中々に面白き事なり、此御社上賀茂社の樓門の外に小川有り、其橋を片岡橋と云へる、其東に山に傍ひて南向に立たせ御在し坐して其後は謂ゆる片岡山なり、上社に程は近けれども中賀茂とは必ず謂ひつ可き事なりかし、或書に千載集賀茂政平歌に、「然りとも頼みぞ係る木綿襪我が片岡の神」と有るに依て稱_レ吾片岡神_一者、可_レ知_レ賀茂縣主祖神玉依彦命_一也と云るは、別に氏神社有るを知らざる推度なり、又神社本記に加茂別宮片岡大己貴命と云へり、右の下上の中に素戔鳴尊大神などの御在し坐せばこそ其に對へて御子とは申さぬ、甚々當らぬ事なりけり、又神名式に備前國邑久郡片山日子神社有るを、社傳に大山咋神亦名片山日子命と云へるは、右の別雷神大山咋神同神に坐すを、彼の玉依日賣命の生み給へる天神御子の事と心得たるから其別なる事を強て一に成せる者にて、誤なる事論を待たずなむ、)所謂丹塗矢者乙訓郡社坐火雷神在と有るは即ち此の鳴鏑是にて、其始大山咋神の射放たせ給へりしが、石川瀬見小川に流れ來る時しも、玉依日賣命の川遊び爲たりけるに其身に依り副へたりければ取り持ち歸りて其床邊に置きたりけるを、其矢の美男に化せらせ御在し坐して其女に遇ひ給へりけるを、女も其矢の化れるとは知らざりけむからに、後には其屋根に挿み置きたりつるに、

其御子の御父を知らむ爲に宇氣比酒の事を行はしめければ、其屋上の矢の方向に御祭を成して天に上り去り給へるを以て、其よりは其御妻玉依日賣命の御許にこそは齋ひ祕し置き給へりけらし、即ち神名式に乙訓郡乙訓坐火雷神社(名神大、月次新嘗)と有る是なり、此御社の御事は已に傳十に委しく註し奉れ、ば今云ふ限に非ず、(秦氏本系帳に、戸上矢者松尾大明神是也、是以秦氏奉祭三所大明神云々と云ひて此の丹塗矢を松尾神社の神體と云ふは大なる異説なり、其矢を放ち給ひしこそは松尾大神に御在し坐しけれ、其矢の所在は即ち此火雷神社なる事、其御子を天神御子と申し奉るにて知るべし、其松尾大神の御子を天神御子とは何を以て申し奉らむ、然れども秦氏の三所大明神を奉るは甚謂れ有る事なり、上に云へる事共を見て知るべきなり、)可茂建角身命也、丹波伊可古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者蓼倉里三井社坐と有る、此玉依日賣命は彼の火雷神の丹塗矢に化りて逢ひ給ひし御妻神に御在し坐すが故に、其天神御子と申す片山御子神には御祖神に坐せり、故に本朝文集に、云、吾天神御子乃上天也と有る文に續きて、于時御祖神等戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將逢吾、造天羽衣天羽裳炬火祭錡待之、又飭走馬取奥山賢木立阿禮、垂種々綵色、又造葵楓纒嚴飭待之、吾將來也、御祖神即隨夢教、令彼神神祭用走馬并葵楓纒、此之緣因也と有る是なり、斯て此の三神の鎮坐す社と賀茂御祖神社は、其賀茂別雷神社の御祖に坐す故に其とは殊異なる事にて、釋紀に、又山城風土記曰、蓼倉里三身社、稱三身者賀茂建角身命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身坐故號三身社、今訛云三井社とも云へり、然れば其片山御子神の御祖は此三身社の御神に御在し坐す事論を待たず、然るに賀茂別雷神社、片山御

子神社相隣り、賀茂御祖神社、三井神社相近きを、一方は共に御子神に坐し、一方は共に御祖神に坐すが故に古より今に至る迄人皆誤り來れる事なり、楮右に引ける文の如く、謂ゆる葵祭と云ふのも此片岡神に始まりたる御事なるを、其別雷神も鳴籥を用ひ給ひし神にて始終共に由縁深き神に坐すを以て仕へ奉れりしを、終には其別雷神又御祖社の祭とのみ人皆思ふ事とは成りにたり、又松尾社、日吉社にて其葵を以て祭らるゝも皆右の准ひなるにて、夫木抄に、賀茂祐舉、「片岡や齋垣の端の葵草、今日挿さでは誰か挿さむ」と詠めるは能く古實を知りたる歌と云ふべき者なりかし、楮又賀茂神宮にして御阿禮と云ふ事は、其片山御子神の生み坐せる由縁に本著きて葵桂の蘊を用ふる事なるを、大同類聚方六十四卷催生藥の中に、二葉葵、山城之加茂御山之阿布比草乎水二火太之天、阿禮介之時宇川留毛能能波也女爾用干流葵、卒爾宇末流々止其神乃造奏之と有るも事打合ひて甚奇しき御事になむ、若て右の蓼倉里は和名抄郷名に愛宕郡蓼倉(多天久良)と有るを、山城志に已廢有下賀茂田中一村と云ひ、京都古圖に蓼倉田中里と有る是を云ふなり、但し鴨脚家系に、味耜高彥根命十四世孫田主臣云々、賜姓秀久良縣主、至後世以秀倉稱立藏と有れば、古くは其神社に依りて富久良と云ひしを、後に蓼倉の地名には改まれるなりけり、其三身社は神名式に同郡三井神社(名神大、月次新嘗)と有るを、臨時祭式に御井と書せるを以て其唱を知るべき者なり、下鴨社元應二年造替遷宮の古文書に三所社一字と云ひ、延文二年の文書に御結神事云々と云ふ事の有るは皆當社の御事なるが、三身の説は右の風土記の如く三井は三居にて三神の並び坐す由なり、三所社は社の別々に在る由に非ず三柱社の謂なり、御結神と云ふは、名勝志に河合社南方坐三座北向と

有る此三井神社の事を、三塚社在河合社門、前北向一棟所祭三坐神也と云へる三塚と同じく三番にて、三神を一に合せ祀れる由なる可し、(但し延文の古文書なる三所社は此とは別なりと見ゆ、同書御祖神社條に三所社在本殿圍外、南向三社雙立と有る是にて三井神社とは別なり、社家説に、中賀茂三井社也、元坐三蓼倉里、蓼倉里在下賀茂東北之地高野川之西と云へり、然れども中賀茂は袖中抄、詞林采要共に片岡社と云へれば三井神社にては叶はず、偕此御社元は其蓼倉里に御在し坐しを、後に御祖神社より南にて河合社の前方に移し祭れりと云へり、此の三身社即ち片山御子神の御祖神に坐せば、其御祖神社と一に心得べからず、右の如く風土記には乃因外祖父之名、號可茂別雷命と云ふ混れ有り、本朝文集、賀茂大神舊記等にも因之山本坐太神御子稱別雷神と云へる後の加筆有り、秦本系帳には即爲雷公云々と云ふを承けて、故鴨上社號別雷神、下社號御祖神也、戸上矢者松尾大明神是也と云ひて、上社の別雷神下社の御祖神を其天神御子片山神と其御子の御祖玉依日賣命との御事に混らし、其矢は火雷神社に坐すを松尾神社の御事と爲るなど、共に正しき傳に非ざるは、一は賀茂氏の本系帳などより混ひ、一は秦氏本系帳より紛れて家々の口傳異なるが故に合はざるなり、然のみならず此記にも其大山咋神をして大年神の御子と傳へ誤れるが故に、此に用鳴鑄之神者也と有るも其古義は知られず成り以て行きて、終には大山咋神の其矢に籠り給へる御靈の化して玉依日賣命に娶り給へる事とさへに識者の惑ふに至れるは甚遺憾き事なるを以て、此記を説くに彼の社説をも併せ説かずは得有るべからず、故に是を以て思はず長々しき諄言をぞ爲したりける、(右に擧げたる因の文に妹玉依日子者、今賀茂縣主等遠祖也と云ふ事有る説にも及ぶ可

きなれども、此は用鳴鑄之神者也と云ふに就きて彼の丹塗矢即ち是なる事を明らかむとの業にて餘事は云ふべからざる所なるを、右に引ける古記共を正し辨ふるに非ずては終に其事を究む可からざるが故に諄言は爲したるにこそ有りけれ、此に用無き事は、神武天皇二年御紀又頭八咫鳥又入賞例、其苗裔即葛野主殿縣主部是也と有る下に云ふべし、○庭津日神は、下に庭高津日神と有るも共に一神なり、又は庭火神とも庭火皇神とも庭高日神とも申して、此は上に注し奉るが如く此の記に奥津日子奥津比賣二神を合せて此者諸人以拜竈神者也と有る其竈神を稱へ奉る御名なり、偕庭は傳十三、十七に注せる平坦にして凸凹無き處を云ふ稱にて、廣くは地上の障無きを云ひ海面の和たるをも云ふ事にて、和名抄居室具に庭(和名、邇波)屋前也と有るは、垣牆の中の平坦なる處を云へり、萬葉四(十八丁)に、庭立、麻手刈干、十三(十九丁)に、爾波爾多都、安佐提古夫須麻と有るを、其九(三十二丁)に、小垣内之、麻矣引干と詠める是なり、然るに此庭津日神の庭は其宅内なるにて謂ゆる土間を云ふなり、萬葉二十(二十二丁)に、爾波奈加能、阿須波乃可美爾と詠める類是なり、偕今も人家の土間に竈を築きて淡路などの方言に久度と云へる者にて、其後に穿てる穴を以て名と爲る事なり、偕竈と云ふは床上なるをも庭中なるをも總云ひて廣きを、其久度はしも唯土間に居るのみなる故に庭火とは云ふと聞えたり、續紀に、天平三年春正月庚戌朔乙亥、神祇官奏、庭火御竈四時祭祀永爲常例と見えたる、此御竈は大炊寮なるにて、天智天皇十年御紀に謂ゆる大炊寮有八鼎と云へる是なる由上に注せるが如し、然して右の庭火は内膳司に御在し坐す御竈神に渡らせ給ふ事、次に注し奉るが如し、(但し同じ御竈神には御在し坐せども如此く稱へ別けさせ給へる

は、其床上に在ると庭中に在るとの差別なると、又鼎と鑄との事異なるとのみにて、始より其神の主とらせ御在し坐す御事に於て由緒の別なるには非ざるなり、(文德天皇實錄に、齊衡二年十二月丙子朔大炊寮大八島竈神、齋火武主比神、庭火皇神、并授從五位下、天安元年夏四月戊辰朔癸酉有勅、大炊寮大八島竈神、内膳司忌火庭火神、并授從五位下)と有る、此二共に疑有り、然るは齊衡の度庭火皇神は内膳司に坐す神なり、必ず内膳司庭火皇神と有りけむが脱たる可し、然れども天安度にも共に同じ從五位下なるは、先には唯勅有るのみにして後に位記を參らせられけるにも有るべし、故に四時祭式六月祭(十二月准此)條に忌火庭火祭(中宮准此)云云、右大殿祭畢、宮主於内膳司行事、十一月祭條に、供新嘗料云云、右依前件其御贖大殿忌火庭火等祭料、并准神今食と有りて、神今食新嘗等凡て三度の御祭に就きて忌火庭火の神等を令祭給へるは、其の内膳司に渡らせ給ふ御神等なる者なり、但し此司の忌火神も大炊寮の齋火武主比神の大八島竈神に就きて被祭させ給へるにて、此も庭火神に就きて共に其祭に預らせ給へるなり、故に三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申奉授内膳司從五位下庭火皇神從五位上、同九年正月二十六日丁卯授内膳司從五位上庭火皇神從四位下、元慶二年七月八日辛丑授内膳司從四位下庭火神從四位上、又記略に、村上天皇康保三年八月二十六日戊午内膳司正四位下庭火神從三位など有て、常には忌火庭火と申す次第ながら、此三度の神階共に庭火神のみ預らせ給ひて却りて忌火神の預らせ給はざるは、大炊寮にては竈神を主とし、内膳司にては庭火神を主として、寮司共に忌火神は其從祀の如くにて御在し坐すが故なりけり、(但し忌火と申すも同じく竈を御體として齋ひ奉らせ給へるにて、此は

六月十二月の神今食、十一月の新嘗等に仕へ奉る由以て稱へ奉れるなり、江次第に六月一日供忌火御飯と云ふ事有るを、抄に六月一日、十一月一日内膳司每至神態、鑽火炊爨謂之忌火と云ひ、公事根源にも「内膳司より奉れるを大床子の御座にて供するなり、景行天皇御時より始まる、忌火とは火を忌む心なり、神事などの時には不淨の火を打替ふる事にや、是月神今食の御神事を今日より始めらるゝなる可し」と有り、但し景行天皇の御世よりと云ふ事は、高橋氏文に豊日連乎令火鑽天、此乎忌火止爲天伊波比由麻閉天、供御食云々と有るを始と心得させ給へるならめど然に非ず、神武天皇戊午年御紀顯齋の所に又火名爲嚴香來雷と有るも忌火の意味にて、神代より行はせ給ひ來れ御神事なる事申すも更なり、斯て此忌火神は火産靈神を稱へ奉りて竈神に御力を合せ給ふ御靈を申し奉る是なり、(日本紀略に、天德四年十一月十九日、今夜坐内膳司、忌火庭火等御神奉遷冷泉院内膳、仍權大納言師尹郷以下奉遷之、平野謂祭二口也、庭火謂鑄一口也、各有靈長櫃等、衛府持之、奉移院乾方新屋、庭火平野別別屋也、安置之後、宮主申祝詞と有りて、總て御竈三口なる中に其一口は庭火なり、其の二口を平野と申す、中の一は忌火にて渡らせ給ふなり、次に引ける中右記に、内膳司御竈神三所也、平野件癸御祭奉仕神也、一所庭火是尋常御飯奉仕神也、一所忌火三神也、是則十一月新嘗六月十二月神今食祭奉仕神也と有るにて、紀略に平野謂祭二口と云へる其一口は忌火なる事知らるゝなり、建曆御記に、竈神行幸他所之時、中納言以下供奉、尤可爲靈物、女房不忌之、男主上之外不沐浴也、四五破、但指合用之、不可説物也と有る、階梯に按自神代所傳鑄(有足日鑄)三口、一稱平野、(陰陽師奉仕癸御祭)一稱齋

火、(六月十二月神今食、十一月新嘗祭等奉仕御飯)一稱庭火(尋常御飯奉仕之)と注し給へるは増鏡に依りて注させ給へるなり、百練抄に、後深草天皇寶治二年十月二十二日、内膳屋燒亡、御竈神燒損給、二十四日近日御竈神燒損、可鑄改哉否事、被問諸卿、十一月十九日軒廊御卜内膳竈燒損事也、閏十二月二十二日被定内膳御竈可鑄改日時、定來二十八日と見えたる、此時の事を増鏡四(十四丁)に、「内膳屋燒けて神代より傳はれる御竈も燒け損はれけるをぞ甚淺ましき事には申し侍りし、彼の竈は昔は三つ有りける、一をば平野、一をば忌火、一をば庭火と申しけるを、圓融院の御代永觀の頃二つは失せにけり、今一つ残りたるに斯る事宜しからぬ業なりとて神祇官に尋られ古き事共考へらる、平野と云ひけるを陽陰寮に居て癸祭と云ふ事に用ひけれど中頃より彼の祭は絶えぬ、忌火と云ふにては六月、十二月の御神事の御膳を調じけり、庭火にて一の御膳は仕う奉れり、斯れば甚戴々しき事にて、始めて鑄物師に仰せらる可しとも申し、古きを損ねたる所ばかりを直さる可しとも色々に定め難られたり、入道太政大臣猶古きを直さる可しと申さるとぞ聞えける」とも所見たり、右に自神代所傳と有る、實に神代の舊物にて重き神寶と聞けり、鑄三口の下に有足云鑄と注されたるを思ふに、大炊寮の鼎の狀したる物にて謂ゆる釜を懸くる金輪と云ふ物か又は小鼎の事なる可し、建曆御記に四五破、指合用之、不可説物也と有る、四五破は其常を云ふにて破損ねたる由に非ず、本より大なる物なる可かりければ四五に割て別々に鑄立たる物なる可し、指合用之は其用ふる時に臨みて更に組立つるを云ふ、不可説物也は上に尤可爲靈物と有るに對へさせ給へるにて、世に在る竈類とは甚く異なる御物にて御在し坐すとの御事となむ伺ひ

奉られ侍る、(指合と云ふは食入るを云ふ、和名抄金器類に銚辨色立成云、銚子、佐之奈間、俗云佐須奈倍云々と有るも指鍋と云へるにて、柄を指したる謂なり、右の指入も此例に等しく四五に鑄分ちたるを一に寄せ合するを云ふなる可し、楮右に金輪と云ふは俗に謂ゆる五徳と云ふ物の事にて、今も神社などに湯立を行ふ時に釜を懸くる具なる是なり、又小鼎ならむと云へるは、同抄に、鎗亦作鑄、漢語抄云阿之奈倍、甌而所炊之飯謂之鑄飯、鎗小鼎也、鑄温器三足有柄也と有る是なり、右の四五破は三足と上の釜とを別にして時に當りて指し入るるなり、然れば此物にや當る可からむ)楮此鑄三口の一なる平野と云ふは、神名式に山城國葛野郡平野祭神四座(井名神大、月次新嘗)と有るを、今木神、久度神、古開神、比賣神と有る、其第二久度神是なり、祝詞に、天皇我御命爾坐世久度古開二所能宮爾之供奉來皇御神能廣前爾白給久、皇御神能乞比給萬比之任爾、此所能底津石根爾宮柱廣敷立、高天能原爾千木高知天能御蔭日能御蔭止定奉與と有る此本社は、神名式に謂ゆる大和國平群郡久度神社是なり、其久度と云ふは上に引ける和名抄に、竈(和名、加萬)炊爨處也、竈(和名、久度)竈後穿也と有りて、竈は前面火を燒く口を云ひ、久度は後に煙を漏す穴有るを云ひて、一物に二稱有るに非ざる事、竹取物語に「竈を三重に爲隠めて(中略)久度を開きて」と有りて久度は本より竈名には非ざるなり、然りと雖も竈神四座審神四座と有る審は和名抄の竈和名久度と有る是にて、一は例の竈神一は久度神にて此の庭火神に當る可からむを何を以て竈と云ひ審と云ふぞならば竈は鼎にて今俗に云ふ風呂と云ふ物の如く、審は金輪の如き物にて庭に居て火を燒く物なる故に庭火とは云ふめり、楮此内膳司の鑄を平野と云ふは其久度神の神體の御竈を模造さ

れたる謂なる可く、古開神と申すは上古に鑄替へられたる舊物を收め給へる御名にこそ有りけめ、階階一稱平野の下に、陰陽師奉仕癸御祭と有るは、簀篋内傳と云ふ物に丙丁日不祭竈神と云ふに就きて癸日を取りて祭る由なる可し、中右記堀河天皇寛治八年十一月三日の下に、御竈神長徳三年三月十一日藏人信經私記曰、今日雨降、又召宮主令奉御被、(御厨司所竝内膳司)御詞曰、陰陽寮依例奉仕癸御祭而、日來之間奉仕之勤不如此法也、此由所不知食也、爰日來御膳非例、仍令占申之處、御竈神崇之奉致者、此由可校申者、兼任奉宣旨、向彼司奉仕御禊、還令奏問云云、内膳司御竈神三所也、一所平野、件癸御祭奉仕之神也、一所庭火是尋常御飯奉仕之神也、一所忌火三神也、是則十一月新嘗六月十二月神今食祭奉仕之神也、而癸御祭不如此法之由、欲被申之處、件平野神無所在、仍召問司宮人、申云、件神圓融院御時爲人所盜取、(依件神事)朝臣被除籍云々、事改以後納置内膳御戸宅内、是有事危之上依無神殿也者、因之日來於庭火神御前奉仕件癸御祭云々、是尤乖舊規、則奏聞事由、宣旨曰、隨兼信所申之旨、如舊跡可奉仕者、仍召修理職官人等、仰造之神殿之由、召陰陽師晴明光榮等令勘申可立神殿之日時畢、昨日依左大臣御召、兼信奉仕御被と有りて、頻に癸御祭の事を沙汰せられたるは、此御竈の神代よりの舊物は平野神社に留まらせ御在し坐して、内膳司に坐すは其御模造なりつらむを、其も已く陰陽師の手に渡りて癸御祭の御體と成し奉れるのみなるが故に其所在さへに定まらせ給はざるにこそは有りけめ、朝威の衰へさせ御在し坐す世中と成りては總て淺ましき事のみなりしぞかし、但し右に引ける紀略に、平野御祭二一口、庭火謂竈一口也と有りて、上に坐内

膳司忌庭火等御神と有るを對へ見るに、平野と申すなむ二共に忌火神にて、謂ゆる齋火武主比神の御體には御在し坐しける、(又其二口の中より一を平野一を忌火と號け別けられたりけれども、朝廷より膳らせ給ふにも唯内膳司忌庭火神と申させ給ひて別に平野をば沙汰せられざるなり、然るは其本社平野神社に祀はれさせ給へる故にも有るべく、又二共に忌火神に渡らせ給へる中に、一は件の癸御祭に齋ひ祀らるゝのみなり、一は忌火御飯に仕へ奉る料なるのみこそ有りけれ、其差別無きが爲なる可し、又右に引ける増鏡にも「平野と云ひけるを陰陽寮に居て癸の祭と云ふ事に用ひけれど、中頃より彼の祭は絶えぬ」とも有りて、後には司より渡し奉りて陰陽寮の物とさへ成り給へるぞ淺ましき、右に圓融院御時爲人所盜取と云ふは、紀略に永觀元年十月一日癸未卯刻、平野庭火御竈釜被盜取了、十二月二十五日丙午内膳司平野御釜如元置本司、件釜先日被盜取畢、仍新所鑄也と有る是にて、此は天皇を咒詛り奉る者などの爲せし所爲ならむか、又其一を忌火と申し奉るは、紀略に謂ゆる平野御祭二一口と有る其一なる事右に注せるが如し、是即ち中右記に十一月新嘗六月十二月神今食祭奉仕之神也と有るが如く、其時の忌火御飯を仕へ奉る料なるにて、此平野忌火は共に齋火武主比神の御にて、平野神社の古開神なむ此御神には渡らせ給ふ可き、次に其一を庭火と申し奉るは、同記に是尋常御飯奉仕之神也と所見たる、即ち日々に所聞食す朝大御食、夕大御食の御料なる可し、所以に佗所行幸の御時には必ず具し奉らせ給ふ御事なり、紀略に、村上天皇應和元年十一月二十日庚辰節會也云云、先置已二點内膳司御竈神三所自彼院(冷泉院也)奉渡之、中納言兼明卿供奉と有るは、去年皇宮炎上に依りて冷泉院を以て皇居と爲させ給へる間

は彼の院の内膳に置き給へるを、此は皇宮已に成りて還幸の御時なるなり、建曆御記竈神條に、行幸佗所之時、中納言以下供奉と有る、階梯に西宮記(臨時六)一内膳御竈神奉遷佗所事、(以生絹覆之、衛士八人昇之、宮主先解除、納言一人辨外記史以下歩供奉、覆料初八支、宮内省荷料衛士十六人、左右衛門府各八人)と所見て如此く供奉の式甚嚴重なる御事にて令仕奉り給ふのみならず、後宮東宮の行啓も然なりけらし、紀略に、圓融天皇天元五年六月二十日庚辰、今日中宮御竈神自太政大臣四條第奉渡内膳司と見え、清少納言枕草紙に、「后の晝の行啓御産屋宮始めの騒がしく、狛犬大障子など持ち参りて御帳の上に補理らひ居え、内膳御閑都比渡し奉りなど爲たる」と見ゆ、臨時祭式行幸時祭(若不經宿祭)條に、御井竝御竈神祭云々、中宮御竈祭(東宮准此)云々と有る是なり、此等の行幸行啓は重き御神事と申すにも非ざれば、尋常の御飯を聞食す御事に御在し坐せば、唯庭火のみを供奉せしめらる可きに、平野忌火をも合せ奉りて携へさせ給へるなり、抑、我皇大御國はしも天照國の日宮より齋庭の瑞穂を受け賜はり傳へさせ御在し坐して、萬千秋の長五百秋の瑞穂國にし有りければ、君上の御上に於ては平素と雖も其御慎しみ深く御在し坐して、朝夕の大御食と申せども然る忌火を以て忌炊かせて聞食すが故に、其内膳司の御竈をも天津神寶に亞いで齋かせ給ふなむ、實に尊しとも高しとも云ふも得難に愛たく美はしき大御手振なりける、(猶下に、阿須波神波比岐神の傳に云はん事共を考へ合せて大小曉る所有るべし、又紀略に、村上天皇天德四年十一月廿日丙辰、内膳御竈神鳴、召陰陽寮有御占、又應和二年正月五日甲子、内膳司御竈鳴と有り、臨時祭式に鎮竈鳴祭云々と云ふ事の有りて謝し奉らるゝなど甚可畏き物に爲

したりしなり、其は天智天皇十年御紀に大炊寮有八鼎鳴、或一鼎鳴、或二或三俱鳴、或八俱鳴と有りて、天皇崩御し給ひ壬申の亂と成る徴なりし惡例なる故に、必ず其時毎に鎮め謝せらるゝにぞ有ける、) 此庭津日神は庭火皇神とも申し奉りて内膳司に御在し坐して、大炊寮なる竈神と同神に渡らせ給ひて、上に此者諸人以拜竈神者也と有るは此神にも係て申す可き御事なるを、大炊寮と内膳司とに鼎と鑄とを神體として祭り別けられたる上に一は竈神と申し一を庭火神と異々に稱へ分けさせ給へるが故に終に別神の如く傳はれども、右に引ける書共に見えたる狀に此司にても或は御竈神と申し、又は御閑都比とも申して別神とは見えざるが上に、大嘗祭儀又大嘗祭式を閱るに、悠紀、主基の齋郡に於て齋院を構へられて八神殿を造り奉られ、左京齋場にても祀らるゝが、御膳八神と申して此に祭る神は御歲神高御魂神庭高津日神大御食神大宮賣神事代主神阿須波神波比岐神に渡らせ給ひて、何れも大嘗の爲に祭らしめ給へる神等なれば、其第一に竈神をば祭らる可きに、唯庭高津日神のみ御在し坐すぞ、即ち其神は竈神に坐す故なりける、又此文に徴して次なる庭高津日神も此神の異名にして共に上に謂ゆる竈神にて渡らせ給へる御事を明らめ奉り知るべくなむ有りける、偕神名式に和泉國大鳥郡大鳥美波比神社、本國神名帳に正一位大鳥爾波比神社と有り、和泉志に、社家説、天照太神、余按流記爲爾波比社、爾與美同韻相通、延喜二十年四月五日職事禰宜神主等所注進帳云、正一位爾波比社大鳥社内坐中宮是也、神田三段勅施入葦田正里三十五坪一段、布施屋三十六坪、水合里一坪、郡里六坪、竝三箇坪内二段、畠地二百步、赤坂里二十七坪内と有りて、美波比を爾波比と有るに就きて或人此を庭火神なる可き由云へるは實に然る言なり、當郡大歲神

社(欽)和泉郡積川神社五座(欽)聖神社(欽)式に見えたるは、此御神の御爲に御父と坐し御兄弟に御在し坐す上は其由縁有る御事共なりけり、(或人美と爾と通ふ例を擧げて云はく、古事記訶志比段に邇本杼理と有るを明宮段には美本杼理と見え、新撰字鏡に哨を爾加牟、嗣を牛乃爾加三、甍を波爾加牟、又久不甍を波爾加牟、又久不齧を波爾加牟、又伊女久など數多有るを、同書に哨を牛乃美加牟と見え、萬葉の爾伎多豆を伊豫風土記に美枳多豆と有り、壬生は爾布なる事勿論なるを、皇極天皇御紀に乳部此云美文と見え、壬生氏の建てける御門を美福門と云ひ、輔仁本草に爾加奈と有るを康賴本草に美加奈と有り云へり、是即ち此の美波比は爾波比なる可き實に慥なる證なり、) ○阿須波神、波比岐神此二柱神の御子は合せて此に註し奉る可きが、阿須波神は大柴神と申す義、波比岐神は灰木と申す義にて共に竈木神に御在し坐せり、神名式神祇官西院坐御巫等祭神廿三座の中に座摩巫祭神五座(竝大、月次新嘗)生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神と見えたる、上の三神は大巳貴命の御子御井神を別なる御功用に依りて三柱に稱へ別けさせ給へる御名なる事、已に祝詞講義に注せるが如し、若て此二柱も其祭木を主どらせ御在し坐す、一神を柴と木とに稱へ別けさせ給へるにて決めて別神に御在し坐すまじき事次に云ふを見る可し、古語拾遺神武天皇段、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬云々、坐摩と有る下に、是大宮地之靈、今坐摩巫所奉齋也と注せる、是即ち高千穗宮以來の舊儀を中洲の皇大宮に移させ給へる御政に御在し坐す御事申し奉るも更なり、其祈年月次等祭詞に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉、皇神等能前白久、生井榮井津長井阿須波婆比支、御名者白辭竟奉者、皇神能敷坐下都磐根宮柱太知立、高天原千木高知皇御孫命

瑞乃御舍乎仕奉天御蔭日御蔭隱坐四方國乎安國乎平久知食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣と有る、此詞を讀み味ふるに、實に大宮地の神と申し奉る謂れ正に在ることなり、然るは此五柱の御神等はしも井神と薪神とのみに御在し坐して、土地を掌り給ふ神には御在し坐さざる故に、神名式に西成郡坐摩神社(大、月次新嘗)坐すを以て、仁德天皇の難波高津宮の大宮敷し給へる其地の神に坐すを、後の遷都にも移し祭られて大宮地の靈と祀祭らるゝ事に心得、又は同式に越前國足羽郡足羽神社有るを以て、繼體天皇の大宮地の神を京に遷し奉られたる御事と人皆思へるは、古語拾遺に、爰仰從皇天二祖之詔と有るを如何に見つらむか、甚心著き無き事共なり、抑、上古に皇太宮を建てさせ給ふには先づ水理を選ばせ給ひ、次に柴薪の便理を選ばせ給ひて、其二共に其地に豐饒なる處を檢察させ御在し坐して、然てなむ皇太宮は造り住み給ひけらし、右の詞に皇神能敷坐と有るは、生井も有り榮井も有り綱長井も有り御垣を遠く出でずして、柴なり薪なり物澤に満ち足ひて其用を爲すなむ、即ち其神等の然る物を備へ給へる神地の由に申し成して、其地に皇太宮を定め給へる由にて、其例多き事なりける、(其一例を云はゞ、大忌祭詞に皇御孫命能長御膳能遠御膳止、赤丹能穗聞食、皇神能御刀代乎始云々と有りて、天皇の供御の御田をすら神の圭田とさへに詔り給へりき、此も右等は本より造宮使の選ぶ事にて、大宮地は云ふ迄も無く天皇の御處なるを、其神の方に係けて申させ給へるにて、萬に神の御所爲を今日の現事に申し成せる者なり、萬葉一卷幸于吉野宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌に、安見知之、吾大王、神長柄、神佐備世須登、芳野川、多藝津河内爾高殿乎、高知座而、上立、國見乎爲波、疊有、青垣山、山神乃、奉御調等、春部者、

花挿頭持、秋立者、黃葉頭刺理、遊副川之、神母大御食爾、仕奉等、上瀬爾、鶴川乎立、下瀬爾、小綱刺渡、山川母、依氏奉流、神乃御代鳴、反歌、山川毛、因而奉流、神長柄、多藝津河内爾、船出爲加毛、と詠めるは、歌ながらに其意味能く似たる事にて上代の意を見るに足れり、故因に引出でつ、記傳にも已に引かれたる大嘗祭儀踐祚大嘗祭式等に此二神を祀らるゝ事所見たり、今式文を以て云ふべし、其齋郡齋場條に、院内方十六丈、以柴爲籬、編木爲扉、即於齋院祭神八座、(御歲神、高御魂神、庭高日神、大御食神、大宮女神、事代主神、阿須波神、波比伎神)其幣云々、凡齋郡之齋院祭神八前、卜部二人、(兩國各給明衣并被)と見えたるを、在京齋場條に、但御飯稻造棚別置、祭御膳八神於内院、(其幣准上)と見え、解齋條に、凡大嘗祭畢、差禰宜卜部二人、遣兩齋國祭御膳神、即爲解齋、明日燒却齋場とも有りて、右の神等を御膳八神と申すに就きて推すに、御歲神の御稻神に坐すが故に此に主と祭られ給ひ、高御魂神は天照太神と共に齋庭之穗を事依し奉らせ給へる神に御在し坐し、庭高日神は右に謂ゆる庭火皇神にて御竈神に渡らせ給ひ、大神食神は豐受大神の御事なれば大御饌神に御在し坐す事申すも更なり、事代主神は天孫降臨章に以釣魚爲樂、或曰遊鳥爲樂と所見たる如くにて御贄に就きて祭られ給ふにて有るべくして、何れも御膳神と申し奉る事甚其謂れ有り、然るに記傳十二(四十八丁)に右の文を引きて、阿須波は足場、波比岐は波比入君の意として、拔穂より其を京に運び送る迄の種の事を行ふ足場を守り坐すが爲に祭らるゝなる可しと云はれたる、理は然る事ながら御膳神と云ふに叶はず、御膳神と申し奉るからは、其御膳に就きたる神ならずは得有るまじければ、情考ふるに中臣壽詞に、物部乃人等

酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等、大嘗會乃齋場仁持齋利參來、恐美恐美清麻波利奉仕和と有る、此の灰燒薪採に就きて考へ有り、式に卜定田及齋場雜色人等と有る中に、燒灰一人採薪四人と所見たる、其燒灰の職掌は、凡造酒司酒部一人、率燒灰一人駟使五人入ト食山、先祭山神、燒得藥灰一解云云と見え、儀式鎮大嘗宮齋殿地條に、于時燒灰率造酒童女參進童女始鑽木燧、次稻實公鑽出入、次燒灰吹火、次子弟以松明炬火と有れば、灰燒と云ふは火を燒く物部なり、薪採と云ふは本より其薪を伐る物部なる事論を待たず、(其波比岐神を灰木神と云ふは、方言に婆比木と云ふに同じく、燒きて灰と成す木の事を云へるなれば、多伎木と云ふにも異ならざるなり、儲新撰字鏡木部に、檀徒合反、木名、灰可染波比乃木と有るは灰を取る爲の木名なり、又檜樺二字波比乃木と有るも右に同じきが、此の波比岐は灰に用無く物を煮燒く爲なれば、其意は異なれども言は同じき者なりかし、)此を以て見る時は阿須波神、波比岐神は柴薪の神にて御膳を炊ぐには止事無き神にて渡らせ給ふが故に、其御膳八神の中に共に祀はれさせ給へるにぞ有りける、故に其の阿須波は右に云へる如く大柴なり、波比岐は予が淡路の方言に竈に焚く辟木をしも枚木と書て婆比岐と云へる是なり、又傳二十八に注せるが如く、出雲風土記に、所以號仁多者、所造天下大神大穴持命詔、此國者非大非小、川上者木穗刺加布、川下者阿志婆這度之、是者爾多志根小國在詔故云仁多と有る、阿志婆は大柴なり、木穗は灰木にして此事を詔り給へる者なり、儲御薪を重み爲るは上古の大禮にて、物に見えたるは、天武天皇四年御紀に、正月丙午朔戊申、百寮諸人初位以上進薪と有るは其始なれども、其は此時より百官共に奉る事と其式の定まりたるに依り

て書されたるにこそ有りけめ、雜令に、凡進薪之日、辨官及式部兵部宮内省共檢校、貯納主殿寮と見え、主殿寮式に年中所用御薪、湯殿料一百八十荷、御匣殿御洗料七十二荷、御沐料一百八十荷、御脚水料二百四十荷、御炊料七百八荷、備料二百荷、(中宮准此)御饗殿五荷と有りて、年料の御薪を積み置かせ給ひ、皇大神宮儀式帳正月例に、以十五日禰宜内人等御竈木六十荷奉進と見え、行事記に十五日御竈木奉納神事有り、古今集大直日歌に、「新しき年の始に斯しこそ千年を兼ねて樂しきを積み」と有るも此事を係て詠める者なり、年中行事歌合に、御薪、「百敷の百官の御竈木に、民の竈處も贈ひにけり」と有るなど愛たき例に爲させ給ふむ、此の阿須神、波比岐神の御事に因る可からむ事、右に引ける儀式文に照らして辨ふ可かりける、(漢籍禮月令に、季冬命四監收秩薪柴、以共郊廟及百祀之薪燎と有るを取られたると勿思ひそ、彼と此と似たる事の有るは、周禮に司燿掌行火之政令、四時變國火以救時疾と有るは、皇國の忌火に似たる事なり、隋書王劭傳に、古有鑽燧改火之義、近代廢絶、於是上表請變火、臣謹案周官、四時變火以救時疾、明火不數變、時疾必興、聖人作法豈徒然也、在晉時有以洛湯火一度江者、代々事之、相續不滅、火色變青、昔師曠食飯云、是勞薪所變也、晉平公使視之、果然車輞、今溫酒及炙肉、用石炭柴火竹草火麻荻火、氣味各不同、以此推之、新火舊火應有異、伏願遠遵先聖、於五時取五木以變火、用功甚少、救益方大、縱使百姓習久未能頓同、尙食、内厨及東宮諸主食厨、不可不依古法、上從之と見え、宋史趙師民傳にも改火の事を云へるは、何れも周法を立て云へるにて、彼にても上代火を忌みし事知らる、又晉書荀勗傳に、嘗在帝坐進飯、謂在坐人曰、此

勞薪所炊、咸未之信、帝遣問膳夫、乃云實用故車脚、舉世伏其明識と云へり、右の如く舊火、新火の事を云へれども、淨火、穢火の事を知らざるが故に其酋長たる者の厨家にも故車脚を焚く事如何に汚穢き事ならずや、況して其下様に於ては糞土に棄てたる勞薪を用ふる事想像る可し、然るに我皇大御國には神代より其薪を主に此二神御在し坐して、御神事の御時は申し奉るも更なり、尋常の御飯と申せども清火を用ひさせ給ひ、其薪をさへに止事無き物に爲させ給ふむ甚々尊く悦ばしき御事にて、末々に至る迄も其手振を失はざるは然は云へ神の御國の徴なりけるを、却りて此を嘲笑ふ者も有るは、中々に國賊とも亂民とも云ふべき者なり、記傳十二(四十九丁)に、「萬葉二十(二十二丁)上總國防人歌に、爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿禮波伊波々牟、加倍理久麻但爾、此歌に庭中之と詠めるを以て、當昔民家の庭に竈神などと共に此阿須波神をも祭りし事知るべし、偕此神を祭る上は庭高津日神波比岐神なども同じく祭りつらむ」(採要)と云はれたるは實に然る言にて、其庭高津日神は上に謂ゆる此者諸人以拜竈神者也と有れば本よりの事にて、波比岐神は此阿須波神と同神とは聞えたれども、柴と薪とに御功用を分けて祭るが故に竈神と祭る所は正に此三座なる可し、俗に竈神を三寶荒神など惟しき御名を申すこそは惡む可かめれ、三寶は三座の謂なる可く、荒神は内膳司の御竈神を庭火皇神と申す上を去りて下の皇神を荒神と字音に換へつる者なる可し、攝津志に、攝津國河邊郡阿須波神祠在米谷村、今稱荒神と云へるを以ても、此の御神將に右の三寶荒神の中なる事を知るに足れり、右の三句に古志波佐之と云へるは、見安に釜の上に松杉の葉などを手向くるなりと云へるが如く、今諸國にて庭中なる大竈の上に

花瓶を居ゑて、松又は賢木を挿し入れて常に竈神とて祭る風俗の古より然有りしなりけり、阿例波伊波々牟、加倍理久麻但爾は、己が家の竈神に小柴を建て齋ひ奉り、吾其齋主と成りて此行前を恙無く事無きを祈り申し、其旅路より平けく還り來其り家の竈にて炊ぐ飯を食はむと云ふ事にて、今と雖も人の旅行には必ず其祭を成して發途べき故實を知るべき歌なるぞかし、上に注せるが如く、行幸、行啓には必ず竈神を供奉らしめ給ふ御政の御在し坐すに思ひ准らへて、上代の風儀をなむ明らめ知るべかりける、然るを袖中抄に上總國に阿須波と申す神御在すと云へるは、國々にも然る社の有る其一を取りて云へる者なる可し、又事跡雜纂と云ふ物に、阿須波大明神、鹿島本縁云、阿須波大明神社在_三下總國香取郡、是祭_三大巳貴命兒阿須波命也、於_三旅行_一者、發駕時就_三此神_一而禱_三之於庭上小柴_一、祝_三首途次_一、此今俗稱_三旅出_一曰_三鹿島立_一と有るは、萬葉の歌に依りて後に祀れるか、又は本より其御社の上代より此に立たせ御在し坐すか、何れにしても面白き事なり、歌林良材にも「上總國阿須波の宮と申す社は、神の誓にて小柴を立て、祈る事有るを云々」とも云り、但し右の禱_三之於庭上小柴_一と云ふは、其社の庭上を云ふには非ず、庭中に常に挿し置ける小柴を神體として祭る由にて、萬葉の歌の趣に異ならざる者なり、名寄にも、「今更に妹返さめや灼然き、阿須波の宮に小柴挿すとも」又「別るれど阿須波の神は返らなむ、手向を土産に小柴挿つゝ」など有るも、其社に就きて詠める狀なるなり、(和訓栞に「常陸國鹿島に阿須波明神の社有り、前立社と云ふ、新千載集に「頼むぞよ阿須波の宮に挿す柴のと詠めるは萬葉の歌に因れるなり、首途を鹿島立と云ふも此より出でたる由鹿島本縁に見えたれど、本社より起れる謔なる可し」と云るは云れたり、今も武藏國龜戸

に香取神社と申す有るは、其神戸に就きて祭れるなる可きが、西海神村と云ふに阿須波祠有るも、其本宮の事に思ひ合す可し、此等の由縁に就きて思ふに、香取、鹿島兩大神は上古より軍將の征戦に出で立つには必ず忌登を居ゑて祭る習俗なりしかば、此阿須波神は其家にて祭る事には有れども、共に發途の時に行ふ事なりし故に、終に香取にも鹿島にも其社を定むる事に至れりし者なる可し、諸記傳に「右の歌は末二句を味はふに、彼の阿須波神は己が家のには非で、行前の宿々の家に祭れるを伊波比つゝ行かむと詠めるなれば、何國にても家毎に祭る事知られたり」と云はれたれども然に非ず、此は歸り來る迄の無事をこそは家にて祈り奉る事なりけれ、大人は足場神と見られたるから、岐神の事に混れて此説の立方甚當らずなむ、) 神名式に山城國愛宕郡大柴神社、古本に大、月次相嘗新嘗と有り、補ふ可し、但し相嘗祭式に載せられざれば其二字は省く可し、山城志に、今在下小野、俗稱_三落葉宮_一是乎と云へるは然る言にて、是阿須波神ならむと云ふは、大の意の阿は出雲風土記の神名に阿陀加夜努志多伎比賣命と有るは、大高屋主、高城姫命の義なる是なり、須波は志波の通音にて數葉の義なる是なり、越前國郡名郷名共に足羽を安須波と有るを、記傳に引かれたる萬葉九(十九丁)河内國の片足羽河は加多志波川なる是にて、須波と志波とは一なるを知るべし、偕上代竈に焚く柴をも甚く忌み清めける事は、萬葉四(十七丁)に、大原之、此市柴乃、八(五十五丁)に、灼然、此五柴爾、十一(四十丁)に、道邊乃、五柴原能と有る、市五は嚴櫃之本など云ふ嚴に同じくして、忌み清めたる謂是なり、上古に薪木を忌み清め慎しみて其神をしも竈神と共に並び合せ祭る所以正に此に在る事なりかし、偕後の歌ながら新續古今集に、「深山邊を今日越え來れば椎

柴の、枯葉に集ふ玉霰哉。白川殿七百首に「吹荒む深山嵐も麓なる、檜の葉柴に音立てつなる」堀川院次郎百首に「何時と無く葉易へぬ山の椎柴に、人の心は成す由もがな」又「生ひ立てば椎の眞柴も成りつなり、譬ふる方も無き我身哉」又「眞柴刈る狩場の小野に雪降りて、妻木に泥む遠の里人」又「奥山の習ひと成れば穴師氣の雪より先に薪採り積み」又「採り積みし梢無かりせば冬深き、片山著に如何で住ままし」又「深山柴己が竈に取焚て朝食夕食の煙立つなり」など猶有るべきが、椎又檜などを柴と詠めり、大嘗祭式大嘗宮條に、將柴爲垣、押棹八重垣末、柱將椎枝（古謂所謂志比乃和惠）と有るを、椎を以て柴と爲るなり、字鏡に柴を小木阿和良木と有るも一にて、椎之弱枝又大弱木と云へる是なり、楮右の大柴神社を今落葉宮と云ひて、其落葉を布志々婆と訓めるは、全く右の柴薪に因れる事にて、此小野郷はしも歌詞に多く炭竈を詠み、又は椎柴の事をも云へれば、其事に就きて此阿須波神は祀はれさせ御在し坐すなるにこそ、（名迹志に、落葉宮在小野下村民居良、鳥居南向拜殿同社、同所祭社記未考、土人傳云、柏木衛門督の心を寄せし女三宮の靈と云ふ、是虚説ならむ、彼の源氏物語は寓言なるを、不知哉云々と云へるは然る言なり、其は此宮を落葉宮と申し來りて、大柴神社なる傳を失ひたるより出で來る妄説なるにて取るに足らずと雖も、其柏木衛門督を寓言せるは、神事の解は此に令採られし所縁に由れる者なる可ければ、其據有りと云ふべし、炭竈の歌には、續古今集に、「小野山や焼く炭竈に採り埋む、妻木と共に積る年哉」風雅集に、「炭竈の烟に春を立ち隠て、佗目霞める小野の山本」新拾遺集に、「雪は猶埋みも果ぬ炭竈の、烟吹しく小野の山風」など多し、又椎柴を詠めるは、堀川院次郎百首に、「降る雪をも止め、

と小野山に、椎柴刈るは暫時許りぞ」と有るは更なり、右に引ける眞柴刈る狩場の小野に云々も、此地に係けて詠めるなり、但し此小野の地今は葛野郡に收れり、岩屋の北二十餘町に在りて、上小野、下小野、東河内、西河内、上村、中村、下村、眞弓、細河、杉坂等の十村を合せて小野莊内なりと云へり、又伊勢物語第八十三段に、「小野に詣でたるに、比叡の山の麓なれば雪甚高し云々」と有るは、大原の傍と聞ゆ、然れども、今其地に小野の名無くして此に小野莊有る上は、廣きに譲りて此處と定む可し、和名抄郷名に愛宕郡小野（乎乃）と云へるは、猶比叡山の西麓なりしなる可くや、如何、其餘にも此神等を祀れる神社は、神名式に攝津國西成郡坐摩神社（大、月次新嘗）と有りて幾座とは無けれども、上に引ける座摩巫祭神五座（竝大、月次新嘗）生井神福井神綱長井神波比祇神阿須波神と有るに祭神等しかる可き事、扶木集公朝卿歌に、「渡邊や橋の上手を始にて、多在る岸の妻社哉」と有るを以て思ふ可し、其は臨時祭式に、凡座摩巫取都下國造氏童女七歳以上者充之、若及嫁時申辨官充替と有るは、京住の國造氏の事なるが、姓氏錄（攝津國神別天孫）に、國造天津彦根命男天戸間見命之後也と有りて攝津國造なるが、此童女をして座摩巫と被定るを以て知らる、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申奉授攝津國從五位上座摩神從四位下」と有る是なり、百練抄に、元仁元年四月十三日有軒廊御卜、住吉末社座摩社門并荒垣等、去年十二月二十七日燒亡事と有りて、住吉末社と申す事其來由詳ならず、若くは頭註に、應神天皇三年十一月、百濟辰斯王遣紀角宿禰羽田矢代宿禰令伐之、即日於難波沼中祀之、依爲住吉第一攝神」と有る傳の如くなるにや、攝津志に、在石町時、其北曰樓岸、舊有數十小祠、皆屬城内、天正

中遷置圓江側、因公朝卿曰渡邊町と見ゆ、今社説に豐受大神と云へるは、頭注に坐摩神功皇后也、凱旋之日於此所飲食也、依名と有るに因りて推度に云へる者なり、飲食の御事に就きては御井神御新神を祭られたりと爲むも何かは、又式に和泉國和泉郡積川神社(歟)社記に云はく、積川大明神者生井福井綱長井波比岐阿須波神也と有り、上の三神も此國に由有りげなる事共にて、和名抄に、國名和泉(以都三)郡名和泉(國分置泉南郡)郷名上泉(加美都以都美)下泉など見え、式に和泉神社泉井上神社泉穴師神社二座と有る、此二座は別かとも思ゆれども、上の二社は共に正しく御井神にこそ御在し坐すらめ、然れば此積川神社五座と有るは、此二神に御井神を其より合せ祀りて座摩神の本社なりしにも有るべくや、後紀に、弘仁十四年秋七月丙辰奉和泉國積川社幣、祈雨也、續後紀に承和九年十月辛酉朔乙巳奉授和泉國無位積川神從五位下、三代實錄に、貞觀六年三月二十三日己酉授和泉國從五位下積川神從四位下、同十五年四月五日己亥授和泉國從四位下積川神從四位上と所見たり、此御社今も積川村と云ふに立たせ給ふと云へり、(因云、古事記八十神段の終に、故其八上比賣者、如先期美刀阿多波志都、故其八上比賣者、雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣而、其所生子者、刺挾木俣而返、故名其子云木俣神、亦名謂御井神也と有る、此時の事を御父須佐之男大神の根之堅洲國に御在し坐しける由に書されたるは記の誤なるにて、其實は紀伊國の須佐に御在し坐しけむと所思る由、已に傳二十一卷、二十二卷に委しく注せるが如し、其大穴牟遲神后神を携へさせ給ひて紀伊國より出雲國に還らせ給ふ時、此國にも留り坐しつる由などに依りて、後に御井神を遣はされて、其大年神の御子にも阿須波神波比岐神此國に生まれ出でさせ御在し

坐せると共に御力を合せ給ふ御事と成りしより、此の積川神社より始めて上件座摩巫祭神社にも坐摩神社にも相等しく五座神共に並び御在し坐す御事と所見たり、此御事に就きて云ふ事有り、傳二十七卷見るべし、又神名式に越前國足羽郡足羽神社、和名抄に郡名足羽(安須波)郷名足羽(安須波)と有る是なり、記傳十二(五十一丁)に、「越前足羽社記曰、古者男太迹天皇居於坂井郡三國之地、於是鎮祭大宮地之靈、故呼足羽以爲地名也と云へる、此説古き傳と聞ゆ、大宮地之靈を鎮祭とは此の阿須波神を祭り給ふを云ふなり」と云はれたる、實に然る言なり、右の男太迹天皇と申し奉るは繼體天皇の御事にして、應神天皇より五世の御孫に渡らせ給へり、其三國の地に御世を累ねて御在し坐す間に、其宮中にも朝廷の如く座摩神を本より持ち齋き奉らせ給ひ來りしを、此の天皇に至りて京に上らせ御在し坐しける時に、其故郷なるを以て其地に遣し祭らせ置かしけむとぞ想像り奉らるなる、但し右に引ける萬葉の歌に依る時は、此御時は實に愛たき御出立に御在し坐しければ、殊に其中より阿須波神を抜き出して齋き奉らせ給ひけむを、京にて直ちに天緒を承繼がせ給ひて愛き御例に御在し坐しける故に終に一の神社とは成れるにこそ、然れば右に大宮地之靈と有るからは、其阿須波神を主として例の五柱神共に合せて此に祭らせ給ひけむ事申すも更なりかし、大同類聚方に、阿須波藥、大已貴命方、古志臣阿須波丸之古傳方と云ふ事有り、上に引ける鹿島本縁に、大已貴命兒阿須波命とも有れば、大年神の御子なる事を取り違へたりし説も中頃に在りけるなる可きが、大已貴神も其相殿に祀はれ御在し坐すなどに因れる事ならむか、又和名抄に越後國沼垂郡足羽(安須波)郷有も、此の阿須波神に就きたる所縁有る地名なる可からし、(又記傳に云

はれたるが如く、其五座の中に福井神御在し坐せるを、神名式に坂井郡坂名井神社見え、今又福井と云ふ地名有り、又綱長井神は同郡都那高志神社と其名相似たれば、阿須波、波比岐二神は右の足羽神社に祭らせて、餘の三神を離ちて別々に祭られたりけむを、生井神に當る可き神社も御在さめども今知られ給はぬなめり、又足羽郡御門神社御在し坐すも、宮中祭神二十三座の中に、座摩巫祭神五坐御門巫祭神八座と有りて並び給へれば、彼此大いに由有る事共なり、此を以て其社記の妄ならざる事は知らるめり。○香山戸臣神は、上に注せるが如く先には娶_ニ香用比賣、生子大香山戸臣神と有り、此は又娶_ニ天知迦流美豆比賣、生子香山戸臣神と有り、異腹にして其兄弟に同功の神御在し坐すべき理無ければ、疑はしきに就きて正し見るに、天知迦流美豆比賣命と申すは、靈神の御事にして大年神の後神なるまじき事、已に辨へたる如くなれば、此香山戸臣神も共に香用比賣命の御子に坐せば、彼の大香山戸臣神に對へて然申せるならむかと思へるに、猶一神にして大は唯上に冠せて申せるのみにて、別神には御在し坐すまじく見えたり、次なる羽山戸臣神に考へ合す可きなり、○羽山戸神、山戸は上に注せるが如く、山戸は山區ヤマヅにて國の奥區なる平坦なる田地を云ふなり、楮上件大香山戸臣神香山戸神と申す香は、御祖香用比賣命亦神須治囉姬命の御名の香用を上冠せ奉るなり、此の羽も然り、羽山と續きて四神出生章第八一書に謂ゆる麓山足日麓、此云_ニ簸耶磨_一と有る其例なるとは異にて、山戸と續きて羽に別意有るなり、故に思ふに、瑞珠盟約章、素戔鳴尊に瑞八坂瓊之曲玉を進れる神に羽明玉神と申す御在し坐すは映用玉神ハエカケタマノカミなる、此の波延を切めて羽とは冠せ奉るるにて、此も右の香用又囉と同じ義なりと聞ゆめり、如此く三神共に御名の

意皆がらに一に歸るを見れば、共に別神には御在し坐さずして、御年神の別名にて御在し坐すめり、然思ひ定むる事は、次に此を承けたるに、羽山戸神娶_ニ大氣都比賣神、生子若山昨神、次若年神、次妹若沙那賣神、次彌豆麻岐神、次夏高津日神、亦名夏之賣神、次秋毘賣神、次久久年神、次久久紀若室葛根神と有る、此御子神等八神の中に、若山昨神久久紀若室葛根神を除きては何れも田を營る事に御功御在し坐す神なるに、麓山を守る神の御子と爲ては似氣無からずや、且大氣都比賣神と申すは、豐受大神を大御膳神と申し奉ると御功の同じき神なれば御年神の御妻などにこそは似著はしからめ、山神の後神には如何、又此段は大年神御年神と同功を以て受け繼がせ給ふ次第なるに、此御年神に御子神の御事見え、古語拾遺に御歲神之子と云ふ事有るに合はず、羽山戸神の御子に若年神御在し坐す事疑ふ可し、此に此三の疑有るを以て此を思ひ彼を思ふに、羽山戸神を御年神の別名と見る時は、上より大年神、御年神、若年神と續きて上下相貫き條理相徹りて、此一段の趣意實に明かにして滯る所無き者なるぞかし、(然して上より次々論ひ定めたるが如く、向日神聖神と申すは向飯神飯知神と申す意にて、御年神の火食を天下の人に幸ひ給ふ亦の御名なり、又大香山戸臣神、香山戸臣神、羽山戸神と申すは御年神の山區にて、謂ゆる國の眞秀なる田地を守らせ給へる別名に御在し坐すを、各別神の如くに傳はり別れたる者となむ所見たりける。)○庭高津日神は上に庭津日神の御名御在し坐せる其と一神なる證は、右に注せるが如く、常に内膳司に齋き奉らせ給へるには庭火神とも庭火皇神とも申し奉れるに、大嘗祭儀には此と同じく庭高津日神と見え、式には庭高日神とも有りて、同じ御神なる事知られたり、記傳十二(五十一丁)に「御兄に同名有り、彼の神

と同じ功德の御名なり、然るに此は其功の殊に勝り給へりし故に、御弟なれども高と申すなる可し」と云はれたれども、其は式文の正し無くて本の任に別神と見られたる故に此説は甘なひ難し、(予先に思ひけらくは、大膳職式に、醫院高倍神一座云々、竈神四座云々、菓餅所火雷神一座云々、窹神四座云々と見えたる、高倍神は高竈神にて、尋常の庭火に別け稱へられたる者と見ゆれば、庭高竈神ならむかと思ひしかども、常に忌火庭火と竝べ申して火に依れる御名と聞ゆれば、此考は甚悪かりけり、庭津日神に高の言を加へて、稱へ奉れると見てむぞ穩には有るべき) ○大土神亦名土之御祖神は、皇太神宮儀式帳管度會郡神社合四十處の中に大土神社一處と有るを、神名式には大土御祖神社と有るに本名亦名共に合へり、記傳十二(五十一丁)に「此は殊に民の仰る田地などの土の事に功德有りし神なり、然れば大は土に係るには非ず此神に係る美稱なり、萬葉十一(八丁)に、大土、採雖盡、と有る、此は土に就きたる大なれば此れとは異なり」(採要)と云はれたるは、實に能くも如此く云ひ別けられたりけりと奇しき迄になむ、偕大年神はしも稻穀の神なり、其御子に土を以て稱し奉る神の御在し坐すは、必右の如く有るべき事なるに就きて熟し思ふに、上代本記に宇賀乃大土御祖神と申す御名の御在し坐せるぞ甚愛たき、其は上に云へるが如く、此は宇迦之御魂神の御子大土御祖神と申す義に出でたれども、如此く續け云ふ時は宇賀は稻穀なり、大土は其を仰る田土の事なり、甚謂れ有りて聞ゆめり、然れば此宇賀乃大土御祖神と申すも亦名に例に立つべからむ事申すも更なり、又度會宮別宮の中に土宮と申し奉れる有り、此も右の大土神社と同神にて渡らせ給ふらむを、長秋記に外宮地主神也と書し、傳記には山田原地主大土御祖神と云ひ、神名祕書には宮

川堤爲三守護神と云へるを以て考へ合するに、田地の土は云ふも更なり、屋敷にても堤にても、土を動かして物爲る事には悉に係らせ給ふ神にて渡らせ給へるを、其中に殊に廣く遠く遍き物は田地なるが故に、殊更に宇賀乃大土御祖神とは稱へ奉るにぞ有るべき、(但し然云ふ時は大國主神の天下を主領き給ひ、又大國魂神の大地宮を掌り治め給ふ事と一に成れるが如しと雖も然に非ず、其大神のは全體の大地を治め給ふにて、田にも何にも拘はらせ給はず、其總てに渡る御事なるを、此の大土神のは然らず、田とか堤とか土功を盡して成す所を主り給へるにて、人の屋敷を守り給ふと云ふも其土功に依れるなり、偕今諸國にて稻荷神を屋所神と爲る事は、上社を猿田彦神とも又土御祖神とも云へる一説有るに依りてなり、其稻荷神社はしも此神の御父大年神の亦名宇迦之御魂神と申す御名を以て齋かれさせ給へるを、此神にも其御名を負ひ持たして宇賀大土御祖神と申し奉る御名御在し坐せば、屋所神として祀はれさせ給へる事は大いに其謂れ有る事共なり) 然るに儀式帳には、大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比賣命、佐々良比古命、形石坐、倭姫内親王定祝と見えて此の大土神とは異なる狀なり、其國生神と申すは、神名式に度會郡狹田國生神社、坂手國生神社、川原坐國生神社、大間國生神社と有りて、久邇那理と訓む事なり、同帳に、國津御神社一處、稱國生神兒宇治比賣命、形石坐、又田村比賣命、形無之、神前神社一處、稱國生神兒荒前比賣命、形石坐、又荒前神社、國生神兒荒前比賣命、形石坐と有り、今姑く其神前神社に就きて考ふるに、神名式に讚岐國寒川郡神前神社、今遊良山と云ふに御在し坐して、祭神八幡宮と申せるに意を得て三女神に渡らせ給ふ由、已に傳十三に注せるが如し、又右の田村比賣命に就きて同國香

川郡田村神社(名神大)一宮記に猿田彦神也と有るも右の狹田國生神社に由有り、又、式の川原坐國生神社を、帳に川原神社一處、稱三月讀神御玉、形無、同内親王定祝と有りて、此には國生神を月讀神御玉と見えれば、國生神と申すは素戔嗚尊に御在す事、傳二十八に注せるが如くなめり、然る時は、右に大國玉命と申すは別神に非ず、即ち大國主神の御事に渡らせ給ふなり、古語拾遺に大地主神の御名御在し坐し、垂仁天皇二十五年御紀倭大神の御言に、我親治大地官者と有るを、私記に大地官於保津知津加左と訓めるを見れば、右の御名は大土主の如く訓むべきなれば此大土神社に由有り、神鳳抄に三重郡大土國玉神田と有をも證と爲べき者なり、又水佐々良比古命、佐々良比賣命は、傳記に亦洗鼻因以生神、號速佐須良比賣神、與素戔嗚尊合力座給也と有りて、此神は大被詞に根國底之國坐と見え、尾崎神社説に土藏靈貴と有れば、地下根底より顯國を持たせ給ふ意なる可し、然して御祖神と申すは佗の例何れも女神なる例なれば、大土神は大國玉命に當り、大土御祖神は右の佐々良比賣命に當れれば、亦名には非ずて力を合せて御在し坐す神なりけり、伊勢風土記に天日別命の竟國の事を書せるに、爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命、參來迎相土橋郷岡本村、(中略)自爾度會焉、因以爲名也と有りて、此邊の地主神なる事申すも更なれば、此に合す時は右の二神は大土神と大土御祖神とに當れれば、傳二十七大地主神の下に注せむが如く、若くは此に大年神の御子と有るは誤傳などにも有らむかし、(此は儀式帳の趣を立て云へるなり、此次に外宮土宮の御事を注し奉るに合せ考ふ可し、右の世記の文に照し見るに、儀式帳の水佐佐良比古命は衍にて佐々良比賣命一柱のみなる可く所思えたり、但し右の國生神の御事に就きて少か異なる見解

有りて其由傳二十七卷に云ふべし、考へ合す可し)又豐受宮別宮に土宮と申す御在し坐しけり、儀式帳六月例に十七日即ち更地神神酒一缶供奉と有る地神是なる可し、倭姬命世記に土御祖神二座と有りて、細書に宇迦之御魂神土乃御祖神、形鏡座寶瓶座と所見たり、傳記には大土御祖神二座宇賀之御魂神土乃御祖神亦衢神大田命と有る、此一座は猿田彦神を大田命の事と爲る後人の説に依れるなれば、此も世記の傳に異ならず、上代本記には宇賀乃大土御祖神(素戔嗚尊子也、度會山田原地護神)又本縁には宇賀乃大土御祖神(宇賀之御魂神是素戔嗚尊之子也、大土御祖神是素戔嗚尊之子大年神之子也、號度會山田原地護神是也)と此く様々に云へれ共、正しくは宇迦之御魂神土之御祖神二柱のみなり、神名祕書に、崇徳天皇大治三年六月五日官符、改社號爲宮、預祈年月次神嘗祭幣也、是宮川堤爲守護神也、保延元年遷宮之時、造宮使親章造進之と有りて、此御世に宮號の宣旨を進らせ給へり、長秋記同天皇長承二年に、土宮准七別宮可預官幣云々、同三年六月二十一日按察使來談云、明日可在仗議事、朝家大事必可參豐受大神宮土宮、彼外宮地主神也、然而年來無預官幣、而今度准七別宮可預官幣之日、自本宮依申請、已蒙裁許、仍重申請云、御殿元高五許尺也、而准七所別宮者、每年荷前幣物可納御殿内也、幣物二十年遷宮外無取出事者、不於御殿、件物無可置之處者、准內宮荒祭外宮高宮可被造、此御殿一丈許有何難哉云々、同宮自本東向也、而太神宮并七所神宮皆南向也、今度准佗社可造南向敷云々、土宮地主神也、無知造社本縁之人、自昔東向奉居、何定改乎と所見、又弘安九年參詣記に、「土宮大治三年六月五日防河の功に依りて宮號の宣旨を下され、長承二年八月三

日諸別宮の例に任せて幣を送り奉る可き也」と云へり、此土御祖神社はしも右に注せる神名式の大土御祖神社と祭る所等しからず、如何、(但し右に引ける上代本記又御鎮座本縁等の宇賀乃大土御祖神は、世記傳記等に土御祖神二座と有りて、宇迦之御魂神、土乃御祖神と並べ云へるを一に合せたるか、又は宇賀乃の下に御魂神の三字を脱せるか共思ゆれ共、外にも宇賀魂大年神又は宇賀之御魂稻女神と申す神名の例有り、神名式出雲國出雲郡に神魂伊能知奴志神社、神魂伊豆乃賣神社又は大穴持伊那西波伎神社、大穴持海代比古神社、大穴持海代日女神社などの如く、其由有る神の御名を上冠ふらせ奉る古の常なりければ、此宇賀乃大土御祖神と申す御名に限りて誤とは云ふべからず。) ○右件大年神の御子神等合せて五柱なり、本の如くは后神三柱御在し坐して伊努比賣命の御腹に五神、香用比賣命の御腹に二神、天知迦流美豆比賣命の御腹に九神、合せて十六柱の御子神坐せる状態れども、伊努比賣命香用比賣命は同神なり、天知迦流美豆比賣命は傳の誤と聞ゆれば后神も唯一柱に過ぎず、又御子神等の御事も大國御魂神、韓神、會富理神、大山咋神の四神は外より混雜りたるなれば除く可く、然して大年神より其徳を承け給ふ所を以て、御年神其正嫡に御在し坐す事申すも更なれば、此を本として向日神、聖神は向飯なり飯知なり、其事を掌り給ふ亦名なり、大香山戸臣神、香山戸臣神、羽山戸神は、其神の山區を田地と成し給ふ御功を以て稱へ奉れるにて、皆其別名なりければ、是迄皆唯御年神一柱坐せるのみなりき、次に奥津日子神奥津比賣命は、神世七代章に謂ゆる男女耦生之神の狀なる故に、此にも二柱を合せて一神と爲り、次に出でたる庭津日神、庭高津日神も、各其二柱を總べ申せる亦名なれば此迄も唯一神のみなり、其次に阿須波神、波比岐

神二柱坐せると大土神と併せて五柱の御子神ぞ御在し坐しける、(但し其中に阿須波神と波比岐神とは同神なる可く所思しき事も有れども、大嘗祭式御膳神八座の中に別々に御名を擧げられたるを據として二神と見れば、一は新神一は焼火神かとも思ゆるを以てなり)

羽山戸神、娶_ニ大氣都比賣神、(自_レ氣下四字以_レ音)生子若山咋神、次若年神、次妹若沙那賣神、(自_レ沙下三字以_レ音)次彌豆麻岐神(自_レ彌下四字以_レ音)次夏高津日神、亦名夏之賣神、次秋毘賣神、次久久年神(久久二字以_レ音)次久久紀若室葛根神(久久紀三字以_レ音)上件羽山戸神之子、自_レ若山咋神以下若室葛根神以前并八神

記傳十二(五十四丁)に、「若年神より下五神の御名共を連ねて説くべき考へ有り、其は先づ若年は稻の苗の始めて生ひたるを云ふ、沙那賣は沙之女にて沙は田植うる事なり、彌豆麻岐は田に水を引するなり、夏は成立にて此も稻の事なり、秋は阿加理にて是も稻の赤らむを云ふ、此に夏と秋との御名有りて春冬と云ふは無きを以て思ふにも稻の事と聞ゆるなり、(採要)と云はれたるは、實に然る説なるに就きて考ふるに、此若年神より以下久久年神迄六神共に稻穀の神に御在し坐しけり、然るは上に大年神御年神も御在し坐す上は、悉くに其二神にてこそ掌り御在し坐すため、如何にか其上にはと思ふ事なれども、大年神は亦名を宇迦之御魂神とも申し奉りて、總ての稻穀の御靈の神に在し坐すが故に大とは冠ふらせ奉れるにて、其全體の御功用は御年神に御在し坐せるを以て眞年神とは稱へ奉れるなり、然りと雖も、春夏秋冬の季節に隨ひ生長收藏の政をしも持ち別けて各預り掌らせ給ふ神等の御在し坐さずしては、其の全稔を得る事難きが故に、此を以て右の御子神等は成し出させ給へりけら

し、然れば御年神一神の御功を持ち別けて右の御子神等は御在し坐し、又其御子神等の各も掌り別け坐す御功用を合せて、御年神一柱の御徳と申し奉る可きが如くなむ有りける。(記傳に云はれたる右の説は實に謂れたり、然れども、其次に「右の六神必ずしも各々に其名の如き功德坐すには非ず、此神等何れも穀の事に功有りし故に稻の上の事共を以て其御名に分ち充て負せ奉りし者なる可し」と云れたるは然計り説を立てられながら、此一事に於ては甚味氣無き事共なり、彼の大倭國者以_レ行事負_レ名國也と云ふには背かれたり、)然るに此の羽山神を佗神と見る時は、此御子神等を以て稻穀の事を持ち別けて掌どらせ給ふと云ひて叶はず、此御子の中に若年神も御在し坐するに、本の如くは御年神は其御伯父に當らせ給へるを、伯父の御年神より甥の若年神に其の御徳を承け繼がせ給ふとしては、上より大年神、御年神と次々に相承けさせたまふに符合はず、又常にも大年神、御年神、若年神と相連ね申せるも、其統ならぬ外よりの合せ物ならむには、事甚浮きて聞ゆめり、又其羽山戸神の後神に大御食神と云ふも似著はしからざりければ、已に論ひ定めたるが如く、羽山戸神と申すなむ御年神には御在し坐ける、然るを御年神と申すは、唯禾穀神と申す意なるが、羽山戸神と申す山戸は山區ヤマノにて、謂ゆる國の眞秀なる田地を弘むる處なるを以て、其農作を天下に弘めさせ給ふとしては、春夏秋冬に持ち別けて生長收藏の事を掌どらせ給はむ爲に后神を娶らせ給ひ、御子神等を令_レ生給ひけるを以て、其御父に係けて羽山戸神とは傳はれるにこそ有りけり、其實は御年神の御子神等なり、古語拾遺に昔在神代大地主神營_レ田之日(中略)于時御歲神之子至_レ於其田(下略)と有る是なり、此を以て天下に在らゆる佃田には此御年神の御子神等の御在し坐し、其季節に分ちて

禾穀を守り御在し坐す御事なるにて、合せて此を御年神の御功用なる由をなむ見奉り知るべかりける、(如此く持ち別けて守り給ふ例猶有り、此記を以て云はむに、此速秋津日子速秋津比賣二神因_レ河海持別而生神名云々、又此大山津見神野稚神二神因_レ山野持別而生神名云々と有るは更なり、又上に大山津見神有りて、下に正鹿山津見神以下八柱の山津見神坐せるなど其一神にては御功用の行き届き難き程の事には、各其持ち別けて掌る神を生み給ふ事にて、物に體用の差別有るが如くして事の成就ふ者なかりし、然れば此は全く御年神の御功用を區別けて知り給ふ事決くなむ、)○大氣都比賣は、其神夜良比段に、又食物乞_レ大氣津比賣神、爾大氣都比賣自_レ鼻口及尻種々味物出而、種々作具而進時、速須佐之男命立_レ伺其態、爲_レ穢汚而奉進、乃殺_レ其大宜津比賣神、故所_レ殺神於_レ身生物者、於_レ頭生_レ蠶、於_レ二目生_レ稻種、於_レ二耳生_レ粟、於_レ鼻生_レ小豆、於_レ陰生_レ麥、於_レ尻生_レ大豆、故是神產巢日御祖命令_レ取_レ茲成_レ種と所見たる、此は四神出生章第十一、一書に所見たる保食神の御事にて、其神逐の御事よりは遙に以前の御事なるが、保食神、大氣都比賣神同神なる由は、已に先達の定められたるが如し、即ち此神はしも豐受大神の御事にして、右の素戔嗚尊の御事御在し坐しける後に、天上に參らせ御在し坐す御事にて、其御靈實の天降らせ給へるは、彼の齋庭之穗と共に成る事は申すも更なれども、瑞珠盟約章第一、一書日神の三女神を天降し給へる時の御言に、汝三神宜_レ降_レ居道中奉_レ助_レ天孫而爲_レ天孫所_レ祭也と詔り給ひて、已に顯國にて其三女神の持ち齋かせ御在し坐し、かば、此に御年神の農作を起させ給ふには、其御神と御力を合せ給はずては全く成就ふ事は難くなむ有りければ、其大神の御食を所知食し御在し坐す御靈を分けて顯身と現出させ給ひ、羽山

戸神と御妹妹の御契御在し坐して、稻穀を司る御子神等は生み出させ給ひけらし、記傳十二(五十三丁)に「其御靈を鎮め祭る社の神の現女に化りて嫁ぎ給ひしなる可し」と云はれたるは然る事にて、總ては此大神の亦の御名を大氣都比賣神と申し奉れるを、此大氣都比賣は其一社に留り坐せる御靈にて、全體の豐受大神には御在し坐さざる事、火を幾許に分けても全體の火は火にて燃え、別けたる火は火にて燃ゆる譬の如くなむ有りける、偕此神を娶り給へるは、天下に禾穀を作る道定まり、人類の火食を爲せる始なりける故に、此神の御弟に籠神御在し坐し、又薪神さへ御在し坐しける御事なれば、此御年神は禾穀神なる故に御食神と御力を合せ給はむ事、實に其謂れ有る事共なり、然して此神に向日神聖神と申し奉る亦名の渡らせ給へるなど少縁の由縁には非ざりけり、(又此御子神等に春夏秋冬に配り分けたる御名の御在し坐すにも必ず由縁の有るべきは、抑々火産靈神と埴山姫命との御子稚産靈神の御子に御在し坐せば、其御功用を持ち別けしめ給ふ由なる可し、偕羽山戸神の此神を娶り給ひしは、事代主神の溝織姫命に娶ぎ給へりしも水理の事に御力を合せ給はむ御心なりしと全く同じ意味なりけるにこそ、) ○若山咋神は上なる大年神の御子の大山咋神に對へる若なり、然れども上に論ひ云へる如く大山咋神を大年神の御子と申すは、此傳の甚じき混れなる者にて、實は其神は大己貴神の御子事代主神になむ渡らせ給へるを、此記傳の如く見たらむにも、大山咋神、若山咋神と竝ぶからは御父子と云ふか御兄弟と申すかに非ずして、伯父と甥と然相承くべき由無き事、此の御年神、若年神の例に於けるが如し、春日社記杉本社條に引る、伊勢神系記に若山咋神比叡并松尾神也と有りて、日吉、松尾の祭神を若山咋神と申す一説も有りけるなる可きが、此に就ても

羽山戸神の御事と申しては叶はずなむ、此混れは上に大山咋神の御名の混れ入れるより引きて、羽山戸神と申すも麓山などを知らず神の如く已く思ひ違へたりし人の情進にぞ出でたる可き、) ○若年神は御祖父大年神、御父御年神より承けたる若なり、筑後國神名帳に山門郡初年神と有るは此神には御在し坐さじか、似著はしく負ひ給へる御名なりけり、偕若年神は四時に分ちて春を主とする神と聞えたり、飛驒國益田郡森村八幡宮、正月十四日田神祭の行詞と云ふに「春來とは先づ花米を打蒔きて、皆人宜かれと祝ひこそ爲れ、又若年替れば若水替る、世間も豊かに成りて侍ふ云々、若年替り神の御神田も云々」と有る、若年は正しく初春の事にて、田舎に古言の遺れるなり、偕又御妹に若沙那賣神御在し坐すは、其に竝ばして若年神と申せば生田寄の義にして、其苗代を主する御功用を以て稱へ奉れる御名なる可し、然るは春菜を若菜と云ひ、春草を若草と云へる若にて、物の生ひ立ち芽初むるを以て若某と云へるなれば、禾穀にも若年と云ふ稱も何どかは無からざらむ、其の若菜を、萬葉八(十四丁)に、春菜採、妹之白紐、又(十五丁)、從明日者、春菜採跡、又(十八丁)、後居而、春菜採兒乎、十(十六丁)に、國稻等之、春菜將採、十七(二十七丁)に、平登良賣我、春菜都麻須等と有るなど、此等は和加那を義を以て春菜と作るなり、又若草を、一(十七丁)に、春草之、茂生有、十一(十七丁)に、青草、髮爾多久濫と有る、此青を水府本春に作りりと云へり、是亦和加久佐に春草の字を當てたりし者なり、上件大年、御年、若年と云ふ次第の神名なれば、一年に互る年にこそは有るべかりけれ、春に當ると思ふは如何と思ふ人も有るなめども、春時に田を墾り苗代と成し、湯種を下して其生出るなむ一年の稔穀の本なりければ、若年神と申して其始終に互る御名なる

事を明らか奉る可し、(祈年祭詞に、今年二月御年初將賜登爲而と有る初字と、此の若年の若の字を照し見ても、其意を曉りつ可き者なりかし、然れば此神をして春に當る事は然る物にて、三代實錄九卷に河内國若江郡春江宿禰と云ふ有り、是又若江を春江と云へるにて、上件に云へる事共獨り我が強るには非ざる可し、) ○若沙那賣神は沙之女神と云ふ義なり、其沙は記傳七(二十三丁)に「田植うる農業を凡て佐と云ふ、其苗を佐苗、植うる女を佐少女、植始むるを佐開、植終るを佐登など云ふが如し、備其業する月を佐月と云ひ、其頃の雨を佐亂と云ふなり、又和名抄に、麥季、麥秀時熟、故以名之、漢語抄云佐毛々と有る此佐も同じ」(採要)と云はれたる佐是なり、若て此佐は俗に田を植うるを爲附シツケルと云ひ、其時節を爲附時シツケトキと云へる類是にて、孝德天皇二年御紀に謂ゆる農月ナリハレノツキ又は農作月ナリハレノツキと作るも皆同じ意なるに合せて思ふ可き者なり、播磨風土記楫保郡の下に、佐岡、所ヨ以名ニ佐岡者難波高津宮天皇之世、召ニ筑紫田部令ニ墾ニ此地之時、常以ニ五月集ニ聚ニ此岡飲ニ酒宴、故曰ニ佐岡と見え、讚用郡の文に、一夜之間生レ苗、即令ニ取植、爾大神勅云、汝妹者五月夜殖哉、即去ニ佗處、號ニ五月夜郡と有るにては、苗の事を佐と云ふなり、故に思ふに此神若田を植ゑ給ふ由ならば沙之女神なる可し、若又苗を掌り給ふ神に坐さば若佐苗女神なる可し、次の夏之賣神秋毘賣も稻の生長に因りて負せ奉る御名なるを思へば猶後の方や然る可からむ、備其苗と云ふは、萬葉三(四十五丁)に、殖子水蔥、苗有跡云師、枝者指爾家牟、十一(四十八丁)に、三島菅、未苗在、六帖、夏田を、「時過ぎば佐苗も甚く老いぬ可し、雨にも田子は障らざりけり」後拾遺集に、御田屋守、「今日は五月に成りにけり、急げや佐苗もこそ爲れ」白川殿七百首に、「今日のみと急ぐや田子の手も

弛く、千町の佐苗節立たぬ間に」など有るが如く、漸に生り出でたる任にして未だ枝も葉も指さぬ程を云ふなり、然れば若年神は春に在りて苗代に専ら係り給ひ、若沙那賣神は春より夏に互りて其苗の生り立つ時を守り給ふ神になむ御在し坐しける、(記傳に、「手力男神者坐ニ佐那縣也と有る此は、伊勢國多氣郡佐那神社二座是なり、或説に其二座の一座を此若沙那賣神なりと云へるは、若に依りての推當には非ぬか、又三代實錄に貞觀十六年七月二日戊子授ニ伯耆國正六位上天乃佐奈咩神從五位下と云へる事有り」と書されたり、此の天乃佐奈咩神と云ふは若くは此神にては非ざるか、) ○彌豆麻岐神は、記傳に「田に水を引するなり」と云はれたるが如く水引神にて、苗を植うるより始終共に水を引かせて苗稼を善く成し助け給ふ神と聞ゆ、神功皇后元年御紀に、爰定ニ神田而佃之時、引ニ灘河水欲ニ潤ニ神田而掘溝、及ニ于迹驚岡大磐塞之不得穿溝、皇后召ニ武内宿禰捧ニ劍鏡令ニ禱ニ祈神祇而求ニ通溝、則當時雷電霹靂裂其磐、令ニ通水、故時人號ニ其溝曰裂田灘也と有る、引ニ灘河水を、私記に奈加々波乃美豆乎末加世且と有る是なり、仁德天皇十一年御紀に、掘ニ宮北之郊原引ニ南水以入ニ西海、因以號ニ其水曰堀江と有る引の字も右に同じかる可し、又安閑天皇元年御紀に此田者天旱難ニ溉水と有る溉の字も麻加須にて又右に同じきなり、雜令に、凡取ニ水溉ニ田(謂ニ灌溉注也)皆從ニ下始、依ニ次用云々と有る是なり、千載夏に、「邊さへ涼しかりけり水室山、引ニせし水の氷のみかは」風雅春下に、「眞菅生る荒田に水を引すれば、嬉し貌にも鳴く蛙かな」新千載集に、「小山田の苗代水も塞別て、寛かなる世に任せてぞ見る」堀川院百首に、「苗代に細く引する水なれば、注連の外には漏らさざらなむ」又「小山田に種蒔捨て、苗

代の、水の心に任せつる哉」千五百番歌合に、「山川を引せてけりな小山田の、苗代水に花の浪寄る」など有るは苗代に云へるなり、續古今集に、「小山田に引する水の浅みこそ、袖は漬つらめ佐苗取ると」と是る是にて春より夏に互る事なり、(斯れば麻加須と云ふは溝を通じて水を引く事を云へる者なりけり、今も夏の頃田に水を配り分ちて入るゝ者を水引と云ふは、水を任する由の稱なり、枕草紙に裾を引く事を後に麻加世氏と云へり、記傳に「神鳳抄に安西郡水卷神田一町と見ゆ云々」と云はれたれども、其は地名なるべければ此に由無し、然れば此神は春より夏に係けて用水の事を掌り給ふ神なりけり) ○夏高津日神、夏の義は次なる夏之賣神の下に云ふべし、儲此は右の彌豆麻岐神水引神なるに對ひて晴天を主る神の謂なる可し、抑苗稼は水を引せて以ひ植し立つる物なりと雖も、天日の大御光を受け奉らすては全稔を獲る事難くなむ有りけるを、然りとて天日の御光のみにて雨水を得ざれば、又成就べからざる自然の理なりければ、彌豆麻岐神は雨水を掌り、夏高津日神は晴天を掌り御在し坐して、相共に御力を合せ給ひ苗稼を全から令むる神に御在し坐すなる可し、(但し彌豆麻岐神は雨神に非ず、雨にて降りたる水を引かする神なり、夏高津日神は日神には坐さず、唯此苗稼に就きて夏日の間を主り次なる秋毘賣神に致し給ふ義の御名なり) ○夏之賣神は記傳十二(六十四丁)に、「夏は成立にて此も稻の事なり」と云はれたるに力を得て考ふるに、古に人の産業を那理と云ひ那理波比と云ふは農事より外に非ざりけるを、其那理と云ふぞ此苗稼を生し作る事なりける、崇神天皇六十二年御紀に、詔曰、農、天下之大本也、民所恃以生也(中略)其國百姓怠於農事、其多開池溝、以寬民業」と見えたるを、私記に農を奈利波比と訓める是なり、

儲夏は春種を下したる稻の秋に至りて熟らむ迄の中間に在りて、其苗稼の立つ時にし有りければ、霖雨にて叶はず旱魃にて宜しからず、此水旱の事に就きて年の豊凶を期する事にし有りければ、甚々大切じき時なるが故に、其を守り坐す神に此の夏之賣神はしも御在し坐すにむ有りける、(然は有れども、其夏高津日神と申し奉ると夏之賣神と稱へ申すとに御名の等しからずして、一は其の彌豆麻岐神に對ひて、夏日の田地に照り入りて稻の能く成り立を守らせ給ひ、一は唯其夏を経て稻の成立つ事に依て御名に負し給へるなり、一に思ふ可からずなむ) ○秋毘賣神、記傳十二(五十四丁)に、「秋は阿加理にて稻の赤らむを云ふ」と云はれたるが如し、四神出生章第十一書に、其秋垂穎八握莫々然也と有るも其熟らめる垂穎を云ふなり、皇極天皇元年御紀に五月乙卯朔丁丑熟稻見と有る熟字を、阿加米流とも阿加良米流とも訓み、天智天皇三年御紀に、栗太郡人、磐城村主殿之新婦床席頭端、一宿之間稻生而穗、其且垂穎而熟と有る熟字を阿加良米理と訓める是なり、萬葉二十(二十二丁)に、安可良我之波波、等伎波安禮騰、十一(十一丁)に、秋柏、潤和川邊、十七(三十四丁)に、安吉乃葉乃、爾保弊流等伎爾など有るは赤らむを云ふなり、又八(四十丁)に、秋付者、尾花我上爾、十(四十一丁)に、蟋蟀之、鳴音聞者、秋付爾家里、又(五十四丁)、秋就者、水草花乃、阿要奴蟹、十三(十三丁)に、秋付者、丹之穗爾黃色、十五(十八丁)に、伊麻欲里波、安伎豆伎奴良之、十八(二十八丁)に、秋豆氣婆、之具禮能雨零、十九(十一丁)に、秋附婆、芽子開爾保布、又(十三丁)、秋都氣婆、露霜負而、風交、毛美知落家里、又、秋都氣波、毛美知遲良久波など有るは、季節の秋に移る事を云へるなれども、秋は木葉の赤らむ時なるを以て其語の本より云へるなり、然れ

ば此秋毘賣神と申し奉るは、夏を経て稻の漸く實りて熟らむ時を主り御在し坐す義の御名と聞えたり、(古今集以下の歌に、春の神を佐保姫とし、秋の神を立田姫として、其季節の中に在る事を右の神等に係けて詠めるは、佐保は平城より東に在り、立田は平城より西に在るを以て春と秋とに配りたる、其は實事ならねども似たる事なり、但し此に實に其の主らせ給へる神の御在し坐して然爲し給へるなれば別なり。) ○久久年神は、久々は莖にて稻莖の事なり、後拾遺一に、「鴨の伏す刈田に立てる稻莖の、否とは人の云はずも有らなむ」此は稻株を云ふなれども其物同きなり、和名抄木具に、莖和名久木、枝之也と有り、又大枝曰幹、和名加良と所見たる是なり、古事記日代宮段に、那豆岐能多能、伊那賀良爾、伊那賀良爾云々と歌ひ給へる伊那賀良も稻幹と云ふ事なれば、其同物なる事知らる、此賀良の事傳二十七粟莖の下に云ふべし、若て久久年と申す御名は莖年と云ふ事にて冬に當る可きは、秋節に熟らみたる稻實を取り收めて其稻莖の用を爲すは専ら冬の所爲なれば、上件若年神の種を蒔くより始まりて全く事の終れるは粟と藁とを離つ冬の時なるを以て云ふなり、次に久久紀若室葛根神の御名御在し坐せるは葛藤の神なり、此神と並び給へるは、此稻莖は即ち其若室の屋を葺く料なり、是れ即ち久久年神の預り所知食す御事なりけり、(記傳に、「舊事紀に久々二字を冬と作るは上に夏秋と云ふ名の次なれば必ず冬ならむと心得て情進に改めつる者にて中々に非なり、久々二字以て音と云ふ注有れば動かす」と云はれたるは實に然る言なり、已も冬年と有るや然る可からむと思ひしかども、久久年神と申して其御功用は冬の事と成る者をや) ○久久紀若室葛根神の久久紀は莖木なり、記傳十二(五十五丁)に「久々は上なる久々能智神の久々と同じく莖にて

紀は木なり、是は室に造る材木の長く立ち延びたるを云ふ、若室は書紀に宮を美て日之少宮と云へる少と同じくて、室をも美稱へて若と云へる也、葛根は都那泥と訓むべし、冠辭考に古は都奴と都那と都多と通はし云へり、故に都奴佐波布伊波と云ふは蘿這石なり、石綱乃、又變若反と訓めるは、石綱の這別れては又這返る意の續けなり」と有り、偕今思ふに、物を結び縛ぐ綱にも古は多く葛藤の類を用ひし故に都那とは云ふなり、然れば本は蘿と云ふと同じければ葛とは書けるなり、顯宗天皇御紀室壽御詞に築立稚室葛根云々と有るは此に同じ、又大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美下津綱根波府蟲禍無久云々、注に古語番繩之類謂之綱根と見え、又彼の室壽御詞に、取結繩葛者、此家長御壽之堅也なども有るは、甚々上代の家造は何處も々々繩葛を以て結び固めし者なり、東大寺但馬國正稅帳に番匠を都我布と有り、此を以て番繩とは番匠の家を造るに用ふる繩なる事を知るべし、故に宮室を賀にも先づ右の如く葛類を云ひたり、萬葉十九(四十四丁)に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布、又續紀十九に「聖武天皇御母の謚を千尋葛藤高知天宮姬尊と奉り給ふ、是も葛藤は天宮に依れる事なり、(取意採要)と云はれたるが如し、(但し書紀に宮を美めて日之少宮と云ふと有る下の細書に、「檜之若宮なり、眞木割檜之板戸檜之御門などの類なり」と云はれたるは、此瑞珠盟約章なる是後伊井諾尊云々、於是登天報命仍留宅於日之少宮矣と有るを云はれたる可けれども、其は甚く別なる意有りて、傳十三卷に云へるが如くなれば此の例には非ず、唯若室は新室と心得て有るべきなり、但し此葛根に就きて云ふ事有り、傳二十六卷奧津棄戸の下に注す可し、) 偕久々年神と此神とを並せ説べき子細有り、其は大殿祭詞に、以

天津御量^一氏、事問之、磐根木根立知草能可岐葉乎言止^二氏と有るは、家宅の用に爲べき磐石草木の歸伏奉る始を云ふなり。次に今奥山乃大峽小峽爾立^三雷木乎、齋部能齋斧乎以伐採^四氏、本末乎波山神爾祭^五氏、中間乎持出來^六氏、齋鉏乎以齋柱立^七氏、皇御孫之命乃天之御霧日之御霧止造奉仕禮瑞之御殿、汝屋船命云々と有るは、磐石草木共に悉く人の有と成りて地盤を掘り柱を立て草を覆ひ蔭と爲すにて是れ即ち御殿なり、御殿直に屋船命の御正體なる由なり、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根云々、掘堅多留柱桁梁戸牖乃錯比動鳴事無久、引結^八磐葛目能緩比取^九草乃噪無久云々は、其屋船命の御體と齋き奉る御殿の磐石草木に就きて各其承くべき災異の有るを防ぎ遏むるなり、次に屋船久久遲命（是木靈也）屋船豐宇氣毘賣命（是稻靈也云々）御名乎波奉稱利氏と有るは、上に屋船命と申せる神の正身を分ちて木神と稻神との御名を擧げたるにて、其木靈神の主り給ふ所は柱桁梁戸牖の類是なり、稻靈神の預り給ふ物は宅内を結び縛る葛根と屋上を膏覆ふ草葉とを申せるなり、又此も然り、久久年は屋を膏く草葉の神に御在し坐すが、其主と爲る所は稻莖なり、又久久紀若室葛根神も久々紀は莖木なり、若室は新室なり、此は其の若室を結固むる葛藤の事を幸ひ給ふ意の御名なる事、其御祖は大氣都比賣神にて渡らせ給へるを以て思ふ可き者なりかし、（但し此大殿祭詞には甚々幽深き致有りて、容易くは中中に云ひ解くべからざるを、今取り摠て云ふのみなり、右の二神の御事を合せ思はゞ大いに意を得る所有りなむ者なりかし、）○并八神は右件に云へるが如く、若山昨神はしも大山昨神に對へる御名にして、其御父子と聞えて此の例とは見えざれば除きて并せて七神なる者なり、

出雲風土記曰、意字郡大草郷、郡家南西二里一百二十步、須佐乃乎命御子青幡佐久佐日古命坐、故云大草、

又大原郡高麻山、郡家正北二十里二百步、高一百丈、周五里、北方有^一檉椿等類、東南西三方竝野、古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐草咄命、此山上麻蔕初、故云高麻山、即此山上坐其御魂也、○青幡佐久佐日古命、其御母詳ならずと雖も、右に擧ぐる大原郡高麻山を郡家正北二十里二百步と有るに考へ合するに、同郡屋代郷、郡家正北一十里一百一十六步、所^二造天下大神之築立射處、故云矢代（神龜三年改^三字屋代）即有^四正倉と有る此地と僅に八十四歩の差なり、然れば右の高麻山は屋代郷の中なる事著明き者なり、若て同郡須我山又御室山を郡家東北一十九里一百八十歩と有る、此は此正書に謂ゆる出雲之清地と云へる是にて、素戔嗚大神の奇稻田姫命を娶り給ふとして宮を建て御在し坐しける地にて、高麻山とは其間合甚近くなむ有りければ、記紀には傳へ漏されたれども、此青幡佐久佐日古命はしも、即ち大國主大神の御同胞に御在し坐すべき御事を曉る可くなむ有りける、（今大社の上官と云ふに佐草氏と云ふ有り、相傳へて此青幡佐久佐日古命の子孫なりと云へるは然も有るにや、又は其地より出でたる氏なる故に慢りに其稱を用ふるにや、）青幡は字の如く佐久佐は麻草なり、萬葉三（四十九丁）に加麻幡夜能と有るは風早之の言なるが、此には麻字を佐の假字に用ひたり、猶如^五此く續ける意は青幡は麻布を染めずながら用ひたりけむ事、古語拾遺に、令^六長白羽神種^七麻以爲^八青和幣と有るを以て麻の本色青なるを明らかにし、其より種々の色幡出來れりし故に、甚古くより色に染めても用ひたりけらし、常陸風土記に、信太郡、黒坂命征^九罰陸輿蝦夷事了凱旋、及^十多歌之郡角枯之山、黒坂命遇^{十一}病身、故爰改^{十二}角枯

號_ニ黑前山_一、黑坂命之輪輻車、發_レ自_ニ黑前之山_一到_ニ日高之國_一、葬具儀赤旗青幡交雜飄颺、雲飛虹張葦野耀_レ營、時人謂_ニ之幡垂國_一、後世言便稱_ニ信太國_一と有りて、赤旗青幡相竝べ云へる是なり、萬葉二(二十三丁)に、青旗乃、木旗能上乎と續けたるは、青色の濃き幡と云ふ事にて、其染めたる濃色に係けたるなり、十三(三十一丁)に、隱來之、長谷之山、青幡之、忍坂山者と有るを、冠辭考に「青旗の襲と續けたるにや」と云はれたるが如し、欽明天皇十四年御紀に、通夜固守凌晨起見_ニ曠野之中_一、覆如_ニ青山_一、旌旗充滿と見えたる、此は佗國の事にて有れども、旌旗の充滿めるを如_ニ青山_一と譬へたるも青旗を襲ひ立てたる狀なりけり、此を以ても神の御名にも負はせ奉る計り上代には其青幡の世に名高かりしを曉る可くなむ有りける、(先には青幡の幡は借字にて畑などにもや有りけむ、青山又は青野又は青海又は青田など云ふ事古今の常なれば、此も青畑と云ひて麻草の豐饒に繁茂れる形狀を以て云ふには非ざるか、麻を蒔生したる畑は實に青畑と云ひつ可き狀なれば此に因れるかと思ひしかども、猶青幡の方にてや有らむ) 佐久佐は麻草_ヲの略なり、抑、麻はしも謂ゆる青和幣の事にして、彼の天石窟隱の御時に出來初まりて其元天上に成れる物なるを、寶鏡開始章第二、一書素戔嗚尊の被具に、以_レ唾爲_ニ白和幣_一、以_レ涕爲_ニ青和幣_一と有る爲、字は化字の義にして、其大神の御洩よりも成り出でたりける狀なる由、己に傳十七、十九に云へるが如し、然るに此大神の御子五十猛命、天上より多に樹種を將て天降り御在し坐しければ、麻種も其中に在つらむを、此の青幡佐久佐日古命なむ顯國にては蒔き生し殖え始めさせ給へるが故に然る御名は負ひ給ひけるなりけらし、右に引ける風土記に、大原郡高麻山(中略)古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐直命、是山上麻蒔初、故

云_ニ高麻山_一、即此山峰坐其御魂也と所見たる、此に麻蒔初と有るにて全く顯國にての初なる事著明き者なり、偕此大原郡意宇郡は甚近く相連接ける地なるが、其始此高麻山に御在し坐して麻蒔の功業を初めさせ給ひ、後に大草郷に移ろはし御在し坐して萬世の常宮はト給へる者なめり、上に擧げたる同じ記に、青幡佐久佐日古命坐故云_ニ大草_一と有る文は、故云_ニ佐草_一など有るべき所なるを、如此く有るは、麻はしも畑に殖る草の中にては最高く大きくして、林の如く立ち延びる物なるが故に大草とは稱へ云へる者なる可し、右に所見たる高麻山の名有り、又駿河風土記には豐麻と云ふ號有るをも思ひ准らへ曉る可くなむ、風土記に意宇郡佐久佐社、神名式に佐久佐社と有る是なり、(斯れば大草と云ふは麻の異名の如くなる者なりけり、高麻、豐麻は高も豐も共に例の稱辭にして、高は其莖の長大なるを云ひ、豐は枝葉の繁茂れるを云ふ言なりけり、駿河風土記に、富士郡豐麻神社二坐、所_レ祭大巳貴命與_ニ少彥名命_一也と有るは、此青幡佐久佐日古命の麻を蒔き初め給へる後に、此二神の國土經營の御時なむ弘めさせ給へりけらし、豐麻と云ふ社號に就きて思ふ可き者なり、若て遍く世に弘り行き足らひたる事は、神武天皇の大御代に太玉命の孫天富命の御功なる由は、古語拾遺に所見たる是なり、)

同記曰、島根郡山口郷、郡家正南四里二百九十八步、須佐能烏命御子都留支日子命詔、吾敷坐山口處在詔而、故山口負給、

都留支日子命所見無し、故に強て思ふに、此の第四一書に、素戔嗚尊、乃以_ニ天蠅斫之劍_一斬_ニ彼大蛇_一時、斬_ニ蛇尾_一而双缺、即劈而視之、尾中有_ニ一神劍_一、素戔嗚尊曰、此不可_レ以吾私用_一也、乃遣_ニ五世孫天之曾根神_一上_ニ奉

於天、此今所謂草薙劍矣と有る此の天之膏根神の御事なる可し、其は傳二十一、二十二に委しく辨へたるが如く神名秘抄に此神を五十猛命の一名と爲せるは謂れ有る事にて、實に同神にて御在し坐しけり、其は天之膏根神と申すは天之殖木根神と申す義、又此を古事記に天之冬衣神と作るは天之殖木主神と申す義にて、五十猛命の大八洲國內悉に樹種を播殖させ御在し坐して青山と成し給へる御功用に依れる御名なる事灼然き者なりかし、又此に吾敷坐山口處在詔と有るも、己命の樹種を殖え生して青山と成し給ふ時の御言にて、其山は、同記に布自積美高山、郡家正南七里二百一十歩、高二百七十丈、周一十里（有峰）と有る是なり、次に女岳山、郡家正南二百三十歩と有るは、其布自伎美高山を男岳山として、其に相對へ云ふ稱と聞ゆ、此御事に就きて説有り、傳廿八に云ふべし、偕此都留支日子命と申すは、彼の草薙劍を天神の御許に高天原に上り奉らせ給ふ御使として仕へ奉らせ給へる行事に依りて負ひ給へる御名なるが、若くは御父大神に復命し給へる始め此國に天降らせ御在し坐し著き給へるから、此には其都留支日子命の御名にて傳はれる者にてぞ有るべき、神名式に島根郡布自伎美神社多氣神社坐せる、共に此神を祀れるにこそ、（故に思ふに布自伎美神社は其山口に御在し坐して、多氣神社は山上に御坐し坐すにや、又式に仁多郡伊我多氣神社坐すを、杵築社記に五十猛命曰伊賀多氣大明神と有るをも思ひ合す可くなむ、）同記曰、島根郡方結郷、郡家正東二十里八十歩、須佐能命御子國忍別命詔、吾敷坐地者國形宜者、故云方結、國忍別命の御祖今考ふる所無し、忍別の例は、神武天皇戊午年御紀に、是後天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親繼輕兵巡幸焉（中略）更少進、亦有尾、而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子（排別此云欲時和句）と有る、其を古事記にも即入其山之亦遇生尾人、此人押分巖、而出來、爾問汝者誰也、答曰、僕者國神、名謂石押分之子と有る例に依りて、此の忍別も其行事に因れる御名なるを曉るべし、（但し巖などこそは押分と云ふべかりけれ、國を忍別と云はむ事似著はしからざる事と危ぶみ思ふれども、此には大に所由有る者なり、下に云ふを見るべし、然れども忍別は舊訓に従ひて於志和氣と訓むべし、神名式に和泉國大鳥郡押別神社有るは此神なる可し、下に云ふを考へ合す可し）故に此の國忍別命はしも御父素戔嗚大神の亦の御名八束水臣津野命の國引き坐せる御功業を輔相け奉らせ給へる行事に依れる御名なる可く所思えたり、風土記國引文に、所以號意字者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、拷衾志羅紀乃三崎矣國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女曾鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛圍々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者自去豆打絶而、八百米支豆支之御埼也（以下同文略之）と所見たる、此國之餘有る地を屠別させ給へりし御功に依りて、國忍別命とは御名に負ひ坐るなどにもや有るべからむ、若て此神の屠別させ給へる國を御父大神の國引に引き給へる故を以て國引坐神とは稱へ申せるにて、御功業の相別れ給へる狀此に因りて知られたり、（故に其國引の始に其取るべき國之餘有る處を截り斷ち屠別け給へる御政は甚々難き事なるを、容易く物爲させ御在し坐しけるは、竝々の神には御在し坐さざりけり、）若て此神の吾敷坐地者、國形宜者、故云方結と詔ひ給へる其敷坐地と云ふは島根郡の地方を云ふなり、國引文に亦北門良波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而（中略）國々來

子（排別此云欲時和句）と有る、其を古事記にも即入其山之亦遇生尾人、此人押分巖、而出來、爾問汝者誰也、答曰、僕者國神、名謂石押分之子と有る例に依りて、此の忍別も其行事に因れる御名なるを曉るべし、（但し巖などこそは押分と云ふべかりけれ、國を忍別と云はむ事似著はしからざる事と危ぶみ思ふれども、此には大に所由有る者なり、下に云ふを見るべし、然れども忍別は舊訓に従ひて於志和氣と訓むべし、神名式に和泉國大鳥郡押別神社有るは此神なる可し、下に云ふを考へ合す可し）故に此の國忍別命はしも御父素戔嗚大神の亦の御名八束水臣津野命の國引き坐せる御功業を輔相け奉らせ給へる行事に依れる御名なる可く所思えたり、風土記國引文に、所以號意字者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、拷衾志羅紀乃三崎矣國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女曾鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛圍々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者自去豆打絶而、八百米支豆支之御埼也（以下同文略之）と所見たる、此國之餘有る地を屠別させ給へりし御功に依りて、國忍別命とは御名に負ひ坐るなどにもや有るべからむ、若て此神の屠別させ給へる國を御父大神の國引に引き給へる故を以て國引坐神とは稱へ申せるにて、御功業の相別れ給へる狀此に因りて知られたり、（故に其國引の始に其取るべき國之餘有る處を截り斷ち屠別け給へる御政は甚々難き事なるを、容易く物爲させ御在し坐しけるは、竝々の神には御在し坐さざりけり、）若て此神の吾敷坐地者、國形宜者、故云方結と詔ひ給へる其敷坐地と云ふは島根郡の地方を云ふなり、國引文に亦北門良波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而（中略）國々來

々引來縫國者自_ニ手染_ニ打絶而、闇見之國是也、亦高志之都々乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、(中略) 國々來々引來縫國者三穗之埼也と有る、手染は、同記に手染郷、郡家正東一十里二百六十四歩と有りて、方結郷より凡一十里許り正西に在り、三穗は、美保郷、郡家正東二十七里一百六十四歩と見えて、方結郷よりは凡七里許り正東に在りて共に島根郡の内なり、又此郡名の事を、所_ニ以號_ニ島根_ニ者、國引坐八束水臣津野命之詔而負_ニ給_ニ名、故云_ニ島根_ニと有りて、御父大神の號けさせたまへる地なりければ、其共に引き寄せて縫ひ給へる此地に御在し坐して、吾敷地とは詔ひ給へるなり、若て國形宜者の御言はしも、其國引に引きて國形と成し給ひ、其地の鎮めとして御在し坐す此神の詔り給へるには、此縫足はし給へる國の出來上りを稱讃させ給へるにて、其も此も大いに所由有る御事共になむ有りける、斯して方結は加多由比と訓むべし、國形宜しと詔給へるは、島根の形大ならず小ならず、宜しき程に堅く結ひ給へる由にて、其由布と云へるは、國引文に故將_ニ作縫_ニ詔而、又は引來縫國者と有る縫_ニ字の義に當れる所なり、風土記不_レ在_ニ神祇官_ニと有る中に方結社と有るは、此御神にこそ渡らせ給ひけめ、(偕此の國形宜者の宜_ニ字に見合せて、方結を加多延と訓めるは、是に似て非なる可し、國形の宜しきに依りて然訓むならば、全く唯に形善と云ふ義となるなれども、此は然らず、國形宜者と詔へるは、堅く結ひ給へるをこそは詔ふ可き事なりけれ、其上結_ニ字を宜しき義に用ひたる例、佗に見當らざれば從ひ難し、萬葉二十卷に、伊射子等毛、多波和射奈世會、天地能、加多米之久爾會、夜麻登之麻禰波と有るに同じく、此も堅め立て給へる事に就きたる由なりける者にて有るをや、)

同記曰、秋鹿郡惠疊郷、郡家東北九里三十歩、須佐能乎命御子磐坂日子命、國巡行坐時、至_ニ坐此處_ニ而詔、此處者國稚美好、有_ニ國形如_ニ畫柄_ニ哉、吾之宮者是處造事者詔、故云_ニ惠伴_ニ、(神龜三年改_ニ字惠疊_ニ)

磐坂日子命の御祖此も詳ならず、偕此御名に負はせる磐坂は地名にも非ず、又字の如くにて山坂の磐石を知らず神なるかと思ふに其も然らず、又天孫降臨章第二、一書に謂ゆる天津磐境に因れる神名にも非ざるなり、故に此に國巡行坐と有に力を得て考ふるに、此は御父素戔嗚大神と共に天下を周巡らし御在し坐して、國土を經營らし御在し坐せる神にてなむ渡らせ給へりけめ、其は甚々上代の神名に唯何と無き地名を以て負せ奉るは無き事にて、彼の大倭國者以_ニ行事_ニ負_ニ名國_ニ奉_ニ利_ニと詔ひ給へりし大御言の如く、其地名を負せ奉る中にも其行事をなむ兼ねて稱へ奉る事常の定格にて有りければ、此も其如く見奉り説くべきなり、然れば此磐坂日子命はしも素戔嗚大神の高天原より天降り御在し坐し著き給へる始の頃はしも、山川原野の差別も何も無くして唯一面の島山にて有りしかば、平坦の地こそは且々も開け初めたりけめども、山岳の如きは唯に磐石を以て圍めるのみにして、草木などの生ひ立つべき空閑も非ざりけむを、此神の磐石を底にし土砂を表にし形の如く物爲させ給へりけるに、五十猛命の樹種を殖生して青山と成させ給へりけむと所思ゆれば、其青山と成す可き地磐を善く成させ御在し坐しけるに因りて磐坂日子命と申す御名は御在し坐すなる可き者なり、次に國稚の語有るに心を得て思ふ可き者なりかし、(生島神祈年祭詞に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久と有る峻國者平久の語に心を著けて考へ合す可し)○國巡行坐は右に云へるが如く磐坂を平坦して山岳の形勢を

善く成し給ふとして巡り坐せるなる可し、此處者國稚美好と有る國稚は、傳二に註せる神世七代章第二一書に、古國稚地稚之時と有る稚と同じく初々しき意なり、其は國引文に所見たる如く、島根、秋鹿、楯縫、出雲の四郡はしも本は無かりける地なるを、素戔嗚大神の亦の御名八東水臣津野命の處々の國餘を割取して引き來り縫ひ給へる國なりければ、當昔は未だ初々しき事にて有りけむから、山なども甚凝々しからざれば、況て水の流れも利からずして處々に溜れるは、然ながら畫る輶の如くなりつらむを見行はし御在し坐して、有國形如畫輶哉とは詔ひ給へりし者なる可し、已に傳十三、十五に注せるが如く、瑞珠盟約章第二一書に、堀天眞名井三處と有るは、彼の天安河の水の停れる處を三處に堀りたるにて、謂ゆる巴字の形なるを輶にも畫く事なる故に畫輶とは云へる者なり、風土記に惠曇郷、郡家東北九里三十歩と有るを本として其地理を考ふるに、神名火山、郡家東北九里三十歩、高二百三十丈、周一十四里(下略)又足日山、郡家東北七里、高一百七十丈、周一十里二百歩と所見たれば、惠曇郷は神名火山と足日山とに挟まれたる凹き地と聞ゆ、若て長江川源出郡家東北九里三十歩神名火山、南流入于海と有れば、其郷中を流る、川なり、次に惠曇池(本字惠伴、改惠曇字、奏)陂周六里(下略)と有るも、竝々ならぬ大池なるが、其郷中に湛へたる水なる事云ふも更なり、右は此記を奉れる天平の頃の地理なるが、況て復に久遠なる神代にして未だ國稚と云ひける間には、其池の猶大に在りて、長江川の委蛇らふ狀なる實に畫ける輶の如く有りけむ事何かは此を疑はむ、神名式に秋鹿郡惠曇神社所見たる是なり、(輶は登毛にて清晉なる事云ふも更なるを、畫輶と續くる時は濁りて云ふなるにや、右の惠曇神社を風土記には惠杼毛社と有るを

以て知るべし、又其不_レ在_ニ神祇官と云ふ中に、惠曇海邊社同海邊社と有るは、此別社なるには非じか、)

同記曰、同郡多太郷、郡家正北五里一百二十歩、須佐能乎命御子衝杵等乎而留比古命、國巡行坐時、至坐此處而詔、吾御心照明正眞哉、吾者此處靜將坐詔而靜坐、故云多太、

此も秋鹿郡にて、右に擧ぐる惠曇郷の古事に並び出でたり、楮衝杵等乎而留比古命は御祖此も今考ふる所無し、衝杵は和泉風土記に此御名の出でたるに衝杵と作れば、都伎富許と訓むべきなり、若て此は等乎と云はむ料に置ける發語の類にして神の御名ながら、古事記天御饗段に打竹之登遠々登遠々邇と有る打は拆字なる可き事記傳の説の如く、又萬葉二(四十丁)に、奈用竹乃、騰遠依子等、三(四十五丁)に、名湯竹乃、十緣皇子など有る拆竹又名湯竹より撓の義の登遠に續けるに同じくして、杵を以て衝く時は其鋒の重きと柄の輕きとの權衡に依りて自然に撓む物なるが故に此は都伎富許なるなり、(若て此は姓氏錄に富己都久命と云ふ神名有り、又神名式に伊豆國賀茂郡多祁富許都久和氣命神社、甲斐國八代郡杵衝神社と云ふも見えたる、其を倒に爲して云へるなり、但し杵字は伎禰なれども杵字より誤れる事論無ければ、今云ふ限に非ず)等乎而留比古命は和泉風土記なるも共に同じきを、等乎は右に云へる如く撓の義と見ても而留の二字更に訓むべからざるなり、而字入之反音志なれば志流なり、又御紀には邇の假字に被用たれば邇流なり、又而字の訓に依る時は氏流なりと雖も、等乎志流にても等乎邇流にても等乎氏流にても猶心行かざるなり、故に思ふに風土記に而字を假字に用ひたる例外に見當らざれば、若くは與の草書と而の草體とを相似たれば、それより寫し誤れるものにて、等乎與留にこそは有りつ

らめ、右に云へる萬葉に騰遠依子等者、又十緣皇子など云ふは、名湯竹より係けたれば云ふも更なるを、其七(二十九丁)に、安治村、十依海と詠めるは、味鴨の多く群がり寄る事を等乎與留と云へるなり、然れば此御名も御父大神の國引の御功業を扶助け奉らせ給へる神に御在し坐て、共に其御徳を成し給へる義の御名などにや御在し坐すらむかし、(然るを梅舎の訂正本に而字を衍として衝杵を都伎々と訓めるは甚々無識なる事なるを、平田史にも衝杵等乎留比古命と作るは等乎留を通徹トホルの義なりと爲るにや、其意を得ず)但し而字に就きて三義有り、一には此而を志と訓む時は等乎志流なるが、然る時は等乎は數の十トウに同じくして足知タケルの義なり、年中行事秘抄に載する鎮魂歌に八九十を夜許々能多理と有る多理は數の十に當れれば、御父大神と共に國土の事を足知る謂なり、然る時は衝杵は全く等乎へ係る發語と成るなり、二には而字を邇と訓む時は等乎邇流にて、等乎は撓なり、邇流は瓊ユヅル有なり、杵鋒の撓む計りに瓊を著けたる謂にて、彼の天瓊戈の狀是なり、此にては唯に瓊を著けたる杵を主り給ふ神の如くなれども、是なむ國土經營の表物なりければ其御功に於ては右の例に同じ、三には而字を氏と訓に讀みて等乎氏流なり、等乎は足なり、氏流は此に吾御心照明アガヒミ、ホトリノミ正眞成と詔り給へるに等しく、御心の朗ホカらかに照り足はし坐せる謂なる可くや、如此く三義に説く事なれども、猶始に註せる等乎與留の方や勝りたる可からむを、後人の定め床しくてなむ、風土記に秋鹿郡不在ニ神祇官と有る中に、多太社同多太社と有るは此御父子二柱を祀れるにこそ、(其外神名式に、大和國葛上郡多太神社、攝津國河邊郡多太神社、近江國伊香郡多太神社、若狹國遠敷郡多太神社、加賀國能美郡多太神社有るは、此神を祀へるなるにや、但馬國七美郡多太社

社有りて、次に小代神社二座御在し坐せる、小代は等乎而留に言近ければ故有るべし、和名抄都名に小代(乎之呂)と有る是なり、傳二十五卷の細書に云へるが如く、此神と五十猛神とは同神と見ゆるに就きて猶考ふるに、式に伊會布神社有り、同抄に射添伊會布と云ふ郷名有るも思ひ合せられ侍り、又佐渡國羽茂郡度津神社は五十猛命に坐すに、同抄太郷有るも此に由有りげなる事共なり、○和泉風土記に、大鳥郡、古老傳云、昔素戔嗚尊御子衝杵等乎而留比古命、巡行此國、詔、吾御體衰坐詔而靜坐、故云於登利、今謂大鳥者訛也と云ふ事有り、巡行此國と云ふは右の出雲風土記にも國巡行坐時云々と有るに同じくして、此神天下を遍く往き巡らせ御在し坐しけるなり、然れども御父大神と共に國土を經營し御在し坐さむとして幸行る國巡りなる可き事は、右に註せるが如く決き者なり、此吾御體衰坐と詔り給へる御言を以て、其御功業に深く遠く苦勞イナツかせ給へる御事を見奉り知るべきなり、斯る御功績の御在し坐す神には渡らせ給へれども、紀記には漏れ給へるに依りて世に知られ給はざるこそ遺憾き事なりけれ、傳二十五に思ふ旨有りて注し奉るが如く、若くは五十猛神に御在し坐すなる可し、巡行此國と有るも、彼の樹種殖させ御在し坐しける御時などの御事にこそ、神名式に和泉國大鳥郡大鳥神社(名神大、月次新嘗)大鳥神社(欽鞞)と二社並び坐せるに、先なるを一宮記に日本武尊と書し、後なるを社説に吉備穴戸媛と云ふは然も有るべき事なれ共、和泉志に大鳥大明神、在大鳥村、大鳥社流記云、大鳥大神宮五社と云へれば、其五社の中に一社は神代より此に鎮り御在し坐せる衝杵等乎而留比古命に御在し坐すなる可し、然所思る由は、後紀に弘仁十四年秋七月丙辰奉和泉國大鳥社幣、祈雨也、續後紀に承和九年十月辛酉朔乙巳奉授

和泉國從五位下大鳥神從五位上、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申奉_レ授_ニ和泉國正五位下大鳥神從四位下、同九月八日庚申和泉國大鳥神遣_レ使奉_レ幣、爲_ニ風雨祈_ニ焉、同三年七月二日申戌授_ニ和泉國從四位下勳八等大鳥神從三位と所見たる、此中の一は祈雨一は風雨祈の御爲なるに、臨時祭式祈雨神祭八十五座の中にも大鳥社一座(和泉國)として收給_レへるも、日本武尊にては似著はしからざれば、何れにしても國土經營の神ならずは得有るべからぬを以てなり、且式に載れる當郡美多彌神社は出雲國出雲郡美談神社有り、押別神社は、上に載る出雲風土記に、島根郡方結郷(中略)須佐能乎命御子國忍別命詔、吾敷坐地者國形宜者、故云_ニ方結_一と有ると同神と聞え、又生國神社(鉞鞭)は大國魂命に渡らせ給ふ事本よりなれば、出雲の神等には大いに由有る事共なり(猶神名式に和泉郡山直神社有るを、風土記に、山直郷有_レ神號_ニ直明神_一、大足彦忍代別天皇御宇所_レ祭神須佐能雄尊也と有るは更なり、上に註せるが如く大年神の御親族の神等も其國に數處鎮り御在し坐せるなど少縁の所由には非ざるなり、)

同記曰、楯縫郡沼田郷、郡家正西八里六十步、宇乃治比古命以_ニ爾多水_一而御乾飯爾多爾食坐詔而、爾多負給之、然則_レ謂_ニ爾多郷_一、與今_ニ人_一猶云_ニ努多_一耳、(神龜三年改_ニ宇沼田_一)

故此宇乃治比古命はしも決く素戔嗚尊の御子にして御祖は奇稻田姫命に御在し坐すべき事、已に傳二十一に委く注せるが如し、其は同記に、大原郡海潮郷、郡家正東一十六里三十三步、古老傳云、乎能治比古命恨_ニ御祖須我禰命_一而、北方出雲海潮押上漂_ニ御祖之神_一、此海潮至、故云_ニ海鹽_一、(神龜三年改_ニ宇海潮_一)即東北須我小川之湯淵

村川中溫泉(不用_レ號)同毛間村川中溫泉出(不用_レ號)と所見たる、須我禰命は須我姊命と申す義と聞え、其須我は、此正書に素戔嗚尊(中略)然後行_レ覓_ニ將_一婚之處、遂到_ニ出雲之清地_一焉、乃言曰、吾心清々之、於_ニ彼處_一建_レ宮と有る、此を古事記には須賀宮と有りて、其宮は大后奇稻田姫命の爲に建てさせ給ふ處にして、其父母二神に稻田宮主須賀之八耳神と云ふ號を負せ給へる程の事にし有りければ、其地名に依りて須我禰命と申すは何れの神か御在し坐さむ、奇稻田姫命に渡らせ給ふ可き事申すも更なり、故に此姫神を御祖と爲る時は其御父は素戔嗚大神にて御在し坐す事著明き者なりかし、(故に其須賀宮の所在と聞ゆる清地は、風土記に、須我山、郡家東北一十九里一百八十步、有_ニ檜粉_一と有りて、即ち此海潮郷の中にてわづかに二里許りの路程なるをも思ふ可き者なり、)○宇乃治比古命、名義は海路なる可くや侍らむ、右に引ける海潮郷の文に北方出雲海潮押上漂_ニ御祖之神_一と有るは、一時御母神を恨み奉る事の御在し坐して物爲給へる事ながら、斯る山中に海潮を押上せて漂はすと云ふ事はしも、陸地を主る神の出来まじき事なりければ、然なむ思ひ定めたりける、然るは傳六及び八に注せるが如く、此素戔嗚大神の荒魂はしも海童神に御在し坐せば、其御靈を承けて生み坐しける御子なりけむ故に、其荒魂の進に依りては御母神をすらに寤め奉らむとは爲させ給ひけるなる可くや、此狀海宮遊行章第四、一書に、故弟出_ニ潮溢瓊_一則潮大溢、而兄自_レ没溺(中略)兄改_ニ前言_一曰、吾是汝兄、如何爲_ニ人兄_一而事_レ弟耶、弟時出_ニ潮溢瓊_一、兄見_レ之走_ニ登高山_一則潮亦没_レ山、兄緣_ニ高樹_一則潮亦没_レ樹(下略)と有るは、事は違ひて有れども其狀の似たる事なるは、此宇乃治比古命は其海神の御靈を得て海路を主りなど爲し給ふ神に御在し坐すなる可し、(但し海上を守

り給ふ住吉神などは同じからず、思ひ混ふ可からず、傳二十一卷に云へるが如く、此字乃治比古命はしも其始大巳貴命と其争ひ給ひし八十神の中の一柱に御在し坐して、後に大巳貴命に歸順ひ給ひけむと所思しき所由有れども、其は甚可畏き事にし有りければ此には注さず、御乾飯は美加禮比と訓むべし、允恭天皇七年御紀に糲字を加禮比と訓めり、和名抄飯餅類には、糲、和名保之以比、乾飯也と有りて、次に餉訓ニ加禮比於久留、俗云加禮比と書して、保之以比と加禮比と字を別けたれども、共に乾干したる飯の謂なれば同じ事なめり、爾多爾食坐の爾多は、水分神祈年祭詞に、朝御食夕御食能加牟加比爾、長御食能遠御食登、赤丹穗爾聞食と有るを始めとして、凡ての祝詞に多く赤丹穗と云へる丹に同じく、食物を聞食して御面の照り明らみ坐す由の言と聞ゆ、但し同記伊多郡の所に、所_レ以號仁多者、所_レ造天下大神大穴持命詔、此國者非_レ大非_レ小、川上者木穗刺加布、川下者河志婆這度之、是者爾多志枳小國在詔、故云爾多と有る爾多志枳と同語と聞ゆるが、此者神武天皇三十有一年御紀に、廻望國狀曰、妍哉乎國之獲矣と有る下に、妍哉此云_レ缺奈珥夜と注させ給へると同じ義の言にて萬葉一(七丁)に何恰國會と詠ませ給へる意味なりければ、赤丹穗と同じ言には出でながら、爾多爾食坐は美らに聞食し坐すと云ふ義にや有るべかるらむ、(顯宗天皇御紀室壽御詞に、美飲喫哉、此云_レ于魔羅爾鳥野羅甫屢柯佞也と有るを考へ合す可し、妍哉と可美と言相近き證は、八洲起元章に憲哉遇_レ可美少男焉と有るを、其第一一書に妍哉可愛少男歟と有る、此等を見合せて曉りつべくなむ、)

同記曰、神門郡八野郷、郡家正北三里二百一十步、須佐能袁命御子八野若日女命坐之、爾時所_レ造天下大神大穴持

命、將_レ娶給_レ爲而令_レ造屋給、故云_レ八野、

此の八野若日女命と申し奉る八野は屋主と云ふ事にて、允恭天皇二年御紀に戸母此云_レ親自と有るに同じきを、後に地名と成りて、若日女命と申し奉るなむ其御名なるにて、寶鏡開始章第一一書に謂ゆる稚日女尊に御在し坐して、即ち三女神の御事に渡らせ給ふ可き由、已に傳十三、十八に委しく註し奉るが如し、傳又此に令_レ造屋給、故云_レ八野と有る其屋は謂ゆる妻屋の事にして、二柱御祖神の八尋殿は申すも更なり、素戔嗚大神の奇稻田姫命に婚給ふ料の須賀宮など此例なる事、已に傳二十一に注せるが如し、若て此は古事記に、大國主神亦娶_レ神屋楯比賣命、生子事代主神と有るを、地神本紀には、次娶_レ坐邊津宮高津姫神、生一男一女、兒都味齒八重事代主神(下略)と有りて同神に坐すが、右の神屋楯は神屋建にて、此に令_レ造屋と有る其屋の崇大なりしに依れる事、此に八野を以て御名に負はせ奉るを以て曉る可きものなり、神名式に神門郡八野神社、風土記に矢野社と有る此にて、今も屋野村と云ふに立たせ御在し坐すと云へる是なり、(又同記に朝山郷、郡家東南五里五十六步、神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所_レ造天下大神大穴持命娶給而每朝通坐、故云_レ朝山と有る、此女神をしも神魂命の御子と申すは故有る事にて、其實は同神なる由此も傳十三卷に云へりき、)故に此矢野社に就きて思ひ寄れらくは、伊勢國壹志郡加良洲社と云ふ有り、今矢野村に御在し坐して、神名式に謂ゆる須氏神社是なりと云へり、祠官今井氏の舊記に、「祭神稚日女尊、欽明天皇の御時、壹志直青木と云ふ人に託して攝津國活田長峽國より打摩志咩流可美國須氏の地に遷り給へり」と云へるは、神名式に攝津國八部郡生田神社(名神大、月次相

菅新嘗」と有る、此は即ち神功皇后御紀に、稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭と有る是なり、此社より伊勢に勸請れる其地名を矢野村と云ふに就きても右の八野若日女命なむ思ひ合す可かりける。又傳十八に注し徴せるが如く、神名式に阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社、此は寶鏡開始章第二一書に謂ゆる玉作部遠祖豐玉者造玉と有るとは別神にて、即ち右の稚日女尊の本社なりけるを、今も矢野村と云ふに立たせ御在し坐すと云へり、萬葉十(四十三丁)に、妻隱、矢野神山、露霜爾、爾寶比始、散卷惜、又玉葉集に、梓弓奉立つらしも物部の矢野の神山霞棚曳くなど詠める矢野神山は何國なるらむ、唯尋常の山ならむには神山とは云はじを、出雲の八野は里中の地と開ゆれば山とは云ふべきに非すと雖も、何方に在れ矢野神山と云ふからは此の八野若日女命の御在處なる可き事云ふも更なり、和名抄郷名に、播磨國赤穂郡八野、備後國甲奴郡矢野、伊豫國喜太郡矢野など見ゆ、(夫木集に、俊頼、「妻隱す矢野の山なる柏木の強面き戀に我が年は経ぬ」爲家、「梓弓奉と云ふより引替へて早くぞ祝ふ矢野の里人」同、「梓弓奉と云ふより物部の矢野の松原時を知るらし」と詠めるなど、唯に矢野と云ふ地名の有るに依りて詠めるのみにして、其所在の證には成らずてなむ)。

同記曰、神門郡滑狹郷、郡家南西八里、須佐能袁命御子和加須世理比賣命坐之、爾時所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前有磐石、其上甚滑也、即詔滑磐石哉詔、故云南佐(神龜三年改字滑狹)。

此和加須世理比賣命は、上なる八野若日女命に同じく、共に彼の謂ゆる三女神にて渡らせ給ふ由、已に傳十三、十五に委しく注せれば今云ふ限にあらず、右に彼社と云へるは、同社に謂ゆる奈賣佐社、奈賣佐社とて二所立た

せ御在し坐す舊地是なり、此御社今は高倉山と云ふに移し奉れども、其舊地を見るに、彼の社は其高倉山の尾崎とも云ふべき地にて、上より帯の如く流れ回る小川の有りて、其落口の底は一面なる大磐石なるが、其面に大きき岩坪と唱る物凡□許り有るに因りて其山を岩坪山と云ひ、其社を岩坪明神と申し、其地を神妻村(訓曰加牟都麻)と云ひけるを、近頃字音に唱へ來りて終に神西村と云ふ事には成れりとぞ、若て其岩坪の大磐石は四時共に水底に在る事なれば、常に水苔の爲に甚滑らかなる事にし有りければ、今其地に臨み見るにも滑磐石哉と詔り給ひし神代の較略も心に浮びて、奇しとも尊とも言に絶えたる神跡にて有りけり、萬葉一(十九丁)に、雖見飽奴、吉野乃河之、常滑乃、絶事無久、復還見牟、十一(十四丁)に、隱口乃、豐泊瀨道者、常滑乃、恐道會、繼由眼など有る常滑是なり、大同類聚方に、須西利藥、出雲國神門郡從八位上神門臣等之家傳方、其元者和加須西利比賣命所授也と有るも、此社に就きたることなり、神名式に、神門郡那賣佐神社、同社坐和加須西利比賣神社と所見たる、此那賣佐神社は右の岩坪明神にして、高倉明神と申すなむ和加須西利比賣神社なるを、今は共に合せ祀りて兩社を一に成し奉れりき、(但し此は已に傳十三卷に此神社の御事に就きて引ける其社記に、所謂磐石者在神西村岩坪山、岩坪明神高倉明神、是則祭大已貴命與須世理毘賣命、式内那賣佐兩社是也と有るによりて云ふ事なるが、後に安政五年五月十八日杵築大社より出で立ちて、備後に越ゆとて飯石郡須佐に赴く時、佐々鏡之丞に案内せられて此御社に詣で奉り、神主武田氏に逢ひ聞き、自らも其神跡を見奉り巡りて其消息を今注せるなり、但し神主の云へらくは、「高倉社は式外にて伊弉諾尊を祀れるを後に岩坪明神二柱を合せ奉り

て今は三社と成れり」と云へるは、右の社記とは少か異なれども此方正しく聞ゆ、又云ひけらくは、「此岩坪の小川にても龍蛇の出づる事有りて、杵築大社に十月に海中より上るに其形狀は凡て異ならず、其家にも二尾を藏め侍れり」と云へり、又右の岩坪の中に何時と無く美き小石の多く聚まり有り、國人産の時には必ず賜はり持ちて生むに少かも難産の愁無き事なりとぞ、此二大神の天下に萬國に恩頼を幸はへ御在し坐す中には、此程の靈威は何許りの御事にも御在し坐さざらめども、餘りに奇しき御事なる故に今記し置く者なり、

右安政六年正月元日始焉、至三月九日二百五十七紙稿成矣、同十日有鹿島香取詣之事、十七日歸、同二十五日發途行于遠江國、三月五日地鎮神社遷座也、因嘉永七年十一月四日震災之事、余所始創也、去年十一月二十三日假遷宮、而今年奏功乎茲也、同十三日還、復繼之、同二十二日終焉、嚴櫃本主人于時四十有八歳。

日本書紀傳 二十五之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十五 寶劍出現章

一書曰。素戔鳴尊所行無狀。故諸神科以千座置戸而遂逐之。是時素戔鳴尊帥其子五十猛神。降到於新羅國。居曾尸茂梨之處。乃興言曰。此地吾不欲居。遂以埴土作舟乘之。東渡。到出雲國簸川上所在鳥上之峯時。彼處有吞人大蛇。素戔鳴尊乃以天蠅斫之。劍斬彼大蛇。時斬蛇尾而及缺。即擘而視之。尾中有一神劍。素戔鳴尊曰。此不可以吾私用也。乃遣五世孫天之貴根神上。奉於天。此今所謂草薙劍矣。

素戔鳴尊大神の天降り御在し坐したる事前後二度なりき、其先なる度は彼諸神に逐はれ給ひて天降らせ給ひ、後の度

は日神に辭見マカヒに參上らせ御在し坐してなむ天降らせ給へりける、然して其御子五十猛神を帥て天降らせ御在し坐しけるをば、其初の事とや爲む、又後の時とや爲む、今なむ定め云ひ難かりけるを、此彼考合するに此に段々の次第有る事共なりけり、故此に素戔嗚尊所行無狀、故諸神科コト以千座置戸チサエ而、遂逐ツグ之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神、降ノ到於新羅國、居會戸茂梨之處、乃與言曰、此地吾不欲居、遂以埴土ハヒツチ作舟、乘之東渡、と云ふ迄は其前の度の事にして、次に到出雲國簸川上所マカヒ在鳥上之峰、と有るは此後の事にし有るを、東渡到出雲國と續きて一に混同たる者なりけり、(此訂正し無くして見る時は、前後の事に就て打合はざる事なむ多く出來めるを、然條理を分別ち見る時は、少かも疑ふ可き所無く甚鮮明に見ゆる者なりかし)、然るは此正書に八岐大蛇の形狀を云へるに、松栢生於背上と有る栢は即ち檜なる事傳二十一に注せるが如くなるに、古事記にも、亦其身生蘿及檜ヒノキと見えたる、其檜ヒノキは此に第五一書に素戔嗚尊(中略)乃拔鬚髯散之即成杉、又拔散胸毛是成檜、と有る是にて、此下に初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内莫不播殖而成青山焉と有るは其同時の事にして、松栢の生始め檜ヒノキの茂榮ゆる初にし有りければ、若五十猛神の御天降其簸川の時ならむには、右の第五一書のご事はしも皆がらに徒事となむ成竟めるに就て、有る様有る可しと深く遠く此彼に互りて、文義を考見以て行くに、此は必しも先の神逐はれの御時に、帥て天降り御在し坐しけるにこそ究まりたりけれ、其は彼大蛇の背上に松栢の生たるなむ恰かも青山成せる狀なるを、其は大八洲國內盡くに青山成せる後ならでは、然る形貌は成す可からざる理なるが上に、元より檜ヒノキの樹種などの無き以前なるに、然る物の生ふべくも非ざりければ、此

には前後の事を甚く事略て一に合せ傳はれるが、中古に至りては其差別も何も知られず成行きて、其と此とは別物の如く成竟たるにこそ有らし、(凡て上古の事實に於ては異なる一傳も有るなれども、其中には首尾相貫きて一に圖在る可き事も必有るは、其因りて出づる所の源相同じければなり、此意忘る可からず、)然れば此に、故諸神科コト以千座置戸チサエ而、遂逐之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神、降ノ到於新羅國、と有るは甚く事を約めたる者にして、其始大八洲國に天降り御在し坐し著て、其より新羅國に流離ウツスらへ御在し坐しけるなめり、神名式に謂ゆる對馬國上縣郡島大國魂神社の傳にも、「素戔嗚尊新羅國會戸茂梨の地に到り給ふ時、先づ此島に鎮り給ふ」と有る是なり、然るは傳二十一に已に明らめ註し奉るが如く、寶鏡開始章第三一書に初度の御天降の事を書せるに、既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結束青草以爲笠篋而、乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休而辛苦降矣、自爾以來、世諱著笠篋以入佗人屋內、又諱負束草以入佗人家內、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也、と有る、此時に五十猛神をも帥て天降らせ御在し坐しけるなりけり、然るは此素戔嗚大神はしも、此に天上より神逐はれさせ給ひける御時に、亦不可居於葦原中國と禁制しめ奉られ給ひし葦原中國と云ふは、傳十二に注せるが如く、高天原に對へて此大地の全體を云ふ稱なる物から、此程には我大八洲國を除きては、外蕃諸國は未地形も調らざりしかば、當昔は押立て此大八洲國の總稱の如くなりし故に、右は亦不可居於大八洲國と云ふ意味なる文なり、此を以て衆神の共に距て留休め奉らずして、終に未形生なる新羅國へ

は追放ち奉られたる者と所見たり、其證は降_ニ到於新羅國_一と有りながら、下に初五十猛神天降之時、多將_ニ樹種_一而下、然不_レ殖_ニ韓地_一、盡以持歸、(下略)と有る、此持歸字は此方より往渡らせ給へるに非ずしては云ふまじき言なるが上に、彼曾尸茂梨と云へる樂の狀も、笠簔を著たる容なるなどに、眼を著て見以て行く時は、實に隈無き事になむ有りける、(然れば右の前章第三一書_ニの結に、是以風雨雖_レ甚、不_レ得_ニ留休_一而、辛苦降矣、と有るは中天の事には非ず、天上より此大八洲國に天降り御在し坐し_レ程に、處々に流浪_ニひ給ひし間の御辛苦にて、其降と云ふは此に降_ニ到於新羅國_一と有るに等しくて、彼國に到り著せさせ給ふ御事を然申せるにて、大凡は罷_ニ字_一に近き所なめり、)然して次に、乃興言曰、此地吾不_レ欲_レ居、遂以_ニ埴土_一作_レ舟、乘_レ之東渡と有るは、素戔嗚大神其御子五十猛神を帥て、彼土に御在し坐し著かせさせ給へれども、御心落居させ給はざりけらし、更に御祖國に歸渡らせ給は將_ク所思し成りて發憤_ニらせ給ひけるなり、若て此東渡と有るは下に明らめ奉るが如く、此度は決めて出雲國には御在し坐さじかし、下に遂始_ニ自筑紫_一、凡大八洲國之内、莫_レ不_ニ播生而成_ニ青山_一焉、と有る、此御功業はしも御父子相共々に成させ御在し坐しける事、次の一書に著明かりければ、此御功を千名の五百名に負持たし御在し坐して、再天上には參上らせ給ひけるなりけり、此即四神出生章に謂ゆる、故令_ニ國內人民多以天折_一、復使_ニ青山變枯_一と有りし御所行には引替させ御在し坐して、國土人民に廣き厚き御恩賴を幸はへ給ふ御大業に御在し坐して、實に日神の大御心に協はせ奉り給ふ御所行になむ有りければ、今こそ天に參向はせ給ふ可き自然の勢には渡らせ給ふ可き御事なりけれ、上章第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐_レ我、我今當_ニ永去_一、如何不_レ與_ニ我姊_一相見_ニ而擅_ニ自徑去_一歟、迺復扇_ニ天扇_一國上_ニ詣于天_一(下略)と

有るは、先に天降らせ御在し坐し來る引續の事の如く見ゆる物から、右の大八洲國內盡に青山と瑞々しく成させ御在し坐しける間には、何千萬年をば重ねさせ給ひけむ、(其は上にも云へるが如く、正書に大蛇の事を云へるに松栢生_ニ於背上_一と云ひ、古事記にも亦其身生_ニ蘿及檜楡_一と有るも、久しき年序を経る任に然る事にて、一朝一夕の較略なりとも見えざるに心を潜めて辨ふ可し、)若て到_ニ出雲國簸川上所_一在鳥上之峰_一と有るは、後度の御天降の御時に其到り著せ給へる所を記されし者なるにて、其實は第二一書に是時素戔嗚尊下_ニ到於安藝國可愛之川上_一也と所見たる是なるが、其も此度は新羅國より渡り來坐せるには非じかし、出雲風土記に、意宇郡安來郷、郡家東南二十七里一百八十歩、神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來_ニ坐此處_一而詔、吾御心者安平成詔、故云_ニ安來_一、と所見たる、是即直に天上より此處に天降り御在し坐したる證なる事、已に傳二十一、二十三に委しく注せるが如し、若て此度は日神の授けさせ給へりし三女神は申すも更なり、供奉にて參上らせ給へりける五十猛神以下の御子神等をも共に帥るて天降らせ御在し坐しける故に、出雲國にても其御事跡なむ多在りける、其は下に註し明らめ仕奉てむかし、右の如く章句_ニを逐ひて佗に比較_ニふる時は、此一書はしも、素戔嗚大神其御子五十猛神共に天降らせ御在し坐しける前後の御事の混同に成れるから、其差異の所見難きなめり、(又事の略に過ぎたる事も少からざれども、御紀の例凡ては一の委しき方に譲りて省きし事なれば、此は然しも尤も可き事ならざるなり、)○所行無狀は、寶鏡開始章の首に、是後素戔嗚尊之所行也無_レ狀、何則云云、と有りて上に先づ此事を云ひて下に其條目を舉げられ、其第二一書にて素戔嗚尊云々と初に其犯罪の事を竝べ載せられて、終に凡此諸事盡は無狀と云ひ結められ、第三一書には既而諸神噴_ニ素戔嗚尊_一曰、汝所行其無

頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、と有りて、右には無頼の言に換へて神逐の時の語と爲るも、此の所行無狀と有るに趣異ならざるなり、傳十七、十九に已に註せりき、○千座置戸は、寶鏡開始章に、諸神歸罪過於素戔鳴尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣、其の第三一書に、即科素戔鳴尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲足爪棄物、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之焉、と所見たる此を約め云へる者なり、傳十七、二十に委しく云へり、○遂逐之は、逐之二字古事記に神夜良比夜良此岐と訓べし、寶鏡開始章に已而竟逐降焉と見え、その第二一書には、已而科罪於素戔鳴尊而責其被具、(中略)用此解除竟、遂以神逐之理逐之と書し、第三一書には其よりも委しく、既而諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國乃共逐降去、と有るを此には事略がれたる者なり、傳六、十七、十九、二十見る可し、○其子と有る御祖はしも決く神皇產靈尊の御女にて渡らせ給ひけり、其は傳十七、二十一に已に明らかめ註し奉れるが如く、舊事紀異本に、服狹雄尊娶萬魂分姫、(神皇產靈尊女)生兒五十猛命、妹大屋媛命、次孤津媛命と有るは異なる傳にては有れども、萬魂分姫命と申す神名甚珍らしきに就て長寛勅文を攷ふるに、初天地本紀云、伊謝那支尊娶惠乃女命、生兒大夜乃女命、次足夜乃女命、次若夜女命、三神云是(此大夜女命、熊野大御神后坐)陸上立時、身體左肩忍奈豆流時成出來神、名加己川比古命、又右肩忍奈豆流時成出來神、名熊野大御神加夫里支名久志彌居怒命、自髻中成出來神、名須佐乃乎命三柱大王等是也、此時金國之八熊野之波比降來伊豆毛國、致熊野村宮柱太知奉而加夫里支熊野大御神、地祇神皇又御兒后名大夜女命、山狹村宮柱太知奉而靜坐大御神云是也と有る、此く甚く以離れ

て異なる傳ながら随分受くる所有なる可きが、此始に伊謝那支命娶惠乃女命と云ふは信られぬ事なり、此は佗神の事なる可からむを、其神名を失ひつるなる可し、若て惠乃女命の惠は殖之女命と云ふ言の約れるなる可き事、其御女三神共に夜乃女命と負坐せる御名は屋之女命なるに先づ心を留む可し、次に陸上立時より以下三柱大王等是也と云ふ以上は彼御禊の事を誤傳へたるにて、久志彌居怒命と須佐乃乎命とを別神と爲るなり、其加己川の川字は都音の假字なるにて、其時に生坐せるならぬ軻遇突智命の御名を訛りたる者などにや有らむ、金國之八熊野波比は心得ず、金國は若くは紀伊國ならむを、八熊野と云ふは今牟婁郡熊野の地を總て云か、波比は八熊野波比か、今訓むべからざるなり、(又思ふに、金國は新羅の事を神功皇后元年御紀に金銀之國とも、又は財國とも見え、顯宗天皇元年御紀に金銀蕃國と書され、武烈天皇前紀に銀郷とも有れば、彼國の事にやとも所思ゆれども、彼八熊野波比に至りて殆ど其説究まれり、又右文の伊豆毛國を群書類聚本には伊豆國と有り、姑く此を立て見るに、神名式に賀茂郡伊太氏和氣命神社有る、其は必五十猛命に坐す事申すも更なり、然るは下に注せるが如く同郡杉梓別命神社坐せる、此を今來宮大明神と申して五十猛命に坐せるを、猶此神を祀りて外にも木宮と年す此彼有るを、那賀郡走湯山縁起を見るに、根本地主有二三神、一者白道明神云々、二者早追權現也云々と有るを、其略縁起に、「白道明神は楠森に鎮座し給ふ五十猛命是なり、世人來宮明神と稱し奉る、今熱海郷の鎮守是なり、一曰木宮又曰紀伊宮、乃是素戔鳴尊御子なり云々」と云ひて、五十猛命の彼國に由有るを見れば、金國をば伎能久爾と訓むべく所思ゆ、然れども猶伊豆と有る本は誤にて、伊豆毛國と有るなむ正しかる可かりけるを、後人の考ふ可き便宜とも爲ばやと、我ながらだに異在ると思ふ説を書し

置く事になむ、降_ニ來伊豆毛國_一と云ふは、此一書などに、是時素戔嗚尊帥_ニ其子五十猛神_一降_ニ到於新羅國_一、(中略) 到_ニ出雲國簸川上所_一在鳥上之峰_一と有るを云ふなり、致_ニ熊野村_一宮柱太知奉而加夫里支熊野大御神と有るは、此第五一書に然後素戔嗚尊居_ニ熊成峰_一而遂入_ニ於根國_一矣と有る、此時に幽宮を定め奉れるにて、神名式に意宇郡熊野坐神社(名神大)と有る是なる由、傳二十一に已に注し奉れるが如し、次に地祇は謂ゆる天社國社の國社と申す事なるにや、姓氏錄に素戔嗚尊の御統を地祇部に收られたるに考合す可し、神皇又御兒と有る、此に決めて脱字有りて神皇產靈尊又御兒と有りけむ事、右に引ける異本舊事紀に萬魂分姫命を神皇產靈尊女と有るに照し合せて其説を得る事なり、然る時は上に伊謝那支尊娶_ニ惠乃女命_一と有るは此に相應はざる事にて、神皇產靈尊の御子に右の惠乃女命と申すが御在し坐せる、其又御子に當らせ給へるを以て御子神の又御兒と云ふ事にて、近く云はゞ御孫と云はむが如し、后名大夜女命と有るは上に此大夜女命熊野大御神后坐と申せる是なり、若て第五一書に五十猛命妹大屋津姫命と有るを以て見るに、五十猛命に大屋津彦命と申奉る御名御在し坐すべき筈なるに、地神本紀に五十猛神(亦云_ニ大屋彦神_一)次大屋姫神と載し、又古事記には其神に當て正しく木國之大屋毘古神と有りて、此を以て其御祖の大夜乃女命と申すも同じ御徳の神なるにて、大屋之女命なる事灼然かりければ、萬魂分姫と此神とは同じ御神になむ渡らせ給ふ可かりける、山狹村宮柱太知奉而靜坐大御神云_レ是也とは、神名式に意宇郡山狹神社同社坐久志美濃神社と有る此御事にて、即五十猛神の御祖神になむ御在し坐しける、(又其大夜乃女命に並びて足夜乃女命若夜女命も御在し坐して、右の山狹神社には凡て三柱神共に鎮り御在し坐す御事と所見たり、同社坐久志美濃神社は熊野本宮にも本より御在し坐せる

を、此にても其后大夜乃女命と相共に鎮り御在し坐せるなりけり、風土記には夜麻佐社とて二所に出でたるが、久志美氣濃神の御名を漏らせり、抄に今云_ニ山佐村_一、屬_ニ能義郡_一而熊野村東南也と云へれば、母理郷に在るなりけらし、○五十猛神の五十は伊と訓むべきなり、例は此第六一書なる五十狹々之小汀、又天孫降臨章の五十田狹之小汀を、古事記國平段には伊那佐之小濱(伊那佐三字以_レ音)と有り、神功皇后元年御紀に五十鈴宮と書されたるを、古事記御天降段には伊須受能宮と有り、人名には此第六一書の姫稻禰五十鈴姫命を白檮原宮段には富登多々良伊須々岐比賣命と有り、開化天皇六年御紀の御間城入彦五十瓊殖天皇を、古事記には御眞木入日子印惠命(印惠二字以_レ音)と作れ、崇神天皇元年御紀に活目入彦五十狹茅天皇、彦五十狹茅命、五十日鶴彦命と三御名御在し坐す中に、古事記には伊久米入日子伊沙知命(伊久米伊沙知六字以_レ音)と所見たり、又垂仁天皇十五年御紀に五十瓊敷入彦命、三十四年に五十日足彦命など云ふ御名有るを、古事記には印色之入日子命、(印色二字以_レ音)又伊賀帶日子命と有り、景行天皇四年御紀に五十狹城彦皇子、五十河媛と有るを始として外にも五十某と有る五十は、何れも伊の一言に訓む古書の定格なる事知るべし、又萬葉一(二十二丁)に百不足、五十日太爾作、四(四十三丁)に眞玉付、彼此兼手、言齒五十戸常、相而後社、悔二破有跡五十戸、六(十五丁)に四良名美乃、五十開回有、住吉能濱、九(三十三丁)に五十母不宿二、吾齒會戀流、十二(七丁)に五十殿寸天、薄眉根乎、又(八丁)名草漏、心四無者、五十寸手有目八面、又(十二丁)爲便乎無美、吾者五十日手寸、十三(四丁)に五十串立、神酒座奉、又(五丁)山邊乃、五十師原爾、又山邊乃、五十師乃御井者、又(二十丁)留吾者、五十羽日手將待など有るも皆がらに五十を伊の假字に借用ひたり、(又十三卷二丁に百不足、

三十槻枝丹と有るを、元曆本に三十を卅字に作れども、共に誤なるにて、此は冠辭考に、「今本に美會都伎と訓み
たれど、三は五の草の手より誤れる者明らかなれば、改めて伊都伎我延陀と訓むべし、百不足より二十三十四と續
けし例も無く理も無ければなり」と云はれたる説にて甚明らかなる事なれば、此五十槻も右に擧げたる例共と等しく
有りなむ者ぞかし、傳中臣被注に引ける大宗祕府略記に、韓神者、伊猛命號韓神會保利神と見えたる、其韓神の
説はしも佗に慥なる證有りて、傳二十四に注せる如くなれば、其は別の事にして、右に伊猛命と有るなむ、此五十猛
神と書されたる其訓を知るに足れり、傳此五十は彌の義なる可く、猛は此正書に御父大神を武素戔鳴尊と書されたる
武に同じくして、瑞珠盟約章に其御本性の御事を此則神性雄健使_之然也と見え、又其第一一書に有_武健陵物之意
と有るに似たる意味なる可し、神武天皇戊午年御紀に八十梟帥と云ふ此彼有りて、梟帥此云多稽屨と注され、崇神
天皇六十年御紀歌に椰_八句_{雲立}毛多蒐、伊_{出雲}頭毛多鷄流餓、(下略)と有るを、古事記には日代宮段に在りて出雲建と云ふ人名
と爲り、其景行天皇二十八年御紀に、於是日本武尊抽_柄中之劍刺_{川上梟帥之胸}、未_及之_死、川上梟帥叩頭曰、
且待_之、吾有_所言、時日本武尊留_劍待_之、川上梟帥啓_之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥彥天皇之子也、名曰
本童男也、川上梟帥亦啓_之曰、吾是國中之強力者也、是以當時諸人不_勝我之威力、而無_不從者、吾多遇_武力
矣、未_有若_皇子_者、是以賤躬陋口以奉_尊號_若聽乎、曰聽_之、即啓曰、自_今以後號_皇子_應稱_{日本武皇}子
言訖乃通_胸而殺_之、故至_于今_稱曰日本武尊_{是其緣也}と有る、此事古事記にも見えて其終に、爾其熊會建白、信
然也、於_{西方}、除_吾二人_無建強人_{、然於}大倭國_{、益}吾二人_{而建}男者坐禪理_{、是以}吾獻_{御名}、自_今以後應_稱

倭建御子(下略)と有る即多祁流と云ふ事の所由なり、右等の例共を引て考ふるに、此五十猛神と申すは、御父大神
に相亞て武く強き御稜威なむ御在し坐す大神には渡らせ給ひける、然るは國土の初はしも道速振る荒振神なむ多在り
ぬ可き世中なる可かめれば、然計の御威力の太高く御在し坐すに非ずしては大八洲國を盡くに青山と成し給ひ、又御
名を韓國伊太氏神とも申奉る御有功などは、並々の神にしては得物爲させ給ふまじき御事なるを想像り奉る可くなむ
有りける、已に古事記に見えたるが如く、大穴牟遲神の八十神の爲に窘められさせ給へる所に、爾亦其御祖命、(中
略)告_其子_言、汝有_此間_者、遂爲_{八十}神_所滅、乃速_遣於_{木國}之大屋毘古神之御所_{と有るも、}此大神の武勇
を頼み參らせ給ふ御所爲なる御事なるを思合す可くなむ有りける、(已く清原宣賢卿説にも、此神も父尊に似給ひて
性猛く坐ますなり)と宣へりき、傳右に引ける神武天皇御紀の梟帥此云多稽屨と有る、此字は通證に李少卿與_蘇
武_書、斬_其梟帥_{、註}梟帥賊之勇將_{と有る、}此を以て書かれたるなれども、川上梟帥が日本武尊を然稱奉れるを以て
も、何れにも互りて唯武く勇み有る謂にて、其言の別なるには非ずてなむ、但右に擧げたる御紀の例何れも五十と
伊と訓來る事ながら、唯此御名にのみ限りて伊會と訓む習なるは必受くる所有るが故なめり、此に就て考ふるに、記
傳十(二十八丁)に、「神名帳に紀伊國名草郡伊太祁會神社(名神大、月次相嘗新嘗)此は五十猛_{イサケイサケ}有功神と云ふなり、
佐乎を切れば會と成るなり」(採要)と云はれたる實に然る説にて、此の五十を伊會と訓むも其有功の言に當る可し、
仲哀天皇八年御紀に天皇即美_{五十}迹手_曰伊蘇志_{故時人號}五十迹手之本土_曰伊蘇國_{、と有る}伊蘇是なり、斯れ
ば此に伊會多祁流と讀めるは有功猛神と申奉る意なるなり、上に有功の言有りて下に猛と云ひては著無きが如くなれ

ども、此にては多祢流は高在の義と見て明らかなる可し、大凡高も武も本同言なるにて、共に其群を抽出たる意の言なれば、此二方に何れに心得むも更に違ひ無かる可き者ならむかし、然れば伊多祢流と云ふも一義、伊會多祢流と云ふも亦一義にて、其言は相近かる物から、其意は共に別なからむかし、(凡て御紀の訓と云ふ物は、何れも古より世々の先達の家々に傳ふる所の古訓を以て訓める者なりければ、容易く捨つべからざる事多し、縦や此説の僻事ならむにも、五十を伊會と訓みて、五十神の猛き勇みを合せたらむ意に見るとも可かる可きは、傳十七卷に注せるが如く、彼八意思兼神の八意は彌意なるが、其意は萬葉十三卷に、物部乃、八十乃心呼、天地二、念足僞、と有る八十の心を合せたる如きと同じ意味なるを思ふ可し。) ○帥は天孫降臨章第二一書に、大物主神及事代主神乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至時、(中略)宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之、神武天皇御紀に天皇親帥諸皇子舟師東征とも、天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進とも、親帥輕兵巡幸焉とも、汝宜帥大來目部とも、帥其衆而歸順焉とも有る、何れも比伎韋氏と訓ませて引續の義なるなり、(又は韋氏と訓むも、海宮遊行章第七一書の御歌に、和我謂禰志、伊茂播和素邏珥、孝德天皇大化五年御紀歌に、陀虞陞履伊慕乎、多例柯威爾雞武など多く歌に詠める是り、然れども此は古より皆比伎韋氏と訓來れ、ば今も從ふ可くこそ。) ○新羅國は仲哀天皇八年御紀の神託に、譬如美女之嫁、有向津國、(嫁此云麻用弭枳) 眼炎之金銀彩色多在其國、(是謂栲衾新羅國焉と有る是なり、出雲風土記國引文に、栲衾志羅紀乃三埼矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女智鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打掛而(下略)と見え、萬葉三(五十四丁)に栲角乃、新羅國從、十五

(五丁)に多久夫須麻、新羅邊伊麻須、又(二十六丁)新羅奇敵可、伊敵爾可加反流、など所見たれば志羅紀の紀字清て訓むべきなり、神名式に越前國敦賀郡白城神社、信露貴彥神社能登國能登郡白比古神社など云ふ御在し坐すも其國の神なる可きにや、下に注せる伊豆國加茂郡志理太乎宜神社を、素戔鳴尊に坐して新羅擁護神也と云へるは、新羅招と云ふ事にて、彼韓招と似たる言なるが、右の志理太は新羅の一方にて、後方などなる可く、皇國を表にして其膏穴なる國の謂なり、若て神代に八束水臣津命の御言に詔給ひ、仲哀天皇御世の神託に然詔給へる御事の御在し坐すを以て、當昔已に其稱有りし事知らる、楮又右の如く栲衾の發語を係て宣ひ、栲綱の言を置て云習へるを以て、志羅紀又志理太の言の韓語には非ざるを曉る可し、太古は天地一枚の神代にし有りければ、我が古言を以て神の號けさせ給へる事灼然くなむ有りける、故是を以て考ふるに、志羅紀は退城の言なりけり、然るは此卷首に已に云へるが如く、素戔鳴大神其始高天原より諸神に神逐させ御在し坐して、此大八洲國に天降らせ御在し坐しけれども、國內の諸神同じく共に距きて留休め奉らざりしかば、後竟に韓地の方へ流離らへ往渡らせ給へる趣なる事、此一書の末に歸字有るを以て推察られたり、又此大神を建邦之神と申し、五十猛神に韓國伊太氏神と申す御在し坐す上は、彼土に都し給へる其間なむ、此も甚久しき事と聞ゆ、欽明天皇十六年御紀に神語を以て百濟王に仰下されし語に、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也、と有るを以て知るべし、斯りければ志羅紀は退城にて、此大神の當昔此に潛み御在し坐しけるに起れる國名なりけらし、若て又此擬らひに百濟は降在、高麗は隱身などの言なるらむを、何れも韓語以て唱へ僻めるにこそ有りけめ、此下に韓地と云ふ語見え、次の一書に素戔鳴尊韓鄉之島云云

と有るを以て、此二神の事跡三韓に共に互る事を明らかにする時は自然に著明かりなむ、纂疏に新羅國者三韓之地と注させ給へるも其御心なめり、又口訣に、素戔嗚尊始開新羅國、(圓珍入唐時、現船神以三井勸請、新羅明神素戔嗚尊也)と見ゆ、(神社考詳節に清瀧赤山に并べて、新羅明神三井寺鎮守也、僧圓珍自唐還時、老翁現于舟中、曰、我是新羅國之神也、珍歸朝以爲三井寺鎮守と云ふ文を載せて、次に今按、佛家者託言神明以誣國俗、然卜部家不察之、遂附會謂、右三神者皆是素戔嗚尊所變也、不可不正焉とも云へり、但上に引きたる白城神社又信露貴彥神社など共に新羅明神と同じく素戔嗚尊と所思しければ、右の圓珍が事は別にして、此大神を新羅神とも申しなりけり、若て右の三韓は東國通鑑に馬韓、百濟、辰韓、新羅、辨韓、高麗と云へる是にて其即韓語なり、此を以て右に注せる志羅紀久陀良古麻の言の我が古言なるを知るべし、通證に、北史曰、新羅者其先本辰韓種也、辰韓始有六國、後稍分爲十二、新羅則其一也、又曰、文字甲具同於中國、風俗刑政衣服與高麗百濟同、每月旦相賀、王設宴會、其日拜日月神、南史曰、無文字、刻木爲信、待百濟與後通焉と有り、) ○降到は、此正書第一一書なるも共に久陀理多麻布と訓み、又天孫降臨章に二神於是降、到出雲國五十田狹之小汀、其第一一書に、二神降、到出雲、第二一書にも既而二神降、到出雲五十田狹之小汀と有るなど、降到を阿麻久陀理麻志氏と訓めり、右にては到字を書かれたる所詮無きに似たり、然るを古事記御天降段に於是天若日子降、到其國とも、故爾嗚女自天降到、居天若日子之門湯津楓上とも、是以二神降、到出雲國伊那佐之小濱とも有るを、記傳に久陀理都伎氏と訓まれたるは、實に到字に力を入れて然なむ讀附けられたるにて尤もと所思ゆれば、此も其意を得べき所なるなり、此降到字を離ちて見る時は、四

神出生章第十一一書に、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、と有る如くして、此なるも降字は上に故諸神科以千座置戸而遂逐之と有るより承けて、天上より降り御在し坐せる御事を申し、到字は下に東渡到出雲國簸川上云々と有るに等しくして其到り著せさせ給ふ御行方を申せるにて、其は傳二十、二十一に明らかめ奉れる如く、其始天上より先づ葦原中國に天降らせ給ひ、其より新羅國に到り著かせさせ給へる義なれば、此も久陀理都伎多麻比と訓みて其意を深く味はふ可き所なるぞかし、(且又此正書第一一書に降、到於出雲國簸之川上と云ひ、第一一書に下、到於安藝國可愛之川上と有るも、凡て天降り坐す事と其降り坐して後に到著せさせ給ふ御事とを合せ云へる者なり、) ○會戸茂梨之處は、口訣に、荒芒地、猶云脊穴之空國と云ひ、纂疏には在新羅之地名と注させ給ひ、或説には新羅國之邑名と云へれども今詳ならざるなり、故思ふに、會戸は此大神の御名の素戔の言なるを、韓語に例の訛れるにこそは有りけり、出雲風土記に、飯石郡須佐郷、郡家正西一十九里、神須佐能衰命詔、此國者雖小國、々處在、故我御名者非著木石詔而、即已命之御魂鎮置給之處、故即大須佐田小須佐田定給、故云須佐、即有正倉、と云ふ事跡しも有りければ、此大神彼新羅國に到り給ひ、其宮敷て御在し坐しける處なるに依りて、其地に號けて大御名を遣し傳へさせ給へりけむと所思ゆ、若て此茂利は森にて、此大神の帥て御在し坐しける五十猛神の天上より持下らせ給へりし樹種を暫間此地に殖させ給ひて、二神共に此にも其御靈を留させ給へりけむ故に然云ふにぞ有るべからし、天武天皇元年御紀に高市杜所居名事代主神、萬葉二(三十六丁)に、哭澤之、神社爾三輪須惠、七(三十三丁)に、眞鳥住、卯名手之神社之、九(十六丁)に、山科乃、石田社爾、又(二十一丁)名二負有社爾、風祭爲奈、十(八丁)に、

之、來居而應鳴、森爾早奈禮、十二(三丁)に、山代、石田杜又(二十八丁)眞鳥住、卯名手之杜之、神思將御知、十三(六丁)に、山科之、石田之森之、須賣神爾、奴左取向而、など神社とも社とも杜とも森とも書ける是なり、古今俳諧に、「願言を然のみ聞きけむ社こそ、竟は歎きの杜と成るらめ」風雅雜中に、「年深き杉の梢も神佐備て、小闇き杜は宮居なりけり」など、神は多く叢樹の中に宮居を定めて鎮坐す者なれば、即ち神社又又社の字を茂梨とは訓ませたる者なり、又古書に多く神名備と云ふも神並にて杜を云へるなり、(戰國策と云へる漢籍に、亦聞恒有神叢、與と有る注に、灌木中有神靈、托之、索隱云、高誘注云、神祠叢樹也、と云へるは我が茂梨を云へるなり、但右の十卷なるなどは、説文に森本多貌と云ふに同じく、木の多く生茂りて林の如く成れるを云へるなり、和名抄に、説文云、平地有叢木、曰林、和名八也之と有る是なり、大凡林も森も平地に叢木有るを云ふなるが、神の坐すを茂梨と云へり、其御在し坐さざるを林と云ふ事古今共に異ならず、)故此會戸茂梨の事に就て度會延佳説に、按和名抄高麗樂曲有蘇志摩利、疑其地風俗之歌曲乎、と云ひ、通證に、見林曰、高麗曲有蘇志摩利、或云廻庭樂、蓄素茂鳴尊所作樂也、遺音載在仁智要録、今按會聞其舞圖、著蓑笠以屈折、蓋摸素尊流離辛苦之體也、と云へるは然る説にて、西大寺資財流記帳高麗樂具の中に蘇志摩利縣笠二蓋(各息羅衣)と有る、縣字は通用にて懸笠ならむと先には思ひしかども、猶字の任に縣笠にて、田舎人の用ふる下品の笠と云ふ意なる可く、息羅衣と云ふも甚く襤褸しき御有狀を摸し象れる者と所見たり、此等の事を思ふにも、此大神の五十猛神を帥て此大八洲國に降り給ひ、後に彼土に到らせさせ給へる違ひ有るまじき者なりけり、上章第三一書に、乃共逐降去、于時霖也、素茂鳴尊結束青草以爲笠蓑、而乞宿

於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、辛苦降矣と有る時の御事なるを辨ふ可くなむ有ける、又和名抄高麗樂曲の中に、狛銚(古萬保古)埴破(波爾和利)と云ふ有るも我が昔所思ゆる稱なるに、狛銚をば體源抄に、「俗名執梓舞、古より傳云、高麗人舟に乗りて來りしに、其中に棹を以て舞ひし者有り、其形を象りて作りしなり」と云へるは、此に以埴土作舟乗之東渡と有るを摸せるにても有るべく、埴破は其舟材の埴を取らせ給へる狀を象れるにも有るべきを思ふ可くなむ、偕此の會戸茂梨を樂に蘇志摩利と云へるは音の轉れるなり、若て和名抄に志岐傳と云ふ有るを、體源抄に一説此曲又名廻庭樂と所見たるは蘇志摩利の一名なるにて、志岐傳は醜手にて大神の辛苦み給へる狀を以て云ふ稱なるなどにや、(又傳二十四卷に注せるが如く、體源抄に道調曲の散手破陣樂一名玉皇破陣樂を、「昔戀川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を象りしなり」と有る、戀川神は素盞鳴大神の御子大物主神に御在し坐せば、後に彼國を言向させ給へる形の樂家に傳はれるなりけり、斯れば此一二に限らず神代の遺音の猶彼に傳はる物少からずと見ゆ、)○興言曰は、已に四神出生章第六一書に見えて傳八に注せるが如く、事に當りて慷慨の御言を宣ひ舉げさせ給へるを云ふなり、然るは此大神天上にて諸神に千座置戸の被具を徴られさせ給ひ、已に神逐ひに逐はれて天降し御在し坐しけるに、國內の衆神共に距きて留休め奉らざりしかば、新羅國に流離ひ御在し坐し著せ給ひて、會戸茂梨の地に假にても御殿を定め御在し坐しつらむを、其解除に依りて此時の御心なむ甚善はしく物爲給ひて、傳二十、二十一に已に注せるが如く、此大神の然善はしき御心に立復らせ御在し坐しては、御父母二柱神に事依され奉り給へる此國土を建てさせ御在し坐して、其日神と共に誓約の御

間に成し奉らせ給へる天神御子の所知看む此大八洲國を善成し奉らせ給はむと思ほし成らせさせ給ひ、且は御祖神の御國なるから還渡らせ給は將欲く所思し坐すに、更に此の御興言は御在し坐しけるなり、(猶此の興言の事は傳十六卷、二十一卷にも注せりき、各其言は同じきながら、其上下の語に就て心を得べき者なりかし。) ○此地吾不欲居の此地は、上に降_レ到於新羅國と有るを承けたるなり、吾不欲居は、彼國を建てさせ給へれども居給ふ事を願はしからず所思せるにて、此は其住給ふ可き地を更に覺させ給むとなり、此は上章第三一書なる諸神の神逐の語に、汝所行甚無頼、故不可住_レ於天上、亦不可居_レ於葦原中國と申せりし不可居の語に對へたる御興言なめり、然るは先には其御行狀の無狀かりしが故に、天上には住むべからず、葦原中國には居るべからずと掟定られしを以て、天より天降らせ給ひても葦原中國には居らせ給はずして、新羅國には流離はれさせ御在し坐して、彼地に住著せ給へりしかども、彼解除に依りて其御心の清く明らかに御在し坐し成らせ給へる上は、其逐ひ奉れる天上の諸神にも、其距ぎ奉れる國土の衆神にも、何の憚らせ給ふ御事かは御在し坐さむ、是を以て葦原中國には還り住はせ御在し坐さむと所思し成らせ給へる御言舉なる可き御事、即上に興言曰と有るを以て伺ひ知るべき者なりかし、(然れば此は吾不欲居_レ於此地、欲居_レ於葦原中國と云ふ意味の文に見る可き事、云ふも更なり、又彼上章第三一書なる不可居_レ於葦原中國と有りし事の照應なる事を忘る可らざるなり。) 偕此地吾不欲居と有るに就て又思ふ可き事なむ有りける、然るは此大神をしも、欽明天皇十六年御紀百濟王に仰下されし語に建邦之神と見え、五十猛神をしも神名式には韓國伊太氏神と有りて、共に彼國より始めて外蕃諸國を造立させ御在し坐し、神等なるを、此地吾不欲居と詔給ひて還

住給は將く所思し成らせさせ給ひて、已に此御事御在し坐すより始め奉りて大己貴少彥名二神の如きも彼外國に渡り御在し坐し、かども、文德天皇實錄に、我是大奈母知少奈比古命也、昔造_レ此國_レ訖去往_レ東海、今爲_レ濟_レ民更亦來歸と有る如く、大地の皆がら共に我が皇神等此大御國より渡り御在し坐して盡くに造り立て給ふと雖も、彼地に御身を留め給はずして還來坐せるは、實に此皇大御國はしも皇神の愛くしき國と齋ひ給へる御國なるが故なり、古事記に所見たる阿加流比賣神の將_レ行_レ吾祖之國、即竊乘_レ小船_レ逃渡來留_レ于難波、と有りて、吾祖之國として慕ひ還り坐すなど、此一二の迹を以ても、此皇大御國はしも高天原に亞ては、八百萬千萬神の神積り御在し坐せる神域なる事を知るべし、神功皇后御紀なる新羅王の言に、吾聞東有_レ神國、謂_レ日本、と云ひ、三代實錄なる告文に我朝乃_レ神國止、憚_レ良_レ來_レ故實と有るなど、皆彼より稱譽たる稱號なるは實に諾なる事になむ有りける、(古微書に載せたる河圖括地象、又淮南子地形訓等に、九州の事を云へる中に東南神州曰_レ晨土と云ひ、正東揚州曰_レ申土と云へる、申土は神土にして、神國と云ふに異ならざるは共に皇大御國の事を云へるにて、彼より神州又神土と尊稱るなり、是即大地萬國を造立させ給へりし皇神等の本土なるを以てなり、然るを近頃僻々しき漢梵蘭の學者共出來り、彼が美を唱へ我醜を語りて、妄に良民を過つ輩の多く出て、彼を羨み仰ぎて父母の如くに慕ふめるは、我皇神等の御所置には甚く乖きて其罪甚しき者なり、終には神皇の御譴を得奉りて、國を失ひ家を亡ぼす媒と成る事とも得知らざるは、憐む可く又惡む可き者なりかし。) ○不欲居は哀良麻久富理世受登詔給比氏と訓むべし、神功皇后元年御紀に、於是天照太神誨之曰、我之荒魂不可_レ近_レ皇后、當_レ居_レ御心廣田國、(中略)亦稚日女尊誨之曰、吾欲_レ居_レ活田長峽國、(中略)亦表筒男中筒男

底筒男三神誨之曰、吾和魂宜_レ居_ニ大津滄中倉之長峽、便因看_ニ往來船、於是隨_ニ神教、以鎮坐焉、と有りて此三の居字を合せて下に鎮坐と書かれたる是例なり、次に欲字は富理須又富斯と常に訓む事にて、希求る義なり、齊明天皇七年御紀皇太子御歌に、君枳瀾我梅能、戀姑哀之枳舸羅彌、泊婆底々威底、如此舸野姑悲武謀、君枳瀾我梅弘報梨と有りて、姑哀之枳姑悲武謀と云ふ言に對へて報梨と置かせ給へるを以て其意を味はふ可くなむ、萬葉一(十一丁)に、吾欲之、野島波見世追、三(三十一丁)に、欲爲物者、酒西有良師、十一(七丁)に、千早振、神持在命、誰爲、長欲爲、十二(二十九丁)に、相見、欲爲者、從君毛、吾曾益而、十四(九丁)に、可久太爾母、久爾乃登保可婆、奈我目保里勢牟、十六(十四丁)に、散追良布、君爾依而會、長欲爲など有る是なり、(又略きては欲字を富志と訓む事常なり、然れば此の不_レ欲_レ居を哀良麻富斯加良受と訓むも悪しからじ、然れども、本に哀良麻富世自と訓めるは富理世自の略なれば、猶右の訓に定む可きなり、論語子罕篇に子欲_レ居_ニ九夷_ニの欲居を古き訓に哀良麻久富理世受と有りつればなり、)○以_ニ埴土_ニ作_レ舟と有る埴土の事は傳七、八に注せり、儲此埴土を以て作らせ給へるは謂ゆる磐舟の類と所見たり、和名抄高麗樂曲の中に埴破(波爾和利)と云ふ有るは、若くは此大神の埴舟を作らせ御在し坐しける形を模せるには非ざるにや、其名床しきに就て體源抄を見るに、「大神統秋云、此を登玉翁と云ふ、土にて作りし玉五を持て舞ふ、舞人類に□の時膝の上に鞆繪を書きたる玉其所に在り、後には吹て此を破ると云ふ」と云へるは、舟を作るなどには似てしも非ぬ事ながら、此大神の埴土を破らせ給ひて御舟を作らせ御在し坐しける御事の御在し坐すから、其埴破と云ふ名のみを取りて文どれる樂などにこそは有りつらめ、然るに或書に引ける簸川記に、「素戔鳴神時々新羅に通ひ給ひて、我倭

國に附けよとて新羅の埴土を領巾に包み持來りて此國の島一を築造り給ふ、今の佐伯の邊是なり」と云へるは、此の以_ニ埴土_ニ作_レ舟と云ふ事をば信がひ難て、彼崇神天皇十年御紀に、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取_ニ倭香山土_ニ、墨_レ領巾頭、祈曰、是倭國之物實則反之(物實此云_ニ望能志呂_ニ)と有る此事を取掠めて作れる者なめり、抑、此大神はしも御父大神に滄海原潮之八百重を事依され奉り給ひしかば、大地萬國の大君主宰にて渡らせ給へれば、彼國を建て、我が藩屏國とは成し給ひけめども、後世に謀反る者の如く、彼を襲はせ給ふ如き少けき事を如何は物爲させ給はむ、其は云ふにも足らぬ事なりけり、然れども彼國の餘有る所の土を取りて一島を築かせ給ふ如き御政は本より御在し坐しつらむ事、國引坐神と稱奉れるにても著き事なりければ、右の佐伯は今豊後國海部郡なるにや、且下に云へるが如く、此度の東渡は筑紫國と思ほしければ、若くは其埴舟を其地に居て一島を築かせ給ふ根基とも爲させ給へりけむ古傳の有りけむが亡て、然る頗巾の埴土の事に訛りて云成しけるなどにこそ、通證に引ける後漢南蠻傳に、廩君乃乘_ニ土船_ニ、從_ニ夷水_ニ至_ニ鹽陽_ニ、と有るは陶物と聞ゆれば此埴舟に近きにや、然るに谷重遠が以_ニ埴土_ニ作_レ舟、謂_レ以_ニ藥土_ニ塗_レ舟也、と云ふを載せたるは甚々心狭く固陋しき説にて云ふにも足はずなむ、口訣にも以_ニ埴土_ニ作_レ舟者神異と有るが如く、凡庸の臆見を以て如何は測知り奉る事の有らむ、唯古傳の任に心得む外は無き者ぞかし、又土金包和の説を成し土克水の事を云ふに至りては愈以て取るべきに非ず、)○乘_レ之東渡より直に到_ニ出雲國簸川上所_ニ在_ニ鳥上之峰_ニへ文の續く所なれども、此卷首に已に論定めたるが如く、必此間に其頃の事迹の文の有りつらむを亡ひたりける者ならし、其は此下に、初五十猛神天降之時、多將_ニ樹種_ニ而下、然不_レ殖_ニ韓地_ニ、盡以持歸、遂始_レ自_ニ筑紫_ニ、凡大八洲國

之内、莫不播殖而成青山焉と有るに引合せ見ても知らるゝ事なり、其は右に始自紫筑と云ふと、此に到出雲國と有ると必其事の打合はずしては得有るまじかりける所なり、此を強て助けて云ふ時は、素戔嗚大神は出雲國に到らせ給ひ、五十猛神は筑紫の方に渡らせ給へりと爲むか、然れども此首に素戔嗚尊帥其子五十猛神と見え、第五一書に凡此三神云々即奉渡於紀伊國也と有るに叶はざる事は云ふも更なり、又此次なる吞人大蛇の事も、正書に松栢生於背上と云ひ、古事記にも其身生蘿及檜楹と有る、此物共は次の一書に所見たる如く、此素戔嗚大神の毛髪より成出でたりし所の物にて、此に五十猛神の盡に播殖て大八洲國を青山と成し竟給へる後の物なるを、若此に直に出雲國に到り坐すと云ふ時は、彼大蛇を退治させ給へるより以前の事と爲むか、以後の事と爲むか、事相乖へるを如何にか爲む、(若其以前の事と爲る時は、其大蛇の背上さへに、青山成に至る迄幾千萬年をば此に經させ給へりけるとか云はむ、若其以後に置く時は、未其毛髪より化出でざりし以前に然る木共の有りける謂れ無きを如何とか云はむ、古より今に至りて人皆其疑無きこそ氣疎き事には有りけれ) 故是を以て云ふ時は、此東渡と云ふは下文に所見たる如く、韓地より筑紫に渡り御在し坐して、東方紀伊國に初めて到著させ御在し坐しける事、已に傳二十、二十一などに云へるが如くにて、次の一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚鬢散之即成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成椴、眉毛是成機樟、已而定其當用、(中略)夫須噉八十木種能播生、と有るは、此に凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と有るも一時の御事にして、此二柱神共に先に天降らせ御在し坐しける程の御政事はなり、此に繼ぐに上章第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸

神透我、我今當永去、如何不與我姊相見而檀自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天時、(中略)於是素戔嗚尊、自日神曰、吾所以更昇來者、衆神處我以根國、今當就去、若不與姊相見、終不能忍離、故實以清心復來耳、今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國矣、請姊照臨天國、自可平安、且吾以清心所生兒等、亦奉於姊、已而復還降焉、と有る此文にて、先に天上より逐はれて葦原中國に天降り給ひ、又國內の衆神に距がれて新羅國に到著させ給ひ、彼會尸茂梨の處に御在し坐して彼邦を建てさせ御在し坐し、かども本より清心に立復らせ給へる後には彼土に御在し坐すべきに非ざれば、更に御興言して東方筑紫に歸り渡らせ御在し坐して、大八洲國を盡に青山と成し給ひ、其噉ふ可き八十木種をも殖給ひ、殊に吾兒所御之國と詔給ひて、先に日神と共に生奉らせ給へりし天神御子の御爲に、外國々をも歸せ奉り給ふ可き御事共をも御心足ひに成し掟させ給ひて、其御有功をなむ千名の五百名に負持たせさせ御在し坐して、今度は實に永き御辭見を申させ給ひ、先に生坐せる五男神をば奉らせ給ひ、三女神をば賜りて出雲國に天降らせ給へる前度後度の御次序甚分明しき御事なりければ、是を以て此に乗之東渡と云ふより以下に右等の事實を約たる傳の有りつらむを、如何にしてか脱たりし者なりとは我心を定めて云ふ事に有るなりけり、(此前後二度の御天降の事に深く心を留めて見奉り明らかめざる時は、此大神の比類無き御有功の御在し坐しける御事も何も隠れ竟るのみならず、彼簸川上にての御事にも此彼の齟齬ひ有りて、其正實の眞義を明らかめ得る事なむ甚難かるを、古より皆先達の聲に吠る輩のみ多くして、原文の明らかめ無きは如何にぞや所思る事になむ) ○到出雲國簸川上所、在鳥上之峰と有る此御事はしも、已に傳二十一、二十三などに辨へ、又上件にも云へるが如

く此大神の後度に天降り御在し坐しける時なるにて、右に、遂以_三埴土_二作_レ舟、乘_レ之東渡と有るより連接る所ならず、若て此度は本より御伴仕奉給へる五十猛神以下の神等は更なり、日神より授け奉らせ給へる三女神をも相携へ御在し坐して、高天原より直に出雲の方を指して天降らせ御在し坐しけるなりけり、然れども其も簸川上に始めて天降り著せ給へるには非ずして、此第二一書に是時素戔嗚尊下_三到於安藝國可愛之川上_二也と有りて、出雲風土記に、意宇郡安來郷、郡家東南二十七里一百八十步、神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來_三坐此處_二而詔、吾御心者安平成詔、故云_二安來_一、と有る是なり、(但右に謂ゆる可愛之川は、風土記の長江山と云ふより流るゝ伯太川と云へる是にて、長江山鳥上山は其間合甚しも隔らざりけると見ゆれば、簸川の川上にも相近き者ところ所思しかりけれ、) ○鳥上之峰は古事記には鳥髮地と書けり、記傳九(十七丁)に、「地名の下に之地と云ふ例は須賀地、又書紀に曾尸茂梨之處と有り、是登許呂と訓むべき證なり」と有るが如し、備此峰字を多氣と訓む事は、天孫降臨章に日向襲之高千穗峰、其第一一書に筑紫日向高千穗櫛觸之峰、第二一書に日向櫛日高千穗之峰、第四一書に日向襲之高千穗櫛日二上峰、第六一書に日向襲之高千穗添山峰と有る、峰字何れも多氣と訓める事、古事記に筑紫日向之高千穗之久士布流多氣(自_レ久以下六字以_レ音)と有るに合ひ、應神天皇二十六年御紀の峰字も其訓にして、美禰と訓めるは景行天皇十八年御紀に其山峰岫重疊と有る所のみなり、皇極天皇三年御紀には嶺字をも多氣と訓めりき、雄略天皇四年御紀大御歌に、野麿等能、鳴武羅能陀該爾、古事記同段に美延斯怒能、袁牟漏賀多氣爾、又肥前風土記に、阿羅禮符縷、耆資麼加多埜塙、嵯峨紫彌苦(下略)と有る、此歌萬葉三(三十九丁)には、霰零、吉志美我高嶺乎、險跡と有り、五(二十五丁)に、許能多氣

仁、比例布利家良之、七(五丁)に、卷目之、由槻我高爾、雲居立有良志、又弓月高、雲立渡、十三(二十丁)に、三吉野之、御金高爾など有り、和名抄に、嶽高山名也、又作_レ岳、訓與_レ丘未_レ詳、漢語抄云美太介と有り、釋名に、山大而高曰_レ嵩、嵩、踈也、亦高稱也、と有るは我が多氣と云ふは高の稱なるに合へり、又同抄に、峰和名三禰、又用_二下二字、岑音尋、嶺音領、山尖高處也と云へり、然れども峰又嶺字を多氣に通はし用ひたりし事上の例の如し、(元享釋書五卷皇慶傳に、上_三嶽頂_二小竹叢兒復問_レ之、答曰、大嶽也、兒曰何有_二小竹_一乎と有る、兒は皇慶爲_二兒童_一、初上_三叢岳_二也と云ふ細注有りて其問答なるが、嶽と竹と言相同じく上を清て唱ふ可き證是なり、)鳥上之峰の事は傳二十一、二十三にも已に注せるが、先づ其所在を此に簸川上と云へるは、出雲風土記に、出雲郡出雲大川、源自_レ伯耆與_二出雲_一二國堺鳥上山、流出_二仁多郡橫田村_一、即經_二橫田三處三澤布勢等四郷_一、出_二大原郡堺引沼村_一、即經_二來次斐伊屋代神原等四郷_一、出_二出雲郡堺多義村_一、經_二河内出雲二郷_一、北流更折西流、即經_二伊努杵築二郷_一、入_二神門水海_一、此則所謂斐伊河下也、(中略)自_二河口_一至_二河上橫田村_一之間、五郡百姓便_レ河而居、(出雲神門飯石仁多大原郡)又仁多郡室原川、源出_二郡家東南三十五里鳥上山_一、北流所謂斐伊大河上也、又同郡橫田川、源出_二郡家東南三十六里室原山_一、北流此則斐伊大河上、と有りて鳥上山室原山を水源として流下る大河是なり、記傳九(十七丁)に、「鳥髮地は彼風土記に仁多郡鳥上山、郡家東南三十五里と有りて、下に伯耆與_二出雲_一之堺有_二鹽味葛_一と云ふ細書有り、此山今俗には船通山と云ふ、此山の東に室原山有り、其間を越ゆれば伯耆國日野郡に至るとぞ」(取意)と有り、備此國の地圖に據りて考ふるに、其鳥上山より東北方に長江山と云ふ有りて其間甚しも遠からぬが、謂ゆる伯太川の水源にして安藝國可愛之河上と云へ

る是なれば、此大神の御天降坐し、地は其島上山と長江山との間なりし故に、一には簾川上と傳はり、一には可愛之川上とも傳はりしにて、異處には非ざりしにも有るべし、故地神本紀には安藝國可愛之河上在島上峰とは云へるなめり、(備島上と云へる地名は此大神の大蛇を退治させ御在し坐しけるに依れるにて、捉神山と云ふ事なるにや、此第二書に其大蛇に勅して汝是可畏之神と詔給へりし御事見え、又古書に殺す事を登流と云ふ事も有ればなり、偕又傳二十四卷に云へるが如く、纂疏に此第三一書に其斬蛇之地則出雲簾之川上是也と有るに就て、所斬之蛇化之也、上云蛇兩脇有山、蓋即此山乎、と注させ給へるは實に尤なりける御説なるをも思合す可くなむ、)○吞人大蛇は、正書に、往時吾兒有八箇少女、毎年爲八岐大蛇所吞、今此少童且臨被吞、第二一書に、我生兒雖多、毎生輒有八岐大蛇、來吞不得一存、今吾且産、恐亦見吞と有る事を切めて云ふなり、傳二十一に注せり、○天蠅斫之劍は、私記に安萬乃波倍支里乃津留支と訓めり、此を正書に十握劍と有り、第二一書に其斷蛇之劍號曰蛇之鹿正と見え、第三一書には蛇韓鋤之劍と云ひ、古語拾遺には天十握劍其名天羽羽斬と有りて、如此く其傳々に依りて名の別なるが故に各別物の如く所思ゆる物から、必然しも非ざる事、已に傳二十一に注せるが、今も此を總云ふ時は十握劍と云ふは其度量を以て云ふ稱なり、天十握劍など云ふ天は天上より携へ御在し坐しける御物の謂なり、蛇之鹿正と云ふは、然る妖蛇を正しく退治させ給へるに依れる稱なり、蛇韓鋤之劍とは其形容を以て號けたる者なり、天羽羽斬の事は次に云ふべし、天蠅斫之劍とは其利用を云ふなり、偕此蠅は和名抄に、蠅和名波閉、胆和名波閉乃古、蠅子也、と有る是なり、其は釋述義に、私記曰、問蠅斫之號其義如何、答師說此劍尤利劍也、若居其刃上者、即其蠅

自斫、此銳鋒之甚也、と有るは實に然る言なるにて、天孫降臨章に蠅聲邪神、其第六一書に畫者如五月蠅而沸騰之、允恭天皇十四年御紀に蝮起蠅散と見え、肥前風土記に、纏向日代宮天皇行幸之時、御宿此鄉西、薦御膳之時、蠅甚多鳴、其聲大驚、天皇勅云、蠅聲甚聾、因曰蠅鄉、と云ふ事も有り、又萬葉三(五十九丁)に、五月蠅成、驟騒舍人者、五(三十九丁)に、五月蠅奈周、佐和久兒等など有りて、如此く騒がしき物の譬に云ふ事古の常なるは、世に飛蟲はしも多く有れども、蠅許り飛交ふ事の交利にして一所に落著く事無くして手にも掠得る事の難き物なりけるを、居ながらにして斫斷つ利劍なるが故に蠅斫とは云へるなりけり、纂疏にも、謂蒼蠅止于劍上、其蠅自斬而巳、吹毛之類也、と注させ給へるは右の私記の古説に據らせ給へる者になむ、(然るを口訣に蠅邪神之稱と云へるは、右の天孫降臨章の譬に就て説を成せるなれども非なり、又蠅は波閉なるを、羽々の轉なりと云へる如き説も未其委しきに至らざるなり、又天速切之劍とも云ふも別に一の名なるにや、春の深山路弘安三年十一月十八日下に、「熱田宮は昔日本武尊東を平げ給ひし時、夷野に火を掛けて尊を焼殺さむと爲ける時、大なる桂木焼けて倒れたりけるに、田中の水熱くなりたりしより、熱田と云ふなり其時天の波夜切の劍にて草を薙て遁給ひしかば、其劍を草薙劍と申しき云々」と有るは此天蠅斫之劍と云ふ事の轉れるかと思ひしかども、閉と夜と言の通ふ可くも非ざれば、猶天速切之劍と云ふ一名の別に在りしなりけり、)偕古語拾遺に天十握劍と有りて下に、其名天羽羽斬、今在石上神宮、古語大蛇謂之羽羽、言斷蛇也、と書されたるは右の蠅斫とは同じからざるなり、和名抄に、蛇和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云、乎呂知毒蟲也、と云ひ、蛇蛇加良須倍三、又蛭蛇和名仁之本倍三、蛇文如連錢也と有る、倍美は這身

と云ふ義なる可く、久知奈波は口蠅と云ふ事にて、口有りて蠅の如く打延たる稱なる可し、又通證に河内國澁川郡有ハ蛇草村、見平氏太子傳と有るは蛇に波と云ふ言の本より有りつらむが、右の倍美の倍に同じくして波も倍も共に這字の義なるを、大蛇謂之羽羽と云へるは、小なるを波と云へる對に大なるをば波波とは云ふなるにて、小蛇は其行く事の速ならざるを、大なるは其に倍して這行く事の甚しき謂を以て羽羽とは云ひけるなる可し、或人の和名抄書入を見るに、同抄に、蝮蛇一名蟻蝮、一名反鼻、蝮和名波美、俗或呼蛇爲反鼻、其音片尾、と有る下に又其太子傳を引て、蛇草村、今現有之、蛇訓波、波美之略也、波美食之義、齧人故乎、片尾疑閉美之轉非反鼻、甲斐國巨麻郡有速見、(倍見)可訓波美、云倍見者普通也、亦十二支中巳蛇也、訓美閉美之略也、と云へり、右にては波美は食に、倍美は其普通なる由なるが、今も蛇と蝮と其物異にし有りければ、蝮は食の義にても有るべし、蛇を波と云へるは這にて、其物の作用を取れる事疑ひ無かる可き者なりかし、然れば此天羽斬は天大蛇斬の義なる事にて、第二一書第三一書に謂ゆる斷蛇之劍と云ふに異ならざる者なりけり、(記傳十卷三十六丁に云はく、「弊美と云ふは反鼻、字音より出でたるかの疑有りぬけれども、其蝮條に俗或呼蛇爲反鼻、其音片尾と云へるは、右の和名倍美と有るとは似たれども別なりと聞ゆ、反鼻は本より正名に非ず一名なるを、其音を取りて和名と爲すべきに非ず、其も上代此御國に無かりし者ならば、漢、一名などをも取りて名くる例此彼有れども、蛇などは神代より有る物なれば名も無かる可きに非ず、若乎呂知を古名と爲むにも、已に然る名有る上は、更に漢一名を借求む可き由無し、其上弊美と云ふ名は廣く云習はしたる狀に聞ゆるをや、然れば此は反鼻の音と自然似たるのみなりけり」と有り) ○斬蛇尾と

唯尾のみを斬らせ給へるならず、正書に寸斬其蛇至尾と云ひ、第二一書に至斬尾時と見え、第三一書に斬頭斬腹其斬尾と有るに合せて其文意を曉る可し、○刃缺は、正書及第二第三一書共に劍刃少缺と有るを、古事記に御刀之刃毀と有りて此のみは少字無し、其訓に従ひて波迦祁伎と訓むべき事云ふも更なり、○擘而は私記に津牟左支氏と有り、字鏡集名義抄共に其訓有り、又同抄に和加都とも佐久とも都牟とも比良久とも比伎佐久とも有れば、此都牟佐久は摘割にて、正書に謂ゆる寸斬と同じ義なめり、○尾中は、第二一書にも劍在尾中と見ゆ、傳二十三に云へり、○有二神劍を一能阿夜志伎劍と訓めり、此は正書に故割裂其尾視之、中有二劍、(中略)素戔鳴尊曰、是神劍也、と有るを切めて書れたる者なり、此神劍と云ふ事、委しくは傳二十一、二十四に注したりき、○素戔鳴尊曰、此不可私用也、は下なる上奉於天へ係る所にして、正書に素戔鳴尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、と有るに同じく、此大神の今しは天照太神の御爲に、少かも恣なる私曲の御心御在し坐さる御事を見奉り明らかめ知るべき所なる事、已に傳二十、二十一に注し奉るが如し、借此私用の用字は所持字の義に見るべきなり、熱田縁起に何敢私秘藏乎と有る以て考ふ可きなり、借用字の例は天孫降臨章に、乃以平國時所杖之廣矛授二神曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、と有る是れにて、己が物と爲て自由に使用を云ふなり、此は大己貴神の御自常に用ひさせ御在し坐しける御矛を、國避の御時に當りて天孫に奉らせ給ひけるは、此は古事記に在都牟刈之大刀、故取此大刀思異物而白上於天照太御神也、と有るが如く、此神劍の靈威を神異しく所思し坐して、御自私の物にして使用はせ給はず奉らせ給ひけるにて、豫め皇太神の御許に置かせ給ひて

天孫に天璽として授け賜へらむ御所置を仰奉らせ給ふ御心に御在し坐しけむ御事、上章第三一書に吾以清心所生兒等、亦奉於姊、と申させ給へる御言の御在し坐すに合せて思量り奉る可き御事なりかし、(若て其奉らせ給へる御劔即皇御孫尊に此顯國を事依し授け奉らせ給ふ御璽と成れる所由に就て幽深き致なむ有るを、其は傳二十一卷に委しく注し明らか奉れ、ば、其所に就て考ふ可し、) ○五世孫は、此第一一書に五世孫、第二一書に六世孫など有る、共に伊都用牟都用と訓める、其も悪くは非ざれども、猶繼體天皇前紀に五世孫七世孫と云ふ事の有るを、伊都々岐那々都岐と訓めるに何れも從ふ可きなり、若て都具とは父子相承くる事に云ひて、今も俗に嫡子を用都岐と云へる是なり、顯宗天皇前紀に弘計王億計王の御名乗爲させ給へる事を書して、乃詣京師、求迎二王、白髮天皇聞憲咨歎曰、朕無子也、可_レ以爲_レ嗣_トと有る、是即嫡子の事を嗣と云ふなり、繼體天皇前紀に、元無男女、可_レ絶繼嗣、王子大伴金村大連議曰、方今絶無繼嗣、天下何所繫心、と有る繼嗣を美都岐と訓み、又其元年に非_レ披庭之親、無_レ以繼其_レ跡、と云ふ事も見えたり、續紀第一詔に、高天原事始而、遠天皇御世中今至_レ麻呂、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾大八島國將知次止と有るを、鈴屋大人の解に、「彌繼々爾は又繼又繼ぎ繼行くなり」と云はれ、第二詔に始今而次々被賜將往と有るを、解に、「次々は子孫の嗣々なり」と有り、萬葉一(二十九丁)に、須賣神乃、嗣而賜流、吾莫勿久爾、六(四十二丁)に、阿禮將座、御子之嗣繼、天下、所知座跡、十八(二十三丁)に、此山能、伊夜都藝々々爾、可久之許會、都可倍麻都良米、伊夜等保奈我爾、十九(三十九丁)に、千代累、彌嗣繼爾、所知來流、天之日繼等、二十(五十丁)に、宇美乃古能、伊也都藝都藝爾、など見え、又發語より續けたるは、一(十六丁)に、阿禮座師、神之靈、櫻

木乃、彌繼々爾、天下、所知食之乎、(或云食來)三(二十九丁)に、都賀乃樹乃、彌繼嗣爾、玉葛、絶事無、六(十丁)に、刀我乃樹能、彌繼嗣爾、萬代、如是二二知三三と有るも皆上に同じく世繼の事を云ふなり、仁明天皇承和十二年御紀に、濱主本是俗人也、時年一百十三、自作此舞、上表請舞長壽、表中載和歌、其詞曰、那々都義乃、美與爾萬和倍留、毛々知萬利、止遠乃於支奈能、萬飛多天萬川流、と有るは七世を那々都義と云へるにて、即ち古言の正格なる者なり、空穗忠社卷(十一丁)にも五都岐六都岐と傳はれる帯を云々とも有り、若て此五世孫と云ふ、孫字は和名抄に、子之子爲孫、和名無萬古、一云比古と見えたれば比古と訓むべし、(無萬古の無は字の音便なり、若て宇萬古は可美子の謂にて最愛しむ義なり、御紀の右に引ける五世孫、七世孫などの孫字何方も美萬古と訓めるは美宇萬古の略なるにて、世に子の子を竝て萬古と云ふ是なり、比古は同抄に會孫を比々古と云へる、共に例の彦姫と對へる其とは異にて、比は歷にて子を歴たる子と云ふ事、比々古は子を歴て又子を歴たる子と云ふ事にて彌遠き謂なり、) ○天之嘗根神、此神の御事古事記に據るに、須佐之男大神の御子八島士奴美神御在し坐して此を一世と立て、二世は布波能母遲久奴須奴神、三世は深淵之水夜禮花神、四世は淤美豆奴神、五世は天之冬衣神、六世は大國主神にして、此世數第一一書に八島篠神を首として、此神五世孫大國主神なる時は、此も右の素戔嗚大神より大國主神まで總て六世なり、第二一書にも素戔嗚尊、(中略)六世孫是曰大己貴命と見え、姓氏錄にも素佐能雄命六世孫大國主命と書されたれば、右の世數に於て少かも疑を容るゝ所無くして、實に大國主神の御父に當らせ給へれば、此に五世孫天之嘗根神と有るに符合へりと云ふべし、然れども傳二十一、二十二に論定めたるが如く、此正書に素戔嗚尊、(中略)乃相與遵

合而生_三兒大已貴神_一と書され、古語拾遺にも素戔嗚神娶_三國神女_一生_三大已貴神_一と所見たる是正説にして、右の六世孫と云ふは決く中古に出来る杜撰なる者なりけり、若て其四世五世の間に就ても、其淤美豆奴神はしも出雲風土記に謂ゆる八束水臣津野命にして、此素戔嗚大神の御事になむ渡らせ給へりければ、其五世天之冬衣神はしも即ち此大神の御子なる事著明かりければ、必由る所有むと考以て行くに、神名秘抄の古本に天嘗根神（亦名五十猛命）と有る確證を得て數年の大疑を一時に氷解に至れり、然るは此神劔を得させ給へる後の御消息は正書に、吾何敢私以安乎、乃上_三獻於天神_一也と見え、此にも此不可_三以吾私用_一也の御言御在し坐すも、打置かずして直に日神の御許に奉らせ給へる語勢なるを以ても、五世孫を何ぞ待たせ給ふ事の御在し坐さむ、然れば此天之嘗根神亦名五十猛神を以て上奉らせ給へる事は實に然る物から、其五世孫と云ふ三字は右の六世孫と云ふ説の起れる後に攪入たりけむ事云ふも更なりかし、（此は古より以降其古事記の説有りてより誰しも泥む事には有れども、其は深く力を盡して見ざりける故に其正意は得ざりけるなめり、若此の如く五世孫を待たせ給ふ事の御在し坐せらむには、私字を如何とかは見る可き、返々も此大神の私の御心御在し坐さざる至公の御心を置し奉る如く甚僻々しき説を立つるに至れる者なり、甚切可畏、故記傳九卷天之冬衣神の下に此一書を引て、須佐之男命彼靈劔を五世孫に至りて天には奉り給ふと云ふ事疑はしき由に云はれたるは然すがに大偉人にては有りけり、）故此天之嘗根神と申奉るは、全く五十猛神の亦名に御在し坐すべく所思るに就て、猶其上を考ふるに、此下に、初五十猛神天降之時、多將_三樹種_一而下、然不_レ殖_三韓地_一、盡以持歸、遂始_レ自_三筑紫_一、凡大八洲國之内、莫_レ不_三播殖而成_一青山焉、所以稱_三五十猛命_一爲_三有功之神_一と有る、此御名の五十猛神

は唯御稜威の猛く高く御在し坐す意、又有功之神と申すは其御功業を稱美へ奉れる義、又古事記地神本紀等に大屋毘古神と申す御名の有るは、其屋作の事に御功坐せる由なるにこそ有りけれ、右の如く樹種を播殖し給へる所由を以て負給へりし御名の御在し坐さずと云ふ理やに有るべき、故此を以て思ふに、天之嘗根神と申すは天之殖木根神と申す義なる可く、天之冬衣神と申すは天之殖木主神と申す義にこそは有るべかりけれ、又下に注せるが如く、此神を神名式に鳳至比古神と有り、其は殖木知彥神の義なるなり、通證に、延佳曰、嘗根神古事記所謂冬衣神、神名帳山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社（大、月次新嘗）是也と云へり、若此説の如くならむには夫支は殖木にて、賣は女神の謂には非ずして、月夜見尊又海童神などの美は持にて月夜持海津持なるに同じく、殖木持の義なる可きにや、又比賣は若くは女の意ならば其后神に坐すにや、山城志に、在_三平尾村_一、今稱_三涌出宮_一と云へるを、紀伊國名草郡伊太郎會神社の別社に其御前社と云ふ有りて、土人は其本社之妻なりと云へるが、今平尾村と云ふに立たせ御在し坐して、平尾村の地名相合へるを以て試に云ふなり、已に傳二十一に注せるが如く、式に當郡綺原坐健伊那太比賣神社御在し坐すも此に由るは更なり、綴喜郡權井月神社（大、月次新嘗）同郡月讀神社（大、月次新嘗）と有る、此二社は御父大神に御在し坐すなど、由有りげなる御事共なり、清和天皇實錄に貞觀元年正月二十七日甲申奉_レ授_三山城國從五位下和伎神正五位下_一と見ゆ、（但此和支坐天乃夫支賣神は別神なるかの考有り、記傳九卷五十八丁に、「此は賣と有るは女神にても有るべし、此記に天之吹男神と云ふも上に見えたり」と云はれたるは實に然る言にて、若くは其天之吹男神の並びに天之吹女神と申すも御在し坐しつらむを、古事記には亡て神名式に遺れるなめり、然して其の級長津彥命

級長戸邊命の亦名なるにや、然思ゆる由は、同年九月八日庚申山城國和岐神等遣使奉幣、爲風雨祈焉と有るを始として、臨時祭式祈雨神祭八十五座の中にも和岐社一座と出でたり、斯れば右の五十猛神の亦名なる天之菅根神とは別神と見ゆ、猶後人の定を誤つ者なり、又傳二十四に引て注せる出雲風土記に、島根郡山口郷、郡家正南四里二百九十八歩、須佐能鳥命御子都留支日子命詔、吾敷坐山口處在詔而、故山口負給と有る、此都留支日子命と申すは此天之菅根神と同神にして、即ち五十猛神に御在し坐すべく所思ゆ、其敷坐山と云ふは同記に謂ゆる布自枳美高山、郡家正南七里二百一十歩高二百七十丈周一十里（有峰）と見え、次に女岳、郡家正南二百三十歩と有る是なり、此山をしも敷坐すと云ふは、例の樹種を殖させ御在し坐して常宮の地とト居らせ給ふ由なる可し、若て此御名はしも、始五十猛神はしも御父大神と共に高天原より天降り御在し坐しける神にて渡らせ給ふが故に、彼神劔を天神に奉らせ給ふ御使と爲て奉出し給へる其御功に依りて負持坐せる意の御名とこそは所見たりけれ、又神名式に、越前國敦賀郡劔神社、天利劔神社、周防國佐波郡劔神社など坐すも同神か、考合す可し、然れば天之菅根神又天之冬衣神と申すは樹種を殖させ給へる由に依りて負坐せる御名、都留伎比古命と申すは彼神劔の御使として天上に參上らせ御在し坐しける謂にて、本より同神になむ渡らせ給へりける、（但記傳九卷天之冬衣神の下に、「布由伎は明宮段歌に、波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由、布由紀能須と有る是なり、奴は稱名にて主なり、偕又黄泉段に十拳劔於後手、布伎都々と有るにて彼菅根に通ふ由も著し、根も上に云へる如く稱名なれば奴と同じ意味なり」と云はれたる、此にては予が右の殖木主又殖木根の説は立つべからざるに似たり、然れども此は神劔を奉らせ給ふ御使とこそは御在し坐しけれ、

御自其神劔を揮はせ給ふ事の如何でかは御在し坐さむ、且其六世の中にも、右の天之冬衣神は唯劔を奉れるのみの御功ならむには、大國主神と御父子に取りて似著はしからざれば、記傳の説は甘なひ難くてなむ、○遣は奉出なり、上章第三一書に見ゆ、傳二十に云へり、○上奉於天は私記に安米爾太且萬津利安久と注せり、正書に上獻於天神也と有る訓も此に同じき事、委しくは傳二十一に注せるが如し、偕此天は右の如く天神に上奉させ給へるにて、古事記には故取此大刀思異物而、白上於天照太御神也と見え、寬平緣起にも素戔鳴尊曰、是神劔也、何敢私祕藏乎、獻於天照太神也と有るが如し、然るを此に上奉於天と書されたるは、此には天神の御事をば申さずして、其御在し坐す天上の事を以て云へるなり、此例多き事にて、萬葉一（十九丁）に、上に山神乃、奉御調等云云、遊副川之神母云云と云ひて、下に山川母、依氏奉流、神乃御代鴨と結め、又其反歌に、山川毛、因而奉流、神長柄、云云と云へるは共に山神母川神母と云ふ意なるなり、又其（二十二丁）、天地毛、緣而有許會と有るも天地神毛、緣而有許會と云ふ義にて古言の例然り、（今も天皇尊に奏す事を京師に奏すと云ひ、將軍家に訴ふる事を江戸に訴ふなどの類、不知々々も人の常に云ひて異しと爲ざる是なり、）○此今所謂草薙劔矣は、正書にも此所謂草薙劔也と有るを、此には今字の加はれるのみなり、

初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地盡以持歸、遂始
自筑紫凡大八洲國之內、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲

有功之神 卽紀伊國所坐大神是也。

此に初五十猛神天降之時と有るは上文の緯にて、即ち右に是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降於新羅國と有る其御時の御事に渡らせ給へる由、已に此卷首に委しく論め云へるが如し、然らば此の御消息をも右に列ね書させ給ふ可かめるを異事の様別に書出されたるは如何と云ふに、上に其御天降の初後を混同に爲られたる其は姑く別の事として右には御父大神の彼八岐大蛇を退治させ給ひ、草薙劍を得させ御在し坐して天神に奉らせ給ふ御事を書して、謂ゆる經にし有りければ、此御事を書さる可き序無かりし故に、其初の御事を殊更に書出させ給へりし者なりけり、故纂疏に、初之言謂前此、進雄尊天降之時、相擊其子五十猛神而來至也とは注させ給へりけり、(或説に、「天降とは實際より降り給ふには非ず、天神の御許より新羅國に降らせ給ふと云ふ事なり」と云ひて、上なると此とを別事の如く云へるは甚委しからざる見解なり、)若て此に、多將樹種下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内云云と有る下字は上に降到於新羅國と有る應きにて、次に謂ゆる大八洲國に初めて天降らせ給へる御事を申し、又其韓地と云ふは後に渡到らせ御在し坐しける其新羅國を云ふなり、右に注せるが如く、其降到字は降於大八洲國と而到於新羅國と云ふ意なる事、此に持歸字にて知られたり、又遂始自筑紫と有るにて、其初渡り御在し坐しけるも、筑紫より物爲させ御在し坐しける程を明らかめ奉り知るべくなむ有りける、然して此に、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と有るは、次の一書の傳なるをも合せて共に其初度に天降り御在し坐しける間の御事なるにて、彼簸川上の御事よりは尙に以前に在りつる故事なる由、上に已に論め云へるを以て知るべき者なりかし、故上文

に東渡と云ふ字は此に持歸と有る一事なる所にて、即ち筑紫に歸渡らせ給へる御事なりければ續きては有れども、到出雲國簸川上所_レ在鳥上之峰と有るは、上章第三一書に所見たるが如く、御父大神の御辭見の供奉り再天上に參らせ給ひて還降り御在し坐し來らせ給へる御時の事なり、此事傳二十卷より始めて往々に云へる事には有れども思違へ混ふ可からずなむ、(若の如く上なると事は別なりと見ゆる物から、全く同時の御事なる者なり、然れども上は經なり、此は緯なり唯其差別のみは有るなりけり、)初五十猛神天降之時とは、右に是時素戔嗚尊帥其子五十猛神と有る其御時なりければ、御父大神と共に物爲させ御在し坐しける事、此なる初字にて著明くなむ有りける、偕此御天降はしも上章第三一書に、既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結束青草、以爲笠蓑而、乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休而、辛苦降矣と有る、此御辛苦の時に共に五十猛神も此御國には御天降り坐しけむを、御父大神の御事に連坐させられ御在し坐して、共に韓地には渡らせ御在し坐しけるにこそは有りけめ、故此にも上に其神逐はれの御事を先づ書して、此所には初字を殊更に加へさせ給ひて、其御事思めかしく記させ給へりけり、(纂疏に初之言謂前此也と注させ給へる如く立復りて此より以前の事を云はむとは必此字を置かる事にて、已に瑞珠盟約章にも此の例有る事傳十三卷に已に云へりき、)○樹種は次の一書には夫須噉八十木種と有るは、其は口訣に、八十木種菓樹等也と有るが如く、其噉ふ可き限の菓葉を云へるを、此は凡ての樹種を云へるにて、其物に依りて或は種なる又は苗なるをも取總て云ふなる可からむ事、下文に凡

大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と有るを以て知るべきなり、纂疏に、樹種可樹藝草木之種子也、諸穀諸菜諸菓實桑麻等在此中、蓋備饑寒衣食之器財之用、下所謂宮舍等是也と注させ給へるなむ實に然る御説なるにて、已に傳二十四に注せるが如く、出雲風土記に、大原郡高麻山、(中略)古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐草日古命、是山上麻蔴初、故云高麻山、(下略)など見えたる、此一事を以ても天上の諸種を將下らせ御在し坐して殖播こらし給へりし御事著明く、又此素戔嗚大神五十猛神の御功業を特別させ御在し坐して繼弘めさせ御在し坐しけむ御事をも見奉り知るべき者になむ、又四神出生章第十一、一書に見えて、已に天上にて桑を殖させ御在し坐して養蠶の御事なむ御在し坐しければ、此御時にこそは共に將下らせ御在し坐しけむ事、傳二十六瓶津姫命の御事に就て合せ説きてむかし、(已にも傳十二卷に注せるが如く、此神の御在し坐す紀伊國に伊都郡と云ふ有るは絲郡と云ふ義なるらむを、同郡に桑原といふ郷名の有るをも亦由有りて通えたり、傳二十六卷に云へる事有り考合す可し、) ○將而下は此にては五十猛神一柱のみの御事と見ゆる物から、御父大神と共に將下らせ御在し坐しけるなり、其は上には是時素戔嗚尊帥其子五十猛神と有るにて著明きが上に、次の一書にも是時素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姫命、次瓶津姫命、凡此三神亦能分布木種と有る、亦字は素戔嗚大神を主と爲て云ふ文義なるに心を著けて考ふれば自然にして隈無くなむ有るべかりける、○韓地は、上に降到於新羅國、居曾戶茂裂之處と有るは、先づ其落著せ給ふ地なるが、此所に御在し坐して彼邦を建てさせ御在し坐しける程の御言に、實に其空虚なる處の多在けるを見行し御在し坐して然なむ詔給はし、が即其地の名とは成れるなめり、次の一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀云云と詔給へる

も此國に御在し坐し、間の御言にし有りければ、當昔已に然る稱有りし事をも知るべく、又此五十猛神をば韓國伊太氏神と申し、第三、一書に見えたる彼大蛇を退治させ給へる御劍の名を蛇韓鋤之劍と云ふ由見え、且古事記に韓神と申す御名の御在し坐すも神代よりの御事なるなどを思合するに、彼韓、字の音より取れるには非ずて、我が神代よりの古名なる事云ふも更なりかし、偕崇神天皇七年御紀に所見たる神の御誨に、亦有海表之國、自當歸伏と有る其事に合せて垂仁天皇二年御紀の細書に、御間城天皇之世、額有角人乘一船、泊于越國筭飯浦、故號其處曰角鹿也、問曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、(中略)傳聞日本國有聖皇、以歸化之、(中略)是時遇天皇崩、便留之仕活目天皇、逮于三年、天皇召問都怒我阿羅斯等曰、欲歸汝國耶、對語甚望也、天皇詔阿羅斯等曰、(中略)是以改汝本國名、追負御間城天皇御名、便爲汝國名、(中略)故號其國謂彌摩那國、是其之緣也と有る、此彌摩那を又崇神天皇六十五年御紀に任那に作りて在鷄林之西南と書されたり、偕其任那の舊名意富加羅國なる時は元其一隅の名なるを、始めて歸化の國なるに依りて其稱を押弘めて三韓に互り、終に外蕃萬國の名とは成れる者と一應は見ゆる物から、必其然しも非ざりけり、已に神代より神名は更にも云はず、韓地と云ひ韓郷之島と云ふ古名の有るからは其事とも委任難かるを、猶熟思ふに其意富加羅國と云ふ意富は本より大字の義なれば、佗に加羅國と云ふが有る其に對へて然云成す事云ふも更なるを、神功皇后四十九年御紀より次々に加羅國と云ふも有れども、其も猶意富加羅國の事と聞ゆれば、猶今朝鮮の地方を總て韓地と云ひけるを、右は外國より歸伏奉る始なりしが故に、殊更に富意の言を當昔に稱させ給へりし者なりけり、故其皇后元年御紀に三韓の稱有り、其五十年に海西諸韓の言有りて、

終には萬國の稱呼とは成れる者なりけり、(但欽明天皇二十三年御紀に、一本云、二十一年任那滅焉、總言任那、別言加羅國安羅國斯二岐國多羅國卒麻國古嵯國子他國散半下國乞湊國稔禮國、合十國と有る、其十國の中に加羅國と云ふも有るは、右の意富加羅國の古名亡せて僅に一國の名に遺れる事右に云ふを以て考ふ可し、又此安羅國は彼阿羅斯の名に因れる國名ならむを、右等の事共を此に云はむは由無ければ其處々に物爲べし、)若て韓地を歌に詠めるは、繼體天皇二十四年御紀に、目頼子初到任那時、在彼鄉家等贈歌曰、柯羅^{韓國}屢^{如何}鳴、以柯^{如何}輔^{云事}居等所、(下略)と有るを、釋に韓國也謂任那也と見え、欽明天皇二十三年御紀に、坂本臣、(中略)其妻大葉子亦竝見禽、怡然而歌曰、柯羅^{韓國}俱爾能、基能^{城邊}陪^立爾陀致底、(下略)と見え、又或有和曰と云ふも有るを、釋に韓國也と注されたる、此は新羅國を云へり、萬葉十五(十二丁)に、可良久爾々、和多理由加武等、又(二十三丁)、須賣呂伎能、等保能朝廷等、可良國爾、和多流和我世波、又(二十六丁)、牟加之欲里、伊比祁流許等乃、可良久爾能、可良久毛己許爾、和可禮須留可聞、十六(三十丁)に、韓國乃、虎云神乎など有るは何れも謂ゆる三韓の地を唯大凡に云へるなり、十九(三十五丁)に春日祭神之日、藤原太后御作歌一首、即賜入唐大使藤原朝臣清河、(參議從四位下遣唐使)大船爾、眞梶繁貫、此吾子乎、韓國邊遣、伊波敏神等又(四十一丁)、閏三月於衛門督大伴古慈悲宿禰家、餞之同胡麻呂宿禰等歌、韓國爾、由伎多良波之氏、可敏里許牟、麻須良多家乎爾、美伎多氏麻都流と有る、此二共に韓國とは書ける物から、其詞書を見るに唐國を指して加良久邇とは云へるなり、傳二十四韓神の下に引ける大倭神社注進狀に古語外國云、韓也と云へるは然る言にて、其加良と云ふ稱は右に注せるが如く、彼三韓の地より起りて終には萬國の全を云ふ受張りたる

總稱とは成れる者なりけり、其は神代に素戔嗚大神五十猛神彼地に渡り御在し坐しより始めて萬國を建てさせ給ひ又後に大己貴少彥名二神を韓神と申して、彼地より始めて萬國を巡歴らせ御在し坐して悉くに經營らせ御在し坐しかば、自然に其名を及ぼして四夷八蠻の總稱と成れりけむは、實に謂れ有る事とこそは所思えたりけれ、(中古より以降和漢と書きて加良夜麻登と云ふ、加良は彼唐國を云ふにて今も天下一回の通言なる是なり、又神功皇后四十九年御紀に屠^三南蠻と有るは韓地の内の南方を云ふにて、凡ての南地を云ふに非ざれども、蠻字を用ひて加良久邇と訓めるも、其廣く外國の皆がらを加良と云ふが故なり、)名義は空虛の謂なるにや、其は天孫降臨章に齊穴之空國自^頓丘^二竟^レ國行去と有るを、古事記には、於是詔之、此地者向^二韓國^一眞^レ來^一通笠沙之御前^二而^一、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而^レ有^レりて空國^{ムナクニ}を韓國^{カクニ}と換^レへて吉地^{ヨキコ}の反と爲られたる是なり、又此に、不^レ殖^二韓地^一、盡以持歸、遂始^レ自^二筑紫^一、凡大八洲國之内、莫^レ不^レ播殖而成^二青山^一焉と有るも、彼を空虛に爲て此を豐饒に成し給へるなり、次の一書に、韓鄉之島是有^二金銀^一、若使吾兒所^レ御之國、不^レ有^二浮寶^一者、未^レ是佳^一也と有るも、彼を虚に爲て我を實に爲させ給ふ可き神策にて御在し坐すなり、其天下に在りと有らゆる萬國に御恩賴を令^レ蒙給ふ大神等の御上に於て、然る勝劣の差異無く同じ狀にこそ治めさせ給ふ可き御事と誰も然思ひつ可き物なるから、其は神の御定を得知らざる僻心なる者なり、然るは此大八洲國はしも、皇御孫尊の長御世の遠御世に所知食す大御食國になむ有りければ海表なる萬國は事物器械共に我が利用と成る可き事を作出て、自國の用を後にして必先づ貢奉る可く皇神等の掟させ御在し坐しける御事なりければ、自然にして空虛と云ふ言の意なむ見ゆるはや、(海宮遊行章第一一書に、故兄持

弟之幸弓、入_レ山_ノ覓_レ獸、終_レ不_レ見_レ獸之乾迹、と有る乾迹を加良登と訓めるも空しき迹だにも見ざる由にて甚幸無きを云ふなり、又枯山と云ふも木の瑞々しき所無くして空しき由にて加良の意一なり、又或説に韓國は寶國の略なりと云へるは神功皇后御紀に依りて云へるなれども、其は別に稱美る物有りて云ふ意なれば、常の名とは云ふべからざれば叶はず、又其には反て通證に、今按、古事記延喜式作_三辛國、萬葉集云、可良久爾能、可良久毛、言_三渡海辛苦方可_レ到也と云へるも國名には由無げなりや、然れば皇國の豐饒なるに反て空虚と見る我説や勝る可からむ、○不_レ殖は樹種を將下らせ御在し坐して彼地に渡らせ御在し坐し、かども、先づ此地より殖させ御在し坐さむとて未其事を始めさせ給はざるなり、但上(二十丁)に云へるが如く、其曾尸茂梨の茂梨は謂ゆる森の事と聞ゆれば、當時姑くは其地に移し置させ給ひけめども、其は唯樹種を養はせ給ふのみにして、并ては其韓地に少かも殖させ給はざりし御事、次なる盡以持歸の語にて知らるゝなり、皆此不_レ殖_三韓地、盡以持歸と云ふに心幽深き致有るべし、此大神等の御量以て屋材と成るべき良木は云ふも更なり、漆梓などの如く一日も缺くべからざる有用の樹をば盡くに皇國に殖させ給はむ御心坐すが故に、先づ此方に殖させ給ひ、其餘を外國に殖生し給はむとの御所置に渡らせ給ふ御事なりかし、此殖の言は傳十二に注し又下にも云へり、○盡以は二字を合せて許登碁等久と訓むべし、即四神出生章第十一、一書保食神の御身より種々の種子の成れる所に、天熊人悉取持去而奉_三進之と有る悉字に同じくして、其有らゆる數を盡して、皆ながらなる事云ふも更なり、然るを此の字上に屬て不_レ殖_三韓地_一盡_三と續けて都久須と訓むは非なり、通證に清原宣賢卿説を引て盡_三字當_レ讀_三古登語等久_一、今按不_レ殖_三韓地_一一句、盡以持歸一句、舊讀不_レ是と云はれたるは實に然る言なりけ

り、(若舊讀の如くならむには、韓地に殖盡さずして其餘を此方に持歸らせ給ふ事と成りて、次の一書の趣にも大に乖ける者なり、金澤本亦右の如く、鴨祐之主の大八洲記に引かれたるも然なりければ、已く心著かれし人は有りけり、)○持歸は、其始天上より此大八洲國に天降らせ給ひけれども、上章第三、一書に所見たるが如く、國內の衆神共に同じく距ぎ奉りて此處に留め奉らざりしかば、彼地に流離はれて渡り往坐しければ、其混れに其天上の樹種などを如何は播殖させ給ふ御暇の御在し坐さむ、故其樹種をも携へて持往かせ給ひける故に此に持歸とは有るなり、下に始_レ自_三筑紫_一凡大八洲國と有るを以て、此大八洲國より往渡らせ御在し坐しける御事迹をなむ知るべかりける、然れば此持歸の字なむ此一書中に於ては甚眼と有る字なるにて、此字より活用して大神の御天降に初後有るを知り、其事實を詳かに爲には至れる者なりかし、軽く見過す事勿れ、(凡て往を見て來を知り、行を以て歸を知り、其より自佗に考合せてこそは神典の幽事をも伺測り奉らるゝ事なりけれ、世人此心用ひ無きは如何に、)○始_レ自_三筑紫_一は韓地より直に筑紫に歸渡らせ給ひ、打置かずして其地より始めて物爲させ給へる由なり、口訣に肥前國西南沖有_三五十猛島_一と云へる是なむ其始めて歸り渡著かせさせ御在し坐しける地なるからに、自然其神の御名を負奉れるなる可かりける、谷重遠が蓋彼神始_レ手之地敷と云へるは然も有りぬ可き御事なりかし、故筑紫より始めて東に往巡らせ給へる趣なるに意を得て考ふるに、肥前風土記に、杵島郡縣南二里有_三一孤山_一、從_レ坤指_レ良、三峰相連、是名曰_三杵島_一、坤者曰_三比古神_一、中者曰_三比賣神_一、長者曰_三御子神_一、(一名軍神動則兵興矣)と有る、此杵島や木島と云ふ事にて、始_レ自_三筑紫_一云々と物爲させ給ひ初めける地にて有りけむ、其御子神の下に一名軍神動則兵興矣と有るなむ五十猛神の御名に似著き

て聞ゆれば、姑く其事と定めて思及ぼすに、其比古神比賣神はしも御父櫛御氣野神御母大夜乃女命なる可し、若て出雲風土記に、飯石郡來島郷、郡家正南三十六里伎自麻都美命坐故云支自眞（神龜三年改字來島）即有正倉と有る、此御名も杵島より出でたるにて、木島津持命と云ふ事なれば、必此五十猛神に御在し坐すべき御事申すも更なりかし、和名抄郡名に肥前國杵島（岐志萬）郷名に同郡杵島（木之萬）と有る是なり、又□□に基肆郡基肆郷有るを木伊と注せるも紀伊國の名に等しく、彼杵郡彼杵郷有るを會乃岐と注せるも由有りげなる事共なりや、（但右の風土記は仙覺が萬葉抄に引けるにて、今傳はる肥前風土記とは異なり、其書に云はく、杵島郡、昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時、御船泊此郡磐田杵之村、于時從船棹之穴冷水自出、一云船泊之家自成一島、天皇御覽語群臣等曰、此郡可謂群歌島郡、今謂杵島郡訛之也と有り、然れども其景行天皇十八年御紀に杵島山と見えたる、其は後名を始に巡らしたりとも云はゞ云ふべけれども、神代に已に五十猛神の故事に由有る上は彼群棹の事も一説と爲むか、又同記に、基肆郡、昔日纏向日代宮天皇巡狩之時、御筑紫國御井郡高羅之行宮、遊覽國內、霧覆基肆之山、天皇勅曰、彼國可謂霧國之、因號基肆國、今以爲郡名、と有るは霧國より基肆國と訛れる状なれども、元より木國なりし地なるに右の霧國の御言の添ひて一に成れるにや、又彼杵郡、昔日纏向日代宮御宇天皇誅滅球磨噲之時云々、神代直捧此三色之玉、還獻于御、于時天皇勅曰、此國可謂其足玉國、今謂彼杵郡訛之也と有るは、實に有りし古事なるは本より論無き事ながら餘りに迂遠なる事なり、若くは此も園木などにも有りしにや、）又筑後風土記に、筑後國者本與筑前國合爲一國昔此兩國之間山有峻狹坂、往來之人所駕鞍轡被摩盡、土人曰鞍轡盡

之坂、三云、昔此界上有龜猛神、往來之人半生半死、其數極多、目曰人命盡神、于時筑紫君肥君占之今筑紫君等之祖龜依姬爲祝祭之、自爾以降行路之人不被神害、是以曰筑紫神、四云、爲葬其死者、伐此山木、造作棺與、因此山木欲盡、因曰筑紫國、後分兩爲前後と有りて、此に三説有る共に一時の事なりけり、私記に一云、此地形如木鬼之體と有りて、二は右の鞍轡盡の説なり、故其鞍轡盡の説は此に神代より以來龜猛神の御在し坐しける故に、馬ながら往來ふ人有れば必其無禮きを咎めさせ給ひて命をも取らせ給へるなり、次に半生半死と有るは其事を釋せる如くして或は落又は死も爲けるを云ふなり、後の説は其亡にし人を此山の材を以て棺輿に造り、此ながら埋めける由にて、其死者の夥しきを云へり、然れば其中に云へる人命盡神と云へる是筑紫の本説にて、鞍轡盡之坂又山木欲盡の説は其に就て出來れる者にして、此彼別なる故事の有りしには非ざり、偕右の龜猛神は上に引ける肥前風土記に軍神と有る類にて、五十猛神と申奉る意に應に合へる者なり、記傳五（十丁）に右の文を引て、筑紫神は神名式に筑前國筭郡筑紫神社（名神大）有り、是なる可しと云はれき、貝原氏の和爾雅に筑紫在御筭郡原田村、五十猛命相殿寶滿明神と有り、其筑紫神社立たせ給ふ隣村に筑紫村と云ふ有りと土人云へり、（右の相殿寶滿明神と云ふは、式に同郡竈門神社名神大と有る是なり、今其山の一名寶滿山と云へれば、其神を故有りて此にも祀れるなる可し、偕此御社の祭神を玉依姫命と申傳へたるを、諸書に海神の御女なりと云ふは非にて、謂ゆる三女神に渡らせ給ふ由、傳十三卷に已に注せるが如し、故其三女神はしも、後度に御父大神と共に出雲國簸川上に天降り御在し坐しけるを五十猛神も再上りて共に天降らせ給へれば、其御事に就ても竝び御在し坐す事大に由有りと所見たり、）斯る所由に

や縁りけむ、大隅國噲啖郡韓國宇豆峰神社、式に見えたるは五十猛神なる可き事、下丹波國桑田郡伊達神社の下に云ふを見る可し、故上世には筑紫洲に名高き大樹多なり、景行天皇十八年御紀に、到筑紫後國、居於高田行宮時、有_{御木}僵樹、長九百七十丈焉、百寮蹈_{御木}其樹往來、時人歌曰、阿佐志毛能、彌_{御木}能佐鳥_{御木}廢志、魔幣_{御木}菟者彌、伊和_{御木}哆羅秀暮、彌_{御木}能佐鳥_{御木}廢志、爰天皇問之曰、是何樹也、有_{御木}一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未_{御木}僵之先、當_{御木}朝日暉、則隱_{御木}杵島山、當_{御木}夕日暉、覆_{御木}阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜_{御木}號_{御木}御木國と見えたる、此歷樹の事を古老に問はせ給へるを以て其僵れたりしは甚上代なりし事知らるゝを、時人も彌_{御木}能佐鳥_{御木}廢志と云へるを以ても古くより御木と云ひ來れるを知り、神木と詔給へる大御言に依りて神代の遺木なる事を思ふ可し、又此木の事に就て私記に、案、筑後國風土記云、三毛郡云云、昔者棟木一株生_{御木}於郡家南、其高九百七十丈、朝日之影蔽_{御木}肥前國藤津浦多良之峰、暮日之影蔽_{御木}肥後國山鹿之郡荒爪之山、因曰_{御木}御木國、後人訛曰_{御木}三毛、今以爲_{御木}郡名、櫟木與_{御木}棟木、名稱各異、故記_{御木}之と有りて、其木は別なる物から其高の同じきは右の一傳なる可し、肥前國の杵島藤津二郡相隣り、肥後國の阿蘇山鹿兩郡相近きが上に、日の長短に依りて蔽_{御木}ふ蔭も異なる物なりければ、事の別なるには非ざめり、本國神名帳に三毛郡正六位上大城神と有るや、其樹靈を祀れりしにて大樹神の意には有るべき、又肥前風土記に、佐嘉郡、昔者樟樹一株生_{御木}於此村、幹枝秀高莖繁茂、朝日之影蔽_{御木}杵島郡蒲川山、暮日之影蔽_{御木}養父郡草橫山也、日本武尊巡幸之時、御覽樟茂榮_{御木}曰、此國可_{御木}謂_{御木}榮國、因曰_{御木}榮郡、後改號_{御木}佐嘉郡、一云郡西有_{御木}川、名曰_{御木}佐嘉川、(中略)山川上有_{御木}荒神、往來之人半生半殺、(中略)云取_{御木}下田村之土、作_{御木}人形及馬形、祭祀_{御木}此神、必有_{御木}應和、(下略)と有る、荒神の事又往來

の人の半生半殺も上に云へる筑紫神の故事に似たるも、若くは同神にて渡らせ給ふが故に然崇はしく御在し坐すにや、又景行天皇十二年御紀に御木(木此云_{御木}開)川上と云ふ地名有るは和名抄郡名に豊前國上毛(加牟豆美介)下毛と有る是なり、其郷名に下毛郡小楠と有るは、古に大楠の有りけむに對へて云へとりこそ聞ゆれ、又豊後風土記にも球珠郡、昔者此村有_{御木}洪樟樹、因云_{御木}球珠郡と有るを、唐橋世濟が箋釋に郡南有_{御木}山、名_{御木}洪樟、一名_{御木}斷株山、高一里許、周廻二里餘、上平如_{御木}臺、相傳、古昔有_{御木}一大樟樹、樹高不知_{御木}幾千尺、其樹自_{御木}僵倒、土人伐_{御木}之斷_{御木}株、蟠根化爲_{御木}石、即此山也と云へるが、今も其僵樹の横たはれる山續き凡五里許にも有らむと云へり、右等の大樹共は必しも五十猛神の殖させ給へりとは非ざれども、此大神の筑紫洲に御在し坐しける昔思めかしきに就て今引出て少云ふのみ、(但此は物に所見たるのみこそ有りけれ、然る類の大木共古には甚なむ多かりけるげなるを、正しく書に載せずして土人の口傳にのみ遺れるも、此彼聞たる事も有なれども煩はしければ書さずてなむ、塵添塩囊抄に日向國韓生村、昔奇奇澁武別と云ひける人韓國へ渡りて此栗を取り歸りて殖たり、此故に韓生村とは云ふ、風土記に、俗語謂_{御木}栗爲_{御木}區兒、然則云_{御木}韓生村、蓋云_{御木}韓栗林、歟と云ふ事の有るも恐らくは此御時の御事を傳へたりし者なりけむかし、)○凡大八洲國之内は、右に始_{御木}自_{御木}筑紫と有りて、韓地より初めて其地に渡著かせ御在し坐して、其より大八洲國を往巡らせ御在し坐して樹種を播殖させ給へるなり、故此大神の御父子共に其御時に宮居を定めさせ給へるは紀伊國なる事云ふも更なれども、此時筑紫より御在し坐して此大八洲國を右よりや巡坐しけむ、左よりや經給へりけむ、傳無ければ今知るべからざる事云ふも更なり、然れども物に見えたる事跡を以て云はむも包ましき心ちの爲れば、今は右に巡らせ給へ

りし御事と見奉りて記し仕奉りてむ、神名式に、伊豫國新居郡伊會乃神社（名神大）伊豫郡伊會能神社二所御在し坐す、伊會は伊佐乎の切れるにて全く此五十猛神と聞ゆめり、風土記に、野間郡熊野峰所名熊野、由者、昔時熊野止云船設、此至今石成在、因謂熊野木也と有る、熊野は出雲紀伊の地名にて御父大神の由緒と云ひ、且天石船の事に思合す可し、又風土記に、上古湯湯谷上有大樹、一曰椋木、一曰臣木、其樹高聳、碧落、其枝葉如垂天之雲云々と有る、此を萬葉三（二十八丁）、山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌に、三湯之上乃、樹村乎見者、臣木毛、生繼爾家里と見えれば、此も甚々上代に在りし事なりけり、又臣木も大身木と云ふ事にて、素戔鳴大神より化出でたる由か、此御神等の御事に就て誰も知れらむ事ながら、此國に名高かる扶桑木の有りけるに思合せられずも非じかし、國人僧明月が著せる扶桑樹傳と云ふ物有る、其に我郷有扶桑樹、而地僻人質、世々未傳之、豈不遺憾乎、客歲余南遊登海上諸岨、以槩見扶桑之舊蹤、其山海之間巨巖細石盡有美質、色則玄黃紫赭青白純雜無軌、余熟視之、愈是木之化石者也、故縱橫木理備存焉、其焦而埋者今見在伊豫喜多二郡山海數十里、其海潮之中往々有磯者、其上潮勢極惡、判然不可由焉、海舶之所畏憚也、其最適者、暮春之初、海潮大落則揭厲、就之用獨頭斧剖取之、余亦得之而還、其質如炭堅實純粹、研之則黑於漆、光溢澤流焉、得者珍重、古稱扶桑樹、余觀之、匪聞斯傳之也と云へる、此大樹の石と化て伊豫喜多二郡に在る伊會乃神社の御事に由有りて聞ゆ、然るを日向風土記に、卷向日代宮御宇大足彥天皇之世、幸兒湯之郡、遊於丹裳之小野、謂左右曰、此國地形直向扶桑、宜號日向也と有る、此は其景行天皇十七年御紀に幸子湯縣、遊于丹裳小野時、東望之謂左右曰、是國也直向於日出方、故號

其國曰日向也と有る同じ事なるが、直向於日出方と有るに依りて日向と號けさせ給へる由なるは聞えたるを、右に直向扶桑と云ふを以て日向と云はむ事甚謂れ無きを以て案ふに、當昔猶伊豫國の扶桑樹有りつるが天を覆ひて立榮えたりし程にて、天日の御影も此樹抄より匂ひ出でさせ給へるは然る物にて、其扶桑と云へるなむ即ち謂ゆる檜なりけむが、事打向ひて同じ言なる故に日向の國名とは成れるにて、向於日出方と云ふも向扶桑と云ふも右の一傳なりしなりけり、猶神名式に越智郡大須伎神社樟本神社など、木名を以て稱奉るも由有りける事共なり、(平田翁の大扶桑國考に右の文を引て云く、「此埋木を扶桑木と決めたるは信られぬ説なり、國人は扶桑木と云ふも由有る趣なれど、多くは桂と云傳ふるとぞ、己も其木を得て藏たるに其質は石炭の如くにて堅實なるが、漆よりも黒く木理は詳ならねど實も桂木にやと思ふ質の無きにも非ず、又質の然しも堅黒ならぬ所は櫻には非ざるかと思はるゝも多かり」と云ひて、良も爲れば扶桑を櫻なりと云ふ方人に爲る事なれども、彼日向風土記を讀得る上は、疑を遺す可きに非じかし、且扶桑と山名の富士とを一に混らして云へる説共は有るべかしくも非ぬ強説なれば、今云ふ限に非ずなむ、) 儲筑紫より伊豫を経て其落著かせ御在し坐し、地は即紀伊國なる可きは、下に即紀伊國所坐大神是也と結め、次の一書に、凡此三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也と有る、即神名式に、紀伊國名草郡伊太郎會神社（名神大、月次相嘗新嘗）大屋都比賣神社（名神大、月次新嘗）都麻都比賣神社（名神大、月次新嘗）と有る是なり、此御社の御事下及卷二十六に注し奉る可し、又同式に同郡伊達神社（名神大）社傳に祭神一座五十猛命と云へる實に然る説なり、同郡志磨神社（名神大）御在し坐すを、此は謂ゆる三女神に渡らせ給へるに、神階の御事など何時も等しく諸共

に預り給ふなど、然有りぬ可き神等の御由縁になむ渡らせ給へりける、仁明天皇御紀に、承和十一年十一月己酉朔辛亥、奉_レ授_レ紀伊國從五位下志摩神伊達神靜火神竝正五位下、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙巳朔乙丑、紀伊國伊達神志摩神靜火神、竝加_レ從四位下、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_レ紀伊國從四位下伊達神志摩神靜火神竝正四位上、と有りて諸國に在らゆる伊達神社にては此に勝らせ給へるなむ無かりける、(右の靜火神の事は此に然しも拘はらざるながら、右の三時共に竝ばせ給へるに依りて、有やう有りなむとて今は本の任に引きつ、此御社今は若山の小野町と云ふに立たせ御在し坐すとぞ、) 和名抄郡名に山城國紀伊(岐)と有り、郷名にも紀伊郡紀伊と有るは此五十猛神の御事にや因れりけむ、上に引ける神名式に相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社(大、月次新嘗)と有り、此御神と思しきを、又紀伊郡稻荷神社三座(竝名神大、月次新嘗)此御社の御事は傳八又廿四に注せるが如く、中社は素戔嗚大神の御子宇迦之御魂神に渡らせ給ひ、上社は御父素戔嗚尊、下社は御母神大市姫命になむ渡らせ給へば然せる事も無きを、其社記に、神祇拾遺云、龜山院弘長六年、加_レ田中四大神_二爲_レ五座_一也、田中神者三峰地主乎(一説云大已貴命)四大神者四柱兒神也、五十猛大屋姫柁津姫事八十神也と云へるを、田中社は神名式に謂ゆる飛鳥田神社(一名柿本社)四大神は御諸神社の御事なりと云へり、若て同書に舊傳云、當社素戔嗚尊鎮座其一也、然則相此神愛木勿論敷と有りて、右より稻荷山の神木として持齋くめる相をしも素戔嗚大神の御事に係りて申せるも、此第五一書に乃拔_レ鬚髯_二散_レ之即成_レ杉にも合へり、歌には千載集に「稻荷山標_レの杉の年奮りて、三の御社神佐備にけり」夫木集に、「二月や今日初午の印とて、稻荷の杉は本つ葉も無し」又、「稻荷山杉の青葉を挿しつゝ、歸るは著き今日

の諸人」と有りて其古き事知られたり、偕四大神の御事は神祇拾遺に出でたるも右と同説にて、松尾七座の中にも四大神と申す御在し坐せる、共に五十猛神以下の御神に渡らせ給へれば、御父大神の御由縁と申し紀伊と云ふ郡名郷名に就ても、神代の御事迹なる可き事申すも更なりかし、(但稻荷五社の事は右に引ける社記の趣にては龜山院天皇弘長三年よりの事なれども、宇治左大臣頼長公の台記に、久安四年四月二十六日宿衣詣_レ稻荷と有る下の自注に、田中四大神兩社幣加_レ奉之、中社下社同以參詣、田中幣於_レ下社_二奉幣之時取_レ加四大神之幣_一、於_レ中社_二奉幣之時、取加歸洛用_レ歸坂と有る、此本文は上社に詣給へるなるが、中社下社に詣で給へる時に田中四大神の幣をも共に奉らせ給へる由にて、當昔已に五社の氣はひなるを見奉る可し、其後の物には東寺に傳はる寛正年中の古文書に稻荷五社大明神と見え、神祇伯忠富王記の永正二年三月七日稻荷祭禮服裁案に稻荷五社と見えたり、此四大神はしも右の如く此地に就ては甚止事無き神になむ渡らせ給へりける、又此近傍にて大和國葛上郡、攝津國能勢郡、近江國伊香郡多太神社坐すは、出雲風土記に謂ゆる衝梓等乎而留比古命にして五十猛神の御事なる由、次々に云明らむるを以て知るべし、) 又神名式に伊豆國賀茂郡伊太氏和氣命神社坐せり、此五十猛神を伊達神とも韓國伊太氏神とも申奉る御名御在し坐せる上に、例の和氣の言を添へて稱奉れるなり、文德天皇實錄に、嘉祥三年六月戊申朔庚戌、伊豆國伊太氏和氣命授_レ從五位下、仁壽二年十二月癸亥朔丙子、駿河國伊太氏和氣命神加_レ從五位上、齊衡元年六月甲寅朔己卯、伊豆國伊太氏和氣命神授_レ從五位上と有る、此二度共に同階なる事疑はし、右の仁壽の度なるは國名も違へれば草案などの混入たるにて、其一行れる者なる可し、又伊太氏和氣命を伊太氏和氣命と爲るは氏と豆と音の通へるにて、奇珍らしき事な

り、然も通はし申習へるにこそ、又式に同郡杉梓別命神社坐せり、伊豆志と云ふ物に云へらく、「當郡田中村に來宮有り、五十猛命を祀る杉梓別命にて川津十七村の惣鎮守なり、慶長の札に木野大明神と有り、祠傍の古樟樹十三抱許、又膽八の大樹二株有り、末社に小鳥と云ふ有り、又當郡佐々原比咩神社の坐す篠原村に蔭山明神有り、慶長の札に當所鎮守木宮大明神部類眷屬百廿社内也と有り、又同郡八幡村に木宮明神有り、大見十六村の惣鎮守なり、相傳へて式内杉梓別命なりと云へり」(探要)と有り、上にも注せる如く那賀郡走湯にも來宮明神と申して熱海郷の惣鎮守にて渡らせ給ふなど、彼國にては所狹き神に御在し坐すなるは神代よりの御事なるも著く、同郡志理太乎宜神社坐せるを、同書に、「賀茂郡白田村に坐す素戔嗚尊を祀り、後八幡を配す、貞和三年の棟札に白田宜濱神社新羅擁護神也と有り、野州岩船山と同神なり」(下略)と有り、此神名は志理太は上に已に設ける後方にて皇太御國の膏穴に在る國の謂なり、乎宜は招にて彼韓招に等しく、彼國は更にも云はず、遠き國々をも八十綱打掛けて引寄するが如くして、皇御孫尊の大朝廷に令仕奉給ふ由なり、次の一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也と詔給ひて事議らせ給へる此御言を以て想像り奉り知るべくなむ有りける、然れば此二大神の大八洲國を巡りて木共を殖度し御在し坐す時、東國に物爲給へる間の御座は此國にてこそは有りけらし、(右の杉梓と云ふは萬葉三卷十六丁に、何時間毛、神左備禰留鹿、香山之、鉾楯之本爾、薛生左右二と有る鉾楯に同じく、楯木の末尖りて矛の如く嚴めしく立てるを云ふなり、或人出雲風土記に謂ゆる衝楯等乎而留比右命同神かと云へり、此神の御事は傳二十四卷に説き奉れるが、其或説實に謂れたる可し、其は、「衝楯は都伎富許なれども、次を須伎な

ど云ふ音轉の例にて杉梓ならむも知るべからず、若然る時は神名式に謂ゆる和泉國大鳥神社鉞鞞と有る是なり、偕此國に古甚じき大樹の有りけるも若くは然る由縁なるなどにや、古事記高津宮段に此之御世兎寸河之西有一高樹、其樹之影當且日者逮淡道島、當夕日者越高安山と有る、兎寸河は其國人中氏の苞菑獨語に兎寸は登能岐と訓むべし、和名抄郷名に大鳥郡常凌、今爲深井不加井と有る是なり、神名式に等乃伎神社鉞鞞と見え、姓氏錄和泉國神別天神に殿來連と云ふ有るも是より出でたる姓氏なり、今も富木村とは云ふを當昔伐て鹽に焼けるも著く、其所に伽羅橋千貫橋と云ふ地名今も遺れり、凡て年久しく經たる木は名香の薰り有る物なれば、然る事の故にこそは右の橋名とは成りたりけめ」と云へり、偕右の大木共を以て神代の五十猛命の御事の證には立つまじき物から、其大鳥神社の由縁も著々しきが上に、兎寸は元より鳥木と云ふ事にて、船に天鳥船など云ふに同じきを、大鳥と言の本は別にして一に合へるが珍らしければ今云ふのみ、) 神名式に常陸國那賀郡青山神社坐すを、二十八社鎮座と云ふ物に、今屬茨城郡、在青山村、祭神五十猛命一名大屋彥命、素戔嗚尊子也と有るは、此に始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神と有るに取て後人の推當たる者ならむかとも思ゆれども、傳二十一に注せるが如く、當國には素戔嗚尊奇稻田姬命は更なり、御子神等の社々數多に御在し坐せば、強たりとは定む可からずなむ有りける、和名抄郷名に鹿島郡大屋と云ふ有るも紀伊國名草郡大屋郡の有るに思合せらるゝ事なりかし、又東山道の國々には神名式に、近江國蒲生郡大屋神社、今日野の南半里許十禪寺村に在りと云へり、此に就て綿向社記に、「必佐郷上迫村に杉山明神と申す有り、所祭大山祇命、古此山中にて宮材を引ける時其本末を伐て祭りけ

る神なり、上古に宮材を引かせらるゝに紀伊國三木郷より番匠移れり云々」と有るも近き傍なれば由有るに似たり、又伊香郡に多太神社兵主神社相並び、又今昔物語に見えたる栗太郡に、「大なる柞木生ひたりけり、其圍五百尋なり、然れば其木の高さ枝を指したる程を想像る可し、其影朝には丹波國に差し、夕には伊勢國に差し、然る間に其國の志賀栗田甲賀三郡の百姓此木蔭に覆はれて日常らざる故に田畠を作得る事無し、此に依りて三郡の百姓等天皇に此由を奏す云々」と有るも思ふ可し、偕天下に比無き良材を出す信濃國の木曾山は全く此大神の御名に由れり、紀伊國の伊太祁曾神社を續紀に伊太祈會神と見え、和名抄に伊太祈會神戸と有り、今唱ふるにも然なるを思合す可き者なりかし、又神名式に陸奥國磐城郡佐麻久嶺神社有るを、磐城志に在_ニ城巽廿餘町中山村_一、祭神五十猛命、例祭四月八日と見えたり、又色麻郡伊達神社(名神大)と見ゆ、和名抄郡名に色麻を志加萬と有るを、播磨國の郡名_{シカ}饒磨と其訓一なるに郷名に饒磨郡迎達(印多知)と有るも右の伊達に同じきを、神名式に、饒磨郡射楯兵主神社、揖保郡中臣印達神社(名神大)など御在し坐せる共に由縁有る御事なる可し、又右の色麻郡に並びて玉造郡温泉神社御在し坐せるに、出雲國意宇郡玉作湯神社同神坐韓國伊太氏神社相並びせ給へるも、此御事に就ては又差無からじやは、偕和名抄郡名信夫の下に志乃不國分爲_ニ伊達郡_一と有りながらに、其信太郡にも伊達郡にも其に屬る郷名を載せざるは、其近傍共に國造本紀に謂ゆる信夫國にて一國なりし故に、郷名などは佗郡に收たる任に改めざりしにや、然れども神名式には信夫郡五座と出て神社の名を載せられ、今も信夫伊達と云ひて、共に各々一國とも云ひつ可き程の大郡にて、色麻郡など云ふは已に亡て、觀跡聞老志に、按色麻郡不_ニ詳_一其地、加美郡有_ニ四竈_一者、是古之色麻地而、(下略)と云へるが如く成れり

しなり、又和名抄郷名に安達郡伊達柴田郡新羅など云ふ有るも決めて此神に就る神跡なめりかし、(又安達を下に安多知と注せる、其安達伊達共に言の相近きは、若くは安達は大伊達にて其に對へたる名にや、然れども萬葉七卷三十二丁に、陸奥之、吾田多良真弓、十四卷十五丁陸奥歌に安太多良乃、禰爾布須思之能、十六丁に、美知乃久能、安太多良末由美と有るを、神樂歌に安太知と換へたれば、元は安太多良なりしが切れるなり、然れども達を多々良と云ふべければ別の事には非ざめり、猶傳二十七卷に説くべければ考へ合す可し、)又式に、若狹國遠敷郡、加賀國能美郡に多太神社坐せる、其由は下に云ふべし、又和名抄郷名に越前國今立郡大屋有り、此に就て其由縁を索るに、神名式に同郡敷山神社坐せり、但其は四神出生章第八、一書に謂ゆる籬山祇神(籬此云_ニ之伎_一)かとも思ゆれども、此を繁山と見る時は其青山成せる御事に通ふを、上にも注せる敦賀郡白城神社信露貴彦神社共に御父素戔嗚大神と思しきに就て、敷山神社は五十猛神にては坐さじかと云ふなり、同郡劔神社、又天利劔神社坐すは、此神を都留伎日子命と申す御名に通へるをも思ふ可し、加賀國江沼郡御木神社有り、又能登國鳳至郡鳳至比古神社、同抄郡名に鳳至(不布志)と註せれども、式には郡名神名共に布宜志と訓める其に従ふ可し、彼國名勝志に、「天冬衣神にて大汝命同體なり、大神の退治給ひし鷲の骸を收めたるより鷲藏宮と云ひしを、字音に重藏宮と云ふと云へり」と有り、其大汝命と同體なりと云ふは非ぬ事なれども、此神社を天冬衣神と傳ふる事決めて古傳なり、偕此鳳至比古神と申奉る御名は殖木知彦神と申す義にて、彼樹種を大八洲國に播殖して青山と成させ給へる御功を以て稱奉れる御名にて、上に已に注せるが如く、古事記の天之冬衣神は天之殖木主神の義なり、此に天之菅根神と有るは天之殖木根神と申す義なるにて、冬

衣も青根も鳳至も其意終に一に歸めりかし、偕此鳳至の字を當られたるに意有る可し、名勝志に、「能登國は往古羽
昨の鴻より能登郡海道を経て内浦田鶴濱石崎など云ふ所海續きにて島國なりし時は、人も住まず有りしに依りて怪鳥
大蛇の栖處にて有りしを、氣多大神此を退治有りしより人家出來て一國と成れる由、山田の龍大明神鷲宮八幡宮の社
傳に遺れり」と云へる、此氣多大神は本殿は大穴持命、奧社は素戔嗚尊稻田姬命に渡らせ給へるが、此時未大穴持命
の生れ坐さぬ以前の事にし有りければ、素戔嗚大神の五十猛神の其怪鳥大蛇を退治させ給ひて、樹種を殖させ給ひ、
後に大巳貴命の此國を造らせ給へる事を一に爲て、天冬衣神大汝命同體なりと云傳へたるにや、然れども此鳳至比
古神社を鷲藏宮と云來れるは更なり、次に云へる佐渡國に度津と申せるは必此より物爲させ給へるなる可く思ゆるを
以て、其以前なる事は知らるめり、(又當郡白比古神社坐すも、右に謂ゆる白城神社信露貴彦神社と同じく素戔嗚大
神に渡らせ給ふ可し、又久志伊奈太伎比咩神社も別に坐すなど少縁の由緒には非じかし、又羽昨郡羽昨神社坐すも右
の大鷲の故事に依れるなる可し、偕又出雲風土記國引文に、高志之都々乃三埼矣、國之餘有耶見者と有るも當國珠洲
郡なる可く、須々神社と云ふも式に見ゆ、) 又神名式に佐渡國羽茂郡度津神社、古本書入、又一宮記神名帳頭注等に
五十猛神也と有る實に然る言なり、此度津の事は傳二十六に云ふべし、欽明天皇四年御紀に、越國言於佐渡島北御
名部之碇岸、有肅慎人、乘一船船而淹留、春夏浦魚充食、(中略)於是肅慎人移就瀬河浦、浦神嚴忌人不
近、渴飲其水、死者且半、骨積於巖岫、俗呼肅慎隈也、と有るを、釋に浦神若度津神社歟と云へる實に其如くに
て、浦神嚴忌と云ひ死者且半と云ふなど、上に注せる筑紫神の御事に似たるも、實に五十猛と御名に負せ御在し坐す

如く龜く猛き神に御在し坐すが故に其御祟も甚しく渡らせ給へるなり、又雜太郡御食神社飯持神社有るは、御木神社
木持神社の意ならむかとも所思ゆ、此に吾黨大瀧光賢云はく、「去し弘化四年五月の事かとも、越後國磐船郡の海
邊に逍遙せむと、其頃宿れる出羽の國境なる大川と云ふ村より出立て行かむと爲るに、其邊の海岸には巖峙ち磯嶮し
く爲て、歩よりは一足も進む可からずなむ有りければ、船路より行くに晝に書ける知らぬ國の山水の圖思をえて、峰
嶺は唯一枚の木化石にして土は朽木より化れる赤土の少か有るのみなるを、所狭く松木の生立てりけるを浪風に荒る
ゝげにや、若ても千代は經にけるかと思ゆ許り瘦體ひたる老木なりけり、四里許有りて寒川と云ふに著く、其見渡し
たる向岑に松蔭と云ふ有りけり、船人の問はず語を聞くに、「古昔弘法大師來りて板貝と云ふ邊より松の種を蒔初め
て此處に至りける頃其木種の盡竟にければ、蒔納めけるより松限と號けたるを、後に訛りて松蔭とは云ふなり」と云
へるに心留りて思へらくは、其弘法と云ふや彼は紀伊國の高野山を開きて住みける法師にて、世に奇異しき事とし云
へば神代の事と雖も彼が名を以て傳ふめる俗の習はしなりければ、然僻傳は物爲けれども其故無きには非ず、此五十
猛神をば御紀に即ち紀伊國所坐大神是也と見えたりければ、神代に大八洲國を巡らせ御在し坐して、此邊迄も樹種を
播殖させ御在し坐しける傳の有りて、紀伊國の大神の御所爲なる事を且々知りて云來れるを、後に其大神なる事を忘
れて紀伊國の大師と云ふ事に思違へ言誤れる者なる可くして、斯る傳説は猶諸國にも必有るべかしき事なりけり」と
云へるは事實を踏みて慥なる云事になむ有りける、傳二十六に注せるが如く、其高野山を主領き在す高野御子神はし
も五十猛神の亦名と所思しければ、此御神の御事を法師に託て傳へたるにて、右の光賢の説實に謂れたり、其山中に

神名式の漆山神社御在し坐せるを、主計寮式に越後國漆と云ふ有りて此近傍には殊に其木の多在るを、皇國の中にも佳き漆なるなどを思ふに、此に不_レ殖_二韓地_一、盡以持歸と有るには皇神等の深く御心を用ひさせ御在し坐しけるにて總て皇大御國の物はしも、萬國に卓れて美たき中に漆の強くて光澤有ると、紙の白くて堅實なるとは、神代に用ふる事無くして後世の大なる利用と成り、我其美を知らずして夷狄より實に乏しむ欲する物なむ此二種なりける、皇神等の遠き世を見徹し坐せる御所置なむ、仰ぎ奉るにも猶心足らず思ゆるなる、(但漆山神社を五十猛神なりと指定めて今云へるは非ざれども、世人此皇大御國の美を云ふとは稻穀の味き事などをのみ常に云ふ事なれども、漆と紙との天下萬國に勝りて美たきを云はず、近頃外國より頻に乞望むに依りて、漸くに我が卓絶たる事を知るなむ遅き心なりける、然るを世には猶許多の癖者有りて、我が漆と紙を外夷の乞ふに隨ひて渡し、彼より其代に易ふる性脆き漆器を遊び、用にも立たざる紙を悦ぶなむ實に淡め惡む可き事なりける、) 神名式に丹波國桑田郡伊達神社、今龜山より北西の方に宇津根村と云ふ有りて其地に御在し坐すと云へり、此地名上に引ける式に大隅國噲啖郡韓國宇豆峯神社坐せる其名と似通ひたれば、決めて故有るべき事なる可し、和名抄郷名に但馬國養父郡大屋有り、式には同郡夜伎村坐山神社、此は郷名にも養耆(也木)と有りて別なれども、今地理を見るに大屋郷と相接ければ、若くは夜伎は屋木の義にて此も一の神迹なる可くや、又七美郡多佗神社小代神社二座伊會布神社見えたるも、傳二十四に注せるが如く出雲風土記に、秋鹿郡多太郷、(中略)須佐能乎命御子衝杵等乎而留比古命國巡行坐時、(中略)靜坐、故云_二多太_一と有りて其未官知の中に多太社同多太社有り、偕此神は伊豆國賀茂郡杉杵別命神社同神なる可き由上に注せれば、右の多太神社

小代神社は共に此神に坐し、伊會布神社は有功_二之神_一の訛れるにて、共に五十猛神になむ渡らせ給ふ可かりける、又同式に因幡國邑美郡中臣崇健神社有る、此は下に云ふ播磨國賀茂郡崇健神社と同じく共に五十猛神に御在し坐すが、因幡志と云ふ物に、「今三戸古保久末村に在り、岡森天王と稱す、土人云、此神形甚太し、神託に云はく我形體林梢と等し、尋常の小祠に居る事を得ず、社宇を作る可からず云々」と有る神託は、此岡森の林梢を以て神體と爲て御在し坐す事を詔へるに言を加へたりし者にて、其も木を殖給へる神に坐せばなる可し、(偕此に中臣と冠らせ奉れるは、播磨國揖保郡中臣印達神社名神大と有る、其中臣は郷名なるにて、謂ゆる中臣神中臣氏などの中臣には非ず、此崇健神を五十猛命と爲て見るに、神名式に隱岐國穩地郡天健金草神社は此神なる可し、扶桑略記に、延喜六年七月十三日隱岐國言、從_二坤方_一猛風高吹、天健金草命託宣、新羅賊船數艘浮_二居北海_一、我爲_レ退_二彼賊_一、令_レ吹_二大風_一者如_二帆柱_一木等流著、是新羅賊船帆柱木者、神明所_レ告其徵如_レ此と有る、此新羅國に神威を示し給へるは全此五十猛命なる可し、天健は五十猛に同じく、金草の事は未思得すと雖も、木種を殖給へる御事に似著て聞ゆめり、和名抄郷名に當郡都麻と有り、紀伊國名草郡都麻神戶に思合す可し、) 又神名式に、出雲國意宇郡玉作湯神社、同社坐韓國伊太氏神社、揖夜神社、同社坐韓國伊太氏神社、佐久多神社、同社坐韓國伊太氏神社、出雲郡阿須伎神社、同社神韓國伊太氏神社、出雲神社、同社韓國伊太氏神社、會只能夜神社、同社韓國伊太氏神社と有りて何れも押立て一柱にて御在し坐さず、右の六社に坐せる共に從祀にて御在し坐せる状態なるに必由有るべき事なり、然るは此大神はしも素戔嗚大神の御爲には長子に御在し坐して、其初高天原より天降り御在し坐しける時、御伴神と爲て從ひ奉らせ給ひ、諸の樹種を播殖さ

せ御在し坐して大八洲國を悉くに青山と成させ給ひて、有功之神と稱奉る許の大なる御德御在し坐しけるは然る物にて、韓國伊太氏神とも申せば外國をも造立てさせ給へる御功なむ渡らせ給へれども、天下經營の御事に就ては御父大神より直に大國主神へ授け受させ給へる御次序なれば、此五十猛神の御功は其上を輔相給ふ御事に當りて、表立ちては大國主神の御業なるから、五十猛神一神の御社は格別にして、右の六所の如きは必共に相並ばせ給ふと雖も、正祀には立たせ御在し坐さざる御事となむ伺奉られたりける、猶當國には此大神の御社にて別御名なるも多在り、傳二十四に注せる風土記に、島根郡山口郷、郡家正南四里二百九十八歩、須佐能烏命御子都留支日子命詔、吾敷坐山口處在詔而、故山口負給と有るは、彼神劍を奉る天に參上らせ給へる御功に就て負坐せる御名にて、神名式に謂ゆる當郡布自伎美神社多氣神社是なり、又其に注せる同記秋鹿郡多太郷、郡家西北五里一百二十歩、須佐能乎命御子衙杵等乎而留比古命、國巡行坐時至此處而詔、吾御心正照明正眞成、吾者此處靜將坐詔而靜坐、故云多太と有る、此も五十猛神に御在し坐すめり、其未官知社の中に多太社同多太社と有る是なり、又上に注せる同記に、飯石郡來島郷、郡家正南三十六里、伎自麻都美命坐、故云支自眞(神龜三年改字來島)と有る故は其新羅より始めて肥前國杵島山に著かせ給へる時の御名にて、同じ神に御在し坐すべき御事申すも更なり、偕此一書の始に、新羅國より此國に御在し坐し著かせ給へる趣なるは事の混れたる僻事と思しけれども、後の御天降の時には御父大神の御伴に簸川上に天降り御在し坐して、御父子共に此國に御在し坐しける事、傳二十一卷より以下條々に論め云へる如くなりければ、餘國には勝りて此御社なむ多かりける、同記に鳥上山トウカミヤの所在は仁多郡なるに、今船通山と云ふは、天磐船に乗りて天

降らせ給へる跡處なるが故なめり、神名式に仁多郡伊我多氣神社、杵築社記に五十猛命曰伊賀多氣大明神是也と所見たるも、同郡内と云ひ然る由縁なむ御在し坐す御事なりけらし、(偕右の會只能夜神社の御事に就て考有り、會只是退にて夜は宮なる可し、若て若は素戔嗚大神の天より御在し坐して、彼會戸茂梨の處に御在し坐し、など、天神に憚り奉らせ給ひて退き住ませ給へりし程の御事に因りて然稱奉れるなる可し、風土記に、神名火山、郡家東南三里一百五十歩、高一百七十五丈、周一十五里六十歩、會支能夜社伎比佐加美高日子命社、即在此山嶺、故云神名火山と有る、此御名古事記玉垣宮段に謂ゆる出雲國造之祖名岐比佐都美と見えたる其人を祀れるならむとは誰も思ふ事なれども然らず、此神名の伎比佐は木總キノサカにて、萬葉八卷三十七丁に、瞿麥、花總手折、十七卷十七丁に、布佐多乎里家流、乎美奈敵之香物と云へる布佐是なり、若て伎比佐加美と云ふ時は木總神と申す事にて、此に莫不播殖而成青山焉と有る其御成業を以て稱奉る御名なめり、若て高日子命と申すは天孫降臨章に出でたる大己貴神の長子を味耜高彥根神と申奉る高彥根と同じく、此も長子の謂なる可し、偕此素戔嗚大神の御子には三女神も御在し坐せども、其は別なる由緒有りて此列には坐さずして、唯五十猛神はしも打任せて長子と申奉る狀に御在し坐せば、然申せるにこそは有るべかりけれ、若て其岐比佐都美と云ふ名も其と同じ義にて、古事記に饒青葉山而立其河下、將獻大神食之時、御子詔言、是於河下一如青葉山者云々と有る、其勤勞を以て賜へる名にて、木總の意は等しくは有れども、彼は神名此は人名にて、其言の同じくこそは有りけれ、其と此とは打混らすまじき事になむ有りける、此事傳二十七卷にも云へり、) 神名式に、播磨國饒磨郡射楯兵主神社二座、和名抄郷名に迎達(伊多知)と有るは全く此神に因

れる事と所見たり、) 上に注せるが如く陸奥國色麻郡伊達神社(名神大)と有るに、郡名郷名共に相等しき事故有るべし、播磨風土記饒磨郡伊和里條に、昔大汝命之子心行甚強、是以火神患之、乃到因達神山遺其子汲水云々と有る、因達神山決く此地なり、又、因達里、右稱因達者、息長帶比賣命欲平韓國、渡坐之時、御船之前伊太代之神在、於此處、故因神名以爲里名と有る、是、因達郷名の起る所以にて、鎮座は神代よりの事なるは、大己貴神の古に已に因達神山の名有るを以て知るべし、偕同國假字風土記と云ふ物に、「射楯兵主神社、古は饒西郡矢落村と云ふに有りしを、今は辻中村に移す、大己貴命五十猛命二座なり」と云へるは然る事にて、實に射楯神は五十猛神に御在し坐し、兵主神は大己貴神に渡らせ給へり、又同郡白國神社、陽成天皇實錄に元慶二年六月十七日辛巳、授播磨國從五位下白國神正五位下と有る、是即廣峰山の東の山足に今も白國村と云ふ地に御在し坐す神なる可きが、白國は若くは新羅國の略と聞ゆ、傳二十一に注せるが如く、其廣峰山の神をも牛頭天王と申習ひて世に素戔嗚尊と申奉り、山城國祇園神社の本社たる由なるが、二十二社注式に始めて北白河に移し奉る事所見たり、然れば其白國神社は右の廣峰なるにて、都の白河と云ふも其神の御在し坐しける事に就て出來れる名なるにや有らむ、何れにしても右の射楯兵主神社には大に因有る御事になむ有りける、又式に揖保郡中臣印達神社(名神大)、和名抄に同郡中臣郷有れば、其地に御在し坐す例の伊達神なりけり、或説に、今龍野と云へる地名有る是なる可しと云へり、如何にも其地に就て御社の所在を求む可き事なりけり、又賀茂郡崇健神社、上に引ける因幡國邑美郡中臣崇健神社と合せて思ふに、中臣は右に云へる郷名なるにて、崇健を多加多郡と訓むは高猛と云ふ事にて、全く五十猛神の謂と聞ゆれば、右の揖保郡に渡ら

せ給へるなむ此本社なるにて、決く五十猛神の亦名とこそは所見たりけれ、(播磨風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井矣、只朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、乃伐其楠造舟云々と云ふ事有り、此木の事傳二十六卷に注す可し、又今も三木と云ふ地名の有るなど、此國にも上世は甚々大なる木共の多在りけむと所思えたり、決めて神世の遺木なる可き事云ふも更なり、又神名式栗原郡伊和坐大名持御魂神社名神大を、其國の續風土記と云ふに、中九所神祕、東五十猛命、西大己貴命と有り、故有る御事なる可し、播磨風土記に謂ゆる宇頭河此に由有るか、傳二十七卷考合す可し、) 右の如く大八洲國內に在らゆる神社を擧げ、地名を標して云ふ中には、神代よりの事のみにては有るまじきも、夥多に有りぬ可き事にては有れども、大凡は此大神の國巡り御在し坐しけむ御道次を以て唯如此もや御在し坐しけむと、當昔の御消息を想像り奉る可き種はひにとて然なむ注し奉れるを、僅に書典に見當れるだに如此こそ有りけれ、猶遍く尋奉らむには、社傳の舊記古老の口傳に遺れる故事なむ多在りぬ可き御事なりかし、偕此皇大御國はしも、皇神の愛くしき國と美たく麗はしく作固めさせ御在し坐さむ御心御在し坐すが故に、此素戔嗚大神五十猛神共に天上より天降り御在し坐したる後に、韓地には流離らはれ御在し坐しながらも、猶此大御國を青垣山と瑞々しく装ほし立てさせ給はむと爲て、其携へ御在し坐しける天津樹種の盡は彼地に留めさせ給はず持歸らせ御在し坐して青山と成させ御在し坐しけるが故に、山水の清く秀たる事天下萬國に又比類無きなむ、然は云へ此二大神の尊き高き廣き厚き御靈の幸ひには有りける、(然るを斯く皇神等の大御心を用ひさせ御在し坐しける大御心を跋りも見ざる輩多くして、現在に常見る青垣山の躑はしきを愛づる心は無く、却らまに知らぬ境の遠き國なる山

水に心を奪はれて、青山よりは枯山を美たがり、清河よりは濁流を好むめるこそ甚無狀き事なりけれ、然る狂心の慕りにや有らむ、皇神等の萬國の美を引寄せ給ふ御心をば知らず、日々に人の利用と成す米に絹に綿に紙に、國土人民の爲に備へ給ふ珍寶を渡して無用なる奇玩に易へて犬戎に窘められ、帝王に違き國體を損ね國格を亡ひても、負けじ魂に國を富まし兵を強く爲と云ひて小民を欺き俗士に銜ふ奸吏、五月蠅の如く群がり競ふこそ心痛き事なりけれ、○播殖而は、上に注せるが如く、此五十猛神の御祖を大夜乃女命と申す其御弟に惠乃女命と申す有るは殖之女の義なれば、此も其を得て殖字を訓むべきなり、然るに本に麻伎意富志氏と訓習ひたれども、其は次の一書なる播生の訓にぞ當る可き、私記に播殖を萬支宇惠且と有るは實に然る言にて、上に不殖_ニ韓地_トと有りし不殖字を宇惠受と云ふからは、其に應へて然なむ有るべき所なりける、萬葉三(二十五丁)に、東市之殖木乃、木足左右、八(二十三丁)に、吾屋戸爾、殖之藤浪、九(二十二丁)に、殖木實生時、十(十九丁)に、木高者會、木下殖、十一(十一丁)に、我二人、植松木、十四(二十二丁)に、宇惠多氣能、毛登左倍登與美、十七(十丁)に、珠爾奴久、安布知乎宅爾、宇惠多良婆、十九(十七丁)に、花橋乎、屋戸爾波、不殖而、又(二十五丁)、吾屋戸能、殖木橋、二十(五十五丁)に、安之比奇能、夜都乎乃都婆吉、都良々々爾、美等母安加米也、宇惠且家流伎美、又(五十九丁)、宇具比須波、宇惠木之樹間乎など有り、偕此の文に就て古語拾遺神武天皇段に、仍令_ニ天富命_ニ繼_ニ日鷲命之孫_ニ求_ニ肥饒地_ニ遣_ニ阿波國_ニ殖_ニ穀_ニ麻種_ニ(中略)所以郡名爲_ニ麻殖_ニ之緣也、天富命更求_ニ沃壤_ニ分_ニ阿波齋部_ニ繼_ニ住東土_ニ播_ニ殖_ニ麻穀_ニ(下略)と有るも同格なり、上には唯殖字を置きて下に播殖と云ふ事此の文格に彷彿たり、若は播は樹種をなり、殖は其苗をなり、概ては唯字々とのみ

云ふ事なれども、判ち云ふ時は右の如き差別有る事になむ有りける、(右に引ける拾遺なるも然り、麻は種子なれば播なり、穀は苗なれば殖なり、猶傳二十六卷考合す可し、因に云ふ、此文地神本紀には倒反して殖播の字に作り、)文選東廣微補亡詩に無_ニ高不播_ニ無_ニ下不植_ニと有るを考ふ可し、通證にも獨斷に播殖百穀と見ゆ、○青山は、古事記八千矛神の御歌に、阿遠夜麻邇、奴延波那伎、佐怒都登理、岐藝斯波登與牟、沼河比賣の歌に阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟など見え、萬葉三(三十七丁)に、青山之、嶺乃白雲、四(四十四丁)に、青山乎、横欽雲之、六(十八丁)に、青山乃、會許十方不見、白雲毛、千重爾成來沼、七(二十八丁)に、青山、葉茂山邊、十一(三十三丁)に、青山之、石垣沼間乃、十三(二十三丁)に、青山乎、振放見者、茵花、香、未通女、櫻花、盛未通女、又(二十四丁)、青山乎、振酒見者云々なども有りて、木の繁りたる山を云ふなり、又七(九丁)に、三芳野之、青根我峰之、蘿席、誰將織、經緯無二と有るも地名には非ずて木の繁合たる峰を云ふめり、十四(二十七丁)に、安乎禰呂爾、多奈婢久君母能、伊佐欲比爾、又安乎禰呂爾、伊佐欲布久母能、餘會里都麻波母と有る、安乎禰呂の呂は助辭にて、青峰は青山と云ふに同じきを以て曉る可し、又山名に青某と冠らせ云ふ例は一(二十三丁)藤原宮御井歌に、日本乃、青香具山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有、畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、耳爲之、青菅山者、背友乃大御門爾、宜名倍、神佐備立有と有る青香具山の青是なり、此に對へて耳梨を青菅山と云へるは青清山の義にて、木立の繁茂る山色は青く清々しき物なる謂なり、其中間に畝火を美豆山と云ふは、右の二の青に並べて瑞々しく美はしきを云ふに思合す可し、(冠辭考に、「美豆てふ語は先に草木の若く美しく榮ゆ